

「電波利用料の見直しに関する意見募集」に対して提出された意見
【意見募集期間：平成25年3月6日(金)～平成25年4月5日(金)】

番号	項目			提出された意見
	検討課題	論点番号	例	
1				<p>アマチュア無線局のように、 ・免許の期間があらかじめ決まっている ・電波利用料の金額が比較的低い 場合は、徴収費用や事務手続きの軽減のために、免許期間内の一括前納制度を前提にした電波利用料の減額によるインセンティブをセットにした電波使用料の算定を行うことで行政の効率化を図る検討を行うべきである。 低額の電波利用料納付においては、本来の目的に使われない事務費用や徴収費用に関する部分は可能な限り削減することが望ましい。 また、免許期間内における無線局の廃止に関しても還付請求が可能な制度設計とすれば、これまでの廃止届出の実態から費用のシミュレーションが可能になるため、全体としての最適化を納付者の立場も考慮して判断することが重要である。</p> <p align="right">【個人】</p>
2				<p>[電波利用料制度について] ・電波の適正な利用の確保は重要であり、事務処理に要する費用を無線局免許人に電波共益費用の負担として求める現行の電波利用料制度の枠組みは適切と考える。</p> <p>[経済的価値の反映について] ・災害発生時には、国民の生命・財産を守るため重要な役割を果たす放送事業者に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは、存立基盤を危うくし適切と考える。</p> <p>[放送の利用料負担について] ・放送の電波利用料にかかる特性係数は、放送の重要性からも適切な措置と考え、今後も維持すべきである。</p> <p align="right">【山陽放送株式会社】</p>
3	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		<p>a. 電波の経済的価値は「市場」に委ねるべきである。「市場」に委ねる前適な方法周波数オークション制である。総務省は昨年の国会に法案を提出しながら、国会会では上程しないと。OECD加盟国の中でも、アジア各国の中でも、我が国は周波数オークションを採用していない例外的なマイノリティである。このガラパゴス・ルールを脱しなければならぬ。我が国に情報通信産業はこの3年マイナス成長、国政競争力は18位といわれている。そこには様々な理由によるものだろうが、最大のポイントはガラパゴス・ルールにあってイノベーション不足にある。総務省は我が国の情報通信産業を成長軌道に乗せていく責任がある。</p> <p>b. 総務省「電波有効利用研究会」では電波利用料のあり方について検討を重ねてきている。未だ中間報告でとどまり、前終答申はこれからとされているが、迷うことなく、電波利用料は一般財源とすべきである。総務省に限らず特定財源は排除していくべきである。その上で不法電波の監視や電波資源拡大の研究開発に予算要求していくことが正しい。</p>
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	<p>軽減措置は原則として廃止し「特性係数」をゼロベースで見直すべきである。 特に2014年に見直すことになっている。放送の「特性係数」扱いは排除すべきである。 放送局は放送の公共性を主張するが、公共の電波、国民の共有資産である電波を利用して、サービスを行う者は全て等しく公共性を有している。まして放送は営利を目的とする株式会社である。総務省は今年、放送免許更新にあたって比較審査を導入した。その中でも財務力を入念に調査したと聞く。電波利用料を正しく支払うことのできない局はなかった筈である。仮に1局でもあったとすれば、そもそも存在価値がないと考えられる。総務省は電波利用の公平原則を確立して欲しい。</p>
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方		<p>そもそも4Gの割当てについては、オークションを導入することになっていた。一度決定したルールは、正しく継承して欲しい。4G参入事業者が、またもやNTTドコモ、KDDI、ソフトバンクのいつもの3社でいいのだろうか。総務省は4Gの機会に新規参入事業者の登場を促して欲しい。ただし既存事業者を新規参入事業者と無条件に入れさせることには、既に豊富な社内留保を確保している既存キャリアの現状を勘案する必要があるのではないかと、仮にオークション価格が¥150億であるならば、新規参入事業者は¥150億とて、既存事業者はキャリア事業収益として¥150億を拠出して¥300億とする。イコールファイティングを適用すべきであろう。放送通信も既得権益を過剰に優先した為に新規参入も起ころないまま推移してきた。わが国に情報通信産業が低調競争力も弱い背景には、総務省の産業政策にも一因あったのではないかと。</p> <p align="right">【個人】</p>
4	1. 電波利用共益事務の在り方			<p>・電波利用共益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用共益事務以外の支出(使途)に充てるべきではありません。 ・歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。 ・平成23年の電波法改正で、電波利用料制度における電波の経済的価値の反映が強まりましたが、これを過度に進めることは賛成できません。 ・電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に資する方です。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになってしまうと、結果的に国民が不利益を被ると考えます。 ・東日本大震災の発災にあたり、被災地のラジオ局、テレビ局をはじめとする民放事業者は長期間にわたり緊急報道体制をとり、被災者、国民への情報提供に努めました。緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは不適切です。 ・無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねず、慎重に検討すべきと考えます。</p>
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		<p>・「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は妥当なものと考えます。 ・3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯/2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。迅速かつ円滑な周波数移行のためには、移行の過渡期や移行後において、FPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。</p>
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	<p>・放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る義務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、③の2点を勘案して規定されています。これは適切な措置であり、今後も維持すべきものです。</p>
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	<p>・地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイク等の導入も具体化しており、周波数共用による電波の有効利用が進んでいます。これは今回の見直しにおいて考慮すべき新たな情勢変化であり、地上テレビ放送の料額算定には、こうした周波数共用を勘案すべきものと考えます。</p>
3. その他				<p>[放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見] ・「電波利用料の見直しに関する検討会」第1回会合では、平成24年度の電波利用料予算の歳入・歳出内訳が示され、あわせて地上テレビジョン放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担額について参考資料1-3が配付されました。これを受け、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかとの指摘がありますが、携帯電話事業者と放送事業者の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。 ・携帯電話は双方向の通信であり、利用者が購入した携帯電話端末は電波を受発信する無線局です。したがって、携帯電話端末には電波利用料が課されています。電波利用料の歳入における「携帯電話事業者」の負担額には、携帯電話事業者が自身で運用する無線局にかかる利用料額だけでなく、契約料を通じて広く携帯電話端末のユーザーから徴収する利用料額も含まれています。1億3千万台を超える携帯電話端末にかかる利用料の合計が膨大な金額となるため、携帯電話事業者を通じて納付される電波利用料の負担額が見かけ上、大きくなっているものと認識しています。 ・一方、放送は単方向の送信が基本です。視聴者はテレビ受信機を購入しますが、テレビ受信機は無線局ではないため、電波利用料は課されません。すなわち、電波利用料の歳入における「放送事業者」の負担額は、放送事業者(送信側)のみが負担しています。 ・こうした負担構造を比較すれば、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスとの指摘が当たらないことは明らかです。</p> <p>[その他] ・民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではありません。</p>

		【一般社団法人日本民間放送連盟】	
5	1. 電波利用公益事務の在り方		<ul style="list-style-type: none"> 電波利用公益事務の費用を無線局免許人にその負担を求めるとする現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用公益事務以外の支出(使途)に充てるべきではありません。 歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年の電波法改正で、電波利用料制度における電波の経済的価値の反映が強まりましたが、これを過度に進めることは賛成できません。 電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し行う事が肝要。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が不利益を被ると考えます。 東日本大震災の被災にあたり、被災地のラジオ局、テレビ局をはじめとする民放事業者は長期間にわたり緊急報道体制をとり、被災者、国民への情報提供に努めました。緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは不適切です。 無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じるとは経営上の不確定要素となりかねず、慎重に検討すべきと考えます。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は妥当なものと考えます。 3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯/2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。迅速かつ円滑な周波数移行のためには、移行の過渡期や移行後において、FPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。これは適切な措置であり、今後も維持すべきものです。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイク等の導入も具体化しており、周波数共有による電波の有効利用が進んでいます。これは今回の見直しにおいて考慮すべき新たな情勢変化であり、地上テレビ放送の料額算定には、こうした周波数共有を勘案すべきものと考えます。
	3. その他		<p>【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかと指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。 携帯電話は双方向の通信であり、利用者が購入した携帯電話端末は電波を受発信する無線局です。したがって、携帯電話端末には電波利用料が課されています。電波利用料の歳入における「携帯電話事業者」の負担額には、携帯電話事業者が自分で運用する無線局にかかる利用料額だけでなく、契約料を通じて広く携帯電話端末のユーザーから徴収する利用料額も含まれています。1億3千万台を超える携帯電話端末にかかる利用料の合計が膨大な金額となるため、携帯電話事業者を通じて納付される電波利用料の負担額が見かけ上、大きくはなっているものと認識しています。 一方、放送は単方向の送信が基本です。視聴者はテレビ受信機を購入しますが、テレビ受信機は無線局ではないため、電波利用料は課されません。すなわち、電波利用料の歳入における「放送事業者」の負担額は、放送事業者(送信側)のみが負担しています。 こうした負担構造を比較すれば、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスとの指摘が当たらないことは明らかです。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではありません。
		【青森放送株式会社】	
6	1. 電波利用公益事務の在り方		<p>【検討課題(電波利用公益事務の内容と歳出規模)に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電波利用公益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波公益費用の負担を求めるとする現行制度の枠組みは適切と考えます。 電波利用料制度は、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮するとともに、電波の経済的価値を一層反映させるために使用帯域幅に応じた負担部分の拡大を追求するだけでなく、広く国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムとのバランスを取りながら国民の利益に適う設計をすることが重要であります。 また、電波利用料は、電波利用公益事務以外の支出(使途)に充てるべきではなく、歳入と歳出の規模は抑制的に、かつ、歳入と歳出は一致するよう設計すべきと考えます。 「新たな分野での電波利用システム」の観点から次期電波利用公益事務として歳出規模をより強化すべき事項はないかと検討課題が出されていますが、電波の利用状況等の環境の変化に応じ、受益と負担の関係を明確にし、負担の公平確保と電波利用料負担者の理解を十分に得られるよう努めるとともに、使途については、その必要性や効果等を十分に検証し、本制度の一層の適正化を図るべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 現行の制度は、電波の経済的価値の向上に繋がる事務(a群)と電波の適正な利用を確保するために必要な恒常的な事務(b群)に分類されていますが、平成17年度に電波の経済的価値に応じて負担する考え方がa群に導入され、平成20年度は、その負担する部分を拡大し、さらに平成23年には電波法改正により、電波の経済的価値を従来よりも反映させてa群比率が高くなっています。このように3年ごとの見直しで電波の経済的価値に応じて負担する料額を改訂してきており、今後、これを過度に進めることについては賛成できません。 無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であります。当社の電波利用料は、制度が発足した平成5年と平成24年の電波利用料支払額を単純比較すると約5倍となっております。このように3年ごとの見直し制度が大きく変動し、想定外の料額増加は経営上の不確定要素となりかねず、慎重に検討すべきと考えます。 特にa群の係数部分となる「電波の経済的価値を一層反映させるために各無線システムの使用帯域幅に応じた負担部分の拡大」の決定に際しては、その考え方と決定プロセス等についても公表すべきと考えます。 東日本大震災以降、民放事業者は被災地の各局に対して現在も継続して現地への取材応援に赴き、情報収集と長期にわたる報道番組を放送し、被災者・国民への情報提供に努めています。また、想定される南海トラフ巨大地震に対する緊急報道訓練の実施や非常災害時の非常災害放送のためのインフラの整備や放送継続のための安全・信頼性の維持向上にも努めています。このように、日頃から国民の安全・安心につながる公共性の高い報道機関として活動を行っている「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは不適切と考えます。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は、妥当なものと考えます。 3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz/2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。 700MHz帯放送事業用FPUの電波利用料は、ローカル民放事業者にとって非常に高額であり、迅速かつ円滑な周波数移行のためには、移行の過渡期や移行後において、FPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮をお願いします。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方 放送の電波利用料にかかる特性係数(1/4)は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)の2点を勘案して軽減措置が規定されているもので、放送の公共性を勘案した適切な措置であり、継続されることを要望します。 平成22年8月公表の「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」の使用帯域幅毎の負担の在り方では、「中期的に見直しを行い、現行の特性係数に替わるべき新たな措置を検討する」との方針が出されていますが、前述のように放送事業が持つ公共性や社会的機能を電波利用料算定の勘案要素として検討していただき、今後も放送の電波利用料にかかる特性係数が継続されることを要望します。
	(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイク等の導入も具体化しており、地上テレビ放送の料額算定においては、今回の見直しで周波数共有による電波の有効利用という新たな情勢変化を勘案すべきと考えます。 ホワイトスペースを活用する無線システムは、平成22年8月公表の「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」で、当該無線局からは無線局数で按分して負担する部分(b群)のみを徴収するとしていますが、当社は同様の無線局の種別や利用形態に合わせて料額を定め、徴収することが適当と考えます。その後は、電波利用料の使途に加えたホワイトスペースの活用を図るために必要な施策の実施のための経費の負担割合は、当該ホワイトスペース利用者に応分の負担をお願いする検討も必要かと考えます。 	

3. その他			<p>【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電波利用料の見直しに関する検討会」第1回会合において放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかとの指摘について意見を申し述べます。 ・携帯電話事業者は、以前から放送事業者に対して受益と負担の公平性確保(平成24年度電波利用料予算の歳入及び歳出の内訳によると携帯電話事業者は532億円の負担で受益は47億円、放送事業者は負担が51億円に対して受益が地上デジタル放送総合対策として318億円)と放送と携帯電話の負担のアンバランス解消を指摘しております。 ・まず、携帯電話は双方向の通信であり、利用者が購入した携帯電話端末に電波利用料が課されています。電波利用料は携帯電話事業者が自ら運用する無線局にかかる利用料だけでなく、契約料を通じて広く1億3千万台を超える携帯電話端末の利用者が負担している利用料額も含まれています。 ・一方、放送は単方向の送信であり、視聴者が購入した受信機に電波利用料はかからず、放送事業者(送信側)のみが負担をしています。 ・このような負担構造を比較すれば、アンバランスではないかという指摘はこうした構造を無視したもので適切ではありません。 ・「地上デジタル放送総合対策」の使途についても、国策である地上テレビ放送のデジタル化はVHF(1~12ch)及びUHF(53~62ch)の合計130MHzをテレビ以外の新たな用途に活用可能とし、地デジ完全移行後は、地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備や支援といった国民全体を受益者とするためのものであります。 ・携帯電話と放送の電波利用料構造の違いならびに受益と負担の公平性確保についても、歳入額が多い「地上デジタル放送総合対策」は、国民全体を受益者とする使命であって、放送事業者の負担割合と結び付けて議論することは、適切ではありません。 <p style="text-align: right;">【株式会社福岡放送】</p>
7	1. 電波利用料の在り方		<p>【検討課題(電波利用料の在り方・内容・歳出規模)に対する意見】</p> <p>電波利用料の使途は、最低限の電波利用料に限定すべきであり、歳入・歳出の規模も抑制的にすべきと考えます。よって、公益事業に新たな事項を加える必要はないと考えます。</p>
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	<p>電波利用料制度における電波の経済的価値の反映を過度に進めることには賛成できません。民放事業者は、災害等においては緊急報道体制をとり国民へ情報提供を行います。公共性を持った放送事業に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは不適切と考えます。</p>
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	<p>前述のとおり公共性を持つ「放送」の電波利用料にかかる特性係数は適切な措置であり、今後も維持すべきと考えます。</p>
9	3. その他		<p>【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】</p> <p>放送事業者から視聴者へ単方向で送信される「放送」にかかる費用は、視聴者が購入する受信機を除き、全て放送事業者が負担しています。</p> <p>一方、携帯電話は双方向の通信であり、携帯電話事業者だけでなく利用者にも電波利用料は課せられており、事業者が利用者から徴収した電波利用料も合わせて納入しているため膨大な額になっているものと認識しています。</p> <p>このような実態を受けて、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかという指摘もあるようですが、前述のとおり両者の負担構造がそもそも異なるため、アンバランスとの指摘はあたらないと考えます。</p> <p>【放送事業者の電波利用料に売上高や利益を反映すべきという意見に対する意見】</p> <p>電波利用料は単なる、営業収益関連の指標等で算定すべきものではなく、あくまで電波利用に付した額を算定すべきと考えます。よって、使用帯域に応じた負担額と均等割り部分との合計額である現行の考え方が、妥当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TVQ九州放送】</p>
8	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	<p>弊社は、国土の22%を占める広大な放送地域に放送を届けるために、大規模中継局を含む156箇所の中継局を整備して、北海道全域をカバーしている。このため現状で多額の電波利用料を負担している。</p> <p>デジタル化による減価償却費の負担、関連経費の負担に加え、テレビ広告収入の減少が続き、経営環境は厳しい状況にあるが、国民の安心・安全を確保するための放送継続に向けた基幹メディアとしての責務を果たすこと、並びにテレビの公共性、視聴者保護の観点から、防災対策を含めたデジタル放送システムの維持、コンテンツの充実に努めているところであり、安定した放送を継続するためには無線局の特性に応じて適用される軽減係数(特性係数)は、今後も維持されるべきものであり、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【北海道文化放送株式会社】</p>
9	1. 電波利用料の在り方		<p>電波利用料に関しては、今年度の「電波有効利用の促進に関する検討会」において、「電波利用料」であることが確認されており、法律に明記された使途に基づいて適正に支出されることを希望する。また歳入・歳出の規模は抑制的であるべきである。</p>
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	<p>電波利用料には使用帯域幅に応じた負担部分が設けられており、電波の経済的価値を一層反映させるためとされているが、このいわゆるa群の割合が拡大することがないよう、強く要望する。電波利用料に占めるa群の割合は64%程度になっており、「経済的価値はすでに十分に反映」されているものとする。電波利用について過度に経済的側面から判断をすることは、結果的にユーザーや視聴者の不利益につながる恐れがあり、電波を使用している事業者のそれぞれの特性に関する議論を十分行なった上で、決定をしていただきたい。</p>
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	<p>軽減措置については現在適用している特性係数を維持することを強く要望する。先の東日本大震災では災害放送の重要性が改めて認識されたと理解しているが、これは法令により課せられた「あまねく努力義務」や「災害放送義務」を放送事業者が素々と果たしてきた結果ととらえている。また放送事業者は、民主主義を支える「選挙放送」も実施しており、きわめて公共性の高い性格を持つ事業である。こうした放送事業が持つ社会的機能や公共性といったものを、電波利用料の勘案要素として踏まえ、慎重に議論すべきである。</p>
10	3. その他		<p>検討会の第1回会合で、参考資料として地上波テレビ局と携帯電話事業者の電波利用料の負担額が配布された。携帯電話事業者の納付額は、無線局である携帯電話端末のユーザーが支払った利用料を含んだ額であり、携帯電話事業者自身が負担している額より多く納付している。納付額の内訳に差異があることから、これらの数字の扱いは誤解を招かないようお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京】</p>
10	1. 電波利用料の在り方		<p>【検討課題(電波利用料の在り方・内容・歳出規模)に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料の在り方、および歳出規模は、現行制度の枠組みで、適切と思われる。電波利用料以外の用途に充てるべきではないと思えます。 ・電波利用料制度は、平成23年度の電波法改正により、経済的価値の反映が強まりましたが、これをさらに進めることは賛成できません。 ・電波利用料制度の設計は、経済的価値の反映を追求し、高い収益をあげる無線システムだけになると、国民の利益に反することになります。国民の生命・財産を守る社会的意義のある無線システムには、配慮をすることが必要であると思えます。 ・東日本大震災のような非常時には、放送事業者は、国民の生命・財産を守るために、長時間にわたり、収支を考慮せずに、緊急報道に努めました。このような放送事業に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは適切であると思われる。 ・放送事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の3年ごとの見直しは、大変重要で、料額の大増大が生じるとは経営上の大問題となりかねず、慎重に検討すべきものと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	<p>放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯/2.3GHz帯への周波数移行に向け、技術検討などを進めていますが、移行期や移行後において、電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。</p>
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	<p>① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方</p> <p>放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る義務等」(放送法;あまねく努力義務)、②「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法;災害放送義務、公職選挙法;選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。これは適切な措置であり、今後も維持すべきものです。</p>
	(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	<p>地上テレビ放送用周波数帯のホワイトスペースでは、今後エリア放送や特定ラジオマイクなどの周波数共用が進むと思われます。地上テレビ放送の料額算定には、このような情勢の変化を考慮して、勘案すべきものと考えます。</p>

3. その他			<p>【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかとの指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。 携帯電話は、利用者が購入した携帯電話端末で電波を送受信する無線局で、携帯電話端末には電波利用料が課されています。携帯電話事業者の電波利用料は、自身で運用する無線局の利用料額だけでなく、携帯電話端末のユーザーから広く徴収する利用料額も含まれています。携帯電話端末にかかる利用料の合計が膨大な金額となるため、携帯電話事業者の電波利用料の負担額が見かけ上、大きくなっているものと認識しています。 一方、放送では、視聴者はテレビ受信機を購入しますが、無線局ではないため、電波利用料は課されないで、電波利用料の歳入における「放送事業者」の負担額は、放送事業者(送信側)のみが負担しています。 <p>こうした負担の仕組みを考慮すれば、利用料負担がアンバランスとの指摘には、該当しないと思います。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電波利用料は税ではなく、営業収益の指標と比較して多寡を論じるべきものではないと思います。
11	1. 電波利用料の在り方		<p>【株式会社熊本県民テレビ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電波利用料の費用に充てるため、無線局免許人に電波利用料の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切であり、電波利用料以外の支出に充てるべきではないと考えます。 歳入、歳出の規模は抑制的かつ継続的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきです。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	<p>電波の経済的価値を過度に電波利用料に反映することについては慎重に検討するべきと考えます。</p> <p>【株式会社テレビ岩手】</p> <p>電波の公平・効率的な利用のためには、土地資産が市場価格で売買・賃貸されるのと同じく、電波利用に市場価格を導入する必要がある。第1に新規割当にオークションを導入して正当な代価支払を実現し、オークション割当電波の(同一目的)有償譲渡を自由化する。第2に既存利用者に対し、電波の経済的価値に対応する買料を賦課すべきである。経済的買料を行政判断で定めることは不可能で、市場メカニズムに拠らなければならない。第1の方法は新規割当にリースオークションを導入し、その結果を既存利用者の買料に適用することである。第2の方法は、既存利用者に対して新たに「利用中電波の供給価格(利用終了時の補償金額)」の表示義務を課し、同供給価格に一定の料率を乗じて買料(利用料)とすることである。この方策は低効率利用電波の再編成(再配分・再割当)にも有効だが、激変緩和のために低い料率から導入する必要がある2。</p> <p>電波の公平かつ効率的な利用のために上記が検討されることを望む。</p> <p>注：() 鬼木甫『電波資源のエコノミクス』現代図書、2002年、1部11章。(2) 同「周波数再編成(利用変更・移転)のエコノミクスII—新システム(EMM)による再編成加速の提案(前・後編)」『InfoCom REVIEW』第58・59号、情報通信総合研究所、2012年11月、2013年3月。<http://www.ab.uoone-net.jp/~teir/jpn/publication/201210a.html></p>
	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	<p>「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は妥当なものと考えます。</p> <p>放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。従って、軽減係数を引き続き適用するのが妥当と考えます。</p>
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	② 被災した無線局に対する減免を可能とする措置	<p>被災した無線局に対する減免措置については賛成。被災地の無線局免許人は、営業利益より被災者への情報提供を通じて地域住民の生活の安全を確保する事を優先しており、その事業活動は減免措置に値すると考えます。</p>
	(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	<p>スマートメータやM2Mなどの新しいシステムについては、その電波利用状況を十分に精査し、料金設定を行うべきと考えます。</p>
3. その他			<p>【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地上テレビジョン放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担について利用料負担がアンバランスではないかとの指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業のビジネスモデルの異なる事業種間で単純な利用料の比較をおこなっており、その指摘については、利用料負担の構造を的確に検討すれば、その指摘は当たらないと考えます。 <p>【無線システムのグローバルな進展を踏まえた料金設定に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> グローバルな端末の使用については、国際競争力を損なわないよう慎重な検討が必要と考えます。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電波利用料は税ではなく、特定の公益事務を実施するための財源であり、その趣旨から、事業収益関連の指標と比較して利用料金を検討するべきではないと考えます。 2011年3月11日の大震災に際して、ローカルテレビ局の地域における情報の収集と発信の重要性が確認されました。地域住民の生命と財産を守るためにも、ローカルテレビ局の経営悪化を招きかねない、電波利用料の増額はすべきでないと考えます。 <p>【株式会社テレビ岩手】</p> <p>電波利用料制度は、当初電波管理費用を賄うために創設されたが、現状では電波諸政策の推進(たとえばテレビのデジタル化)にも支出されており、法律文言を別にすれば電波目的税と区別できない状態にある。電波の公平かつ効率的な利用のためには経済的価値による配分・割当が必要である。</p> <p>一般に「価格」は稀少性と重要性の共通尺度であり、これを欠いた利用では公平性・効率性を担保できない。たとえば経済価値を大幅に下回る現行利用料水準では、電波節約と同節約のための技術開発の双方の誘因が減殺される。また昨年度の「700MHz帯新規割当」は目に見えない不公平を生じた例である。巨大な経済価値を持つ電波が実質無償でE社に割当てられて同社の「含み資産」になったが、その後S社がE社との提携・合併を発表してE社株式が約3倍に高騰し、事前にE社株式を取得していた海外資本が電波利用料総額に匹敵する数百億円の利益を得た。もし当初オークションが採用されていたならば、同利益は政府収入の形で国内に留まっただけである。</p> <p>【個人】</p> <p>電波利用料を、適正な経済的価値を反映させて定める新しい方法として、鬼木甫氏が、InfoCom REVIEW(情報通信総合研究所発行)に「周波数再編成(利用変更・移転)のエコノミクスII」を発表している。</p> <p>鬼木氏の新方式の概要は、免許人は退出を求められた際に要求したい補償額をあらかじめ宣言し、その額に比例して毎年利用料を支払うというものである。法外な補償を要求すれば利用料の負担が増す一方、利用料の支払い額を抑えようすると本当に退出を求められる恐れがあるため、宣言する補償額は電波の経済的価値を反映する可能性が高い。また、総務省には、電波再編成に必要な補償額をあらかじめ把握できるという利点もある。</p> <p>加えて、原理的には、すべての周波数帯域の経済的価値が一気に明らかになるという、オークション制度では達成できない大きな特徴もある。</p> <p>総務省は、今までの利用料制度の延長線上だけで考えるのではなく、鬼木氏提案のような斬新な方式についても検討を進めるべきである。</p>
12	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	<p>電波の公平・効率的な利用のためには、土地資産が市場価格で売買・賃貸されるのと同じく、電波利用に市場価格を導入する必要がある。第1に新規割当にオークションを導入して正当な代価支払を実現し、オークション割当電波の(同一目的)有償譲渡を自由化する。第2に既存利用者に対し、電波の経済的価値に対応する買料を賦課すべきである。経済的買料を行政判断で定めることは不可能で、市場メカニズムに拠らなければならない。第1の方法は新規割当にリースオークションを導入し、その結果を既存利用者の買料に適用することである。第2の方法は、既存利用者に対して新たに「利用中電波の供給価格(利用終了時の補償金額)」の表示義務を課し、同供給価格に一定の料率を乗じて買料(利用料)とすることである。この方策は低効率利用電波の再編成(再配分・再割当)にも有効だが、激変緩和のために低い料率から導入する必要がある2。</p> <p>電波の公平かつ効率的な利用のために上記が検討されることを望む。</p> <p>注：() 鬼木甫『電波資源のエコノミクス』現代図書、2002年、1部11章。(2) 同「周波数再編成(利用変更・移転)のエコノミクスII—新システム(EMM)による再編成加速の提案(前・後編)」『InfoCom REVIEW』第58・59号、情報通信総合研究所、2012年11月、2013年3月。<http://www.ab.uoone-net.jp/~teir/jpn/publication/201210a.html></p>
3. その他			<p>電波利用料制度は、当初電波管理費用を賄うために創設されたが、現状では電波諸政策の推進(たとえばテレビのデジタル化)にも支出されており、法律文言を別にすれば電波目的税と区別できない状態にある。電波の公平かつ効率的な利用のためには経済的価値による配分・割当が必要である。</p> <p>一般に「価格」は稀少性と重要性の共通尺度であり、これを欠いた利用では公平性・効率性を担保できない。たとえば経済価値を大幅に下回る現行利用料水準では、電波節約と同節約のための技術開発の双方の誘因が減殺される。また昨年度の「700MHz帯新規割当」は目に見えない不公平を生じた例である。巨大な経済価値を持つ電波が実質無償でE社に割当てられて同社の「含み資産」になったが、その後S社がE社との提携・合併を発表してE社株式が約3倍に高騰し、事前にE社株式を取得していた海外資本が電波利用料総額に匹敵する数百億円の利益を得た。もし当初オークションが採用されていたならば、同利益は政府収入の形で国内に留まっただけである。</p> <p>【個人】</p> <p>電波利用料を、適正な経済的価値を反映させて定める新しい方法として、鬼木甫氏が、InfoCom REVIEW(情報通信総合研究所発行)に「周波数再編成(利用変更・移転)のエコノミクスII」を発表している。</p> <p>鬼木氏の新方式の概要は、免許人は退出を求められた際に要求したい補償額をあらかじめ宣言し、その額に比例して毎年利用料を支払うというものである。法外な補償を要求すれば利用料の負担が増す一方、利用料の支払い額を抑えようすると本当に退出を求められる恐れがあるため、宣言する補償額は電波の経済的価値を反映する可能性が高い。また、総務省には、電波再編成に必要な補償額をあらかじめ把握できるという利点もある。</p> <p>加えて、原理的には、すべての周波数帯域の経済的価値が一気に明らかになるという、オークション制度では達成できない大きな特徴もある。</p> <p>総務省は、今までの利用料制度の延長線上だけで考えるのではなく、鬼木氏提案のような斬新な方式についても検討を進めるべきである。</p>

		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方		<p>スマートメータをはじめとするM2Mシステムが今後市場に導入されると見込まれている。M2Mシステムには、端末数は膨大になるが個々の端末のトラフィック量は限られるという、今までの無線システム(たとえば携帯電話)とは異なる特徴がある。この特徴ゆえに、M2Mシステムに携帯電話と同額の利用料を課すと、システム運用費に占める利用料の割合が著しく大きくなる一方、利用料制度の目的を果たすには高額すぎる収入が入る可能性が高い。</p> <p>したがって、M2Mシステムに課す料額は軽減すべきである。</p> <p>加えて、M2Mシステムには輸出商品となる期待もあり、産業育成上からも、M2Mシステムに課す料額は軽減すべきである。M2Mシステムが携帯電話技術で接続されれば利用料の支払いが発生し、無線LAN技術で接続されれば利用料の支払いが発生しないとなれば、M2Mシステムの開発者は無線LAN技術による接続をコスト削減のために選択することになる。このように利用料を課す・課さないが技術の選択を左右するのは好ましいことではない。</p> <p>言い換えれば、M2Mシステムに課す利用料は技術中立的でなければならない。利用料は、実際の技術を問わず、すべて無線LAN技術によって接続したとみなして、当面は無料とするのが適切である。</p> <p>要約すると、まさに発展しつつあるM2Mシステムの開発と普及を促進するため、また産業競争力に資するために、当面、M2Mシステムに課す料額は無料とすべきである。</p>
	3. その他			<p>免許不要局は、技術の層の発展と国民利便の向上に資するために、これまでの方針通り、利用料徴収の対象とすべきでない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>
14	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		<p>基幹放送事業者は放送を通じた公共の福祉、安全・安心のため最大限に努力している。東日本大震災では長期にわたる報道発信を行い、また定期的な復興に役立つ報道、情報番組を制作し地域貢献している。また災害による設備復旧では、より強固なシステムを構築することにより発災時の情報提供確保に努めている。企業として一定の安定経営が前提でこのような活動ができることを踏まえ、電波の「経済的価値」の反映を過度に進める算定にならない様に強く望む。</p> <p style="text-align: right;">【(株)仙台放送】</p>
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方		<p>無線システムに一律に利用料が決定されているところを、その特性により是正する措置は適切かつ必要な措置である。地上テレビジョン放送のデジタル化では、難視聴対策を含め「あまねく普及」に努め、また災害放送の実施でも企業としての「採算性」を超えた取り組みをしている。公共性の高い無線システムに対する現行の配分係数は妥当であり継続を望む。</p> <p style="text-align: right;">【(株)仙台放送】</p>
15	1. 電波利用料の在り方			<p>【検討課題(電波利用料の在り方)に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電波利用料の在り方については、一定の役割を理解するものでありますが、その範囲について際限なく拡大していくことには懸念を持っています。 歳入歳出規模については、電波利用料の在り方として吟味、精査された内容に応じたものとすべきであり抑制的であるべきです。 公共性として認められたものについても一定の期間ごとに、その事業の成果や継続必要性について見直しが必要と考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		<ul style="list-style-type: none"> 電波利用料制度において、電波の経済的価値を過度に勘案することは妥当ではないと考えます。 電波利用料制度の設計は各種無線システムの目的や社会的意義を考慮して、豊かな社会を実現するよう配慮することが重要です。経済的価値の勘案により公共性の高い無線システムが排除されるようなことがあってはならないと考えます。 地震、風水害、雪害などの災害対応放送では、日頃より、いち早く視聴者へ関連情報の提供に努めており、緊急時にはCMを外して報道に専念することもある「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切と考えます。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 3.9世代移動通信システムの導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯/2.3GHz帯への周波数移行に向けて技術的協力を進めています。円滑な周波数移行のためには、移行のシステム切替時期において、FPU免許人の電波利用料負担が過重にならないよう配慮が必要と考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 放送を隠さず送り届けるためには、事業性の乏しい小電力中継局も多数建設してエリアカバーをしています。放送の公共性を考慮して設けられた特性係数は、「国民の生命、財産の保護」や「情報取得機会の公平性」を実現するために適切な措置であり、今後も維持すべきと考えます。 基幹放送局における小電力中継局においては、情報格差を生じさせないために、料額区分の緩和など、更なる配慮をお願いします。
	3. その他			<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収支関連の指標と同様に論じる性質のものではないと考えます。 <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>
16	1. 電波利用料の在り方			<p>【電波利用料の在り方に対する意見】</p> <p>電波利用料の使途について、時代に応じてある程度柔軟に対応することは必要と考えますが、使途をむやみに拡大するのではなく、重点的に推進するテーマを再度明確にした上で、効率的に使用することを要望します。また無線局全体の受益を直接の目的として行う事務以外の使途を含めるべきではないと考えます。</p>
				<p>【電波利用料の在り方に対する意見】</p> <p>新たな使途により増える予算については、重点項目以外の施策の効率化をはかり予算縮減をはかるなど、全体の歳出規模が現行水準内に収まるよう要望します。</p> <p>また、平成22年に策定された「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」の通り、歳入歳出の差額が生じることのないよう予算策定すべきと考えます。</p>
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		<p>電波の経済的価値を一層反映させるために各無線システムの使用帯域幅に応じた負担部分をむやみに拡大することは、放送事業者の負担額が大幅に増加することが予想され大きな懸念があります。特に地上基幹放送事業者は公共性が求められ、放送に係る安全信頼性についても強く要求されていることから、経済的価値に過大なウェイトを置くことは不適切であると見ます。</p>
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	<p>700MHz放送事業者用FPUの1.2GHz、2.3GHzへの移行が進められようとしています。移行過渡期においては移行元FPU及び移行先FPUの2重の電波利用料の支払いとなる可能性があり、何らかの軽減措置を要望します。</p>
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方		<p>特性係数については放送における公共性、携帯事業者との電波利用料の負担構造の違いを十分に認識し、引き続き維持するよう要望します。</p>
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	<p>地上テレビ放送用周波数を利用するホワイトスペースの利用が今後も増えることが予想され、周波数共用による地上テレビ放送の料額の減額を検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>
17	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	① 電波利用料の在り方	<p>・業務局と非業務局で利用料額に格差が必要。現在の制度では、業務局が安すぎる。</p>
			② 経済的価値(周波数幅、周波数の逼迫状況等)を勘案した算定方法の在り方	<p>・使用周波数の独占度の高い局(通信・放送等)と周波数を用いている局において格差が必要。利用料額は、チャンネル/局数とし、共用局を安くすべき</p>
			③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	<p>・1チャンネルあたりの利用帯域が広い局には利用料額を高く、チャンネルあたりの利用帯域が狭い局には利用料額を安くすべき</p>

	(2)電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用共益費用のうち経済的価値を勘案して算定する範囲を見直すことの是非	・上記案
		② 新規参入事業者に対する軽減措置	・必要なし
		③ 被災した無線局に対する減免を可能とする措置	・現在の利用料額では必要なし。電波を発信しない、または出来ないならば廃局扱いにし徴収しない、その周波数を新規参入局用としてオークションに掛ける。
	(3)新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	① 第4世代携帯電話システム	・現行の携帯電話システムの利用料額より安くし、利用促進を図る
		② スマートメーターやM2Mシステムなどの新しいデータ通信システム	・携帯電話システムを利用するならば、携帯電話と同額。上記検討課題(1)1についてより利用料額が低く抑えることが出来る。
		③ 被災した無線局に対する減免を可能とする措置	・不明
3. その他		① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非	・免許不要局は、現行通り、利用料額は不要。
		② 無線通信システムのグローバルな使用の展開を踏まえた料額設定の在り方	・常時ローミングで海外で使用される局は利用料額を徴収すべき。また、海外の端末を国内で使用する場合も利用料額を徴収すべき。
18			<p style="text-align: right;">【個人】</p> <p>1 地デジ対策費については二重取りの疑いがあります。平成26年度から28年度の電波利用料の歳出規模のうち、地デジ対策費が後年度負担として平成28年度まで毎年300億円程度必要となっているがとても不思議です。この費用は、「平成22年度電波の利用状況調査」の調査結果及び評価結果の概要(平成23年7月)によれば、次のように書かれています。900MHz帯と同様に、近年のトラヒックの急増に対応するとともに、早期に3.9世代携帯電話システムの普及を図るため、700MHz帯に実施10MHz帯×2を3者に割り当てる改正電波法に基づき、周波数以降を、当該周波数を希望する者による費用負担(新設機器代金・工事費用等)で実施携帯電話による地上デジタル放送の受信障害の防止・解消処置を割当てを受けた者が実施割当ての審査は絶対審査基準(最低限満たすべき基準)と競願時審査基準により実施(900MHz帯の割当てとほぼ同一)周波数をより多くの者が利用できるよう、割当てに当たっては、900MHz帯を割り当てられた者を劣後させると書かれています。そうして、競願時審査基準には次のように書かれています。700MHz帯(3者)については、周波数移行に係る費用(上限1500億円下限600億円)をより多く負担可能な者となっており、900MHz帯(1社)は、周波数移行に係る費用(上限2100億円下限1200億円)となっている。少なくとも、900MHz帯については、平成24年2月の3.9世代移動システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定に係る審査概要により、2122億5000万円ソフトバンクモバイルが負担しているはずで、毎年300億円(3年間で900億円)は二重取りではないだろうか。少なくとも、ソフトバンクモバイルは、900MHz帯をプラチナバンドと称して営業をしているので、この負担金は支払っていると思うがどうだろうか。それとも別の用途に流用されたのか?この辺りの決算がされていないように感じます。</p> <p>2 本気で電波利用料を節約しようとしているか疑問を感じます。不法無線の監視ですが、非常に無駄が多いです。私も監視調査業務を行った者ですが、そもそも不法無線局は誰が悪いのですか?割り当てる周波数そもそもなかったのですか?アメリカでは昔から市民ラジオ(CB無線)は5Wまで運用出来ていました。日本から大量に無線機は輸出されていました。日本では、それを不法無線局として扱い社会問題化させました。私が今思うのは、電波を極端に希少なモノとして扱い、職員の外郭団体等への天下りの手段として使っていたのではないのでしょうか。全電波労働組合(全通信労働組合)の組合員、退職する前には大部分の人は地方局の課長級の管理者となり、次々に退職後外郭団体に天下りました。単に、この体制を維持する為にトラックの運転手や漁師を警察や海上保安庁と共同取締りを行い検挙して、処罰していたのではないですか。東日本大震災で多くの人が死にました。しかし、トラック等の自動車に無線機が付けていたら多くの命は救われたと思います。また、救援物資を積んだトラックも燃料の調達ができない為に、大待ちさせられたようです。トラックに無線機が積んでいたら、お互いに連絡がついて、どこに燃料があるか判ったと思うのです。それにより寒さで死んだ高齢者も減っていたと思います。天下り体制の維持=人殺しだと思います。私は、共同取締りは嫌でたまりませんでした。総合無線局監視システムの構築・運用についても、本気で安くしようと考えているか疑問があります。私は、2002年8月~2004年7月までの約2年間、企画課(企画調整課)の係長をしていました。その時にタタタ、会計検査院の検査があり、IBMへの業務委託の在り方を問われていました。対応者は課長です。それを聞いて、会計検査院の言うことの方がマトモでした。本省からは何が何でも予算を守れという指示がありました。こうした行為は、国民に対する背信行為ではないでしょうか。当時は使いきれないような予算が来ていました。年度末に特別に必要なモノも沢山買いました。私が辞める頃には大分良くなっていったが、かなりひどい状態です。特に、総合無線局監視システムは特定の委任者に任せるとはならず、契約が切れる時には公正に入札をして欲しいと思います。確かに、それにより担当者に負担がかかると思いますが、より良いシステムを安く提供してもらうにはやむを得ないと思います。私としては、研究開発や安全性の調査、携帯電話のエリア調査、電波速へい対策等は細かくは分かりませんが、電波利用料の多くが携帯電話事業者の負担(平成24年度予算は、WiMAX事業者やPHS事業者まで含めれば全体の84.2%)であり、携帯電話事業者が納得するような使い方もして欲しいと思います。</p> <p>3 小規模な無線局の免許人の電波利用料の扱いについて アマチュア無線家、簡易無線の免許人、MCA無線の免許人等の小規模な免許人は、少額の電波利用料を毎年支払わせるのは、とても煩雑です。こうした免許人への対策は、免許申請時や再免許時の手数料と一緒に、免許人の負担を軽減すべきです。アマチュア無線の免許人に毎年300円を支払わせるために、納付書を印刷して発送を行い、免許人はその納付書を持って金融機関(多くは郵便局)に行き、納付作業を行うのは効率的かどうかです。たしか、郵便局は手数料として400円以上の為替手数料を得ているはずで、それに納付書の発送事務も郵便局で、行っているではありませんか。そうした郵政省時代からの遺着を断つべきです。小規模免許人の電波利用料は、事務手続きも含めれば赤字のはずです。免許人にも手間をかけさせ、事務処理に赤字というのは馬鹿げていません。アマチュア無線局等は電波利用料全体の0.2%に過ぎません。それとMCAの免許人については、MCAを運用する移動無線センター一括して納めれば免許人の負担も少なく黒字化されます。全体を整理する必要があると思います。</p>

			<p>4 防災行政無線のデジタル化の支援について 移動系の消防無線や救急、無線局の260MHz帯への移行にともなう支援ですが、電波利用料による支援より、無線機の値段を下げる支援の方が効果的だと思います。昨年12月27日の日経産業新聞に富士通ゼラルの記者で消防救急無線のデジタル無線機の値段が35～40万円と出ています。これは無線機の値段があまりにも高すぎるので、タクシー無線機並みに下げてもらいたいです。 その代わりに、ひとつのメーカーが作って、それをOEM（相手方ブランド）で販売すれば、沢山のメーカーが小さな市場で争わなくても利益が上がる構造が出来ます。それに別々に作れば、本当の大規模災害時に全部のメーカーが接続できるとは限りませんが、デジタル機のアナログの無線機なら周波数が同じで変調方式が同じなら確実にどのメーカーを持ってきても相互利用できますが、デジタル機の場合はそうはいかないかもしれません。携帯電話に比べて著しく小さい市場で、何社もメーカーが争うのは賢い選択ではありません。無線機の値段が半分以下になるならば、特に支援の必要はなくなると思います。全面移行する場合は、そうは云っても大量の無線機が作られます。 それにタクシー無線等もデジタル化の対象です。そんなにメーカーや事業者が大儲けしなくても大丈夫だと思います。無線の事業者も高齢化が進んでいるので、そんなに儲けなくてもよいと思います。多くの事業者は最後のご奉公になると思います。そうして、若干の事業者が残るだけになると思います。これだけ携帯電話が安く販売されている時代ですから、商売の方法も考えないといけません。これからどうやって、防災行政無線（同報無線を含む）や消防救急無線、タクシー無線や簡易無線、船舶無線等の自営無線をどのようにするかを考える必要があると思います。既に携帯電話が急速に普及し始めて、約18年になります。3年後の防災行政無線等のデジタル化ということですが、携帯電話のデジタル化から見たら20年遅れです。技術的にも20年遅れています。無線機の値段が高いと効率的なシステムになりません。少し頭を柔らかくして自営無線の普及を目指せばどうですか。</p> <p>5 電波利用料の徴収方法の問題点について これについては、地域系WiMAXが何故普及しなかったかを考えないといけません。これについては、移動通信課の「広帯域移動無線アクセスシステムに係る臨時の利用状況調査の評価結果(案)」の意見にも3月20日にも述べましたが、煩雑な電波利用料の徴収体系に原因があります。毎月、一層増えても届け出が必要システムでは、小さな事業者は端売を売る気になりません。電波法は本当に建前的には開かれているが、個々に云えば非常に遅れています。個別免許を建前にしているため、煩雑で手間がかかり、国民は電波を使えないシステムになっています。電波は莫大な国民の資産です。それを如何に上手に解放するかを真剣に考えないと、今のままでは日本は情報通信分野で沈没します。 今は、インターネット放送をすれば1000万円程度の資金があればできるようです。放送界も煩雑な手続きをしると言われたら、次第にインターネット放送に主力を移すと思いますよ。インターネット放送なら全世界に放送できるからです。私は、kinkin.tvをよく見ているが、愛川欽也のバックインラジオなどには、よくドイツやアメリカの日本人からお酒等の荷物が届いています。そんな世界になっているという現実を見てほしいです。幾ら朝日ニュースターを潰しても、愛川欽也のバックインジャーナルはインターネット放送のkinkin.tvで、愛川欽也のバックインニュースとして生き残り、さらにデモクラシーテレビとして、4月6日からは生まれ変わります。こんなにタブレット端末やスマートフォンが普及した時代に情報の統制が効くかです。さらに、ツイッターやフェイスブック等のSNSも盛んです。私は、民主主義を支持する人間です。こうした権力に負けない放送やSNSができたことが、日本の民主主義にとって素晴らしいことだと思います。日本国憲法は納税の義務を除き、権力者を縛るものであることを公務員は肝に銘じておくべきです。すべて公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。(憲法第15条第2項)を忘れていたくないです。</p>
			【個人】
19	1. 電波利用利益事務の在り方		電波利用料制度は電波利用利益事務の費用に充てるため、無線局免許人に公平に負担を求める現行制度の枠組みは適切と考える。 電波利用料は使用目的が明確に限定されており、電波利用利益事務以外の用途は適切ではないと考える。また、電波利用料は税ではなく、電波を利用する事業者の営業収益と比較して論じるべきものでないとする。
	2. 次期電波利用料の見直しの方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	平成23年の電波法改正により、電波利用料制度は、電波の経済的価値を従来よりも反映させる形となったが、これを過度に進める事に賛成できない。 経済的価値を追求するあまり、高い収益をあげる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公平性の高い無線システムが排除されるような仕組みについては、結果的に国民が不利益を被ると考える。 東日本大震災では、民放事業者は長時間に渡って緊急報道番組を放送し、被災者・国民への情報提供に努めた。このような放送事業に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課し、その存立基盤を危くする事は不適切と考える。 無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、3年毎の見直しにより制度が変動し、想定外の料額増加が生ずることは経営上の不確定要素となりかねず、慎重な検討を望みたい。
	3. その他		放送と携帯電話の電波利用料負担がアンバランスとの指摘が有るが、携帯電話に係わる電波利用料は携帯電話事業者だけでなく、契約料を通じて広く利用者が負担する仕組みで携帯電話端末の普及数が膨大であることから、見かけ上、携帯電話事業者を通じて納入する電波利用料が大きくなっているものと認識する。 携帯電話は双方通話のため利用者が購入する携帯電話端末にも電波利用料が課せられているが、放送は単一方向への送信のため視聴者の購入する受信機は無線局でないため電波利用料は徴収されていない。このため電波利用料は放送事業者（送信側）のみが負担する仕組みのため負担額が少なく見えている。 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して規定されており、適切な措置であり、今後も維持すべきものとする。
			【株式会社新潟放送】
20	1. 電波利用利益事務の在り方		・ 電波利用利益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波利用利益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考える。 電波利用利益事務以外の支出（用途）に充てるべきではありません。 ・ 歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	・ 平成23年の電波法改正で、電波利用料制度における電波の経済的価値の反映が強まりましたが、これを過度に進めることは賛成できません。 ・ 電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に適う在り方です。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公平性の高い無線システムが排除されるような仕組みについては、結果的に国民が不利益を被ると考えます。 ・ 東日本大震災の発生に当たり、被災地のラジオ局、テレビ局をはじめとする民放事業者は長期間にわたり緊急報道体制をとり、被災者、国民への情報提供に努めました。緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは不適切です。 ・ 無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねず、慎重に検討すべきと考えます。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数削減の促進等を勘案した料額設定の在り方 ・ 「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は妥当なものと考えます。 ・ 3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯/2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。迅速かつ円滑な周波数移行のためには、移行の過渡期や移行後において、FPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置（特性係数）の在り方 ・ 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法：あまねく努力義務）、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法：災害放送義務、公職選挙法：選挙放送）、の2点を勘案して規定されています。これは適切な措置であり、今後も維持すべきものです。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム ・ 地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイク等の導入も具体化しており、周波数共用による電波の有効利用が進んでいます。これは今回の見直しにおいて考慮すべき新たな情勢変化であり、地上テレビ放送の料額算定には、こうした周波数共用を勘案すべきものと考えます。

3. その他			<p>【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「電波利用料の見直しに関する検討会」第1回会合では、平成24年度の電波利用料予算の歳入・歳出内訳が示され、あわせて地上テレビジョン放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担額について参考資料1-3が配付されました。これを受け、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかの指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。 携帯電話は双方向の通信であり、利用者が購入した携帯電話端末は電波を送受信する無線局です。したがって、携帯電話端末には電波利用料が課されています。電波利用料の歳入における「携帯電話事業者」の負担額には、携帯電話事業者が自身で運用する無線局にかかる利用料額だけでなく、契約料を通じて広く携帯電話端末のユーザーから徴収する利用料額も含まれています。1億3千万台を超える携帯電話端末にかかる利用料の合計が膨大な金額となるため、携帯電話事業者を通じて納付される電波利用料の負担額が見かけ上、大きく上がっているものと認識しています。 一方、放送は単方向の送信が基本です。視聴者はテレビ受信機を購入しますが、テレビ受信機は無線局ではないため、電波利用料は課されません。すなわち、電波利用料の歳入における「放送事業者」の負担額は、放送事業者（送信側）のみが負担しています。 こうした負担構造を比較すれば、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスとの指摘が当たらないことは明らかです。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではありません。 <p style="text-align: right;">【株式会社サガテレビ】</p>
21	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災時には、多方面にわたるご支援を頂きありがとうございました。被災地におきましては災害報道など被災地の情報発信に努めておりが、その基盤となる財務状況は未だ震災以前まで戻った状況下にはありませんので、減免措置等の料額については配慮をお願い申し上げます。 <p style="text-align: right;">【株式会社テレビユー福島】</p>
22	1. 電波利用料の在り方 2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方 (2) 電波利用料の軽減措置の在り方	<p>【電波利用料の在り方に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電波利用料の在り方については、法律により定められた用途に基づき処理されるべきものであるが、定められた用途においても業務が収斂していくものについては歳出の削減を行い、電波利用料額の適減に反映されるべきである。 法律に基づかないような、なし崩しの電波利用料の用途の拡大は行われるべきではない。 <p>【電波利用料の見直しに関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電波利用においては、情報通信のように経済的価値に置き換えやすい分野もある一方で、電波天文学やレーダーのように経済的価値に置き換えることが必ずしも適切とはいえない分野も存在するので、電波資源の価値判断を経済的価値にのみ従うことは良策ではないと考える。 災害時に国民に信頼できる情報を届けることは放送局の使命であるが、そのための投資の効果は経済的な尺度で評価できるものとは限らない。よって、電波利用料においても電波の経済的価値だけを尺度に料額設定を行うことは、今後放送局が国民に向けて安全・安心情報を提供し続けることに悪影響を及ぼすと考えられる。 <p>【経済的価値の適正な反映の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地上テレビジョン放送は、この3年間にデジタル化に伴い130MHzの周波数帯域を開放したほか、地デジ用周波数帯域はホワイトスペースとしても周波数の有効利用に寄与している。次期料額設定にあたってはこうした事情も配慮されるべきである。 <p>【電波利用料の軽減措置の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地上テレビ放送局はデジタル化において、放送を広く国民が受信できるように送信所の整備を行ったほか、東日本大震災以降、テレビ、ラジオ共に国民に安全、安心情報を確実に届けるために、これまで以上に耐災害性の向上が求められていることから、放送に関して現在適用されている特性係数は妥当であると考えられる。
3. その他			<p>【電波利用料予算歳入の内訳に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで電波利用料の歳入の統計において、ユーザーが使用する端末機器が電波を放射することによりユーザーが支払っている電波利用料が特定の事業者の負担部分に合算されて、事業者間での負担割合の解釈に誤解を生じさせている面がある。今後、次期電波利用料の検討の際にはこの点にご配慮をいただきたい。 <p style="text-align: right;">【朝日放送株式会社】</p>
23	1. 電波利用料の在り方 2. 次期電波利用料の見直しの考え方 3. その他	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方 (2) 電波利用料の軽減措置の在り方 (3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 電波利用料の在り方については、無線局全体の受益のため今後も継続して実施していく必要があると考えます。そのため実施費用を無線局免許人より公平に負担するということは妥当と考えます。 限られた資源である電波を有効に活用し、国民の生活に寄与する電波を使った新しいインフラやサービスを確立するため、研究開発等を強化すべきと考えます。 電波利用料の費用以外の経費、特に恒久的な社会インフラの構築等には使用しない配慮が必要です。 歳出については中長期と短期の両面で歳出内容を精査し、必要最小限に抑制することで電波利用料負担の軽減に努めてもらいたいと考えます。 <p>【電波利用料の見直しに関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 無線システムの中には、高い収益をあげるものから公益を優先するものまで多種多様です。今後大きな震災などが想定される中、経済的価値を考慮しすぎず、国民の安心・安全を確保するための公共性の高いメディアとのバランスを重視すべきだと思います。よって、電波利用料は電波の経済的価値と公益性とを勘案しながら各無線局への負担をバランスよく配分するべきであると考えます。 過度な電波利用料の見直しは、事業者の安定的な経営に影響を与えかねず、看過できません。それよりも問題点は、その使途であり、年々増加している電波利用料財源としての総額は、内容を精査して必要最小限に抑制すべきと考えます。 <p>【電波の公益性を加味するために無線局の特性に応じた軽減措置が適用されるのは妥当であると考えます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災時における被災地の民放事業者に対しては、局舎および送信所の被災状況を勘案し、時限的な電波利用料の軽減が可能となる法整備を望みます。 <p>【第4世代携帯電話システムの普及により、今後周波数の逼迫状況に変化が生じると予想されます。この周波数の逼迫状況に応じた周波数ごとの電波利用料の配分を設定しなおす必要があると考えます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> スマートメータやM2Mシステムなどは変化の激しいICT分野なので、現行の電波利用料の負担を等しく求めることは、今後の技術革新にとって重荷になり得ると考えます。
24	2. 次期電波利用料の見直しの考え方		<p>【電波利用料の在り方に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非について 営利目的であれば電波利用料による受益を受けているという観点から、その通信事業者は本来電波利用料を公平に負担するべきであると思われませんが、一様に電波利用料を徴収することで、すでに社会インフラの中に浸透した無線LANやRFIDシステムの利用促進に歯止めをかけかねないと考えます。そもそもの制度を変えない限り徴収は難しいと考えます。 2) グローバルな使用の進展を踏まえた料額設定について 携帯電話端末が自国の通信事業者の端末であるならば自国の制度に従い電波利用料を負担することは妥当であるが、他国の通信事業者の端末に対し自国の制度を当てはめるのは不適当だと考えます。 3) 放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関して 別紙1の17頁のグラフだけを見ると、平成24年度では電波利用料の72%を携帯電話事業者、7%を放送事業者が負担していることが読み取れ、利用料負担が不公平ではないかの指摘がありますが、必ずしもそうではないと考えます。携帯電話は、双方向の無線システムであり、携帯電話事業者が利用者から一定の負担金を預かり、その代表として免許人が電波利用料を支払っています。放送事業者は、単方向の無線システムで、送信は放送局のみであり、極めて公共性の高い電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進しています。 このような、システムの現状を十分に比較検討すれば、利用料負担が不公平であるという指摘には当たらないと考えます。 <p style="text-align: right;">【四国放送株式会社】</p>
25	1. 電波利用料の在り方		<p>【電波利用料の在り方に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電波利用料の在り方については、無線局全体の受益のため今後も継続して実施していく必要があると考えます。そのため実施費用を無線局免許人より公平に負担するということは妥当と考えます。 限られた資源である電波を有効に活用し、国民の生活に寄与する電波を使った新しいインフラやサービスを確立するため、研究開発等を強化すべきと考えます。 電波利用料の費用以外の経費、特に恒久的な社会インフラの構築等には使用しない配慮が必要です。 歳出については中長期と短期の両面で歳出内容を精査し、必要最小限に抑制することで電波利用料負担の軽減に努めてもらいたいと考えます。 <p>【電波利用料の見直しに関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 無線システムの中には、高い収益をあげるものから公益を優先するものまで多種多様です。今後大きな震災などが想定される中、経済的価値を考慮しすぎず、国民の安心・安全を確保するための公共性の高いメディアとのバランスを重視すべきだと思います。よって、電波利用料は電波の経済的価値と公益性とを勘案しながら各無線局への負担をバランスよく配分するべきであると考えます。 過度な電波利用料の見直しは、事業者の安定的な経営に影響を与えかねず、看過できません。それよりも問題点は、その使途であり、年々増加している電波利用料財源としての総額は、内容を精査して必要最小限に抑制すべきと考えます。 <p>【電波の公益性を加味するために無線局の特性に応じた軽減措置が適用されるのは妥当であると考えます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災時における被災地の民放事業者に対しては、局舎および送信所の被災状況を勘案し、時限的な電波利用料の軽減が可能となる法整備を望みます。 <p>【第4世代携帯電話システムの普及により、今後周波数の逼迫状況に変化が生じると予想されます。この周波数の逼迫状況に応じた周波数ごとの電波利用料の配分を設定しなおす必要があると考えます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> スマートメータやM2Mシステムなどは変化の激しいICT分野なので、現行の電波利用料の負担を等しく求めることは、今後の技術革新にとって重荷になり得ると考えます。 <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>

2. 次期電波利用料の見直しの考え方		地上放送事業者は、地デジ移行によって合計130MHzの周波数を返上しています。さらに700MHz帯のFPU・特定ラジオマイクの移行や、受信障害解消のための「リパック」などによって、電波の有効利用に大きな貢献を果たし、その取り組みは現在も続いています。 鹿児島讀賣テレビは、放送が担っている公共性を十分に認識し、日々の災害報道や、大災害時であっても放送を継続するための体制構築にむけて日本テレビをはじめ系列局と連携して取り組んでいるところです。次期電波利用料額の見直しにあたっては、これらの点を十分勘案しておこなうべきと考えます。	
	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	・平成23年の電波法改正で、電波利用料制度における電波の経済的価値の反映が強まりましたが、これを過度に進めることは賛成できません。 ・電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に適う在り方です。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげうる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになってしまうと、結果的に国民が不利益を被ると考えます。 ・東日本大震災の発災にあたり、鹿児島讀賣テレビでは長期間にわたり日本テレビ及び当該系列局と緊急報道体制をとり、被災者、国民への情報提供に努めました。緊急時にはメディアとしての使命を果たすべく採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切です。 ・無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねず、慎重に検討すべきと考えます。	
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方 ・放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。放送の特性係数は適切な措置であり、今後も維持すべきものです。 ・鹿児島讀賣テレビでは、上記①について、あまねく努力義務を果たすべく、鹿児島県という複雑な地形に点在する地域やほぼ600キロにもわたる広範囲に点在する多くの島々に放送しており、局の経営にとって厳しい状況の中、中継局を建設し地デジ完全移行後も受信環境整備のための努力を継続しております。 ②については、「電波有効利用の促進に関する検討会」報告書(平成24年12月25日)のp31において「東日本大震災等の大規模災害時に避難、復旧活動等を通じ、社会インフラとしての無線システムの重要性・有効性が再認識され、災害に強い通信・社会インフラの整備が必要とされている」とあり、災害時における放送の役割の重要性・有効性が指摘されています。 鹿児島讀賣テレビは、系列局と連携し甚大な被害が予想される南海トラフ巨大地震をはじめ、国民の生命・身体・財産の保護に関する情報を日々報道しています。緊急地震速報の高速化にも取り組みました。同時に、災害時に放送を継続してゆくための体制の構築にむけて全力で取り組んでいるところです。	
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	・去年12月に公表された「電波有効利用の促進に関する検討会」の報告書(p25)に、電波利用料額の見直しの課題として「電波利用料の軽減措置の在り方」が挙げられていて、具体例に「国等の無線局の減免措置」が含まれています。例④として、「国等の無線局の減免措置」を追加すべきと考えます。 ・災害時の報道をはじめ、公共性の役割を担っている放送に対しては、国等の無線局と同様な減免措置が必要であると考えます。	
3. その他		【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 ・「電波利用料の見直しに関する検討会」第1回会合では、平成24年度の電波利用料予算の歳入・歳出内訳が示され、あわせて地上テレビジョン放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担額について参考資料1-3が配付されました。これを受け、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかとの指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。 【その他】 ・民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではありません。 【株式会社鹿児島讀賣テレビ】	
26	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	経済的価値を優先するあまり、公共性の高い無線システムが排除される仕組みにならないよう求める。 ・地上ローカルテレビ局は、災害発生時に県民や地域住民の生命安全にかかわるニュースや情報をいち早く正確に伝えるため、多額の設備投資をし、人員を常時配置し、地域住民向けの取材活動及び放送を行っている。公共性の高い地域の放送局が最も優先すべき使命、役割であるから。 ・ローカルテレビ局にとって、安定かつ継続性のある電波利用料の制度が必要である。経済的価値が優先され、かつ3年ごとに変動する不安定な制度は、民間放送局の経営に大きな影響を与え、国民、県民の不利益になる。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	放送の電波利用料にかかる特性係数は、放送法の「あまねく努力義務」や「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」を勘案し規定されている。地域の地上民間放送局はこれを遵守し、災害放送と選挙放送を実施している。例①の「無線局の特性に応じた軽減係数の在り方」は今後も維持すべき。 【株式会社チューリップテレビ】
27	1. 電波利用料の軽減措置の在り方		【検討課題(電波利用料の軽減措置の内容や歳出規模)に対する意見】 ・現行制度は適切であり、電波利用料以外の用途に充当してはならないと考えます。 ・歳入・歳出の総額については抑制的にすべきで、その総額は一致すべきだと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	・平成23年の電波法改正において、電波の経済的価値の反映が強まりましたが、経済的価値が過度に反映されてはならないと考えます。 ・電波の経済的価値に過度に重きが置かれることになれば、公共性の高い無線システムの排除に繋がると考えます。 ・放送局には災害時の支援や国民の知る権利への対応等の責務があり、公共性は非常に高いものがあります。営利事業としてのみの側面で捉えることは不適切であり、放送の社会的価値等を勘案した上で、電波利用料の軽減を図っていくべきであると考えます。 ・電波利用料の3年ごとの見直しで制度が大きく変動する事は、放送事業者の経営不確定要素となりかねません。想定外の料額増加によって放送事業者の経営基盤に影響を与えないよう、制度・料額の継続性・安定性は重要であると考えます。
	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	・3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業者用FPUの周波数移行に向けて検討しています。 迅速かつ円滑な周波数移行に向け、FPU免許人である放送事業者の電波利用料負担について、過重にならないよう配慮を要望します。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方		・放送の電波利用料の軽減措置は、放送法における「国民への電波利用の普及に係る責務等」、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」、の2点を勘案して規定されているものであり、今後も特性係数は維持すべきであると考えます。
	(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方		・テレビ放送のデジタル化によって使用周波数帯域幅の一部が順次返還されており、周波数共用による電波の有効利用が進んでいます。地上テレビ放送の料額算定においては、こうした状況も勘案するべきであると考えます。
3. その他		【放送事業者の電波利用料の負担額】に対する意見 ・携帯電話事業者の負担額には、事業者自身の無線局にかかる利用料に加え、携帯電話端末のユーザーから徴収する利用料も含まれており、見かけ上大きな金額になっています。この為、放送事業者の電波利用料負担額と単純に比較するべきではないと考えます。 ・民間放送事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などとの比較については、電波利用料は税ではなく、営業収益と関連づけて論じるものではないと考えます。 【名古屋テレビ放送株式会社】	

28	1. 電波利用公益事務の在り方		<p>【検討課題(電波利用公益事務の内容や歳出規模)に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料が、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用公益事務)の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に分担することは適切と考えます。 ・電波利用公益事務の内容について電波法上で具体的に限定列挙されていることは、電波利用料の適正かつ厳正な運用のために必須と考えます。 ・歳出規模全体は、その安易な拡大が将来的に電波利用料制度の破綻を招かないよう、常に抑制的であるべきと考えます。 <p>【検討課題(電波利用公益事務の内容や歳出規模)に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料が、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用公益事務)の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に分担することは適切と考えます。 ・電波利用公益事務の内容について電波法上で具体的に限定列挙されていることは、電波利用料の適正かつ厳正な運用のために必須と考えます。 ・歳出規模全体は、その安易な拡大が将来的に電波利用料制度の破綻を招かないよう、常に抑制的であるべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・電波の経済的価値の反映のみに着目して電波利用料制度の設計を行うことは、国民の安全・安心に大きく関わる公共性の高い無線システムの存続を阻むことに繋がり、その結果、国民が不利益を被ることになるため、適当でないと考えます。 ・東日本大震災の発災時は勿論のこと、ラジオ・テレビを始めとする民間放送事業者は過去の様々な災害報道において、長期的かつ献身的に被災地域の住民に有用な情報提供を行いました。また全国に対しても被災地情報を継続的に発信するとともに、被災者の皆さんへの全国的規模の援助を訴えてきました。同時に、その真実の映像は世界に向けても発信され、世界レベルでの被災地救援活動の動きにも繋がりました。そのような放送事業者に対して、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは適当ではありません。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	<p>① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送の電波利用にかかる特性係数は放送法等に定められている「国民への電波利用の普及に係る責務」および「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が動案されたものであり、適切な措置と考えます。また、この措置は今後も維持されるべきものであります。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	<p>③ ホワイトスペースを活用する無線システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務であるエリア放送が相当数開局し、また、特定ラジオマイクの導入も現在進んでいるところですが、このような従来には無かった周波数の新たな共用状態が発生していることを十分に動案した上で、地上テレビ放送の電波利用料の料額算定を行うべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【日本海テレビジョン放送株式会社】</p>
29	1. 電波利用公益事務の在り方		<p>【検討課題(電波利用公益事務の内容や歳出規模)に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用公益事務について、電波利用システムの変遷によるサービスの多様化・高度化を今後も円滑に発展させるためには、無線局免許人がその費用を負担する現行制度の枠組みは適切である。 ・予算規模については縮減に努めるべきであり、歳入全てが電波利用公益事務の歳出に充てられるよう使途について十分精査し、同時に歳出の効率化も図るべきである。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料見直しの考え方については、経済的価値を過度に料額へ反映することは不適切であると判断する。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	<p>① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料の軽減措置については、今後も存続が必要と考える。特に放送について、先の大震災で「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」する事が再認識され、今後も法令規定に基づく高い公共性が課せられていることから、現行制度における特性係数の維持は肝要と考える。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	<p>③ ホワイトスペースを活用する無線システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな情勢として、ホワイトスペースを活用する無線システムの導入により、地上テレビ放送用周波数の有効利用が図られていることを鑑み、周波数の共用を地上テレビ放送の料額算定に反映させるよう要望する。
	3. その他		<p>【放送事業者と携帯事業者の利用料負担に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料の歳入内訳において、携帯電話事業者と放送事業者を比較し、放送事業者の負担割合が低くアンバランスであるという指摘があるが、これは両事業者の電波の利用形態が異なることから適切さを欠くものである。 ・携帯電話事業者における電波利用料は、基地局等の事業者設備によるものよりも、多くは携帯電話端末の契約者が支払った電波利用料を納付する仕組みとなっている。一方、放送ではラジオ・テレビ等の受信機器は受信専用で、視聴者には負担を求めない。このような無線システムとしての特性の違いがあるため、両事業者が負担する電波利用料の割合を一概に比較することは甚だ不適切であると考えます。 <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社】</p>
30	1. 電波利用公益事務の在り方		<p>【検討課題(電波利用公益事務の内容や歳出規模)に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料の歳入内訳において、無線局免許人に電波公益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用公益事務以外の支出(使途)に充てるべきではありません。 ・無線局免許人に負担を求める以上、電波利用公益事務の内容として適当かどうか、使途を精査することが必要です。3年ごとの見直しの際には、歳出・歳入の規模を縮小することも含めて検討し直すべきです。また、歳出・歳入それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方		<ul style="list-style-type: none"> 地上放送事業者は、地デジ移行によって合計130MHzの周波数を返上しています。さらに700MHz帯のFPU・特定ラジオマイクの移行や、受信障害解消のための「リパック」などによって、電波の有効利用に大きな貢献を果たし、その取り組みは現在も続いています。静岡第一テレビは、放送の公共性・災害時の情報源としての重要性を認識し、放送継続のための設備の新設・増設に取り組んでおり、本取組についても十分動案する必要があると考えます。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年の電波法改正で、電波利用料制度における電波の経済的価値の反映が強まりましたが、これを過度に進めることは賛成できません。 ・電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に適う在り方です。「電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする」電波法の趣旨に照り、出来るだけ多くの国民が電波による恩恵を享受できるよう考慮すべきと考えます。 ・東日本大震災の発災にあたり、長期間にわたって緊急報道体制をとり、被災者、国民への情報提供に努めました。緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切です。 ・無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりがねず、慎重に検討すべきと考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	<p>① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送の電波利用にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法・あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法・災害放送義務、公職選挙法・選挙放送)の2点を動案して規定されています。放送の特性係数は適切な措置であり、今後も維持すべきものです。 ・上記①について、あまねく努力義務を果たすべく、地デジ完全移行後も受信環境整備のため中継局の建設、視聴解消対策を継続しており、放送を出来るだけ多くの国民が受信可能な環境づくりに取り組んでおります。 ②については、「電波有効利用の促進に関する検討会」報告書(平成24年12月25日)のp3において「東日本大震災等の大規模災害時における避難、復旧活動等を通じ、社会インフラとしての無線システムの重要性・有効性が再認識され、災害に強い通信・社会インフラの整備が必要とされている」とあり、災害時における放送の役割の重要性・有効性が指摘されています。 日本テレビ系列局との連携のもと、甚大な被害が予想される南海トラフ巨大地震をはじめ、国民の生命・身体・財産の保護に関する情報を日々報道しています。緊急地震速報の高速化にもいち早く対応いたしました。同時に、災害時に放送を継続してゆくために人的・設備的な体制の構築に取り組んでおり災害に強い放送維持を目指しております。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	<p>【検討課題(2)の例に追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・去年12月に公表された「電波有効利用の促進に関する検討会」の報告書(p25)に、電波利用料額の見直しの課題として「電波利用料の軽減措置の在り方」が挙げられていて、具体例に「国等の無線局の減免措置」が含まれています。例④として、「国等の無線局の減免措置」を追加すべきと考えます。 ・災害時自治体等からの情報を国民に提供する重要手段として、公共性・重要性が高い放送に対しては、国等の無線局と同様な減免措置が必要であると考えます。 	

3. その他			<p>【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電波利用料の見直しに関する検討会」第1回会合では、平成24年度の電波利用料予算の歳入・歳出内訳が示され、あわせて地上テレビジョン放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担額について参考資料1-3が配付されました。これを受け、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかの指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではありません。
31	1. 電波利用料の在り方		<p>【株式会社静岡第一テレビ】</p> <p>「検討課題 電波利用料の在り方」に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用料）の処理に必要な費用（電波利用料）を、その受益者である無線免許人が公平に負担するという現行制度の枠組みは適切と考えます。 ・受益者負担である現行の電波利用料制度の趣旨を踏まえれば、無制限に用途を拡大すべきではなく、電波利用料を電波利用料以外の用途に充てるべきではないと考えます。 ・将来的には、歳出増加に歯止めをかける仕組みを設けた上で、可能な限り予算規模の縮減に努めるべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年の電波法改正により「電波の経済的価値」を従来よりも反映させる仕組みとなりましたが、電波の経済的価値を追求するあまり、高い収益をあげる電波利用システムばかりが優先され、国民の安全・安心につながる無線システムが排除されるような仕組みとなれば、結果的に国民の不利益につながるかと考えます。経済的価値の適正な反映については慎重であるべきと考えます。 ・放送事業は、正確な情報を迅速、的確、安定的に提供するなどの使命を負っています。東日本大震災の際には、被災地の各局をはじめ放送事業者は長期間にわたり緊急報道番組を放送し、被災者・国民への情報提供に努めました。緊急時には採算を度外視しても取材・報道を行う放送の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することはなじまないと考えます。 ・また、取材活動で集めた情報等をエリア内の視聴者に一斉に効率的に届けるため、放送は広い周波数帯域幅を用いる高出力のシステムが必要となります。使用する周波数帯域幅が広いこと、また電波の経済的価値が高いこと、それをそのまま放送事業に適用するのは不適切と考えます。電波利用料制度の設計にあたっては、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとることが重要であり、放送事業が持つ公共的役割と事業特性についても十分配慮することが必要です。 ・無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しのたびに制度が大きく変動し、料額増加が生じるとは経営上の不確定要素となりかねません。この点についても慎重に検討すべきと考えます。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	<p>③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を助成した料額設定の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(例)③の「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を助成した料額設定の在り方」については妥当なものと考えます。3.9世代移動通信システムの早期導入を図るため、放送事業者は700MHz帯を使っていた放送事業用FPUを1.2GHz帯/2.3GHz帯へ周波数移行すべく技術検討などを進めています。円滑な周波数移行のためには、移行の過渡期や移行後に、FPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	<p>① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(例)①「無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方」について、放送に対する電波利用料は法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法)の2点を助成して、規定されています。これは上記で述べた理由などから適切な措置であり、維持すべきものと考えます。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	<p>③ ホワイトスペースを活用する無線システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(例)③「ホワイトスペースを活用する無線システム」について、地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイクなどの導入も具体化しており、周波数共用による電波の有効利用が進んでいます。地上テレビ放送の料額算定に当たっては、こうした周波数共用による有効利用についても助成するよう要望いたします。
3. その他			<p>【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料の見直しに関する検討会第1回会合では、平成24年度の電波利用料予算の歳入・歳出内訳と、地上テレビ放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担額が示されました。こうしたデータを基に、しばしば放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担のアンバランスが指摘されますが、それぞれのシステムの違いに起因するものであり、こうした指摘は事実と反すると思えます。 ・携帯電話は双方向の通信であり、利用者の携帯電話端末も電波を送受信する無線局であり、電波利用料が課せられています。電波利用料の歳入における携帯電話事業者の負担額には、携帯電話事業者自身が運用する無線局にかかる利用料に加え、携帯電話ユーザーから徴収する利用料も含まれています。1億3000万台を超える携帯電話端末にかかる利用料の合計が膨大であるため、携帯電話事業者を通じて納付される電波利用料の負担額が見かけ上大きくなっています。 ・一方、放送は単方向の送信を基本としています。テレビ受信機は無線局ではないため電波利用料の徴収対象にはなっていません。この結果、電波利用料の歳入における放送事業者の負担額は、放送事業者(送信側)のみが負担しているため、携帯電話事業者に比べて、放送事業者の負担額が小さく見えるというのが実情です。こうした負担構造を比較すれば、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスとの指摘が当たらないことは明白です。
32	1. 電波利用料の在り方		<p>【株式会社テレビ朝日】</p> <p>電波利用料の用途は、費用を負担している無線局免許人全体の受益に真に必要な場合に限定するとともに、現在の全体の歳出規模が増えないよう要望します。</p>
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方		<p>放送事業者は、国策である地上テレビ放送のデジタル化については、自らも膨大な費用を負担して取り組み、完了した結果、周波数帯域を2/3に圧縮して、1/3は通信事業者等に解放されました。このほか、放送事業者は、地上デジタル放送のホワイトスペースを他システムと共用するなど周波数再編に対応し、経済的価値が高いとされる周波数帯域の有効利用に貢献してきました。NHKは、視聴者が負担する受信料によって運営されている公共放送であり、電波の利用によって利益を得る企業とは基本的に性格は異なります。NHKは、あまねく全国に、豊かで良い放送番組を届け、また、災害時には必要な情報を迅速かつ的確に提供するなど、放送法で規定された公共放送としての使命があり、その責務を果たしてきています。今後とも、いかなる災害時でも放送を継続できるよう、機能強化の投資を積極的に行うなど、公共放送としての使命の達成に向けて取り組んでいきます。</p> <p>現行の電波利用料の「基本方針」では、料額の算定に当たって各無線システムの特性を助成した方法(特性係数)を採用しています。国民共有の財産である電波の適正かつ有効な利用を確保する観点から、地上デジタル放送の特性係数については、周波数共用形態や放送事業の有する公共性について今後とも十分に考慮されることを要望します。また、「電波の経済的価値」の考え方は、営利を目的としないNHKの電波利用の趣旨とはそぐわない部分があるので、その一層の拡大には賛成できません。電波利用料の見直しによって、NHKの負担増につながることはないよう要望します。</p>
33	1. 電波利用料の在り方		<p>【日本放送協会】</p> <p>「検討課題(電波利用料の在り方)」に対する意見</p> <p>電波利用料は基本的に電波の適正な利用の確保のための財源であり現状通り「電波利用の公益費用」としてとらえられるべきでその他の目的に使用するのとは適当ではないと考えます。</p>
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	<p>東日本大震災発生時に民放は視聴者に必要な情報を確実に伝えるために「CMをカットして」災害放送を継続することに力を注ぎました。屋外での情報取得の手段として頼りになる「携帯」は発信規制がかかり「バケット通信(メールによるデータ通信)」についても遅れて届くという状況でした。これに対してラジオとワンセグの放送は確実に視聴者に届きました。放送については再発申請時に「安全・信頼性の向上」「災害時の対応」を求められております。公共的な使命を担う放送に対して経済的価値を過度に反映した電波利用料を適用することには賛成できません。</p>
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	<p>① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方</p> <p>エリア拡大について言えば「携帯」は基地局建設により確実に収入増となりますが「民間放送」はその収益構造が異なるために難視地区で中継局を建設しても収入増につながるというものではありません。中継局の建設については国の支援を受けて利益を上げていくという指摘がありますが、公共的な使命を果たすためにあまねく努力義務に基づき当初のアナログエリアの外へ対策を進めて視聴者保護に努めているというのが実情です。</p> <p>電波利用料の約7割を携帯電話事業者が負担していますが、実際は端末利用者の負担割合が大きく送信側の放送事業者のみが負担する放送とは単純に比較できません。</p> <p>放送については国民の生命、財産の保護に寄与するものとしてその公共性を助成し現状通りの軽減係数を適用すべきと考えます。</p>

		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	地上テレビ放送周波数内のホワイトスペースの利用についてはすでに福島県南相馬市において17箇所のエリア放送が開局しているという実績があります。これについては住民に災害情報を提供するという理念に賛同し推進を図るために福島県内の民放として積極的に同意を与えたという経緯があります。また、特定ラジオマイク等の周波数再編についても具体的に進捗しており、国民共有の財産である電波についてその有効利用は確実に進んでいると考えております。	【株式会社福島中央テレビ】
34	1. 電波利用共益事務の在り方			【検討課題に対する意見】 電波利用料は、電波利用の共益費用であり、無線局の免許人がその期間に必要な費用を負担している現行制度は適切であり、引き続き、電波の適正な利用の確保を目的としてのみ活用されるべき。	【株式会社テレビ西日本】
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	特定地上基幹放送局は、災害放送等によって、広く国民の生命・財産の保護に著しく寄与し、また、放送対象地域内は、分け隔てなくユニバーサルサービスを実現することを責務としているという公共性を勘案すると、負担額の軽減措置は、当然必要。	
	3. その他			【その他】 民間放送事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見があるが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して納付額の多寡を論じるべきものではない。	
35	1. 電波利用共益事務の在り方			【検討課題(電波利用共益事務の内容や歳出規模)に対する意見】 ・ 電波利用料を活用し電波利用共益事務を実施する現行制度は、適正なものであると考えます。また、その用途についても電波の適正な利用の確保という観点から問題ないものと考えます。今後電波利用料は、電波利用共益事務のみで使用すべきもので、これ以外の用途に充てるべきものではありません。 また、歳入、歳出規模はともに抑制的にすべきです。	【RKB毎日放送株式会社】
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・ 平成23年の電波法改正により、電波利用料額の算定に経済的価値をより反映させた結果、負担が380億円から455億円と増額することとなりましたが、今回の見直しで、さらにこれを進めることには賛成できません。 ・ 経済的価値の反映を過度に進めることは、国民の安心・安全につながる公共性の高い無線システムを排除する事にもなりかねません。高収益の無線システムばかりが存続するようでは、国民の不利益につながるものと考えます。電波利用料制度の設計は、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮しバランスを取っていくことが肝要と考えます。 ・ 放送事業者は、先の震災に際しても、緊急報道番組を長時間にわたり放送し、被災者及び国民に有益な情報の提供に努めました。当然のことながら震災発生時から被災地へ赴いて取材を行い、今現在も現地での取材活動を継続し報道を行っており、被災地の復旧の一助となるよう心がけています。このように採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切です。 <input type="checkbox"/>	
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・ 放送局は放送法に基づき国民の安心・安全確保のため様々な努力をしてきており、放送の電波利用料に関する軽減措置(特性係数)は、適切なものであり今後も維持すべきと考えます。 ・ この特性係数は、法律に定められた①「国民の電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されており適切と考えます。	
3. その他			【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 ・ 電波利用料の見直しに関する検討会の中で、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかとの指摘がありますが、こうした指摘は当たらないと考えます。 携帯電話事業者は、自身が運用する無線局のほか、利用者が購入し使用する1億4千万台を超える携帯電話端末の電波利用料を併せて支払っています。ただし、この携帯電話端末の電波利用料は、利用者から徴収しているもので、携帯電話事業者ではなく利用者が負担しているものです。このため携帯電話事業者から納付される電波利用料が、見かけ上膨大な金額となっています。これに対し、テレビ視聴者・ラジオ聴取者の受信機は無線局ではないため電波利用料の支払いはありません。つまり、放送においては、放送事業者のみが自身の無線局の電波利用料を納付するのみで、利用者は負担していません。 以上のように、放送事業者と携帯電話事業者の電波利用料の負担構造が異なるため、その額だけで比較し論じるべきではなく、放送事業者と携帯電話事業者の負担がアンバランスとの指摘が当たらないことは明らかです。		
36	2. 次期電波利用料の見直しの考え方			九州・四国・山口県を合わせた面積に相当する広大な北海道にあまねく放送波を届けるためテレビ北海道は115の中継局を整備して安定放送に努めている。今後、未設置地域に中継局を建設する予定もあり、中継局数の多さからすでに多額の電波利用料負担となっている。デジタル化に伴う減価償却負担が当分の間続く上、地上波テレビの広告収入が今後わずかな成長しか期待できない見通しであることを考え合わせると、放送法の理念(「国民への電波利用の普及に関わる責務」や「国民の生命・財産の保護に著しく寄与する」)を遂行するために現在の特性係数の維持は最低限の必須措置であり、今後も継続すべきである。民間放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかとの指摘があるが、民間放送事業者と携帯電話事業者との負担の仕組みの差異があり、同一に論じることはできないと考えます。	【株式会社テレビ北海道】
37				漁業指導監督用海岸局に対する電波利用料の減免要望について 漁業指導監督用海岸局(連絡回線用の固定局を含む、以下同じ)は、都道府県が自ら無線設備を整備し、あるいは漁業用海岸局の無線設備を共用して開設している無線局であり、電波法においても公共業務用無線局として位置づけられており、漁業用船舶局を通信の相手方とし、それぞれの都道府県下における漁業に関する指導監督の通信を行うとともに漁船と漁民の安全確保、海上における災害防止等の公共の通信業務を行なっています。 最近では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、全国の漁業指導監督用海岸局と連携をとり、人命の救助・捜索等に公共業務用無線局としての役割を果たすとともに自然災害に関する情報周知の徹底を図っています。 また、北朝鮮による飛翔体(ミサイル)関係情報への対応など、我が国の漁船と漁民の安全確保、災害防止に努めております。 このように公共性の高い業務を遂行している漁業指導監督用海岸局について、電波利用料の減免措置を講じていただきたく、お願い申し上げます。	【一般社団法人全国漁業無線協会】
38	1. 電波利用共益事務の在り方			・ 電波の適正な利用の確保に関して、無線局全体の受益を目的とし、その受益者である無線局免許人が公平に負担をする現行制度は適切と考えます。またその主旨に鑑み、用途は電波利用共益事務の範囲に限られるべきであります。 ・ 国民の安心・安全を守るための電波利用を推進していく上で、災害時等における電波の確保を目的とする無線局の災害対策事業に対し、適切な支援をおこなわれる必要があると考えます。	【山口放送株式会社】
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・ 我々放送事業者は、自然災害や事件事故が発生した際には国民の安心・安全の確保のための情報を提供する使命を担っており、現に東日本大震災の際には経済性を度外視して長期間にわたって緊急報道をおこなっています。よって放送に対して、その経済的価値ばかりを過度に反映させることは不適切です。 ・ 前述のように放送は国民の生命、財産の保護に著しく寄与するものであり、引き続きその責務を遂行していく上で、電波利用料にかかる特性係数は今後も維持される必要があります。	
39	1. 電波利用共益事務の在り方			・ 電波利用共益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用共益事務以外の支出に充てるべきではないと考えます。 勿論、歳入・歳入それぞれの総額は一致するよう設計すべきと考えます。	

2. 次期電波利用料の見直しの考え方			<p>・南海放送では、「南海トラフ地震」発生の可能性を鑑み、単独個社によるBCP(事業継続計画)について多方面から検証し、緊急報道体制の組織構築、その維持計画を策定中です。</p> <p>と、同時にこの4月1日付で「緊急時の四国4社のラジオ・テレビ放送継続のための相互援助に関する申し合わせ」協定を発効しており、四国放送、西日本放送、高知放送ともども、四国4社による協力連携体制を作り上げました。</p> <p>このように、放送が担っている公共性を十分に認識し、日常的な災害報道や、大災害時であっても放送を継続するための取り組みを真摯に行っています。</p> <p>次期電波利用料額の見直しにあたっては、こうした点を十分勘案しておこなうべきと考えます。</p>
	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		<p>・電波の経済的価値の反映が電波利用制度の中で重要視されてきましたが、それ以前の大切な「前提」があることを忘れてはいけません。即ち、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムがまず先にあるという事です。</p> <p>さきの東日本大震災での「放送」の果たした役割をみればそれは明らかです。高い収益をあげる電波利用システムばかりが優先され存続した場合は、国民に結果的に不利益がもたらされます。社会的配慮とバランスある差配をお願いいたします。</p> <p>・3年ごとに電波利用料の制度チェックをおこなうことに異論はありませんが、ローカル局にとって、しかも当社のようなラジオをもった兼営局にとってはその3年ごとに見直しにより大きく制度が変動するなど、料額増加が生じることは「経営上」の不確定要素となることもありますので、ローカル局への慎重な配慮をお願いいたします。</p>
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方		<p>・再免許申請に於いても、今後更に送信予備機や予備システムの完備要求があり当社もそうしたことの取り組みを間断なく考えております。受信障害解消のための「リバック」などにより電波の有効利用にも貢献してきたと自負しています。さらに地域情報を伝えるための番組制作に必要な700MHz帯のFPU・特定ラジオマイクの移行についても取り組んでいます。</p> <p>・冒頭述べましたが、南海放送では四国4県が連携して災害報道に立ち向かうべく放送の継続体制構築に取り組んでいます。こうした公共性を担っている放送に対しては、公的機関等の無線局と同様な減免措置が必要であると考えます。</p>
3. その他			<p>【放送事業者と携帯電話事業者の利用負担に関する意見】</p> <p>・放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスという指摘があるようですが、この2業種にはそもそも負担の仕組みの差異があり、その上に「報道部門」などの情報収集と分析能力のあるなしなど、根本的には違う業種であると考えます。双方が連携協力することは大事ですが、利用料の面で同列に論ずることは反対いたします。</p> <p style="text-align: right;">【南海放送株式会社】</p>
40	1. 電波利用料の見直しの考え方		<p>【検討課題(元気・便利・安全等、より強化すべき事項)に対する意見】</p> <p>・情報機器・インターネット搭載機器等の普及により、電波の受信環境は悪化する一方で、国民の安心・安全を確保するため、受信環境改善に関する調査・研究に取り組むべきと考えます。</p>
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方		<p>・電波の経済的価値の反映を過度に進めることには賛成できません。</p> <p>・電波の経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益性をあげる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高いシステムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が不利益を被ることになると考えます。</p> <p>・東日本大震災において、民放事業者は、発災後ただちに緊急報道体制をとり、長期にわたり、被災者、国民への情報提供に努め、自ら被災しながらも探検を度外視して報道を行いました。弊社も原爆投下による悲惨さや今もなお続く苦しみ、環境破壊など様々な観点から国内はもとより世界に情報を発信し続けております。また平時、災害時を問わずライフライン情報を放送対象地域に発信しております。こうした「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を科すことは不適切と考えます。</p> <p>・経済的価値を過度に反映し、想定外の料額増加が生じることは、無線システムを利用して事業を行う免許人にとって、経営上の大きな問題であり、慎重に検討すべき事項と考えます。</p>
	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	<p>・「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は妥当なものと考えます。</p> <p>・周波数移行の過渡期や移行後において、移行する免許人の電波利用料負担額が過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。</p>
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	<p>・放送の電波利用料に係る特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法;あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法;災害放送義務、公職選挙法;選挙放送)、②の点を勘案して規定されています。これは適切な措置であり、今後も維持すべきものと考えます。</p> <p>・弊社は、デジタル放送への完全移行後の現在も設備の信頼性改善、近隣県からの混信回避を目的とした補完局の新たな設置、新たな難視対策など、国民に放送が安定に伝わるよう様々な努力を継続しているところです。たとえば、ラジオやテレビのSTLは周波数が高く降雨減衰などの影響を受けやすく、音質・画質劣化などの元となっています。これを改善すべく予備回線を構築しさらにネットワークの安定化に向けて様々な手法を検討しています。また、他地域からの同一周波数による季節的フェージングによる混信対策として当該地区の協力を得ながら混信量を削減したり、補完局を設置、キャンセラーなどのハードを追加しています。アナログ放送時代と同等の安定したネットワーク構築にはまだまだ時間が必要と考えます。</p>
	(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	② スマートメーターやM2Mシステムなどの新しいデータ通信システム	<p>・スマートメーターやM2Mシステムの電波利用料額を安くすべきとの指摘は不適当と考えます。これらのシステムは利用者の環境により、電波利用の時間や頻度が異なってきます。現在は頻度が少なくても、将来的にはどのように変化するかわかりません。このような利用者都合により料額を決めた場合、公平性の確保が難しくなると考えます。</p>
	(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	<p>・地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースにより、エリア放送や特定ラジオマイクの利用等周波数共用による電波の有効利用が促進されています。地上テレビ放送の料額算定には、こうした周波数共用の環境も考慮すべき事項と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社中国放送】</p>
41	1. 電波利用料の見直しの考え方		<p>【検討課題(電波利用料の内容及び見直し)に対する意見】</p> <p>・電波利用料の使途(電波利用料)は、電波法第103条の第4項において限定列举されており明確化されています。現行制度と運用については適切と考えており、電波利用料以外の使途に充てるべきではないと考えます。</p>
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方		<p>・基本的に電波利用料制度は【電波の適正な利用の確保が目的】であり、その事務費用を免許人に求めるものです。したがって、税金とは異なる性格を持ち、電波の経済的価値の反映を強化することには賛成できません。</p> <p>・有料サービスで多数の無線局(顧客)を抱える通信事業者や無料で多数の受信者に対して行う無線局(放送局)など、多様な無線システムの中で公平な電波利用料制度を適用するには難しい問題があります。放送法が改正されて、放送局には安心・信頼性基準への厳格な適合が求められています。また、民間放送局であっても緊急時には経済的活動を休止して緊急報道体制をとり、国民への情報提供を行います。このような公共的使命を果たす無線局(放送局)に対して、経済的価値を過度に反映することは不適切と考えます。</p> <p>・放送事業者において、電波利用料は軽微な負担ではありません。電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、3年ごとの精度の見直しで想定外の費用増となる事は、経営計画において避けるべき事態であり慎重にお願いしたいと考えます。</p>
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	<p>・放送局の電波利用料にかかる特性係数は、営利事業のみならず放送法における【あまねく努力義務】や【災害放送義務、公職選挙法;選挙放送】として、無線局の特性に応じて適用されています。これについて極めて妥当な措置と考えており、今後も継続すべきと考えます。</p>
	(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	<p>・地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、周波数利用の為に特定ラジオマイク等の導入もすでに計画が具体化しています。デジタル化で返納して帯域を空けた上に、さらなる周波数の効率的な運用を進めていることに関して、地上テレビ放送の料額算定には特別な配慮をお願いしたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ新潟放送網】</p>
42	2. 次期電波利用料の見直しの考え方		<p>北海道は国土の22%も占めるエリアです。この広大なエリアに放送を届けるため、現状156局の中継局で全道をカバーしています。このような中継局の多さから既にローカルの放送事業者にとっては多額の電波利用料を負担しています。これに加え、今後のテレビ広告収入の伸びが厳しい見通しであること、デジタル化に伴う減価償却費負担が当時の間接コスト、数年後には社屋を含めた新たな設備投資が控えていることなどを考えると、経営的には楽観視できる状況にありません。</p> <p>今後も基幹放送事業者として、国民の安心、安全を守り、テレビの公共性、視聴者保護を担っていく責務を負っています。安定した放送を継続するために、無線局の特性に応じて適用される軽減係数(特性係数)は今後も維持されるべきものであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【北海道テレビ放送株式会社】</p>

43	1. 電波利用共 事務の在り方		【電波利用共事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波共費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切】 ・歳入と歳出は一致するように設計すべきで、その用途は限定的なものとし、抑制的にすべきである。そのため、電波利用料を共 益事務以外の支出に充てるべきではない。	
	2. 次期電波利用 料の見直しの考 え方		【電波利用料制度で、電波の経済的価値を過度に進めることには反対する】 ・電波利用料制度は、公共性を重視し、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮することが重要。過度な経済的価値 の 追求により、ついでに競争入札いわゆる「電波オークション」のような考え方は、収益性の高い電波利用システムばかりが存続し、 国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるようになり、結果的に国民は不利益を被ることになる。 したがって、経済的価値を過度に進めることには反対する。	
			【放送と携帯電話の利用負担がアンバランスだという指摘は当たらない】 ・放送と携帯電話では、そもそも電波の利用方法に違いがある。携帯電話は双方向の通信で、携帯電話端末からも電波を出すこと から、携帯電話端末にも電波利用料が課せられている。そのため携帯電話端末の普及数が電波利用料の総額を大きくしている が、 これは事業者だけが支払っているのではなく、契約者(国民)も負担している。一方で、放送は電波を出しているのは事業者だけな ので、事業者は電波利用料を負担しているが、利用者(受信者)は無線局ではないので電波利用料の負担はない。そのため、電 波利用料の負担額が少なく見える。したがって、アンバランスだという指摘には合理性がないと考える。 ・放送の電波利用にかかる特定係数は、「国民への電波利用の普及に係る責務等(あまねく)」と「国民の生命・財産の保護に著し く寄与するもの(災害放送義務)」の2つを考慮され規定されている。これは適切な措置であり、今後も維持すべきと考える。	
44	1. 電波利用共 事務の在り方		【検討課題(電波利用共事務の内容や歳出規模に対する意見)】 現在の制度の枠組みは適切であり、電波利用共事務以外の用途に充てるべきではないと考えます。また、歳入、歳出の規模は 抑制的にするべきであると考えます。 【東北放送株式会社】	
	2. 次期電波利用 料の見直しの考 え方	(1) 経済的価値の 適正な反映の在り 方	平成23年の電波法改正で、電波の経済的価値の反映が強まったところですが、これを過度に進めることには賛成できません。 高い収益をあげる電波利用システムのみが存続し、公共性の高い、国民の安全・安心につながる無線システムの存続が危うく なるようなことがあると、結果的に国民が不利益を被ることとなると考えます。 東日本大震災や阪神淡路大震災の発生時には、被災地をはじめとする民間放送事業者は緊急報道体制をとり、長期間にわたり 被災者、国民への情報提供を行ってきました。緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対して経済的価値 を過度に反映した電波利用料を課すことは適切ではないと考えます。	
		(1) 経済的価値の 適正な反映の在り 方	③ 周波数の有効利 用状況や他用途の 周波数を確保する ための周波数以降 の促進等を助案し た料額設定の在り 方	この料額設定は妥当なものと考えます。放送事業者は3.9世代移動通信システムの導入を可能にするため、700MHz帯放送事業用 FPUの1.2GHz帯/2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。円滑で迅速な周波数移行のために は、移行の過渡期や移行後にFPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。
		(2) 電波利用料の 軽減措置の在り方	① 電波利用料の 算定の際に無線局 の特性に応じて適 用される軽減措置 (特性係数)の在り 方	放送の電波利用料にかかる特性係数は、法定の「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法で定める「あまねく努力義 務」)、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法で定める災害放送義務、公職選挙法で定める選挙放送)の2点 を助案して規定されているものであり、これは適切な措置であり、今後も維持すべきものであると考えます。
3. その他		(3) 新たな電波利 用システムに対す る料額設定の在り 方	③ ホワイトスペ スを活用する無線 システム	地上テレビ放送周波数のホワイトスペースには、二次業務としてエリア放送がすでに相当数開局した他、特定ラジオマイクなど の導入も具体化して周波数の共用による電波の有効利用が進んでいます。このような情勢変化をふまえ、地上テレビ放送の 料額算定には、周波数共用を助案する必要があると考えます。
				【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に対する意見】 携帯電話は電波を送受信する無線局です。従って携帯端末に対しては一台ずつ電波利用料が課されており、利用者も契約料を通じ て電波利用料を負担する仕組みです。利用料の納付は通信事業者が行いますので通信事業者が納める総額が非常に大きな金 額となっているわけです。こうした仕組みそのものの違いを考慮せずに単純比較することは合理的とは言えないと考えます。 【 その他 】 民間放送事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などと比較する意見がありますが、電波利用料は税金ではありませんので、 営業収益関連の指標と比較して納付額の多い少ないを論じるべきものとは思いません。
				【株式会社毎日放送】
45	1. 電波利用共 事務の在り方		【検討課題に対する意見】 電波利用料を活用して、電波利用共事務の費用に充てるため、無線局の免許人が、その期間に必要な費用を負担する現行 制度の枠組みは適切と考えます。引き続き、電波の適正利用の確保を目的としてのみ活用されるべきと考えます。	
	2. 次期電波利用 料の見直しの考 え方	(1) 経済的価値の 適正な反映の在り 方	災害時において、民放事業者は、緊急報道体制をとり、被災者、国民への情報提供に努めております。緊急時には採算を度外視 して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切と考えます。	
		(2) 電波利用料の 軽減措置の在り方	① 電波利用料の 算定の際に無線局 の特性に応じて適 用される軽減措置 (特性係数)の在り 方	特定地上基幹放送局は、放送対象地域内において分け隔てなくユニバーサルサービスを実現することを責務としているほか、国民 の生命、財産の保護に著しく寄与してきました。今後も同様の放送を実現する為と公共性を助案すると、負担額の軽減措置は、 適切であり、今後も維持すべきと考えます。
3. その他			【その他】 民間放送事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益 関連の指標と比較して納付額の多寡を論じるべきものではないと考えます。	
46	1. 電波利用共 事務の在り方		【検討課題(電波利用共事務の内容や歳出規模に対する意見)】 * 電波利用料は、『不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的とし行う事務(電波 利用料共事務)の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人に公平に分担していただく、いわゆる電波利用の共 益費用として負担を求めるもの。』とあります。この意味で、電波利用共事務以外の用途や、拡大解釈された用途がない限り、受 益者の立場からみた現行制度の枠組みは適切と考えます。 * 電波利用料の用途については、いたずらに追加・拡大することなく、十分に検討されるべきと考えます。無線局免許人としての 受益は、現在免許を受けている電波の適正な利用の確保に関するものに限定すべきであり、「研究開発」のような用途は将来の受 益を想定したものであるため、他の予算にて行われることが適切と考えます。 * 歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。	
	2. 次期電波利用 料の見直しの考 え方	(1) 経済的価値の 適正な反映の在り 方	* 電波利用料額に電波の経済的価値を過度に反映させることには賛成できません。 * 電波利用料は無線局全体の受益を直接の目的としています。最終的には国民の利益に合うものでなければならぬと考え ます。したがって、制度設計にあたっては、無線局の目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが重要であり、電波の 経済的価値のみならず、非常時や災害等の緊急時における国民の利益に対する貢献度(実績)も考慮されるべきと考えます。 * 東日本大震災において、弊社では(弊社に限らず他社でも)発生直後からラジオ・テレビの緊急報道体制を取り、以後、長期間 にわたり被災者、県民への情報提供に努めました。緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的 価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切と考えます。	
			【株式会社テレビ熊本】	

	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	* 「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は妥当なものと考えます。 * 3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯/2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。迅速かつ円滑な周波数移行のためには、移行の過渡期や移行後において、FPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	* 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。これは適切な措置であり、今後も維持すべきものと考えます。
	(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	* 地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイク等の導入も具体化しており、周波数共用による電波の有効利用が進んでいます。これは今回の見直しにおいて考慮すべき新たな情勢変化であり、地上テレビ放送の料額算定には、こうした周波数共用を勘案すべきものと考えます。
3. その他			【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 * 参考資料1-3における電波利用料負担額の比較のみで、利用料負担が不公平であるとの指摘は当たらないと考えます。 * 携帯電話は双方向の通信であり、利用者が所有する携帯電話端末にも電波利用料が課されています。携帯電話事業者が納付する電波利用料には、このユーザーの利用料も含まれているため、見かけ上の負担額が大きくなっていると認識しております。一方、放送は単方向の送信でありテレビ受信機に電波利用料は課されないため、放送事業者(送信側)のみが電波利用料を負担しています。 * こうした負担構造を比較すれば、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担が不公平との指摘は当たらないと考えます。 【その他】 * 民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきではないと考えます。
47	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	【検討課題に対する意見】 わが国においては、エネルギー基本計画にて、「2020年代の可能な限り早い時期に原則全ての需要家にスマートメーターの導入を目指す」との目標が設定され、当社としては、上記目標達成に向けたスマートメーターの早期導入を計画しています。スマートメーターにおける通信は、固定されたスマートメーターから少量かつ低頻度のデータ(数千バイト/月程度)を通信するものであり、広範囲に移動しながら音声通信やインターネット接続を行う一般の携帯電話(平均数百万バイト/月)と比べて、電波の利用量がかなり少ないものと考えます。 また、スマートメーターの通信料は、月額数十円程度でなければ、費用面で厳しく、その場合において、現行の電波利用料が通信料に占める割合は3割程度と大変大きいものとなります。 つきましては、スマートメーターに組み込まれる1:N無線の通信装置の電波利用料は、使用している周波数幅や無線局での均等割とするのではなく、電波の利用量の差を考慮するなど、携帯電話よりも減額した料金の適用をお願いします。
			【九州電力株式会社】
48	1. 電波利用料の軽減措置の在り方		電波利用料は、電波利用料として、その用途を電波法に明記し、運用の透明性を確保する現行制度は適正と考える。歳出は、歳入と一致するように設計し、規模は抑制的にするべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	電波利用料の算定について、平成23年度の料額改定では、すでに電波の経済的価値に応じて負担する部分を拡大しており、次期電波利用料の見直しにあたり、これ以上の経済的価値の反映は、公共性の高い無線システムまでにも負担が増え、結局は、国民の不利益につながってしまうと考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	無線システムの負担額の配分における特性の勘案事項において①国民への電波利用の普及に係る責務②国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの この2つの事項は、放送法の定めによるものであり、この軽減措置は、今後も継続すべきものと考えます。
			【テレビ静岡】
49	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	テレビをはじめとする放送局の電波利用料を引き上げるべきと考える なぜ放送局の電波利用料がこれほど安いのか不思議である。民放各局は広告収入が減少しているとはいえ、テレビ局の収入は莫大であり、従業員の給料は一般企業と比較して、あまりにも高額である。又、第4の権力といわれるほど国民に与える影響力は絶大であるため、放送法により、公正中立な報道が義務付けられている。にもかかわらず、放送内容は、ある特定企業・団体・国家・政党の利益を考えた放送に偏重しており、とても公正中立とはいえない。政治家もマスメディアの国民に対する影響力を気にするあまり、マスメディアに逆らえず、電波利用料の引き上げができないのではないかとさえ動揺してしまう。 電波は国民の共有財産である。それを現民放各局は独占しているのだから、電波利用料によって、国民・国家に寄与すべきと考える。
			【タナカ司法書士事務所】
50	1. 電波利用料の軽減措置の在り方		【検討課題に対する意見】 「タクシー無線基地局のデジタルナロー化への円滑な移行のための環境整備」を使途対象に加えていただきたい。 タクシー無線局は、データ伝送速度の高速化と電波の有効利用を促進するため、平成28年5月末までに、占有周波数帯幅の狭帯域(1/2)化を図るデジタルナロー化移行を進めているところであるが、そのデジタル無線エリアを確保するためのデジタル基地局等の環境整備に、1タクシー事業者では負担できない膨大な費用が掛り、デジタルナロー化が進まない状況にある。タクシーは、地域の公共交通として、高齢者の運送、地域経済の活性化、便利な暮らしと地域の安全・安心の見守り等を図る手段として、タクシー無線が利用されていることから、公共的事業のひとつである。 従って、ナロー化による電波の有効利用を促進し、地域の公共交通として使用するタクシー基地局のデジタルナロー化の環境整備を防災行政無線のデジタル化、携帯電話エリア整備事業と同様に電波利用料の軽減措置の使途対象として、検討願いたい。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	【検討課題に対する意見】 デジタルタクシー無線局の電波利用料額について、軽減措置の適用を検討願いたい。 タクシー無線局は、平成28年5月末までにデジタルナロー化移行を進めているところである。デジタルタクシー無線局は、アナログ波の1/2以下の占有周波数帯幅の使用で電波の有効利用を促進している。 電波利用料額の算定にあたって、使用周波数帯幅等の経済的価値を反映した料額算定が行われているが、従来のアナログ波を使用するものと同等とすることは不公平となること、また電波の有効利用を促進するデジタルナロー化のインセンティブとすることからも、デジタルナロー波を使用するタクシー無線局への軽減措置を検討願いたい。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	
			【一般社団法人全国自動車無線連合会】
51	1. 電波利用料の軽減措置の在り方		電波の公平かつ効率的な利用を確保する観点から、役割を終えた電波利用料の軽減措置については、電波利用料の低減が図られることを要望いたします。 また、電波利用料の使途をより一層明確化すると共に、実施内容の更なる効率化及び予算規模の適正化を図ることを要望いたします。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方 山間地や離島などのエリアへの電気通信サービス及び災害対策用通信などの法令等に基づく通信については、公共性の高い用途であることから、電波利用料減免措置の適用の継続及び適用拡大を含めた値下げを要望いたします。
	3. その他	① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非	電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収については、利用可能エリアの拡大など公衆無線LAN事業の発展の妨げになる可能性があることから、現行どおり電波利用料を徴収しないことを要望いたします。
			【西日本電信電話株式会社】

52	1. 電波利用公益事務の在り方			<p>・電波利用公益事務費用を受益者である無線局の免許人が公平に分担するという現行の電波利用料制度の基本的な枠組みは適切であり、堅持すべきと考えます。</p> <p>・電波利用料の歳出規模については、免許人全体の負担を軽減するためにも、内容について十分精査して透明性と効率性を確保するとともに、あらかじめ上限を設定するなどして、総額を抑制する努力が必要と考えます。</p>
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		<p>・電波利用料制度において、平成17年度に電波の経済的価値に応じて負担する考え方が導入されて以来、このウェイトが強まる傾向にあります。(電波の経済的価値の向上につながる費用: 恒常的な業務に係る費用は、平成17年～19年度平均＝3.7、平成20年～22年度平均＝6.5、平成23年～25年度平均＝9.5)。この傾向が行き過ぎれば、公共の利益のために電波を利用している免許人に必要以上の負担を与えるほか、事業継続上の不安定要因にもなる恐れがあります。前述したように、電波利用料制度の基本的な枠組みは、「公益事務費用」であり、経済的価値を反映させることは、本来の制度趣旨にそぐわないと考えます。いま一度基本に立ち返った議論がなされるよう要望します。</p>
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を助案した料額設定の在り方	<p>・周波数の有効利用のため、デジタル化により利用周波数を圧縮して返還したり、他の周波数への移行要請に応じたりした免許人について、電波利用料を軽減するなど、料額算定に一定の配慮を講じることは、妥当な措置と考えます。</p> <p>・地上テレビ放送事業者は、周波数の有効利用に資する目的でデジタル化を遂行しアナログ放送用周波数を返還しましたが、その後平成24年7月にリバックを完了し、さらなる周波数返還に及んでいますので、今回の見直しにあたっては、この返還分を料額算定に反映いただくよう要望します。</p> <p>・また、地上テレビ放送事業者は現在、携帯電話用周波数を確保のため、700MHz帯の放送事業用FPUと特定ラジオマイクを他の帯域へ移行させる計画に協力中です。移行期間中には、新旧周波数を並行運用する等の状況が考えられますが、これによって電波利用料が増加することのないよう要望します。</p>
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	<p>・放送事業者の料額については、「国民への電波利用の普及に係る責務等」「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して特性係数が措置されています。放送事業者に災害放送やあまねく普及等が法的に義務付けられていることを考えれば適切な措置であり、これを変更する特段の理由は見当たらず、今後も維持すべきと考えます。</p> <p>・放送事業者は災害放送においては、東日本大震災発生直後から長時間にわたって採算度外視で報道特別番組を編成するなど、国民に必需の情報を提供するライフラインとしての役割を果たしています。</p> <p>・また、あまねく普及について、放送事業者は加入電話におけるユニバーサルサービス制度のように、その負担金の一部をユーザーから徴収することなく、自動努力で行うなど公共的責務に対し不断の努力を続けていることも考慮していただくよう要望します。</p>
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	<p>・ホワイトスペース利用のように、1つの周波数帯を複数の免許人で利用する場合においては、周波数を有効に利用するインセンティブを免許人に与えるためにも、例えば複数免許人の間で電波利用料を応分負担し合う等の措置をとることが妥当と考えます。</p> <p>・地上デジタル放送用周波数帯においては、「ホワイトスペース利用システムの共用方針」等に基づき、既に複数のエリア放送が利用を開始しているほか、特定ラジオマイクの利用も予定されています。</p>
				<p>・放送事業者の電波利用料額が、その売上額に比較して少ないとの指摘があるようですが、電波利用料の基本的な枠組みは公益費用の公平分担であり、売上や利益と関連を有するものではありません。免許人の売上と料額を連動させることは、電波利用料制度を「税制」に変更することにほかならず、賛成できません。</p> <p>・また、「電波利用料」という名称が、売上や利益との関連を連想させている面がありますので、例えば「電波監理料」「電波共益費」といった名称への変更も検討に値すると考えます。</p> <p>・放送事業者と携帯電話事業者の負担割合が公平性に欠けるとの指摘があるようですが、両者の負担の仕組みの相違を理解した上での議論が必要と考えます。</p> <p>・電波利用料は電波を発信する基地局単位で負担すべきもので、携帯電話端末1台1台に電波利用料が発生しています。したがって、携帯電話事業者の負担額は、自らの電波利用料と、端末契約ごとにユーザーも負担している電波利用料(1億台以上分)が合算されているため大きく見えており、放送事業者の負担額と単純比較はできないものと考えます。</p>
53	1. 電波利用公益事務の在り方			<p align="right">【株式会社フジテレビジョン】</p> <p>・電波利用公益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用公益事務以外の支出(使途)に充てるべきではありません。</p> <p>・歳出・歳入の規模を縮小することも含めて検討し直すべきです。また、歳出・歳入それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。</p>
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		<p>・平成23年の電波法改正で、電波利用料制度における電波の経済的価値の反映が強まりましたが、これを過度に進めることは賛成できません。</p> <p>・電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に適う在り方です。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげようとする電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が不利益を被ると考えます。</p> <p>・東日本大震災の発生にあたり、当社では長期間にわたり緊急報道体制をとり、被災者、国民への情報提供に努めました。緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは不適切です。</p> <p>・無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねず、慎重に検討すべきと考えます。</p>
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を助案した料額設定の在り方	<p>・「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を助案した料額設定」は妥当なものと考えます。</p> <p>・3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯/2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。迅速かつ円滑な周波数移行のため、FPU免許人の電波利用料の負担が移行の過渡期に2重になったり、移行後も過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。</p>
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	<p>・放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。放送の特性係数は適切な措置であり、今後も維持すべきものです。</p>
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方		<p>・去年12月に公表された「電波有効利用の促進に関する検討会」の報告書(p25)に、電波利用料の見直しの課題として「電波利用料の軽減措置の在り方」が挙げられていて、具体例に「国等の無線局の減免措置」が含まれています。例④として、「国等の無線局の減免措置」を追加すべきと考えます。</p> <p>・災害時の報道をはじめ、公共性の役割を担っている放送に対しては、国等の無線局と同様な減免措置が必要であると考えます。</p>
	3. その他			<p>【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】</p> <p>・「電波利用料の見直しに関する検討会」第1回会合では、平成24年度の電波利用料予算の歳入・歳入内訳が示され、あわせて地上テレビ放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担額について参考資料1～3が配付されました。これを受け、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかとの指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。</p> <p>・放送は単方向の送信が基本です。視聴者はテレビ受信機を購入しますが、テレビ受信機は無線局ではないため、電波利用料は課されません。すなわち、電波利用料の歳入における「放送事業者」の負担額は、放送事業者(送信側)のみが負担しています。</p> <p>・こうした負担構造を比較すれば、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスとの指摘が当たらないことは明らかです。</p> <p>【その他】</p> <p>・民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではありません。</p>
54	1. 電波利用公益事務の在り方			<p align="right">【株式会社秋田放送】</p> <p>【検討課題(電波利用公益事務の内容やその歳出規模)に対する意見】</p> <p>・電波利用公益事務の処理に要する費用として、その受益者である無線局の免許人に公平に負担を求めるという現行の制度は適切であると考えます。電波利用公益事務の内容は具体的に限定列挙されておりますが、電波利用が拡大している事や妨害や混信等の発生が複雑になっており、電波利用の良好な環境を維持するため十分な検討が必要と考えます。</p>
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		<p>・平成23年の電波法改正で電波利用料制度における電波の経済的価値に応じて負担する部分が拡大されました。見直しにより、この負担が過度に拡大されることは慎重であるべきと考えます。</p> <p>・東日本大震災発生直後から民放各社は、被災地域だけでなく全国の視聴者に正確な情報を伝えるべく、特別番組を編成し全力を傾注して緊急事態に対応しました。経済的価値に応じて負担する部分の拡大が国民の安心・安全に寄与している「放送」に影響が出ることは避けなければならないと考えます。</p>

	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を助案した料額設定の在り方	・放送事業者は700MHz帯で運用している放送事業用FPUを、1.2GHz帯/2.3GHz帯へ移行すべく技術検討を進めています。周波数移行を順調に進めるために、FPU免許人の電波利用料の料額設定が移行の過渡期や移行後においても過度のものとならない様にすべきと考えます。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・放送は「国民への電波利用の普及に係る責務等」「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」に該当する無線システムとして、その公共性が助案されています。放送の特性係数は適切な措置であり、これは今後とも維持していくべき措置であると考えます。
	(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	・地上デジタルテレビ放送用周波数のホワイトスペースの利用はさまざまなシステムが提案され、ホワイトスペースの有効利用が推進されつつあります。周波数共用により新たな電波利用の便益の付与や、安心・安全への寄与など変化がうまれつつあります。地上デジタルテレビ放送の料額設定にもこの様な変化を反映すべきであると考えます。
3. その他			【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 ・放送事業者と携帯電話事業者の電波利用料負担がアンバランスではないかと指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。
55	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	【西日本放送株式会社】 ネット社会といわれる現代においても、非常災害時、被災者、国民が最も接触し、頼りにするメディアは「放送」であるということが、東日本大震災後の調査でも実証されました。 特に、災害時におけるラジオの有用性は再認識されました。 しかしラジオ、中でも中波ラジオは、広告費の減少など経営環境の悪化、都市難聴による受信環境の悪化、そして送信設備の老朽化など厳しい状況下にあります。 こうした状況下においても、いつ起きるとも限らない災害に対し、ライフラインとしての公共的責務を果たすためには、「放送」の公共性等を助案して規定されている現行の特性係数の堅持は、必須と考えます。
56	1. 電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	【株式会社文化放送】 【検討課題(電波利用料見直し)の内容や見直し規模に対する意見】 ・無線局免許人に負担を求める以上、電波利用料見直しの内容として適当かどうか、使途を精査することが必要です。3年ごとの見直しの際には、歳出・歳入の規模を縮小することも含めて検討し直すべきです。また、歳出・歳入それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	・平成23年の電波法改正で、電波利用料制度における電波の経済的価値の反映が強まりましたが、これを過度に進めることは賛成できません。 ・電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に資する方です。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげる電波利用システムばかりが存続し、国民の安心・安全につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになれば、結果的に国民が不利益を被ると考えます。 ・大災害発生にあたり、放送事業者は採算を度外視して国民への情報提供に努めます。こういう報道活動を行う無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切です。 ・無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じるとは経営上の不確定要素となりかねず、慎重に検討すべきと考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方 ・放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を助案して規定されています。 ・テレビ大分では上記①のあまねく努力義務を果たすべく、68局のデジタル中継局を建設して受信環境を整えています。 ②については、甚大な被害が予想される南海トラフ巨大地震や大水害など県民の生命、財産の保護に関する情報を積極的に報道しております。緊急地震速報の高速化にも取り組むとともに、大災害時の放送継続計画も全力で取り組んでおります。以上のことから放送の特性係数は適切な措置であり、今後も維持すべきものと考えます。
			【株式会社テレビ大分】
57	1. 電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	【検討課題(電波利用料見直し)の内容や見直し規模に対する意見】 ・電波利用料制度が電波監視等の電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の費用(電波利用料見直し)を受益者である無線局の免許人等に公平に負担を求める制度として導入されたことに鑑み、電波利用料見直しの内容やその見直し規模については、抑制的にすべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	・電波利用料制度において、電波の経済的価値の反映が電波利用の経済的合理性を促進する面があることは否定しませんが、それを過度に進めることは、国民の安心・安全につながる公共性の高い無線システムの排除に繋がりがかねず、賛成できません。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を助案した料額設定の在り方 ・無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。周波数移行の促進等を助案した料額設定においても、免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方 ・電波利用料の軽減措置は、無線局の公共性や社会的意義に着目して適用することが適当と考えます。 ・放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を助案して規定されていますが、これは適切な措置であり、今後も維持すべきと考えます。 ・特に上記②に関しては、災害時における放送の役割の重要性・有効性が改めて認識されており、当社もその責任を果たすべく、設備の構築や他局との連携を含めた体制の整備に全力をあげて取り組んでいるところです。
	3. その他		・電波利用料は税ではなく、売上高や利益などの経営数値でもってその多寡を論じるべきではないと考えます。電波利用料見直し費用を受益者である無線局の免許人等が負担するという、その性格は維持すべきです。 ・放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかと指摘がありますが、その仕組みの差異から放送は事業者のみが負担し、携帯電話では事業者と利用者の双方が負担しており、こうした指摘は当たらないと考えます。 ・また、歳出の中で「地上デジタル放送総合対策」が最大の歳出項目とされており、歳入のアンバランスがより強調される形となっておりますが、そもそもテレビのデジタル化は電波の有効利用のための国策であって、その対策費が放送事業者のための歳出であるかのような誤解を受けるのは適切ではないと考えます。
			【北日本放送株式会社】
58	1. 電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	【検討課題(電波利用料見直し)の内容や見直し規模に対する意見】 ・電波利用料制度によって不法電波の監視や地デジへの円滑な移行のための環境整備等の財源が確保されており、国民の安心・安全につながる大切な制度と認識しています。「電波利用料見直し」という制度本来の目的を見失って一般財源化などに使途の拡大がなされないよう望みます。 ・制度が導入された平成5年度には75億円だった電波利用料総額は平成24年度には745億円になっています。使途を電波利用料見直しに限定して歳入および歳出計画ともに極力、抑制的にすべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	・公共財である電波の利用について最大限に尊重されるべきことはその社会的意義です。当該の電波利用が長期にわたって安定的に国民の安心・安全にどう関わるかという判断基準が最優先されなければなりません。「どれだけ収益を期待できるか？」など経済的な側面を偏重することの無いよう希望します。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を助案した料額設定の在り方 ・放送局は700MHz帯のFPU、特定ラジオマイクについては、携帯電話会社のトラフィック増大のため、テレビ帯ホワイトスペース、1.2、2.3GHzへの周波数移行を行うことが既に定められています。特にFPUは常時運用する種類の無線機ではないものの、ロードレール等の番組制作に必須の機材です。しかしながら今回移行によって数種類の他システムと周波数を共用することとなり、移行制限のある運用が見込まれています。また、移行後の帯域に関しても現状は同様の料額となっており、移行後の運用形態や円滑な移行への協力も鑑みていただき、配慮ある料額の設定を望みます。

	(2)電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・放送事業者については「国民への電波利用の普及に係る責務等」「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して負担軽減がなされています。これは適切な措置であり今後も維持されるべきと考えます。
	(2)電波利用料の軽減措置の在り方	③ 被災した無線局に対する減免を可能とする措置	・東日本大震災では、当該地域の放送局は多大な損害を受けながらも、ネットワークの協力を受けて放送を確保しました。このような被災のあった無線局への減免に関しては、その配慮に感謝するものです。将来にわたってこうした柔軟な対応がなされるよう制度整備を望みます。
	(3)新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	・テレビチャンネル帯でのホワイトスペースを活用する無線システムに関しては現在特定ラジオマイクとエリア放送との共用条件を慎重に検討しています。よって新たな参入者に関しては現行運用者に配慮し、料額設定を含め慎重な扱いが必要と考えます。
3. その他			【主な検討課題以外の課題】 (通信事業者の電波利用料負担額と比較して放送事業者の負担が小さいという指摘に対する意見) ・携帯電話は電波を受信する無線局です。したがって携帯端末に対しては一台ずつ電波利用料が課されており、利用者も契約料を通じて電波利用料を負担する仕組みです。利用料の納付は通信事業者が行いますので通信事業者が納める総額が非常に大きな金額となっているわけです。こうした仕組みそのものの違いを考慮せずに単純比較することは合理的とは言えないと考えます。
59	1. 電波利用公益事務の在り方		【株式会社TBSテレビ】 【検討課題(電波利用公益事務の内容や歳出規模)に対する意見】 ・電波利用公益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波公益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用公益事務以外の支出(使途)に充てるべきではありません。 ・無線局免許人に負担を求める以上、電波利用公益事務の内容として適当かどうか、使途を精査することが必要です。3年ごとの見直しの際には、歳出・歳入の規模は抑制的にすべきであり、歳出・歳入それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方		地上放送事業者は、地デジ移行によって合計130MHzの周波数を返上しています。さらに700MHz帯のFPU・特定ラジオマイクの移行や、受信障害解消のための「リバック」などによって、電波の有効利用に大きな貢献を果たし、その取り組みは現在も続いています。日本テレビは、放送が担っている公共性を十分に認識し、日々の災害報道や、大災害時であっても放送を継続するための体制構築にむけて系列局あげて取り組んでいるところです。次期電波利用料額の見直しにあたっては、これらの点を十分勘案しておくべきと考えます。
	(1)経済的価値の適正な反映の在り方		・平成23年の電波法改正で、電波利用料制度における電波の経済的価値の反映が強まりましたが、これを過度に進めることは賛成できません。 ・電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に適う在り方です。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになれば、結果的に国民が不利益を被ると考えます。 ・東日本大震災の発生に当たり、日本テレビでは長期間にわたり緊急報道体制をとり、被災者、国民への情報提供に努めました。緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは不適切です。 ・無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることが経営上の不確定要素となりがねず、慎重に検討すべきと考えます。
	(1)経済的価値の適正な反映の在り方	③周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	・「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は妥当なものと考えます。 ・3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯/2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。迅速かつ円滑な周波数移行のため、FPU免許人の電波利用料の負担が移行の過渡期に2重になったり、移行後も過重なものにならないよう配慮が必要と考えます。
	(2)電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法、あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法、災害放送義務、公職選挙法、選挙放送)の2点を勘案して規定されています。放送の特性係数は適切な措置であり、今後も維持すべきものです。 ・日本テレビでは、上記①について、あまねく努力義務を果たすべく、地デジ完全移行後も受信環境整備のため中継局の建設を継続しています。アナログ放送当時約100ヶ所だった中継局は現在約180ヶ所になっています。 ②については、「電波有効利用の促進に関する検討会」報告書(平成24年12月25日)のp3において「東日本大震災等の大規模災害時における避難、復旧活動等を通じ、社会インフラとしての無線システムの重要性・有効性が再認識され、災害に強い通信・社会インフラの整備が必要とされている」とあり、災害時における放送の役割の重要性・有効性が指摘されています。日本テレビは、系列局との連携のもと、甚大な被害が予想される南海トラフ巨大地震をはじめ、国民の生命・身体・財産の保護に関する情報を日々報道しています。緊急地震速報の高速化にもいち早く取り組みました。同時に、災害時に放送を継続してゆくための体制の構築にむけて系列局あげて全力で取り組んでいるところです。
			【検討課題(2)の例に追加】 ・去年12月に公表された「電波有効利用の促進に関する検討会」の報告書(p25)に、電波利用料額の見直しの課題として「電波利用料の軽減措置の在り方」が挙げられていて、具体例に「国等の無線局の減免措置」が含まれています。例④として、「国等の無線局の減免措置」を追加すべきと考えます。 ・災害時の報道をはじめ、公共性の役割を担っている放送に対しては、国等の無線局と同様な減免措置が必要であると考えます。
3. その他			【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 ・「電波利用料の見直しに関する検討会」第1回会合では、平成24年度の電波利用料予算の歳入・歳入内訳が示され、あわせて地上テレビジョン放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担額について参考資料1-3が配付されました。これを受け、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかとの指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。 【その他】 ・民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではありません。
			【日本テレビ放送網株式会社】
60	1. 電波利用公益事務の在り方		【検討課題に対する意見】 電波利用料の使途に関しては、電波利用の公益事務に係る費用の範囲で無線局全体として負担し合うものであるため、現行の電波利用料公益事務の内容は適切と考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1)経済的価値の適正な反映の在り方	電波利用料制度において経済的価値の反映を過度に進めることには賛成できません。テレビ放送は非常災害時の重要なインフラとしての役割を担っており、2年前の東日本大震災の時には長期間にわたり、採算を度外視して報道活動を行い、被災地の視聴者や国民の皆様に情報を提供し続けました。電波利用料の見直しに際しては慎重な対応をお願いします。
		(2)電波利用料の軽減措置の在り方	放送の電波利用料にかかる特性係数は適切と考えます。①「国民への電波利用の普及に係る責務等」②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点は放送の公共性を勘案して妥当なものと考えます。今回の制度見直しの際にも、この特性係数は継続すべきものと考えます。
	3. その他	① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非	今後、無線での通信トラフィックが増え、更なる電波公益費用が発生する可能性があります。無線LAN基地局にも一定の基準の下で電波利用料を徴収する方式を検討するべきと考えます。
			【その他】 電波利用料は事業を営む者の税金的なものではなく電波利用の公益費用であるため、その事業の売上高や利益と比較して論ずるものではありません。
			【中京テレビ放送株式会社】
61	1. 電波利用公益事務の在り方		【検討課題(電波利用公益事務の内容や歳出規模)に対する意見】 ・電波利用公益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波公益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用公益事務以外の支出(使途)に充てるべきではありません。 ・無線局免許人に負担を求める以上、電波利用公益事務の内容として適当かどうか、使途を精査することが必要です。3年ごとの見直しの際には、歳出・歳入の規模を縮小することも含めて検討し直すべきです。また、歳出・歳入それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。

2. 次期電波利用料の見直しの考え方		地上放送事業者は、地デジ移行によって合計130MHzの周波数を返上しています。さらに700MHz帯のFPU・特定ラジオマイクの移行や、受信障害解消のための「リパック」などによって、電波の有効利用に大きな貢献を果たし、その取り組みは現在も続いています。 放送事業者は、放送が担っている公共性を十分に認識し、日々の災害報道や、大災害時であっても放送を継続するための体制構築にむけて局をあげて取り組んでいるところで、次期電波利用料額の見直しにあたっては、これらの点を十分勘案しておこなうべきと考えます。
	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	・平成23年の電波法改正で、電波利用料制度における電波の経済的価値の反映が強まりましたが、これを過度に進めることは賛成できません。 ・電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に適うり方です。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになってしまうと、結果的に国民が不利益を被ると考えます。 ・県内の水害等発生時において、福井放送では長期間にわたり緊急報道体制をとり、県民への情報提供に努めました。緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切です。 ・無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となかねず、慎重に検討すべきと考えます。
	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方 ・「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は妥当なものと考えます。 ・3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯/2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。迅速かつ円滑な周波数移行のため、FPU免許人の電波利用料の負担が移行の過渡期に2重になったり、移行後も過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方 ・放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。放送の特性係数は適切な措置であり、今後も維持すべきものです。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	【検討課題(2)の例に追加】 ・去年12月に公表された「電波有効利用の促進に関する検討会」の報告書(p25)に、電波利用料額の見直しの課題として「電波利用料の軽減措置の在り方」が挙げられていて、具体例に「国等の無線局の減免措置」が含まれています。例4として、「国等の無線局の減免措置」を追加すべきと考えます。 ・災害時の報道をはじめ、公共性の役割を担っている放送に対しては、国等の無線局と同様な減免措置が必要であると考えます。
3. その他	【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 ・「電波利用料の見直しに関する検討会」第1回会合では、平成24年度の電波利用料予算の歳入・歳出内訳が示され、あわせて地上テレビジョン放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担額について参考資料1-3が配付されました。これを受け、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかとの指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。 【その他】 ・民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではありません。この件に関し広く一般に周知及び理解を求めよう要望します。	
62	1. 電波利用料の軽減措置の在り方	【検討課題(電波利用料の軽減措置の在り方)に対する意見】 ・電波監視業務や電波遮蔽対策事業など、電波利用に関する環境整備等に関する費用を無線局の免許人から徴収し、電波利用料の軽減措置として利用する現行の制度は、より円滑な電波の利用を促進する大切な制度であると考えております。 電波利用料の軽減措置という制度本来の目的に沿った使途を今後も維持継続すべきと考えます。 ・ラジオ事業者は大変厳しい経営環境の中、災害時という非常時への備えのみならず、平常時から地域に向けて正しい情報を安定的に届ける役割を担っております。今後の電波利用料の検討にあたっては、ラジオ事業者に過度な負担とならないような設計をお願いいたします。また歳入、歳出の規模は、更なる見直しの中で抑制的にするとともに、歳入歳出それぞれの総額が一致するよう設計すべきと考えます。
2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	・電波利用料制度において、電波の経済的価値の反映が強まる傾向にありますが、経済的な価値を追求するあまり、国民の安全、安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになってしまうと、結果的には、国民が不利益を被ると考えます。 電波利用料制度の設計には、放送の持つ社会的意義を十分に配慮する必要があると考えます。 先の東日本大震災において、被災地の放送局とともに、多くの放送局が、長時間、長期間にわたり緊急報道体制をとり、被災者、国民への情報提供に努めております。大きな災害が発生した際には、採算を度外視して地域に向けた重要な情報提供を行う放送の無線システムに、経済的価値に偏重した電波利用料を課すことは不適切であると考えます。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方 ・放送事業者に対しては、「国民への電波利用の普及に係る責務等」(あまねく努力義務)、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(災害放送義務等)の2点を勘案して負担の軽減措置がとられております。これは適切な措置であり、今後も維持継続すべきと考えます。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	③ 被災した無線局に対する減免を可能とする措置 ・東日本大震災のような災害時に対し、被災した無線局に対して減免を可能とする措置を設けることは適切であると考えます。
3. その他	【おもな検討課題以外の課題について】 ・放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見 放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかとの指摘がありますが、これについては、放送事業者と携帯電話事業者の負担についての仕組みが違うことから、この指摘は当たらないと考えております。 携帯電話事業者が扱う携帯電話は、電波を送受する無線局として、携帯電話ごとに電波利用料が課せられており、利用者も契約料を通して電波利用料を負担する仕組みになっていることから、携帯電話事業者が納める総額が非常に大きな金額になっていると理解しております。 こうした負担の仕組を考えれば、両者がアンバランスであるとの指摘が当たらないことは、明らかであると考えます。	
63	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方 次期電波利用料について、今後導入が見込まれる新たな電波利用システムが考慮され、電波のより一層の有効利用に資する料額設定が検討されることに賛同します。 「② スマートメーターやM2Mシステムなどの新しいデータ通信システム」については、以下の通りと考えます。 □ M2Mはエネルギー・医療・物流・自動車などの様々な分野において急速に市場が拡大することが予測されている。 □ M2Mの中でも、既に全世界に普及しており世帯カバー率が非常に高い状況に至っている携帯電話のネットワークを有効に活用できるオプションが必要であるが、そのサービスに課せられている相対的に高額な電波利用料は、日本におけるM2M普及と産業の立ち上がりを大きく阻害する可能性が高い。 □ 中でもスマートメーターは喫緊の課題となるが、スマートメーター向けの電波利用料は減免する必要がある。 □ 東京電力は、総合特別事業計画に基づいて2018年度までに約1700万戸のスマートメーターを集中導入する計画であるが、この普及が進めば、日本のM2M市場が一挙に拡大することが期待されるものの、現行の電波利用料の料額設定がスマートメーターに適用された場合、携帯電話等の公衆網を利用するスマートメーターの場合、想定される利用料金に対して電波利用料の割合が高くなるため、M2M市場の要諦となるスマートメーター普及の障害となる。 □ 東京電力のスマートメーターは政府国際調達対象案件であるが、電波利用料負担は国際スマートメーター調達の側面から日本の特異な事案となる可能性がある。

				【クアルコムジャパン株式会社】
64	1. 電波利用共 事務の在り方			<p>【検討課題に対する意見】</p> <p>国から平成27年3月末までの暫定的なサービスとして各ケーブルテレビ事業者へ要請がなされたデジアナ変換サービスは、電波利用料を財源に行われた地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備の一環として、各ケーブルテレビ事業者へ装置導入の補助事業が行われました。</p> <p>デジアナ変換サービスを円滑に終了させるために、各ケーブルテレビ事業者が主体となり取り組んでいるところですが、平成24年7月25日付情報通信審議会の答申「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」の提言では、「総務省は、ケーブルテレビ事業者に対するデジアナ変換サービスの導入を要請した経緯を踏まえ、当該サービスの終了にあたっては、地方公共団体等の協力を得ながら、周知広報の徹底に務める必要がある。」と提言されています。</p> <p>このことから、平成27年度のデジアナ変換サービスの円滑な終了のための周知広報予算について、平成26～28年度に必要な電波利用共事務の用途として充てるべきと考えます。</p>
				【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】
65	1. 電波利用共 事務の在り方			<p>【検討課題（電波利用共事務の内容や歳出規模）に対する意見】</p> <p>・電波利用共事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波共費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用共事務以外の支出（使途）に充てるべきではありません。</p>
	2. 次期電波利用 料の見直しの考 え方	(1) 経済的価値の 適正な反映の在 り方		<p>・経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげうる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が不利益を被ると考えます。</p>
		(2) 電波利用料の 軽減措置の在り 方	① 電波利用料の 算定の際に無線 局の特性に応じて 適用される軽減 措置（特性係数） の在り方	<p>・「電波有効利用の促進に関する検討会」報告書（平成24年12月25日）の3頁に「東日本大震災等の大規模災害時における避難、復旧活動等を通じ、社会インフラとしての無線システムの重要性・有効性が再認識され、災害に強い通信・放送インフラの整備が必要とされている」とあり、放送は極めて高い公共性を有する社会基盤の一つと定義、期待されています。放送法で「放送設備の安全・信頼性の確保」を義務付け、それに対応するべく設備・維持を行っている事からも、放送の特性係数は適切な措置であり、今後も維持すべきものと考えます。</p>
				【株式会社山梨放送】
66	2. 次期電波利用 料の見直しの考 え方	(1) 経済的価値の 適正な反映の在 り方		<p>国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムは、その有用性と電波の経済的価値（周波数幅、周波数の逼迫状況など）とは必ずしも比較の対象とはならないものです。</p> <p>電波利用料制度における電波の経済的価値が、利用料の料金に与える度合いを強めることは、ひいては国民の不利益をもたらすこともあるため、その度合いが過度になることは避けるべきと考えます。</p>
				【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】
67	1. 電波利用共 事務の在り方			<p>1. 電波利用共事務の内容及びその歳出規模について新たに追加を検討する電波利用共事務については、「電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の加算に要する費用（電波利用共費用）」と定義される電波利用共費用の使途に、真に即したものであるかを厳密に精査して、費用を負担する免許人全体の受益に資する使途とするともに、費用を負担する免許人のコンセンサスの取得が必要であると考えます。</p> <p>また既存の使途についても、電波利用料の更なる支出効率化は、免許人の負担軽減につながることも、中長期的には利用者利益の向上につながることを考えることから、支出の実績を踏まえて必要性を見直していただくことを要望いたします。</p>
	2. 次期電波利用 料の見直しの考 え方			<p>「電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針」（平成23年1月公表）によれば、現行、「3～6GHz」の帯域を含む各種無線システムについては、「電波の経済的価値の向上につながる事務（以下「a群」）」の「各種無線システムへの負担額の配分」において、a群拠出額がその使用帯域幅に応じて算出されています。また、個別無線局のa群拠出額は、原則として、各種無線システムごとの配分額を個別無線局に配分して決定することとされています。</p> <p>しかし、「3～6GHz」の帯域を含む人工衛星局には、本邦内に居住する利用者の需要に支障を与えない範囲において、専ら本邦外の場所相互間の通信に使用されている帯域を有する局があります。</p> <p>当該帯域については、「電波の経済的価値の向上につながる事務（a群）」を要しないものと料額を算出するため、その利用形態に応じた算出方法としていただきたく、例えば以下2点を提案いたします。</p>
				<p>① 【「a群」に係る金額の計算方法【第2段階】〈各種無線システムへの負担額の配分〉への要望】</p> <p>現行において、各種無線システムの使用周波数帯域幅を算出する際に3MHz以上の未使用周波数帯域が存在する場合は、当該帯域幅を減らすこととされています。</p> <p>次期電波利用料額の算定にあたっては、専ら本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行っており国内においては未使用である帯域幅についても、算定より除外していただくことを要望いたします。</p> <p>② 【「a群」第3段階〈個々の無線局への負担額の配分〉への要望】</p> <p>個別無線局への負担額の配分の際に、個別の免許を受けている人工衛星局の対象周波数の一部あるいはその全てにおいて本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行っている帯域幅については、国際競争力強化の観点からも、算定より除外していただくことを要望いたします。</p>
				<p>現行、「電波の経済的価値の向上につながる事務に係る費用（a群）」において各種無線システムの負担額を算定する際（第2段階）に、一部の無線システムについては、それぞれの特性を考慮して軽減係数（特性係数）が適用されています。これについて以下3点を要望いたします。</p> <p>① 電波利用料負担の公平性の観点より、各システムの利用形態などの特性を十分に考慮して不利益が生じることのないようにすることが必要であると料額を算出するため、引き続き各システムの特性に応じて軽減係数（特性係数）を適用することを要望いたします。</p> <p>② 衛星システムに用いる電波は、広域性・国際性を特徴に持ち、ビームの照射範囲は日本だけでなく広く外国も含むため、電波法等の国内法に基づく手続きに加えて、利用開始前は勿論、利用を開始した後も、ITUが定める無線通信規則に基づき外国の無線局との周波数調整が必要です。周波数調整結果によって、衛星システムに割り当てられた周波数の利用条件は変化することとなるため、引き続きその特性を勘案し軽減いただくことを要望いたします。</p> <p>③ 東日本大震災などの大規模災害発生時には、衛星システムはその耐災害性・柔軟性などの特徴を活かして確実な通信手段を提供しており、復興過程においても国民の生命、身体の安全及び財産の保護に著しく寄与しております。引き続き、確実なライフラインの提供という公共性の高い利用形態である旨を勘案し軽減いただくことを要望いたします。</p>
				<p>次期電波利用料額の見直しにおいては、経営の安定性の観点、また安定的な利用提供の観点より、電波利用料額の負担が増加しないよう考慮して頂きたいと考えております。</p> <p>また、やむなく電波利用料額改定前後で負担額が増加することとなる無線システムが発生する場合には、料額改定前後で電波利用料負担額が増加すると、無線システムの提供者・利用者双方に多大な影響を及ぼすため、料額の増減率が一定の水準に留める等の仕組み等について、ご検討いただくことを要望いたします。</p>
	3. その他			<p>期間の途中で無線局を廃局した場合には、残期間に相当する電波利用料を還付する制度の導入を希望します。</p> <p>現行制度では、電波利用料は1年分を前払いすることになっており、その期間の途中で無線局を廃局しても支払った電波利用料は還付されません。特に人工衛星局については、一局に係る電波利用料額は非常に高額となるため、期間の途中で無線局を廃局した場合には、残期間に相当する電波利用料を還付する制度の導入を希望いたします。</p>
				【スカパーJSAT株式会社】
68	1. 電波利用共 事務の在り方			<p>【検討課題（電波利用共事務の内容や歳出規模）に対する意見】</p> <p>・電波利用共事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波共費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用共事務以外の支出（使途）に充てるべきではありません。</p> <p>・電波利用料制度の導入以来、携帯電話の普及とともに歳入・歳出の規模は増加の一途であります。現在大きなウェイトを占めている地デジ対策への歳出終了後は、電波利用共事務の内容・使途を十分精査した歳出と歳入設計を行い、規模縮小することも含めた抑制的なものにすべきであると考えます。</p>
	2. 次期電波利用 料の見直しの考 え方	(1) 経済的価値の 適正な反映の在 り方		<p>・電波の経済的価値を過度に進めることは賛成できません。</p> <p>・電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に合う在り方です。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげうる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が不利益を被ると考えます。</p> <p>・東日本大震災の発生に当たり、被災地のラジオ局、テレビ局をはじめとする民放事業者は長期間にわたり緊急報道体制をとり、被災者、国民への情報提供に努めました。また、発生直後の通信トラフィックの輻輳発生時には情報伝達手段として、「放送」の果たした役割は大きいものであります。緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは、このような緊急報道体制の維持が困難になりかねず不適切です。</p> <p>・無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねず、慎重に検討すべきと考えます。</p>

	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を助成した料額設定の在り方	促進等を助成した料額設定の在り方)に対する意見] ・「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を助成した料額設定」は妥当なものと考えます。 ・3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯/2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。迅速かつ円滑な周波数移行のためには、移行の過渡期や移行後において、FPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、②の点を助成して規定されています。これは適切な措置であり、今後も維持すべきものです。
	(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	・地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイク等の導入も具体化しており、周波数共有による電波の有効利用が進んでいます。これは今回の見直しにおいて考慮すべき新たな情勢変化であり、地上テレビ放送の料額算定には、こうした周波数共有を助成すべきものと考えます。
3. その他			【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 ・「電波利用料の見直しに関する検討会」にて地上テレビジョン放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担額について、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかと指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。 ・携帯電話は双方向の通信であり、携帯電話端末は電波を受受信する無線局であるため、携帯電話端末には電波利用料が課されています。電波利用料の歳入における「携帯電話事業者」の負担額には、携帯電話事業者が自身で運用する無線局だけでなく、契約料を通じて携帯電話端末ユーザーから徴収する利用料も含まれているため、携帯電話事業者を通じて納付される電波利用料の負担額が見かけ上、大きくなっているものと認識しています。 ・一方、放送は単方向の送信が基本です。視聴者はテレビ受信機を購入しますが、テレビ受信機は無線局ではないため、電波利用料は課されません。すなわち、電波利用料の歳入における「放送事業者」の負担額は、放送事業者(送信側)のみが負担しています。 ・こうした負担構造を比較すれば、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスとの指摘が当たらないことは明らかです。 【その他】 ・民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではありません。
69	1. 電波利用共益事務の在り方		【株式会社長崎国際テレビ】 ア 電波利用共益事務の内容として、電波の有効利用を促進し、経済的価値の向上にもつながる、「ホワイトスペースの利用環境整備」や「他の周波数帯におけるホワイトスペース利用」等を含めた電波資源拡大のための研究開発等を充実していただきたい。 イ 限られた電波資源の効率的利用を促進するため、地方自治体や事業者等が2次利用の無線システムを導入する場合に、電波利用料を財源とした支援策を創設していただきたい。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	ウ ホワイトスペースを利用する2次利用の無線局のうち、優先利用の無線局(特定ラジオマイクの無線局)に劣後する無線局(エリア放送を行う地上一般放送局等)に対する減額制度を検討していただきたい。 エ 被災した地域で新たに開設されるエリア放送を行う地上一般放送局にかかる電波利用料を免除または減額する制度を検討していただきたい。 オ 被災時・非常時等の利用に備えて平時から開設されるエリア放送を行う地上一般放送局にかかる電波利用料を免除または減額する制度を検討していただきたい。 カ 住民や利用者等の利便性向上のために非営利で運用、または地方自治体が運用するエリア放送を行う地上一般放送局にかかる電波利用料を免除または減額する制度を検討していただきたい。 キ ホワイトスペースを利用する2次利用の無線局のうち、1次利用である基幹放送局の電波とOFDMフレーム同期をとって干渉を減らす等の機能を備えて、更なる電波の有効利用を図ろうとする無線局に対する電波利用料を軽減する制度を検討していただきたい。
	(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方		ク 現行制度では、エリア放送を行う地上一般放送局の空中線電力は、無線設備規則第37条の27の25第4項で130mW以下と定められており、さらに電波法関係審査基準の別紙2の第5の8で10mW以下とすることが求められている。 一方で、利用条件が最も近い区分の基幹放送局と比較すると、エリア放送を行う地上一般放送局はホワイトスペース利用であり基幹放送局よりも優先順位が低い利用であるにも関わらず、空中線電力が大きな一部の基幹放送局よりも電波利用料が高額になっており利用実態と大きく乖離した料額設定となっている。 また、エリア放送を行う地上一般放送局よりも優先され、空中線電力50mWが認められるホワイトスペースを利用する特定ラジオマイクの無線局と比較すると、劣後するエリア放送を行う地上一般放送局の電波利用料が60倍を超える高額になっており利用実態と大きく乖離した料額設定となっている。 これらの問題を解消するため、速やかにエリア放送を行う地上一般放送局に対する料額を見直していただくとともに、2次利用の無線局間で優先利用の無線局の料額を劣後する無線局の料額が上回ることがないように、優先利用の無線局に劣後する無線局に対する減免措置を導入していただきたい。(上記ウ参照) ●エリア放送を行う地上一般放送局の電波利用料 [区分1] 9 その他の無線局 [区分2] 3,000MHz以下の周波数の電波を使用するもの [区分3] 使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの (備考⑤の減免措置により周波数の幅を1/2に換算後) 年額 31,800円(フルセグ型もワンセグ型も同額) ●基幹放送局のうち最も利用条件に近い区分の電波利用料 [区分1] 6 基幹放送局 [区分2] 6,000MHz以下の周波数の電波を使用するもの [区分3] テレビジョン放送をするもの [区分4] 空中線電力が0.02W未満のもの 年額 900円 ●特定ラジオマイクの無線局の電波利用料 [区分1] 1 移動する無線局 [区分2] 3,000MHz以下の周波数の電波を使用するもの [区分3] その他のもの [区分4] 使用する電波の周波数の幅が6MHz以下のもの 年額 500円
70	1. 電波利用共益事務の在り方		【エリア放送開発委員会】 ・「電波は国民共有の財産」「電波の公共性」に鑑み、現行の電波利用共益事務は継続していく必要があると考えます。従って、電波利用共益事務の費用を、無線局免許人が負担するという現行制度の枠組みは適切と考えます。 ・歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。 ・平成23年の電波法改正で、電波利用料制度における電波の経済的価値の反映が強まりましたが、これを過度に進めることは賛成できません。 ・電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に適う在り方です。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が不利益を被ると考えます。 ・災害時・非常時には、放送局は緊急報道体制をとり、被災者、国民への情報提供に努めます。緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切です。 ・無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりがねず、慎重に検討すべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を助成した料額設定」は妥当なものと考えます。 ・3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯/2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。迅速かつ円滑な周波数移行のためには、移行の過渡期や移行後において、FPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。
	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を助成した料額設定の在り方	「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を助成した料額設定」は妥当なものと考えます。 ・3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯/2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。迅速かつ円滑な周波数移行のためには、移行の過渡期や移行後において、FPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。

	(2)電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。これは適切な措置であり、今後も維持すべきものです。
	(3)新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	・地上テレビ放送周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイク等の導入も具体化しており、周波数共有による電波の有効利用が進んでいます。これは今回の見直しにおいて考慮すべき新たな情勢変化であり、地上テレビ放送の料額算定には、こうした周波数共有を勘案すべきものと考えます。
3. その他			・放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかの指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みには差異があります。携帯電話は双方向の通信であり、利用者が購入した携帯電話端末は電波を送受信する無線局です。したがって、携帯電話端末には電波利用料が課されています。電波利用料の課入における「携帯電話事業者」の負担額には、携帯電話事業者が自身で運用する無線局にかかる利用料額だけでなく、契約料を通じて広く携帯電話端末のユーザーから徴収する利用料額も含まれています。1億3千万台を超える携帯電話端末にかかる利用料の合計が膨大な金額と見えるため、携帯電話事業者を通じて納付される電波利用料の負担額が見かけ上、大きくなっているものと認識しています。 一方、放送は単方向の送信が基本です。視聴者はラジオやテレビ受像機などの受信装置を購入しますが、それらは無線局ではないため電波利用料は課されません。すなわち、電波利用料の課入における「放送事業者」の負担額は、放送事業者(送信側)のみが負担しています。こうした負担構造を比較すれば、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスとの指摘が当たらないことは明らかです。 ・民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではありません。
71	3. その他		【株式会社高知放送】 免許不要局に対する電波利用料負担については、2007年の「電波利用料制度に関する研究会」で議論され、意見募集で寄せられた多くの意見をふまえ、以下のように報告されています。 「周波数帯を占有して使用する免許不要局については、電波監理がなされており、安定的な電波利用が期待されるものであることから、負担について検討していくことが必要である」 以上から、周波数帯を占有する免許不要局に対する電波利用料負担については検討が必要、との結論になりました。 しかし、現在普及している無線LANを使用する機器類は、周波数帯を占有しない免許不要局です。上記報告では言及されておられませんが、ICT社会の確立への貢献が期待されるという観点から、新しいワイヤレス産業創出の芽を摘むことが無いようにする必要があると考えます。 また無線LANは、携帯電話トラフィックのデータ・オフロードの手段として利用され、電波有効利用に貢献しております。その手段に電波利用料を課す政策は、電波資源の有効活用を阻害する恐れがあります。 上記の理由から、無線LANについては電波利用料負担の検討対象としないことを強く要望します。
72	1. 電波利用料共益事務の在り方		【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】 電波利用料の使途につきましては「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用(電波利用共益費用)」という現行の枠組みを維持すべきであり、現行の枠組みの拡大解釈等により予算規模が拡大化することがないようにするべきであると考えます。 また、電波利用料制度の趣旨に照らし歳出額と歳入額はバランスを図るべきであり、歳入額が歳出額を上回った場合にはその差額を翌年度歳入に繰り越す等の制度についても検討するべきであると考えます。 なお、電波利用料の使途については、以下の取り組みを充実すべきであると考えます。 ・国民の電波に対する不安を取り除くための電波の安全・安心のための研究及び国民に対する広報・啓蒙活動
	2. 次期電波利用料額の見直しの方	(1)経済的価値の適正な反映の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方 以下の観点から、無線局毎の電波利用料徴収制度を見直し、周波数帯域による電波利用料徴収制度への一本化を検討するべきであると考えます。 ・1の端末に免許人の異なる複数の無線局が搭載される事例が増加していることや、M2Mシステム等各種機器への組み込み型の通信モジュールの普及が進むことから想定される今後の無線局数の急激な増加に適切に対応する必要があること。 ・無線局数の急激な増加に対応するためには周波数の有効利用を促進するインセンティブが機能する環境を整備することが重要であること。 ・無線局数の増加に伴い、免許人における事務手続きの煩雑さも増加すること。 ② 経済的価値(周波数幅、周波数の逼迫状況等)を勘案した算定方法の在り方及び③周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方 周波数帯域による電波利用料徴収制度への一本化が図られれば、設備投資等により周波数利用効率を向上させ収容局数を増加させた場合には無線局あたりの実質的な利用料は減少することから、自主的に適用する無線通信技術等を高度化するインセンティブは働くものと考えます。
	(2)電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	携帯電話やBWA等の無線通信機器については国民1人に1台以上を保有する状況になっており、またサービス内容についても通信と放送の垣根がなくなり、災害時において通信が国民にとってなくてはならないものとなっている状況において、「国民への電波利用の普及に係る責務等」「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」といった現在の特性係数の根拠となっている事項については通信と放送の間の差異は無くなっているものと考えます。従って、放送事業者と通信事業者との周波数利用帯域に応じた負担のアンバランスを解消する必要があることから、現在の特性係数については廃止するべきであると考えます。
		② 新規参入事業者に対する軽減措置	帯域電波利用料については現在年額全額を一括して前払い納付する方式となっており事業者にとっては大きな負担となっていますが、帯域電波利用料は個別事業者毎に支払額が固定されていることから、新規事業者にも配慮する観点から、月単位や分納での納付の併用も可能とするべきであると考えます。
		③ 被災した無線局に対する減免を可能とする措置	大きな災害を受けた地域における無線局に対しては例えば当該の総合通信局単位の帯域電波利用料を減免する等一定の減免措置を検討するべきであると考えます。
	(3)新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	② スマートメーターやM2Mシステムなどの新しいデータ通信システム	東日本大震災後の電力供給の問題等からスマートメーター導入の検討が活発化していることや、特に無線通信を利用した防災・防犯システムの導入等の高まりから今後スマートメーター等のM2Mシステムが急激に増加することが想定されますが、電波利用料制度がその導入の妨げにならないようにする必要があります。従って、前述のとおり電波利用料を周波数帯域による電波利用料徴収制度へ一本化するべきであると考えます。 なお、無線局毎に電波利用料を徴収する従来型の電波利用料制度を継続するのであれば、M2Mシステムについては従来の陸上移動局ではなく、新たな管理方式(無線局種別)を創設し、電波利用料を減免して頂きたいと考えます。
	3. その他		【主な検討課題以外の課題】 (課題①) 電波利用料の減免の対象 (課題②) 未使用無線機に対する電波利用料の課金見直し (課題③) 未使用無線機に対する電波利用料の課金見直し 当社が採用している WiMAX方式については1契約複数機器利用サービスにおいて同時に利用出来ない追加機器に対してでも電波利用料が徴収されている一方で、同様の態様のサービスを行うSIM方式については徴収されておりません。このような採用する方式間での電波利用料の不平等を解消するために、WiMAX方式についても1契約複数機器利用サービスにおいては1契約1無線局と見なして電波利用料を徴収するようにして頂きたいと考えます。なお、本件につきましては前述のとおり電波利用料を周波数帯域での徴収に一本化することが実現すれば解消するものと考えております。
73	1. 電波利用共益事務の在り方		【UQコミュニケーションズ株式会社】 電波利用料は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務のための費用(いわゆる電波の共益費用)として位置づけられているものと認識しております。電波利用料の使途の追加、既存の使途の範囲を拡大する場合には、共益費用としての位置づけに合致するものであるか否かを十分に精査し、安易に使途が追加・拡大とならないようにすることが重要と考えます。電波利用料の歳出は年々増加傾向にあります。電波利用料は共益費用としての必要性はあるものの、免許人に一定の負担を課すものでありますので、前述した使途の精査だけではなく、既存の使途も含めて各使途に要する費用を十分精査し歳出規模を抑制すること、その結果歳入及び電波利用料額の低減を図ることが重要と考えます。

2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	電波利用料額検討の際には、電波利用料が共益費であるという原則に基づいて、全ての免許人に対して公平であり、かつ、免許人自らが、より周波数利用効率のよい技術、システムに積極的に置き換えていくことを促進するための仕組みを組み込むことが重要と考えます。現行算定式は、電波の経済的価値に応じて負担する課金部分(a群)と、無線局数で按分する課金部分(b群)とで構成され、特に、携帯電話については、a群について「広域専用電波」という考え方が適用されております。平成22年に実施された電波利用料制度に関する専門調査検討会および平成23年1月に公表された電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針においては、「広域専用電波では、一定の帯域幅の中で電波の有効利用に努め、収容無線局数が増加するほど1局当たり換算した電波利用料に係る負担金額が減少することを通じて、電波有効インセンティブが働くことを期待しています」と説明されています。この考え方自体は、免許人自らが電波を有効に活用しようとする仕組みとして非常に有益であると考えます。しかし、広域専用電波による課金が適用されている免許人に、無線局ごとに課金するb群も適用することは、矛盾していると考えます。つまり、限られた周波数帯域の中で多くの無線局を運用し周波数を有効に活用している携帯電話システムでは、1局あたりのa群の料額は減るものの、b群の料額は増大しつづけることになるからです。次期電波利用料の見直しにおいては、広域専用電波を適用している免許人には、無線局数による課金を廃止することが適切と考えます。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	電波利用料額等の制度の枠組みを検討する際には、電波利用料が共益費であるという原則に基づいて、全ての免許人に対して公平かつ公正であることが重要と考えます。電波利用料の歳出に対して、携帯電話事業者が納付している料額の比率は非常に高くなっています。軽減措置の在り方を検討するにあたり、無線局の位置付けや利用状況を踏まえて現在軽減措置を受けている無線局と受けていない無線局との間の公平性、歳出や使途に対する負担額の公平性・公正性が確保されているかを十分に検討して頂く必要があると考えます。
	(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	① 第4世代携帯電話システム 電波利用料の歳出は年々増加傾向にあり、免許人の負担が大きくなってきております。そのため、前述したように、歳出規模を抑制することにより、歳入及び電波利用料額の低減を図ることが重要と考えます。仮に、既存の料額や配分比率が、新たな電波利用システムに適用された場合、歳入総額が増大することとなり、歳入と歳出のバランスが崩れることとなります。新たな電波利用システムについては、それらにより実現されるサービス、利用する周波数帯を精査し、歳入と歳出のバランスが崩れないような、料額、配分比率の見直しが必要と考えます。例えば、3GHz超などの高い周波数帯の新しい周波数帯の導入が想定される第4世代携帯電話システムの場合は、その周波数特性、高い周波数に対応した装置の開発や基地局等の設置に費用を要するなどを考慮した料額及び配分比率の設定が必要と考えます。
	(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	② スマートメーターやM2Mシステムなどの新しいデータ通信システム M2Mシステム等が普及拡大した場合、携帯電話の無線局数は膨大になると想定されます。そのため、前述したように、現行の算定式において無線局数で按分する課金を適用すると、周波数を有効に活用しているにも関わらず、膨大な利用料を負担するということになりかねません。従って、使用する周波数帯域幅に応じた課金に統一することが適切と考えます。
3. その他	① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非 無線LANについて、現行制度では免許不要局となっており、また、他の利用者と周波数を共有するシステムであることから、電波利用料を徴収する対象になっていない認識です。無線LANは既に広く普及しており、運用している全ての無線LANの把握や運用主体の把握は困難と思われる。特定の利用者だけに電波利用料を課することは公平性・公正性の観点からも適当ではないと考えます。したがって、従来の制度における考え方の通り、全ての無線LANに対して電波利用料の徴収は不要と考えます。	
74	1. 電波利用共益事務の在り方	常時ローミング端末やM2M端末への料額設定が課題とされていますが、弊社は、これらの課題は、いずれも最近の携帯電話端末の利用方法の多様性が著しく拡大していることについて、電波利用料制度をどのように適合させるかという命題と捉えております。今回の議論の中で、安易に端末種類や免許種類の分類といった方法で対策を立案したとしても、携帯電話システムの利用形態は、今後さらに拡大していくことが想定されるため、恒久的な解決策にはなりません。上述したように、携帯電話システムに対しては、広域専用電波による電波利用料課金に統一することが適切と考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	【株式会社NTTドコモ】 ・ 電波利用料制度は夫々の無線システムの目的や、社会的意義への配慮を前提に適切に考えます。然し、歳出の在り方については基本的に電波利用共益事務以外の支出に充てるべきではないと考えており、その用途については電波利用共益事務として適切かどうかについての精査を行うと共に、歳出・歳入が一致するように設計すべきです。
	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	・ 電波利用料制度は夫々の無線システムの目的や、社会的意義への配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に適合する在り方です。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげようとする電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになってはならないと考えます。 ・ 東日本大震災の発生に当たり、当社は被災地の放送局としてNNN系列各局の強力なバックアップのもと長期間にわたり緊急報道体制をとり、全社・系列を挙げて被災者、県内外への情報提供に努めました。報道機関として緊急時には経済原則を超えた使命を旨とする「放送」の社会的意義には十分な配慮を行うべきであり、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは適切と考えます。 ・ 又、無線システムを利用する事業者にとって、制度とりわけ料額の料額の継続性、安定性は極めて重要であり、3年ごとの見直しで制度が大きく変動することは経営上の不確定要素となりかねず、慎重に検討すべきと考えます。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方 ・ 「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は妥当なものと考えます。 ・ 3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯/2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。迅速かつ円滑な周波数移行のため、FPU免許人の電波利用料負担が移行の過渡期に2重になったり、移行後も過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。 ・ 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。「放送」の特性係数は適切な措置であり、今後も維持すべきものです。 ・ 特に今回の東日本大震災に際しては、被災地はもとより国民の間に災害時に於ける放送の重要性、有効性が改めて認識されたものと考えます。大災害時に如何に放送を継続し、国民の安心と生命、財産の保護に寄与するかは放送にとって引き続き最重要テーマであります。当社でも放送が極めて公共性が高い無線システムであるとの認識のもと、緊急地震速報の高速化の他、放送・電源設備の多重化、燃料系の容量増強など数々の有事放送継続体制の強化に積極的に取り組んでおります。電波料の算定に際して、こうした無線局の特性については当然、考慮されるべきであり、現行の軽減措置(特性係数)については今後も適切に継続されるべきと考えます。 ・ 去年12月に公表された「電波有効利用の促進に関する検討会」の報告書(p25)に、電波利用料の見直しの課題として「電波利用料の軽減措置の在り方」が挙げられていて、具体例に「国等の無線局の減免措置」が含まれています。例④として、「国等の無線局の減免措置」を追加すべきと考えます。 ・ 災害時の報道をはじめ、公共性の役割を担っている放送に対しては、国等の無線局と同様な減免措置が必要であると考えます。
3. その他	・ 放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかの指摘がありますが、携帯電話については事業者だけではなく、契約料を通じて広く携帯電話利用者が負担する仕組みであり、携帯電話事業者の電波利用料負担が見かけ上大きくなっています。一方、放送事業者は携帯端末に相当する受信機を所有する視聴者に電波利用料負担はなく、放送事業者のみが負担する仕組みであります。こうした仕組みの差から放送事業者の負担が少なく見えているのであり、アンバランスとの指摘は当たらないと考えます。 ・ また、民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではないと考えます。又、民放事業者は電波利用のみで収益をあげているわけではなく、電波利用料納付額と収益等の比較とを一律に論ずることは意味を持ち得ないと考えます。	
75		【株式会社宮城テレビ放送】 ○電波利用料制度について 電波利用料は当初の目的は「免許制度」のための手数的な性格として、電波利用共益費用として導入されたものと認識しているところが、使途の拡大により年々増加している。放送局の地デジ化に当たっては、アナーアナ変更費用として電波利用料から賅われた。放送事業者としては、こうした費用は国の一般会計から賅われるべきであると再三再四主張してきた。今回の見直しに当たり、基本的に「電波利用共益事務以外の支出(使途)」に充てるべきではない。また、電波利用料が年々増額となっていることから、歳入と歳出は一致するように設計すべきで、できるだけ支出は抑制すべきである。元々電波利用料の性格は「税」ではなく、「電波共益費用」であることから営業収益と比較して論じるものではない。

			<p>○経済的価値の反映について</p> <p>平成23年度の電波法改正により、電波利用料制度は、電波の経済的価値を従来よりも反映させる形となったが、これを過度に進めることには、以下の理由により賛成できない。</p> <p>① 電波利用料制度の設計は、様々な無線システムの目的や社会的意識に配慮し、バランスをとって行うことが肝要であり、国民の利益に適うものであるべきである。経済的価値の反映を追及するあまり、高い収益をあげる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになれば、結果的に国民が不利益を被ると考える。</p> <p>② 東日本大震災の発災に当たり、被災地の各局は取材および情報収集を続け、長期間にわたり緊急報道番組を放送し、被災者・国民への情報提供に努めた。このような放送事業に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課し、その存立基盤を危うくすることは不適切である。</p> <p>○放送の利用料負担について</p> <p>放送と携帯電話の利用料負担がアンバランスとの指摘は以下により当たらない。</p> <p>① 携帯電話は双方向の通信であり、利用者が購入した携帯電話端末にも電波利用料が課せられている。電波利用料は携帯電話事業者だけでなく、契約料を通じて広く利用者が負担する仕組みとなっている。携帯電話端末の普及数が膨大であるため、見かけ上、携帯電話事業者を通して納入する電波利用料の負担額が大きくなっているものと認識している。</p> <p>② 一方、放送は単方向の送信が基本である。携帯電話と同様に、視聴者は受信機を購入するが、受信機は無線局でないため、電波利用料は徴収されていない。電波利用料は放送事業者（送信側）のみが負担する仕組みのため、負担額が少なく見えている。</p> <p>③ 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係わる責務等」（放送法：あまねく努力義務）、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法：災害放送義務、公職選挙法：選挙放送）、の2点を勘案して規定されている。これは、適切な措置であり、今後も維持すべきである。</p> <p>④ 地上民放テレビ・ラジオは番組制作と電波送信が一体となった無料広告放送のビジネスモデルである。電波のみで収益を上げているとの指摘は誤解であり、不適切である。</p>
76	1. 電波利用利益事務の在り方		<p style="text-align: right;">【福島テレビ株式会社】</p> <p>本基本方針においては、電波利用料の用途の追加項目として、「地方自治体の防災行政無線、消防・救急無線に対する補助」が記載されているが、上記観点より防災行政無線と同様に、現在サービス開始に向け検討されているV-Lowマルチメディア放送も、非常災害時の情報提供サービスを担い防災行政無線を補完するメディアとして期待されている。従って、V-Lowマルチメディア放送に対しては、防災行政無線に準じるものとして、民間では整備が困難な地域に対して、既存の放送事業者とは別に、補助が行われるべきである。</p>
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方		<p>ラジオ放送が「国民への電波利用の普及に係る責務等」に規定され、かつ、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」と位置づけられた上で、これらの公共性を勘案した軽減措置が適用されている現行制度は適切であり、災害発生時におけるラジオ放送の担う役割を考慮すると、今後も維持すべきである。</p> <p>また、新規参入業者についても、ラジオ放送と同様の社会的使命、社会インフラサービスを想定するものについては、軽減措置が適用されるべきである。</p>
			<p>新しい放送サービスの実施については、電波の有効利用および国民への利便性の供与、安心安全な国民生活に資するサービス、という観点より常に促進されるべきである。従って、新しい放送サービスに対する料額設定において、従来の放送サービスと相違した設定をすることなく、既存の放送サービスと同様の軽減措置を適用すべきである。</p>
77	1. 電波利用利益事務の在り方		<p style="text-align: right;">【株式会社エフエム東京】</p> <p>【検討課題に対する意見】</p> <p>■ 電波利用料を電波の共益費用と位置づけ、法律で用途を限定列挙し、歳出に応じて歳入を徴収する現行制度は理にかなったものと考えます。</p> <p>その上で、電波利用料の歳入については、平成24年12月の「電波有効利用の促進に関する検討会」の報告書にもあるように、○ 周波数の移行・集約等により、将来的に他の用途に新たに利用できる帯域を確保することができる場合</p> <p>○ 国民生活における必要性や公共性が高い場合であって、周波数の逼迫</p> <p>対策として効果が明確である</p> <p>という基準に照らして厳格に査定を行い、支出を効率化し、歳出総額を抑制的にすべきと考えます。</p>
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方		<p>■ 経済的価値の反映の関連</p> <p>平成17年度の料額改定で初めて導入されて以来、電波の経済的価値に応じた負担部分は拡大の一途となっています。しかし、改めて指摘するまでもなく、電波は高い公共性を有する、国民生活に欠くことのできない社会インフラでもあり、放送事業者には基幹メディアとして災害などの緊急時には営利にとらわれず報道・情報提供を行うなどの責務があります。料額設定において過度に経済的価値を反映させれば、むしろ電波の本来の役割を損ない、国民生活に悪影響を及ぼす恐れがあります。電波利用料の見直しに際しては、慎重な対応を要望します。</p> <p>■ 受益と負担のバランス、及び、特性係数の関連</p> <p>① 電波利用料の歳入と歳出に関して、特に携帯電話事業者との比較において放送事業者の負担が少なく、公平性を欠くとの意見がありますが、以下の諸点から誤った認識に基づくものと考えます。</p> <p>ア) 放送事業者の歳入負担割合と地デジ関連歳入がバランスを欠いているという指摘がありますが、そもそも国策である地デジ化では放送事業者自身も長年にわたる多額の出費を負担し、地デジ移行の結果、多くの周波数が一気に開放され、電波有効利用と無線局全体の共通の利益に大きく貢献しています。しかし、このようなことは歳入・歳出の統計数値には反映されていません。</p> <p>イ) 電波利用負担額の単純比較から、携帯電話事業者に比べ放送事業者の負担が少ないという意見があります。しかし、携帯電話の利用者には年額200円の電波利用料が課されており、ほぼ日本の人口に匹敵する膨大な数の携帯電話に課された電波利用料が携帯電話事業者から納付されていることから、携帯電話事業者の負担総額が見かけ上大きくなっていると考えます。一方、民間放送事業者は無料広告放送であり、視聴者から電波利用料の対価を徴収することはできず放送事業者自身が負担しています。電波利用料の負担のあり方に関しては、このように事業モデルが全く異なることを踏まえた冷静な検証や議論が行われるべきと考えます。</p> <p>ウ) 民間放送事業者、特にローカル局は携帯電話事業者と比べ、経営規模も利益額も比較にならないほど小さいことから、電波利用料が経営に与える負担は大きなものとなっています。更に民間放送事業者は地域免許制度に基づいて基本的に県域単位で、且つあまねく普及義務に従っており、採算性のみで事業エリアを選択できません。このように事業経営の実態が全く異なっていることから、利用料負担総額の単純比較で公平性は判断できないと考えます。</p> <p>② 特性係数について</p> <p>特性係数はそもそも、電波の公平かつ能率的な利用の確保による公共の福祉の増大という電波法の基本理念に基づき、電波利用における公共性や共同利用を勘案する必要があることから導入されているものです。その必要性は全く変わっておらず、今後も維持することが適切と考えます。</p>
	3. その他		<p>■ 制度や料額が大幅に見直される場合の配慮</p> <p>電波利用料の見直しに際してはこれまで、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準にとどめられてきました（20%増に抑えるなど）。制度や料額の変更は、経営の安定性や事業継続に大きな影響をおよぼすことから、今後も急激な変化への配慮が存置されるよう要望します。</p>
78	1. 電波利用利益事務の在り方		<p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p> <p>周波数効率化、共同利用の促進など、限りある電波資源の拡大につながる研究開発費用について賛同いたします。さらに予算規模について地デジ対策が完了した後は、歳出に準じた歳入とすることが適当と考えます。</p>
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(2)電波利用料の軽減措置の在り方	<p>① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置（特性係数）の在り方</p> <p>特性に応じて適用される現行措置について、有線方式による提供が困難な離島・山間部や国定公園などのライフラインへは措置を継続し、さらに国民の生命、財産の保護に著しく寄与するものとして、人工衛星局のみに限らず災害対策用無線全体へ措置の拡大を要望します。</p>
		(2)電波利用料の軽減措置の在り方	<p>③ 被災した無線局に対する減免を可能とする措置</p> <p>被災した無線局に対する減免を可能とする措置は必要と考えます。</p>

	3. その他		① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非	無線LAN無線局などの免許不要局は、回線の品質が担保されておらず、排他的権利も有しないことから電波利用料の徴収は適当でないと考えます。 さらに、このような自由な領域は、新しいサービスを生み、利用可能なエリアの拡大が期待できるなど、利便性向上のためには必要と考えます。 【東日本電信電話株式会社】
79	1. 電波利用共益事務の在り方			・電波利用共益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波費用共益費用の負担を求める現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用共益事務以外の支出(使途)に充てるべきではありません。 ・電波利用料の使途の追加は、電波利用共益事務の内容として適当かどうか充分精査すべきと考えます。 ・歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように計画すべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・基本的に電波利用料制度は【電波の適正な利用の確保が目的】であり、その事務費用を免許人に求めるものです。電波利用料の算定に電波の経済的価値の反映を強化することには反対します。 ・放送局は、放送を継続するための冗長設備を用意し、信頼の確保に努力しております。また災害時には、民放事業者であっても経済的活動を休止して緊急報道体制をとり、国民に安心・安全の情報提供を行なっています。このような公共的使命を果たす無線局(放送局)に対して、経済的価値を過度に反映することは不適切と考えます。 ・無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、3年ごとの見直しで想定外の料額増加が生じることは、経営上の不確定要素となりかねず、慎重に検討すべきと考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る義務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。これは適切な措置であり、今後も維持すべきものです。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	・地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイク等の導入も具体化しており、周波数共用による電波の有効利用が進んでいます。これは今回の見直しにおいて考慮すべき新たな情勢変化であり、地上テレビ放送の料額算定には、こうした周波数共用を勘案すべきものと考えます。
	3. その他			【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 ・「電波利用料の見直しに関する検討会」第1回会合では、平成24年度の電波利用料予算の歳入・歳出内訳が示され、あわせて地上テレビジョン放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担額について参考資料1-3が配付されました。これを受け、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかと指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。 【その他】 ・民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではありません。 【株式会社テレビ信州】
80	3. その他			【主な検討課題以外の課題】 (課題) 電波利用料の免除について (課題に対する意見) 東北町は、東南海・南海地震の防災対策推進地域に指定されており、大地震の発生に備え、山間部の土砂災害対策や避難所施設等の耐震化対策など実情に応じた防災対策事業を推進している。四方を山に囲まれ、河川が縦横に流れ、集落が町内全域に点在する中山間特有の地理地形である当町では、災害発生時に点在する被災地域からの情報収集や、災害対策本部からの迅速で正確な情報伝達を行う、防災情報通信施設の整備が必要不可欠である。 そこで、大規模災害時の情報伝達手段であり、被災地域との正確な情報共有手段として有効であるデジタル同報系防災行政無線(防災行政用の無線局)を整備することとしている。当町の計画では、親局1局、中継局2局、子局110局を整備することとしており、これらの電波利用料について、半額免除で年間1,812,600円が発生する見込みである。 この電波利用料について、現在は消防用、水防用となるものの電波利用料は全額免除であることに対して、防災行政用となるものは半額免除となっている。小規模自治体である当町においては、防災行政用と言いつつも、水防及び消防の主力を担う消防団及び自主防災組織への周知連絡などを防災行政用で行うこととなり、当町においては、全額免除となるものとほとんど変わらない目的で運用されることとなる。 また、当町では、大規模災害時の情報伝達方法の多様化という観点から今回の整備を実施する。既に有線(光ファイバケーブル)設備による告知放送のシステムを有しており、平時や大規模以外の災害時には、この有線設備をはじめ、ホームページや電子メールでの運用で対応しており、デジタル同報系防災行政無線は、いわば大規模災害時のために整備するものである。 国においては、「専ら非常時における国民の安全・安心の確保を直接の目的とする無線局」という位置付けがあるが、大規模災害時という非常時に、現場の住民にまさに直接に対応できるのは、当町においては、防災行政用の無線局であり、運用の目的においてはまったく変わらないと考える。 大規模災害時には、国と地方がともに対応に当たる必要があり、地方公共団体として、また、国の責務の一端を担う一地方公共団体として、この設備を運用するという側面から、国を挙げて防災対策を推進する今日、防災対策目的で整備する防災行政無線の電波利用料については、全額免除されるべきである。 【愛媛県鬼北町】
81	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		災害放送や選挙放送をはじめ、基幹放送事業者は、国民の生命、財産を守るとともに、国民生活に必要な不可欠で公共性の高い責務や役割を果たしています。なかでも民間放送事業者が放送で提供している情報は、受益者である国民は無料で享受することができます。従来よりも経済的価値を反映した電波利用料を課すことになれば、その経営的存立基盤を危うくしかねず、結果として放送によってもたらされる情報を享受していた国民の生活に大きな影響が出かねません。この点から、電波利用料額について、経済的価値をより反映したシステムにすることは不適切と考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方		基幹放送事業者は、放送法により、災害の発生及び被害の軽減に役立つ放送を行ない、放送を国民にあまねく届けるようにしていく責務があります。現在、放送の電波利用料にかかる軽減措置の特性係数は、この点を考慮して規定されていることから、今後も継続していくことが必要と考えます。 民間放送事業者のビジネスモデルは、番組制作と広告によるもので、放送の受益者である国民は無料で情報を享受していること等をご考慮いただいた制度設計をお願い致します。 【東海テレビ放送株式会社】
82				【意見】 周波数移行の促進等を勘案した料額設定の在り方におけるデジタル化のインセンティブを適用するアナログシステムの選考については、例示のとおり「デジタル化への移行の必要性が高く、また技術的にも可能であるにも関わらず、長期にわたるアナログシステムを使い続けるシステム」に限定するなど十分検討をお願いします。 【理由】 電気事業者が利用するアナログ方式の無線システムは、電波伝搬特性上エリアのカバーが難しい山間部等においても電気の供給に対する著しい支障を防ぎ、かつ保安を確保する為の連絡設備として必要不可欠となっております。 【意見】 スマートメーターやM2Mシステムに係る電波利用料を安くする(免除すべき)というご意見に賛同します。 【理由】 スマートメーターにおける通信は、音声通信やインターネット接続を行う一般の携帯電話と比べて、データ通信量も少なくなることが想定される為、これを考慮した電波利用料額を設定いただきたい。 【電気事業連合会】
83	3. その他			【主な検討課題以外の課題】 (課題) 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非 (課題に対する意見) 無線LANは周波数帯域を占有しない免許不要局であるため、営利目的か否かによらず、電波利用料は徴収すべきでないと考える。 【一般社団法人電子情報技術産業協会】

84	1. 電波利用共通事務の在り方		次期電波利用料の歳出規模については縮小についても検討すべきと考えます。支出料額については、それぞれの支出項目の中で真に支出が必要かどうかを精査し、また、必要な場合についても、その支出額の妥当性についての議論を行う必要があると考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	【VHF帯の経済的価値の適正な反映の在り方について】 第1回検討会の「資料1-2」の2ページにある通り、電波帯域の需要は無線用システムの技術的進展に伴い伝送できる情報量多い、より高い周波数帯であるUHF帯以上へ移行しており、これらに対応する各種施策に対して支出が行われています。一方アナログ放送終了後の空き帯域(70MHz)では、放送・災害時対応を中心に割り当てられ、具体的サービスが実現しているのはV-Highマルチメディア放送のみ(14.5MHz)となっています。他の空き帯域で具体化しているサービス・システムは有りません。これらのことからVHF帯の経済的価値は、相対的に低下していると考えられることから、その経済的価値の見直しを要望いたします。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	【特性係数の適用について】 東日本大震災では、携帯受信機による放送メディアからの災害情報・避難情報の取得が有効でした。V-Highマルチメディア放送のソフト事業者は放送法上の基幹放送事業者として、災害放送等が義務付けられています。また、ハード事業者である弊社は基幹放送局提供事業者として、当該放送をあくまで受信できるように努める責務を負う事が放送法で定められ、使用する帯域は基幹放送用として割り当てられる周波数帯であり、他の基幹放送と同等の責務が課せられています。しかしながら他の基幹放送は、その公益性を考慮して特性係数が適用されていますが、マルチメディア放送はこれが非適用となっております。 V-Highマルチメディア放送は、対応端末の普及が進むに従ってラジオ・ワンセグと同様に防災上有効な放送メディアの1つとなり得、他の基幹放送と同等の公益性を有することから特性係数についても同等の扱いとしていただきますようお願いいたします。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	【新規参入者に対する軽減措置について】 新規サービスの導入立ち上げ期は、そのインフラ整備に多額の資金を要します。また参入当初は利用者数も少なく、収入も少ないことから、財務的に厳しい状態に置かれます。 マルチメディア放送はハード事業者とソフト事業者の両方が揃って放送サービスが可能となります。弊社はハード専業会社であり、電波利用料はその利用者であるソフト事業者と相当額(年額約4200万円/セグメント)として負担していただいております。一方ソフト事業者としては、番組制作・調達・権利処理等のノウハウを有するBS/CS放送の事業者などが有力候補と考えられます。BS放送を例にとると、受信普及件数は約2500万件(※1)と、広く普及した市場環境であり、1事業者あたりの平均売上高を試算すると約59億円(※2)といった事業規模になります。このような事業環境の中で、ソフト事業者がハード事業者に支払う放送料は、1番組あたり換算すると約2.5億円(※3)になり、これに占める電波利用料の割合は、0.1%以下(※4)と推定されます。一方弊社の1セグメントあたりの伝送料は、4.5億円です。これに加え電波利用料相当額を負担していただいております。その割合は約8%となります。このことからソフト事業者の負担額はかなり大きく、新規参入の障害の1つと想定されます。また、最終的にそれは視聴者が負担することになります。新たなサービスの導入を阻害することなく、広く電波の利便性を享受し、電波の有効利用を図るために、新規参入・立ち上げ期にある事業者への新たな軽減措置の検討を要望いたします。 ※1: 総務省資料「衛星放送の現状」の「BS放送の受信普及数の推移」より ※2: 総務省資料「衛星放送の現状」の「BS放送の収支状況」より、衛星放送事業収益と、BS放送事業者数より算出 ※3: (株)放送衛星システム「事業報告(平成23年度)」に記載の「基幹放送局提供収入」と、総務省資料「衛星放送の現状」の「BS放送のテレビ番組のチャンネル配列図」に記載の番組数より算出 ※4: 総務省「電波利用ホームページ」のBS放送に関する免許数と、BS放送の番組数(※3に同じ)より算出	
【株式会社ジャパン・モバイルキャストイング】			
85	1. 電波利用共通事務の在り方		【検討課題(電波利用共通事務の内容や歳出規模)に対する意見】 ・電波利用共通事務の費用に充てるため、無線局免許人に費用負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。その一方で、その使途を精査することも必要です。 ・電波利用共通事務の内容として適当かどうか、見直しの際には、歳入・歳入の規模を縮小する方向で検討すべきです。また、制度が大きく変わり、負担額が急増することがないように内容や料額を検討し、年度ごとの負担バランスを考慮して決定すべきと考えます。従って、電波利用共通費以外の支出(使途)に充てるべきではありません。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方		・東日本大震災の発生にあたり民放事業者は長期間にわたり緊急報道体制を設けて被災者や国民・県民へ情報提供しました。緊急時にはCMをカットし探検を度外視して災害報道に努めるなど、公共性を十分に認識し放送を担っている無線局であるため、電波利用料の見直しにあたっては、この点も十分勘案すべきと考えます。さらに、経済的価値が過度に反映した電波利用料を課することは不適切であると考えます。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	・広島テレビは、甚大な被害が予想される南海トラフ巨大地震を想定し大災害時であっても放送継続のため災害報道の訓練を系列局と共同して行い、独自に社内訓練も行いました。今後も継続する計画です。 また、緊急災害報道は極めて重要な認識で、大津波による地下浸水で社内電源設備が使用不能になった場合を想定し、放送維持のため社内電源設備の見直しを行いました。結果、新たに非常用発電設備と燃料タンクを上階に設置するなど防災設備投資を行いました。 こうした訓練や防災設備投資の目的は国民・県民の安全・安心につながる公共性の高い放送を行う無線局としての役割を担うためのものです。 経済的効率だけを優先したがために、こうした無線局が排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が不利益を被ると考えます。 よって、電波利用料制度における改定で経済的価値の反映が過度に進められることは賛成できません。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方 ・放送の電波利用料にかかる特性係数は、「国民への電波利用の普及に係る責務等」と「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」を勘案して規定されており、適切な措置であり、今後も維持すべきと考えます。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	【検討課題(2)の例に追加】 ・昨年12月に公表された「電波有効利用の促進に関する検討会」の報告書で電波利用料の見直しの課題として「国等の無線局の減免措置」が含まれていますがその項目は追加すべきと考えます。そして、放送局は災害時の報道をはじめ、公共性の役割を担っている放送を行う無線局に対しても、国等の無線局並みの減免措置が必要であると考えます。	
3. その他			放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見 ・「電波利用料の見直しに関する検討会」で、平成24年度の電波利用料予算の歳入・歳入内訳が示され、あわせて地上テレビジョン放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担額について配付されました。これを受け、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかの指摘がありますが、携帯電話端末は電波を送受信する無線局であり、携帯電話事業者は利用者からの携帯電話の無線利用料を徴収しているのに対して、民放事業者は無線局利用料のみを負担しているのだから利用料負担の仕組みが違っており、こうした指摘は当たらないと考えます。 【その他】 ・民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などと比較する意見がありますが、営業収益関連の指標と比較して論じることになると、公平性を欠いた負担方式なることに繋がりが、比較して多寡を論じるべきものではないと考えます。 ・電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収に、現行では免許不要局は電波利用料の徴収対象外となっていますが、営利目的の場合と非営利の場合を区分し徴収することが必要と考えます。電気通信事業者からの公衆無線LANシステムの利用料徴収は営利目的のものであり、電波の経済的価値から勘案すれば利用料徴収はすべきと考えます。
【広島テレビ放送株式会社】			

86	1. 電波利用共益事務の在り方			<p>平成23年7月24日にアナログ放送を終了するにあたり、デジタル放送を視聴できない世帯が当時相当数に及ぶと想定されたため、ケーブルテレビ事業者は総務省からの要請を受け、デジアナ変換(地上デジタル放送をアナログ方式に変換し、アナログテレビでも地上デジタル放送を受信できるサービス)を平成27年3月末まで行うこととし、現在もアナログ放送を行っています。</p> <p>弊社グループでも、国の要請に従い平成23年2月からいち早く導入を行うとともに、総務省と協力して視聴者向けに本サービスの周知広報を行いました。デジアナ変換装置導入に際しては国の補助がありましたが、貴重な周波数帯域を本サービスに割り当てたほか、装置の保守運用費用は事業者負担となっております。</p> <p>デジアナ変換により、業界全体では2,400万世帯超、弊社グループだけでも900万世帯を超える視聴者に対し本サービスが提供されていますが、その70%近くは無償提供となっております。また、昨年業界団体で行ったアンケート調査によると、全体の20%超(約500万世帯)の方に本サービスを利用いただいており、視聴者保護の一翼を今もなお担っているのは明らかです。</p> <p>本サービスは暫定的なサービスであり、平成27年3月末日をもって終了します。今後本サービスを提供するにあたっては、規模が異なるとはいえアナログ放送終了時と同様の取り組みが必要となります。早い段階から現在も本サービスを利用されている数百万の視聴者に対し、デジタル化への取り組みの周知広報を、国と放送事業者、ケーブルテレビ事業者が一体となって行う必要があると考えます。</p> <p>弊社グループも周知広報を行うのは当然ですが、本来デジアナ変換が国の要請により行われたことを考えれば、「地上デジタル放送への円滑な移行」を完遂するために、平成26～28年度に必要となる電波利用共益事務の用途として、「デジアナ変換終了のための費用」とりわけ「デジアナ変換のための周知広報」を追加いただきたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>
87	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(2)電波利用料の軽減措置の在り方	② 新規参入事業者に対する軽減措置	<p>モバキャス(V-Highマルチメディア放送)は、受信機の普及を一から始める新しいサービスであり、そのサービスの普及と発展の観点には、新規事業者の参入と既存事業者の事業基盤の確保が重要であり、その促進のため電波利用料の軽減処置を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ISDB-Tマルチメディアフォーラム】</p>
88	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(3)新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方		<p>現在、M2Mシステム等、様々な分野での電波利用の推進が検討されているが、車車間通信、路車間通信等を使って交通事故やCO2排出の削減を図るITSもその一つである。</p> <p>今後、国民の安心・安全、新産業の創出等に資する端末で、組込み型、モジュール型等、比較利用頻度の低い端末が普及していくことが予想されるので、こうした端末については、公共性、利用頻度等も考慮した上で、実効性、普及を加速させる新しい制度設計をお願いしたい。</p> <p>このような観点も含めて、免許不要局については、電波の適正利用に大きな混乱を生じさせる恐れがほとんどなく、排他的権利も有していない等、受益も間接的であることから、従来通り非徴収とするべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【トヨタ自動車株式会社】</p>
89	1. 電波利用共益事務の在り方 2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1)経済的価値の適正な反映の在り方 (2)電波利用料の軽減措置の在り方		<p>電波利用料の歳出(決算ベース)は、平成5年の導入当時の66億円から平成23年度には740億円と約11倍になり、導入以来増加の一途をたどっています。従って、現在の電波利用料の歳出が、電波法に定義されている「無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」に限定されているかどうか、精査して頂くことを要望いたします。</p> <p>さらに、電波法の定義に合致する既存の用途についても不断の見直しを行い、歳出削減に努めていくべきと考えます。また、使途拡大の歯止めとして電波法における限定列举を継続すべきと考えます。</p> <p>(個別無線局の電波利用料の廃止) 現在、携帯電話事業者等には帯域ごとと個別無線局ごとの二種類の電波利用料が課されていますが、基地局や、利用者の持つ端末(陸上移動局)が増加すると、それに比例して個別無線局ごとの電波利用料が増加する形となります。事業者が持つ帯域をより多くの利用者、より広い基地局ネットワークで利用すること、すなわち多数の無線局の利用を可能にすることが周波数の有効利用につながり、またその周波数の経済的価値が上昇することにつながります。</p> <p>今後モバイルブロードバンド市場は更なる発展が見込まれることを鑑みれば電波利用料は帯域ごとでのみの徴収とし、個別無線局の電波利用料を廃止とすることで、周波数有効利用のインセンティブにつながると考えます。</p> <p>(国・地方公共団体の電波利用料免除の廃止) 現在、国及び地方公共団体が免許(承認)を受けた無線局に係る電波利用料は、全額免除または半額の免除とされています。しかし、電波利用料を用いて行われる電波利用共益事務は無線局全体の受益を目指して実施されている以上、国及び地方公共団体が免許(承認)を受けた無線局であってもその受益の対象であるので、電波利用料を免除とせず、他の無線局と同等に徴収すべきであると考えます。</p> <p>(特性係数の在り方) 電波利用料の負担状況は、依然として携帯電話事業者とBWA事業者で81.5%と高い負担割合である一方、歳出状況を見ると地上デジタル放送総対策費が43.3%であり、地上テレビジョン放送事業者の受益に対して地上テレビジョン放送事業者の負担が小さすぎるのではないかと指摘は現在も解消していません。</p> <p>特性係数については、「国民への電波利用の普及に係る責務等」ならびに「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」として地上テレビジョン放送を始めとした放送事業が勘案されています。前者については、携帯電話設備は放送設備と同様に国民保護法施行令第27条第9項で生活関連等施設に指定されており、公共性の面で地上テレビジョン放送事業者とはほぼ同等と考えられます。後者についても、災害時のライフラインとしての携帯電話の重要性を考慮すると、携帯電話事業についても同様の定義が適用できるものと考えられます。</p> <p>一方で、携帯端末向けマルチメディア放送は、放送法関連審査基準において、地上テレビジョン放送と同等に災害放送の義務が課されているにもかかわらず、特性係数の適用除外となっており、同じ放送事業者間で適用される特性係数にアンバランスな負担状況となっています。</p> <p>また、総務省殿においても、平成22年8月30日「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」の公表及び意見募集の結果「基本方針」において、「各無線システムの使用帯域幅に応じて負担する部分については、各無線システムの特性を勘案している(特性係数の適用)、次期については免許人の負担の急激な変化にも留意し、現在適用している特性係数に関しては基本的に維持するが、中期的に見直しを行い、現行の特性係数に替わるべき新たな措置を周波数帯域毎の電波伝搬やシステム毎の電波利用形態等も踏まえ、検討する」と取り纏められています。以上を考慮し、地上テレビジョン放送事業者に対して適用されている特性係数は今限りで廃止することで、免許人間における不公平な負担状況を解消すべきと考えます。</p> <p>(被災した無線局に対する減免) 被災した無線局に対する減免措置は前向きに検討すべきと考えます。ただし、海外での事例等を調査の上、適用条件や期間等を十分議論の上で進展させるべきと考えます。</p>
89	3. その他		① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非	<p>(無線LAN基地局に対する料額設定の是非) 別紙2「電波利用料の見直しに関する主な検討課題」によると、電気通信事業者の設置する公衆無線LANシステムからの電波利用料徴収が例として挙げられていますが、対象を電気通信事業者が設置する無線LANに限定することは、同じ帯域を利用しているにもかかわらず課金される局と課金されない局が存在することになり、受益者全体で電波利用料を負担するという公平性を著しく欠いていると考えます。</p> <p>さらに、無線LANは免許ならびに登録を必要としない無線局として既に国内各地に普及しており、これらすべてから電波利用料を正しく徴収できるのかという課題もあります。仮に新規の無線局のみに電波利用料を課し、既存の無線局には課さないといった整理を行ったとしても、受益者全体で電波利用料を負担するという公平性は担保されません。</p> <p>以上より、無線LANに対して電波利用料を徴収する制度は導入すべきでないと考えます。また、世界的に同様の事例があるのか、調査して頂くことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>
90	1. 電波利用共益事務の在り方			<p>(1) 電波利用共益事務の使途は、電波の適正な利用の確保に関わるものに限るべきである</p> <p>電波利用料は、電波法第103条の2第4項に「無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」として定義されており、電波の適正な利用の確保に関わる使途以外のものに使用すべきではないと考えます。</p> <p>現状、電波の適正な利用の確保とは明らかに異なる「子供手当」「児童手当」等に電波利用料が充てられていますが、電波法に定義されている無線局全体の受益とは関係のない使途であるため、本来の電波利用料の無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用以外は排除するべきであり、定義されている以外の使途は際限なく広がる懸念があるため、歯止めをかけるためにも電波法に使途を明文化するべきと考えます。</p>

			<p>(2)新たな使途として電波法改正に盛り込まれている、人命又は財産の保護の用に供する無線設備の整備のための補助金の交付(防災行政無線等のデジタル化)は、全国一律で使用できるシステムを導入するべきである</p> <p>新たな使途として電波法改正に盛り込まれている、人命又は財産の保護の用に供する無線設備の整備のための補助金の交付は、電波有効利用の促進に関する検討会において電波利用料使途の追加が検討され、新たな使途追加に向けて現在第183回国会に電波法の一部を改正する法律案として提出されていますが、これは地方公共団体が設置する防災行政無線システム等のデジタル化のための補助金と理解しております。</p> <p>現在の防災行政無線は、全国の地方公共団体が個々に導入しているために、地方公共団体間で相互に通信することが出来ず、情報の共有化等の地方公共団体間の広域連携を行うことが出来ません。</p> <p>補助金の交付を行うのであれば、防災行政無線等のデジタル化は、広域連携が出来るように全国一律で同一のシステムとし、また、災害に強いシステムを導入するべきであると考えます。</p> <p>実際に、内閣府「東日本大震災における災害応急対策に関する検討会」の総務省消防庁「東日本大震災における防災行政無線による情報伝達について」資料中、「東日本大震災における市町村防災行政無線の使用状況について」によると、東日本大震災では被災地の市町村防災行政無線のシステムが使用出来なかったとの事例が報告されています。</p> <p>地上系のシステムが被災して使えなくなることを考え、災害時でも中継線の切断や基地局の倒壊、機器の故障等のリスクが少なく、地上系システムと連携した衛星系のシステムの活用が電波の有効利用にもつながると考えます。</p>
2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(2)電波利用料の軽減措置の在り方	<p>① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方</p> <p>(1)放送と通信の利用する周波数幅に対する料額のアンバランスは今回の改正で解消し、地上テレビジョン放送事業者に適用されている特性係数は廃止するべきである</p> <p>電波利用料の見直しに関する検討会において、事業者別に平成23年度の電波利用料負担額が示されましたが、地上テレビジョン放送事業者の電波利用料は約55億円(割当て帯域幅約240MHz)に対して、携帯電話・BWA事業者の電波利用料は約625億円(割当て帯域幅約380MHz)となっており、それぞれを1MHz幅に換算すると、0.23億/MHz:1.6億/MHzとなり、携帯電話・BWA事業者は放送事業者の7倍支払っていることとなり放送と通信の利用する周波数幅に対する料額にはアンバランスが生じております。</p> <p>また、地上テレビジョン放送事業者は、公共性を理由に二つの特性係数「国民への電波利用の普及に係る責務等」「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」を合わせて1/4の減免が適用されています。</p> <p>基幹放送普及計画において全国各地域においてあまなく受信できること、また、放送法関係審査基準において災害放送の義務が地上テレビジョン放送と同等に課されている携帯端末向けマルチメディア放送は、特性係数の適用除外となっており、同じ放送事業者の中においてもアンバランスが生じております。</p> <p>通信・放送の融合化により放送の設備において通信用途にも使用が可能となっていること、更に携帯電話事業も東日本大震災ではライフラインであることが国民に認識され、携帯電話事業も放送事業と同じ公共性を有していますが特性係数が適用されていないため、地上テレビジョン放送事業者の特性係数を廃止し、電波利用料における放送と通信の利用する周波数幅に対する料額のアンバランスは今回の改正で解消するべきであると考えます。</p>	
	(1)経済的価値の適正な反映の在り方	<p>③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定の在り方</p> <p>(2)国・地方公共団体の電波利用料の免除は、撤廃するべきである</p> <p>国及び地方公共団体は、電波利用料が全額免除または半額免除されていますが、電波利用料制度は、電波監視等の無線局全体の受益を直接の目的として行う行政事務(電波利用公益事務)の処理に要する費用について、その受益者である免許人全体で負担する手数料制度であり、国及び地方公共団体が免許を受けた無線局も受益を受けているため、電波利用料を全額徴収するべきであると考えます。</p> <p>免許人によって、電波利用料を全額免除または半額免除するといったアンバランスは解消し、受益者負担の考え方を国及び地方公共団体に適用することによって、免許を取得する側にコスト意識が生まれるため、より周波数を有効利用しようというインセンティブが働くものと考えます。</p>	
		<p>② 経済的価値(周波数幅、周波数の逼迫状況等)を勘案した算定方法の在り方</p> <p>(3)広域専用電波の帯域は帯域利用料のみとし、個別の無線局の利用料は廃止するべきである</p> <p>広域専用電波を利用する携帯電話事業者各社は、トラフィック対策のため小セル化や、屋内対策でフェムト基地局によるトラフィックオフロードを行う等電波の利用効率を高め、多数の無線局の利用を可能にするほど、電波利用料の負担が重くなるので、周波数有効利用のインセンティブが働くように、携帯電話事業者等が使用する広域専用電波の帯域は帯域利用料のみとし、個別の無線局の利用料は廃止するべきであると考えます。</p>	
	(2)電波利用料の軽減措置の在り方	<p>① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方</p> <p>(4)運用制限帯域は、特性係数を新たに設定し、減免するべきである</p> <p>運用制限のある帯域や周波数を共用している帯域では、輻射方向・EIRPの制限や、運用場所を屋内等に限定する等、免許人等が自由に無線局を設置出来ない等の制約が生じており、運用制限の無い帯域とは経済的価値が異なると考えます。</p> <p>例えば、2.5GHz帯BWA帯域における2545～2555MHzの10MHz幅は、平成26年12月末まで隣接帯域を使用している端末との干渉を防ぐため、屋外に基地局を設置することは出来ませんが、運用制限の無い帯域と同じ電波利用料が発生しております。</p> <p>このように運用制限のある帯域は、特性係数を新たに設定し、電波利用料を減免するべきと考えます。</p>	
	(1)経済的価値の適正な反映の在り方	<p>② 経済的価値(周波数幅、周波数の逼迫状況等)を勘案した算定方法の在り方</p> <p>(5)ITS等は周波数の経済的価値に見合った電波利用料を支払うべきである</p> <p>電波利用料の負担について、ある特定の免許人のみに対して優遇をするべきではなく、公平性を担保し、それぞれの免許人が負担するべきと考えます。</p> <p>例えば、ITSの周波数は今回地デジの周波数移行によって新たに利用可能となった755～765MHzで携帯電話用国際標準バンド(3GPP Band28)として規定されている703～748MHz/758～803MHzに合致していますが、日本固有の周波数配置として割当てられています。また、同様に特定ラジオマイクも710～714MHz帯に割当てられています。</p> <p>700MHz帯を割当てられた携帯電話事業者は電波利用料を支払うのと同様に、ITSや特定ラジオマイクの免許人も割当てられている700MHz帯の経済的価値に見合った帯域の電波利用料を支払うべきであると考えます。</p>	
	(2)電波利用料の軽減措置の在り方	<p>③ 被災した無線局に対する減免を可能とする措置</p> <p>(6)被災した無線局に対する電波利用料については減免を可能とするべき</p> <p>大韓民国では、2012年8月に発生した台風によって特別災害地域で宣言された全南(チョンナム)、長興郡(チャンブングン)など23市・郡・区に開設されている無線局に対する電波使用料を被害復旧支援の一環で6ヶ月間全額減免したとのことで、電波利用料を減免することによって被災地域の復旧支援を行っております。</p> <p>今回の改正において、激甚災害や局地激甚災害に指定された地域の被害復旧支援の一環として、指定された地域に開設されている無線局の電波利用料について、災害の翌年に電波利用料の減免を可能なものとする制度にするべきと考えます。</p>	
3. その他		<p>【主な検討課題以外の課題】</p> <p>(課題)</p> <p>「1つの端末で複数の通信が利用可能(BWAと携帯電話システム等)な陸上移動局の電波利用料徴収の在り方」</p> <p>(課題に対する意見)</p> <p>広域専用電波の帯域は帯域利用料のみとし、個別の無線局の利用料は廃止する経過措置として、MNOがMVNOやローミングを行なっている陸上移動局は、電波利用料を免除するべき</p> <p>近年の携帯電話端末は、1つの端末で複数の方式(W-CDMAとLTE等)やシステム(携帯電話とBWA等)、複数の周波数帯に対応した通信が可能となっております。</p> <p>現在は携帯電話端末の陸上移動局の免許毎に電波利用料を負担し、例えば携帯電話とBWAが一つの携帯電話端末で通信が可能な場合は二重免許として扱われ、携帯電話事業者とBWA事業者それぞれが一つの携帯電話端末に対して電波利用料を負担しています。将来のモバイル通信技術の発展を考慮すると、第4世代携帯電話等さらに方式やシステムが増えると予測されますが、その際にはそれぞれの免許ごとに電波利用料を負担するべきでないと考えます。</p> <p>携帯電話やBWAの特定基地局の開設計画の認定において、特定基地局の促進としてMVNOについては「他の電気通信事業者等多数の者に対する、即電気通信業務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること」として競願時審査基準とされており、非常に重要な項目となっております。</p> <p>また、大韓民国においても昨年末にMNOがMVNOやローミングを行っている無線局に対して電波使用料を減免するよう制度化されております。</p> <p>MNOがMVNOやローミングを行っている無線局に関しては電波利用料を減免し、MVNO事業者が負担する電波利用料を不要とすることにより、MVNO市場の活性化や移動体通信市場の競争を通じて、電気通信事業の健全な発展となると考えます。</p>	

		<p>① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非</p>	<p>無線LAN帯域に対して電波利用料を徴収する制度は導入するべきではない</p> <p>電波利用料は無線LAN等の免許及び登録を要しない無線局から徴収するべきではないと考えます。</p> <p>免許及び登録を要しない無線局は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発射する電波が著しく微弱な無線局 ・市民ラジオの無線局 ・小電力の特定の用途に使用する無線局 <p>として規定されており、届出を必要としないことから設置されている場所を特定できない無線局と理解しております。</p> <p>また、無線LANは割当てられている周波数帯が世界的に共通の周波数帯域であり、ISMバンドとして高周波利用設備との共用帯域である2.4 GHz帯、日本では一部レーダーと共用している5GHz帯が割当てられていますが、無線LANは電波監視等の電波利用料の恩恵を免許局と同程度に受けていないこと、並びに他の無線局に混信を及ぼさないこと、ワイヤレス産業の受益者はユーザーであることから、徴収の対象とするべきではないと考えます。</p> <p>電波利用料の徴収は、ある特定の利用者のみから徴収するといったようなアンバランスな制度ではなく、基地局と端末、新規と既存といったアンバランスを解消し、受益者全体で負担する公平性を担保しなければならないと考えます。</p>
91	1. 電波利用共通事務の在り方		<p>【ソフトバンクモバイル株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクBB株式会社】</p> <p>(1) 電波利用共通事務の使途は、電波の適正な利用の確保に関わるものに限るべきである</p> <p>電波利用料は、電波法第103条の2第4項に「無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」として定義されており、電波の適正な利用の確保に関わる使途以外のものに使用すべきではないと考えます。</p> <p>現状、電波の適正な利用の確保とは明らかに異なる「子供手当」「児童手当」等に電波利用料が充てられていますが、電波法に定義されている無線局全体の受益とは関係のない使途であるため、本来の電波利用料の無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用以外は排除するべきであり、定義されている以外の使途は界限がなく広がる懸念があるため、歯止めをかけるためにも電波法に使途を明文化するべきと考えます。</p>
	2. 次期電波利用料の見直しの方	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	<p>① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方</p> <p>(1) 放送と通信の利用する周波数幅に対する料額のアンバランスは今回の改正で解消し、地上テレビジョン放送事業者に適用されている特性係数は廃止するべきである</p> <p>地上テレビジョン放送事業者は、公共性を理由に二つの特性係数「国民への電波利用の普及に係る責務等」「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」を合わせて1/4の減免が適用されています。</p> <p>基幹放送普及計画において全国各地域においてあまねく受信できること、また、放送法関係審査基準において災害放送の義務が地上テレビジョン放送と同等に課されている携帯端末向けマルチメディア放送は、特性係数の適用除外となっており、同じ放送事業者の中においてもアンバランスが生じております。</p> <p>通信・放送の融合化により放送の設備において通信用途にも使用が可能となっていること、更にPHS・携帯電話事業も東日本大震災ではライフラインであることが国民に認識され、PHS・携帯電話事業も放送事業と同じく公共性を有していますが特性係数が適用されていないため、地上テレビジョン放送事業者の特性係数を廃止し、電波利用料における放送と通信の利用する周波数幅に対する料額のアンバランスは今回の改正で解消するべきであると考えます。</p>
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	<p>③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を助案した料額設定の在り方</p> <p>(2) 国・地方公共団体の電波利用料の免除は、撤廃するべきである</p> <p>国及び地方公共団体は、電波利用料が全額免除または半額免除されていますが、電波利用料制度は、電波監視等の無線局全体の受益を直接の目的として行う行政事務(電波利用共通事務)の処理に要する費用について、その受益者である免許人全体で負担する手数料制度であり、国及び地方公共団体が免許を受けた無線局も受益を受けているため、電波利用料を全額徴収するべきであると考えます。</p> <p>免許人によって、電波利用料を全額免除または半額免除するといったアンバランスは解消し、受益者負担の考え方を国及び地方公共団体に適用することによって、免許を取得する側にコスト意識が生まれるため、より周波数を有効利用しようというインセンティブが働くものと考えます。</p>
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	<p>① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方</p> <p>(3) 運用制限帯域は、特性係数を新たに設定し、減免するべきである</p> <p>運用制限のある帯域や周波数を共用している帯域では、輻射方向・EIRPの制限や、運用場所を屋内等に限定する等、免許人等が自由に無線局を設置出来ない等の制約が生じており、運用制限の無い帯域とは経済的価値が異なると考えます。</p> <p>例えば、2.5GHz帯BWA帯域における2545～2555MHzの10MHz幅は、平成26年12月末まで隣接帯域を使用している端末との干渉を防ぐため、屋外に基地局を設置することは出来ませんが、運用制限の無い帯域と同じ電波利用料が発生しております。</p> <p>このように運用制限のある帯域は、特性係数を新たに設定し、電波利用料を減免するべきと考えます。</p>
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	<p>② 経済的価値(周波数幅、周波数の逼迫状況等)を助案した算定方法の在り方</p> <p>(4) ITS等は周波数の経済的価値に見合った電波利用料を支払うべきである</p> <p>電波利用料の負担について、ある特定の免許人のみに対して優遇をするべきではなく、公平性を担保し、それぞれの免許人が負担するべきと考えます。</p> <p>例えば、ITSの周波数は今回地デジの周波数移行によって新たに利用可能となった755～765MHzで携帯電話用国際標準バンド(3GPP Band28)として規定されている703～748MHz/758～803MHzに合致していますが、日本固有の周波数配置として割当てられています。また、同様に特定ラジオマイクも710～714MHz帯に割当てられています。</p> <p>700MHz帯を割当てられた携帯電話事業者は電波利用料を支払うのと同様に、ITSや特定ラジオマイクの免許人も割当てられている700MHz帯の経済的価値に見合った帯域の電波利用料を支払うべきであると考えます。</p>
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	<p>③ 被災した無線局に対する減免を可能とする措置</p> <p>(5) 被災した無線局に対する電波利用料については減免を可能とするべき</p> <p>被災した無線局に対する電波利用料については、減免を可能とするべきと考えます。</p> <p>なお、制度化にあたっては、諸外国の事例等を参考に十分議論し、適用条件等を明文化しておくべきと考えます。</p>
	3. その他	① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非	<p>(1) 無線LAN帯域に対して電波利用料を徴収する制度は導入するべきではない</p> <p>電波利用料は無線LAN等の免許及び登録を要しない無線局から徴収するべきではないと考えます。</p> <p>免許及び登録を要しない無線局は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発射する電波が著しく微弱な無線局 ・市民ラジオの無線局 ・小電力の特定の用途に使用する無線局 <p>として規定されており、届出を必要としないことから設置されている場所を特定できない無線局と理解しております。</p> <p>また、無線LANは割当てられている周波数帯が世界的に共通の周波数帯域であり、ISMバンドとして高周波利用設備との共用帯域である2.4 GHz帯、日本では一部レーダーと共用している5GHz帯が割当てられていますが、無線LANは電波監視等の電波利用料の恩恵を免許局と同程度に受けていないこと、並びに他の無線局に混信を及ぼさないこと、ワイヤレス産業の受益者はユーザーであることから、徴収の対象とするべきではないと考えます。</p> <p>電波利用料の徴収は、ある特定の利用者のみから徴収するといったようなアンバランスな制度ではなく、基地局と端末、新規と既存といったアンバランスを解消し、受益者全体で負担する公平性を担保しなければならないと考えます。</p>
92	1. 電波利用共通事務の在り方		<p>【株式会社ウィルコム】</p> <p>電波利用共通事業の内容として、「ホワイトスペースの利用環境整備」や「他の周波数帯におけるホワイトスペース利用」、「ホワイトスペース利用システムの高度化」等を含めた電波資源拡大のための研究開発等を充実していただきますようお願いいたします。</p>
	2. 次期電波利用料の見直しの方		<p>・電波利用料額の算定に当たって考慮すべき事項</p> <p>特にホワイトスペースを活用するエリア放送は災害時の避難所でのコミュニティ情報配信への活用が有効とされており、自治体との防災協定に基づく災害時の運用などが期待されています。平時の運用を続けることにより事業性を確保することにより、対応を可能とすることになります。さらにエリア放送の運用自体新規参入事業ということになります。エリア放送にはこうした特性があるため、利用額の軽減措置を配慮していただきますようお願いいたします。</p> <p>・無線局データベースの作成・管理</p> <p>エリア放送については、エリア放送の識別子管理ということで電波技術協会内にホワイトスペース利用システム普及推進室が設けられており、4月から「エリア放送のネットワーク識別などの登録管理料」が徴収されることになっています。</p> <p>こうした管理業務団体への支援についても考慮していただきますようお願いいたします。</p>
			<p>【株式会社ハートネットワーク】</p>

93	3. その他	① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非	<p>意見：電気通信事業者の設置する無線LAN基地局に対する電波利用料徴収に反対である。</p> <p>理由1：他の免許不要局の中にも當り目的で利用されているものがあり、電波利用料の賦課の公平性に欠ける。</p> <p>理由2：免許不要局への徴収はそもそも請求先をどう把握するのか。把握できないのであれば、局数は自己申告ベースとならざるを得ない。</p> <p>理由3：ビジネスの普遍的な構造として、追加負担コストの吸収・転嫁に対応する必要が生じた場合、業界・市場の成長速度が低下することになる。経済成長を回復させ、日本の国力を維持・増大させ国益に貢献することに反することとなることを強く懸念する。</p> <p>「電気通信事業者の設置する無線LAN基地局に対する電波利用料徴収」により、Wi-Fiを利用した新しいビジネスの出現・成長を阻害することを強く懸念する。</p> <p style="text-align: right;">【無線LANビジネス推進連絡会】</p>
94	3. その他	① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非	<p>意見：電気通信事業者の設置する無線LAN基地局に対する電波利用料徴収に反対します。</p> <p>無線LAN/Wi-Fiは通信を利用できるアクセスポイントから非常に短距離での利用に限定される制約がありつつも、ブロードバンド通信技術の中でも最高速度の通信速度で、手軽に、ワイヤレスで利用できるメリットによって市場に受け入れられてきたものです。その特性故に、また、アンライセンズであるために、Wi-Fi機能を搭載した端末の多様性は他の通信方式にはないものとなっております。市場にはパーソナルコンピュータをはじめ、携帯端末、ゲーム機、カメラ等の様々なWi-Fi搭載機器が市場に提供されています。アンライセンズであるが故に、消費者に受け入れられる価格で提供されるようになっております。</p> <p>このような無線LAN/Wi-Fiは、ライセンスを伴う通信方式ではハードルの高い要件に対して現実解を提供することができるため、自治体でのベストソリューションとして結果としております。</p> <p>さらには、学校において電波の有効利用を図るために、学校・事業者共用アクセスポイントを設置するに至っております。提供エリアの拡大のために、様々な主体が投資を行い、設置場所の所有者も様々な形で貢献をしてきた結果、需要の高い場所への提供がすすみ、カバーエリアも広がってきました。</p> <p>このように、無線LAN/Wi-Fiは提供エリア拡大について、アンライセンズであるが故に、柔軟かつ迅速に対応できること、通信速度を向上させる技術の提供速度が速いことから、急激に増大した携帯網のデータ通信需要に対して通信トラフィックをWi-Fi網へオフロードするという点にも使われることとなっております。</p> <p>最近では、大規模災害時等の安否確認、避難情報の入手、帰宅困難者対策にて、携帯3G、LTEを利用しないPC、タブレット、ゲーム機等を含めたWi-Fi対応の全端末に対しての接続性を提供する情報提供手段の拡充が進められていることも、このような背景を踏まえてのことだと考えます。</p> <p>無線LAN基地局に対する電波利用料徴収が行われた場合には、これらの利用者の利便性向上に資する流れが現在より遅くなる、あるいは、現在より後退する恐れがあると思っております。</p> <p>最後になりますが、当社としては、マルチSSIDの導入等、通信事業者横断の仕組みを作り上げ、提供エリアでの電波有効利用に対して努力し、開発等に投資を行ってまいりましたことにつきましてご理解をいただけますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社】</p>
95	1. 電波利用共益事務の在り方		<p>(1) 電波利用共益事務の使途は、電波の適正な利用の確保に関わるものに限るべきである</p> <p>電波利用料は、電波法第103条の2第4項に「無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」として定義されており、電波の適正な利用の確保に関わる使途以外のものを使用するべきではないと考えます。</p> <p>現状、電波の適正な利用の確保とは明らかに異なる「子供手当」「児童手当」等に電波利用料が充てられていますが、電波法に定義されている無線局全体の受益とは関係のない使途であるため、本来の電波利用料の無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用以外は排除するべきであり、定義されている以外の使途は際限なく広がる懸念があるため、歯止めをかけるためにも電波法に使途を明文化するべきと考えます。</p> <p>(2) 新たな使途として電波法改正に盛り込まれている、人命又は財産の保護の用に供する無線設備の整備のための補助金の交付(防災行政無線等のデジタル化)は、全国一律で使用できるシステムを導入するべきである</p> <p>新たな使途として電波法改正に盛り込まれている、人命又は財産の保護の用に供する無線設備の整備のための補助金の交付は、電波有効利用の促進に関する検討会において電波利用料使途の追加が検討され、新たな使途追加に向けて現在第183回国会に電波法の一部を改正する法律案として提出されていますが、これは地方公共団体が設置する防災行政無線システム等のデジタル化のための補助金と理解しております。</p> <p>現在の防災行政無線は、全国の地方公共団体が個々に導入しているために、地方公共団体間で相互に通信することが出来ず、情報の共有化等の地方公共団体間の広域連携を行うことが出来ません。</p> <p>補助金の交付を行うのであれば、防災行政無線等のデジタル化は、広域連携が出来るように全国一律で同一のシステムとし、また、災害に強いシステムを導入するべきであると考えます。</p> <p>実際に、内閣府「東日本大震災における災害応急対策に関する検討会」の総務省消防庁「東日本大震災における防災行政無線による情報伝達について」資料中、「東日本大震災における市町村防災行政無線の使用状況について」によると、東日本大震災では被災地の市町村防災行政無線のシステムが使用出来なかったとの事例が報告されています。</p> <p>地上系のシステムが被災して使えなくなることを考え、災害時でも中継線の切断や基地局の倒壊、機器の故障等のリスクが少なく、地上系システムと連携した衛星系のシステムの活用が電波の有効利用にもつながると考えます。</p>
2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	<p>(1) 放送と通信の利用する周波数幅に対する料額のアンバランスは今回の改正で解消し、地上テレビジョン放送事業者に適用されている特性係数は廃止するべきである</p> <p>電波利用料の見直しに関する検討会において、事業者別に平成23年度の電波利用料負担額が示されましたが、地上テレビジョン放送事業者の電波利用料は約55億円(割当て帯域幅約240MHz)に対して、携帯電話・BWA事業者の電波利用料は約625億円(割当て帯域幅約380MHz)となっており、それぞれを1MHz幅に換算すると、0.23億/MHz:1.6億/MHzとなり、携帯電話・BWA事業者は放送事業者の7倍支払っていることとなり放送と通信の利用する周波数幅に対する料額にはアンバランスが生じております。</p> <p>また、地上テレビジョン放送事業者は、公共性を理由に二つの特性係数(国民への電波利用の普及に係る責務等「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」を合わせて1/4の減免が適用されています。</p> <p>基幹放送普及計画において全国各地においてあまねく受信できること、また、放送法関係審査基準において災害放送の義務が地上テレビジョン放送と同等に課されている携帯端末向けマルチメディア放送は、特性係数の適用除外となっており、同じ放送事業者の中においてもアンバランスが生じております。</p> <p>通信・放送の融合化により放送の設備において通信用途にも使用が可能となっていること、更に携帯電話事業も東日本大震災ではライフラインであることが国民に認識され、携帯電話事業も放送事業と同じく公共性を有していますが特性係数が適用されていないため、地上テレビジョン放送事業者の特性係数を廃止し、電波利用料における放送と通信の利用する周波数幅に対する料額のアンバランスは今回の改正で解消するべきであると考えます。</p>
(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を助成した料額設定の在り方	<p>(2) 国・地方公共団体の電波利用料の免除は、撤廃するべきである</p> <p>国及び地方公共団体は、電波利用料が全額免除または半額免除されていますが、電波利用料制度は、電波監視等の無線局全体の受益を直接の目的として行う行政事務(電波利用共益事務)の処理に要する費用について、その受益者である免許人全体で負担する手数料制度であり、国及び地方公共団体が免許を受けた無線局も受益を受けているため、電波利用料を全額徴収するべきであると考えます。</p> <p>免許人によって、電波利用料を全額免除または半額免除するといったアンバランスは解消し、受益者負担の考え方を国及び地方公共団体に適用することによって、免許を取得する側にコスト意識が生まれるため、より周波数を有効利用しようというインセンティブが働くものと考えます。</p>
(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		② 経済的価値(周波数幅、周波数の逼迫状況等)を助成した算定方法の在り方	<p>(3) 広域専用電波の帯域は帯域利用料のみとし、個別の無線局の利用料は廃止するべきである</p> <p>広域専用電波を利用する携帯電話事業者各社は、トラフィック対策のため小セル化や、屋内対策でフェムト基地局によるトラフィックオフロードを行う等電波の利用効率を高め、多数の無線局の利用を可能にするほど、電波利用料の負担が重くなるので、周波数有効利用のインセンティブが働くように、携帯電話事業者等が使用する広域専用電波の帯域は帯域利用料のみとし、個別の無線局の利用料は廃止するべきであると考えます。</p>
(2) 電波利用料の軽減措置の在り方		① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	<p>(4) 運用制限帯域は、特性係数を新たに設定し、減免するべきである</p> <p>運用制限のある帯域や周波数を共用している帯域では、輻射方向・EIRPの制限や、運用場所を屋内等に限定する等、免許人等が自由に無線局を設置出来ない等の制約が生じており、運用制限の無い帯域とは経済的価値が異なると考えます。</p> <p>例えば、2.5GHz帯BWA帯域における2545～2555MHzの10MHz幅は、平成26年12月末まで隣接帯域を使用している端末との干渉を防ぐため、屋外に基地局を設置することは出来ませんが、運用制限の無い帯域と同じく電波利用料が発生しております。</p> <p>このように運用制限のある帯域は、特性係数を新たに設定し、電波利用料を減免するべきと考えます。</p>

	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	(2) 経済的価値(周波数幅、周波数の逼迫状況等)を勘案した算定方法の在り方	(5) ITS等は周波数の経済的価値に見合った電波利用料を支払うべきである 電波利用料の負担について、ある特定の免許人のみに対して優遇をするべきではなく、公平性を担保し、それぞれの免許人が負担すべきと考えます。 例えば、ITSの周波数は今回地デジの周波数移行によって新たに利用可能となった755～765MHzで携帯電話用国際標準バンド(3GPP Band28)として規定されている703～748MHz/758～803MHzに合致していますが、日本固有の周波数配置として割当てられています。また、同様に特定ラジオマイクも710～714MHz帯に割当てられています。 700MHz帯を割当てられた携帯電話事業者は電波利用料を支払うのと同様に、ITSや特定ラジオマイクの免許人も割当てられている700MHz帯の経済的価値に見合った帯域の電波利用料を支払うべきであると考えます。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	(3) 被災した無線局に対する減免を可能とする措置	(6) 被災した無線局に対する電波利用料については減免を可能とするべき 大韓民国では、2012年8月に発生した台風によって特別災難地域で宣言された全南(チョンナム)、長興郡(チャンフングン)など23市・郡・区に開設されている無線局に対する電波利用料を被害復旧支援の一環で6ヶ月間全額減免したとのことで、電波利用料を減免することによって被災地域の復旧支援を行なっております。 今回の改正において、激甚災害や局地激甚災害に指定された地域の被害復旧支援の一環として、指定された地域に開設されている無線局の電波利用料について、災害の翌年に電波利用料の減免を可能なものとする制度にするべきと考えます。
3. その他			【主な検討課題以外の課題】 (課題) 「1つの端末で複数の通信が利用可能(BWAと携帯電話システム等)な陸上移動局の電波利用料徴収の在り方」 (課題に対する意見) 広域専用電波の帯域は帯域利用料のみとし、個別の無線局の利用料は廃止する経過措置として、MNOがMVNOやローミングを行っている陸上移動局は、電波利用料を免除すべき 近年の携帯電話端末は、1つの端末で複数の方式(W-CDMAとLTE等)やシステム(携帯電話とBWA等)、複数の周波数帯に対応した通信が可能となっております。 現在は携帯電話端末の陸上移動局の免許毎に電波利用料を負担し、例えば携帯電話とBWAが一つの携帯電話端末で通信が可能な場合は二重免許として扱われ、携帯電話事業者とBWA事業者それぞれが一つの携帯電話端末に対して電波利用料を負担しています。将来のモバイル通信技術の発展を考慮すると、第4世代携帯電話等さらに方式やシステムが増えると予測されますが、その際にはそれぞれの免許ごとに電波利用料を負担するべきでないと考えます。 携帯電話やBWAの特定基地局の開設計画の認定において、特定基地局の促進としてMVNOについては「他の電気通信事業者等多数の者に対する、卸電気通信業務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること」として親顧時審査基準とされており、非常に重要な項目となっております。 また、大韓民国においても昨年末にMNOがMVNOやローミングを行っている無線局に対して電波利用料を減免するよう制度化されております。 MNOがMVNOやローミングを行っている無線局に関しては電波利用料を減免し、MVNO事業者が負担する電波利用料を不要とすることにより、MVNO市場の活性化や移動体通信市場の競争を通じて、電気通信事業の健全な発展となると考えます。
		(1) 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非	無線LAN帯域に対して電波利用料を徴収する制度は導入するべきではない 電波利用料は無線LAN等の免許及び登録を要しない無線局から徴収するべきではないと考えます。 免許及び登録を要しない無線局は、 ・発射する電波が著しく微弱な無線局 ・市民ラジオの無線局 ・小電力の特定の用途に使用する無線局 として規定されており、届出を必要としないことから設置されている場所を特定できない無線局と理解しております。 また、無線LANは割当てられている周波数帯が世界的に共通の周波数帯域であり、ISMバンドとして高周波利用設備との共用帯域である2.4 GHz帯、日本では一部レーダーと共用している5GHz帯が割当てられていますが、無線LANは電波監視等の電波利用料の恩恵を免許と同程度に受けていないこと、並びに他の無線局に混信を及ぼさないこと、ワイヤレス産業の受益者はユーザーであることから、徴収の対象とするべきではないと考えます。 電波利用料の徴収は、ある特定の利用者のみから徴収するといったようなアンバランスな制度ではなく、基地局と端末、新規と既存といったアンバランスを解消し、受益者全体で負担する公平性を担保しなければなりませんと考えます。 <p style="text-align: right;">【Wireless City Planning株式会社】</p>
96	1. 電波利用共通事務の在り方 2. 次期電波利用料の見直しの考え方		(課題) オフロード対策に係る受益と負担の在り方について (課題に対する意見) 無線LANによるモバイルトラフィックのオフロードについて、「電波有効利用の促進に関する検討会 報告書(案)に対する意見募集の結果について」(平成24年12月25日公表)によれば、次の考え方が示されているところですが、 一般的に、トラフィックのオフロード対策として、無線LANを活用することは、携帯電話のための周波数帯域の逼迫に伴う将来的な追加割当の頻度やその帯域の節約に資すると考えられ、結果的には無線局免許人全体の受益に資すると考えられます。 一方、「無線LANビジネス研究会報告書」(平成24年7月20日公表)によれば、「オフロードの取組に対する影響」として、携帯電話事業者は本来実施すべき自社携帯網の増強(設備投資)が軽減されることとなる と示されていることを踏まえると、オフロード対策により携帯電話事業者が得る受益は、無線局免許人全体の受益に比べてはるかに大きいことは明らかです。さらに、受益が得られる時期にも明らかな格差があり、即時に受益が得られるのは携帯電話事業者のみです。 そのため、オフロード対策により携帯電話事業者が得る受益の規模および経済的価値について明確にすべきと考えます。 また、オフロード対策を過度に推進することになれば、携帯電話事業者は設備投資を抑制できる反面、固定通信事業者やISP事業者が設備投資を強いられることとなり、競争上の不公平を生むこととなります。そのため、国としてオフロード対策を推進するのであれば、まずは、モバイルトラフィックの増加に伴って生ずる設備コストの公平な負担の在り方を整理いただくことを要望します。この課題に対する考え方が整理されていない段階において、オフロード対策の費用(電波利用料の使途)電波の能率的かつ安全な利用に関するリテラシー向上)を電波利用料として広く負担を求めるとは不適当であり、直接的に受益を得ることとなる携帯電話事業者が負担すべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	(1) 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置の一部見直すべきと考えます。 近年、インターネットをはじめとする情報通信技術の急速な発展・普及および通信・放送の融合が進んでいることに伴い、国民の一人一人が必要とする情報とそのアクセス手段(固定電話、携帯電話、インターネット、放送)は、多様化しています。 同様に、国民の生命、財産の保護に資する無線システムも多様化しており、それぞれのシステムは、同等の役割を果たしていることから、国民の生命、財産の保護に資する無線システムに対する特性係数の適用対象を見直すべきと考えます。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	(2) スマートメーターやM2Mシステムなどの新しいデータ通信システム 新しいデータ通信システム(スマートメーターやM2Mシステムなど)に対する電波利用料の料額および免除の要否の検討にあたっては、当該無線局の免許要否を勘案すべきと考えます。 当該システム中の無線局が免許不要局であるならば、利用する周波数帯における排他的権利は有しないことから、他の無線システムと同様に電波利用料を免除すべきです。 一方、免許を要する無線局であるならば、周波数の占有により受益が保証されることから、電波利用料を徴収すべきと考えます。ただし、当該システムによる通信が低頻度であって周波数を占有する時間が小さくなる場合については、その通信特性を考慮し、料額を安くすることは適当と考えます。
3. その他		(1) 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非	免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非について、次の理由から、引き続き、電波利用料徴収の対象とすべきではないと考えます。 ・電波利用料の徴収対象としないことにより、無線LANによるICT利活用の促進や新たな産業・ビジネスの創出等が期待され、利用者利益の拡大に寄与するため ・無線LANが利用する周波数帯は、複数の無線局による共用が前提であり、排他的権利を有していないことから、他の無線局の利用状況によっては輻輳等により一定の通信品質が確保できない可能性があり、無線局の受益が保証されていないものではないため ・特定の免許不要局のみに対して電波利用料を徴収することになれば、負担の公平性が損なわれ、電波利用の共通費用とする電波利用料の趣旨に反するため ・電気通信事業者の事業内容や規模等によって得られる受益に格差があるため (例えば、無線LANへのオフロードにより、大幅な設備投資の削減効果が期待できるモバイル事業者(上位3社グループ)と公衆無線LAN設置事業者との間で得られる受益に格差がある。) <p style="text-align: right;">【株式会社ケー・オプティコム】</p>

97	1. 電波利用公益事務の在り方			「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用公益事務)の処理に要する費用を受益者である無線局免許人等が公平に分担する」という現行制度の趣旨を今後も維持すべきと考えます。用途の拡大や強化を行う場合には、電波利用公益事務の範囲においてその必要性や歳出規模等を十分に精査し、現在の歳出規模がこれ以上拡大しないよう必要最小限の歳出にすべきと考えます。地デジ対策の国庫債務負担行為による歳出が終了する平成29年度以降については、歳出総額削減の可能性について検討されることを希望します。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を助成した料額設定の在り方	多種多様な携帯電話端末の利用状況、電波利用料の受益と負担のバランス、電波有効利用の度合い、新たな利用形態(例えばEmbedded-SIM(E-SIM)時代の到来)に応じた利用料負担の在り方の検討などを考慮すると、包括免許(端末)の局数単位の料額制度を廃止し、広域専用電波利用料への一本化について検討すべきと考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	携帯電話サービスは、国民生活に広く普及しており、サービスエリアの拡大や品質の向上、さらには災害時の対策を事業者自らが構築するなどその責務を果たしてきており、今や極めて公共性の高い電波利用システムと認識しております。現在、公共性を有するなどを根拠とする特性係数が適用される仕組みとなっていることから、携帯電話システムにも特性係数を適用するなど、電波利用料の受益と負担の公平性について見直す必要があると考えます。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	① 第4世代携帯電話システム ② スマートメーターやM2Mシステムなどの新しいデータ通信システム	第4世代携帯電話への割当が計画されている帯域は、固定衛星業務の無線局との共用の可能性があるため、携帯電話での利用が制限される場合には、料額負担を軽減するなどの措置を希望します。また、周波数が隣接する他の電波利用システムとの干渉回避のために、第4世代携帯電話に割り当てられた周波数の中にガードバンドを設ける必要がある場合には、当該ガードバンドに対して利用料が課せられないように考慮いただくことを希望します。 スマートメーター等に組込んで使用されるモジュール端末は、従来型の携帯電話、スマートフォン、データ通信端末などの一般端末と比較し、通信頻度や通信量は格段に少ないうえに利用シーンが異なり、普及促進の観点で一般端末とは異なる料額の仕組みについて考慮すべきと考えます。
3. その他		① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是	免許不要の無線LANにより電波を利用しているという点においては、電気通信事業者であってもそれ以外の者であっても同等であり、電気通信事業者が設置する無線局のみに利用料を課すことは、公平性の観点で適切でないと考えます。一方、すべての無線LANから電波利用料を徴収するとした場合には、徴収方法などの大きな課題があることから、免許不要の無線LANから電波利用料を徴収すべきではないと考えます。 【KDDI株式会社】 電波利用料を財源に行われた「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備」の施策の一環として、JCNグループ各局では、地上デジタル放送の「デジアナ変換サービス」を2011年3月より順次開始し、2015年3月31日までの期間限定で提供しております。今般、デジアナ変換サービスの円滑な終了に向けて、弊社グループ各局においてもお客様に混乱を生じさせることのないように積極的に取り組む所存ですが、「デジアナ変換サービス」が総務省の要請により導入行われた経緯を踏まえ、当該サービスの終了にあたっては、平成26～28年度に必要となる電波利用公益事務の用途として、「デジアナ変換サービス」を終了するための周知広報活動を国としても積極的にを行うことについて追加して頂きたいと考えます。 【ジャパンケーブルネット株式会社】	
98	1. 電波利用公益事務の在り方			電波利用料を財源に行われた「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備」の施策の一環として、JCNグループ各局では、地上デジタル放送の「デジアナ変換サービス」を2011年3月より順次開始し、2015年3月31日までの期間限定で提供しております。今般、デジアナ変換サービスの円滑な終了に向けて、弊社グループ各局においてもお客様に混乱を生じさせることのないように積極的に取り組む所存ですが、「デジアナ変換サービス」が総務省の要請により導入行われた経緯を踏まえ、当該サービスの終了にあたっては、平成26～28年度に必要となる電波利用公益事務の用途として、「デジアナ変換サービス」を終了するための周知広報活動を国としても積極的にを行うことについて追加して頂きたいと考えます。 【KDDI株式会社】 【ジャパンケーブルネット株式会社】

上記のほか、テレビ放送の電波利用料が安すぎるとの意見や、今回の意見募集の対象と直接関係の無い放送番組の内容に関連した意見等が個人の方を中心に多数提出されました。これらの意見の中には同文のものや同旨のものも多く含まれており、代表的な意見の概要は以下のとおりです。また、全文については、次ページ以降に掲載しています。

- ・電波利用料の8割は携帯電話事業者を通じて利用者が負担。一方、テレビ局は2割程度。このような状態は是正すべき。
- ・テレビ局の電波利用料を大幅に増額すべき。
- ・放送免許はオークションにすべき。
- ・電波オークション制度を導入すべき。

なお、ご提出いただきましたご意見のうち、個人の氏名やその他属性に関する情報は、非公表としています。

1	電波利用料を入札制にし、各テレビ 携帯電話各社から 2000億円程度の年間使用料を徴収すべきです なぜ 政府は 入札制を導入しないのか 政府に転がり込む 徴収金があるのに
2	どうも、電波利用料制度とは、平成5年に不法電波の監視を目的に、受益者である免許人その費用負担を押し付けるところから始まっているようだが、いつのまにか主体は、地上デジタル放送の電波行政失敗の尻拭いに使われてしまっているようである。そして地上デジタル放送とは関係ない携帯電話事業者が負担しているという実態である。そもそも、デジタル放送化しようとしたとき、本来なら地震大国であり台風の通り道である日本において、UHF帯による地上波で行うこと事態が大間違だったのである。そして東日本大震災では全く使われなかったのは当然の結果である。衛星放送電波にすぎなかったのである。そもそも高層ビルが立ち並び、密集した住宅地域になってしまっている日本では、直進性の高いUHF帯地上波は無理なのである。違法電波が無くて受信障害が起こってしまっている。だから、CATVや光ファイバー事業者が売込みで回っている。今やAMやFMラジオでさえ受信は困難になりつつある。ちなみに地域の地域は地上波電波でのテレビ受信をあらかじめCATVで受信している。毎年毎年高額な地デジ対策をしているようだが、おそらく衛星放送にせよに、このまま継続していくと永久に収束はないだろう。携帯電話も真の災害対応を考えれば衛星電話にすべきであると言える。二重課税としか言いようがない電波利用料制度は即刻廃止し、真の電波行政を推進して欲しいと提言致します。 以上
3	1.欧米各国と同水準となるよう、今の10倍の金額に下して下さい。 2.NHKは解体し、政府専用チャンネルを新設して下さい。 3.科学のメディア規制法にない、公共電波を使った報道には最高額無制限の罰金刑と、謝罪広告の義務化を国法を制定して下さい。 義務や責任を負わない報道の自由は日本国民にとって有害で迷惑です。
4	平成23年度電波利用料 単位百万円 電波利用料 営業収益 NHK 1867.2 694.577 日本テレビ 419.1 264.820 TBS 416.1 208.581 フジテレビ 388.1 329.013 テレビ朝日 398.2 205.235 テレビ東京 387.3 91.249 河野太郎議員のブログで読みましたが、おかしいですよね。 殿様商売辞めさせてください。 他国に比べても格安の電波使用料は、もっと引き上げるべきだと思います。
5	現在の電波使用料は諸外国に比べ極めて安すぎると思います。 またテレビ局職員平均給与は 1千万円以上であり日本国内の各産業の労働者の平均給与と比べ飛びぬけて高い水準です。故に各テレビ局は経営的にかなりゆとりがあり電波料を相当額上げても問題ないと思われる。私は電波オークションを行い電波使用料を国際水準の適正額にまで値上げし、同時にそれによる国家の歳入増加を図るべきだと思います。 【同意見他5件】
6	いつもお世話になっております。 国民の共有財産である電波、その使用料金がわが国では諸外国に比べて割安だと聞きました。 公平に公正な金額への是正を希望します。 どうぞご検討よろしくお願い致します。
7	・NHKと民放127社の2010年度の利用料の総額は約60億円ですが、同年度のテレビ業界の売上総額は約2兆8157億円に達します。テレビ局は売上高の0.2%しか電波利用料を支払っていない状況は不自然です。 ・さらに、2011年度にテレビ業界が支払った電波利用料の総額は、前年度に比べて5億円も減っていたとの報道もあります。 http://www.news-postseven.com/archives/20130305_174725.html ・放送免許という国民の財産が既得権益として既存のマスコミに安価に独占され、国民のための報道提供を怠る現状を改め、また新たな財源とするために、電波オークション制度の導入をお願い申し上げます。 ・近年、ある特定国の文化を過剰に賛美し、逆にある政党に対して、政策ではなく政治家個人のささいな言い間違などを始めとした人格攻撃を行うなど、放送局の偏向報道が目立ちます。また、以下のような問題があると考えられます。 1. 韓国など特定国の音楽や映像に関する著作権を放送局の子会社に管理させ、恣意的に放送でブームを捏造し、著作権料で子会社を経由して利益をあげる 2. 上述の1に関連して、消費者に宣伝と気づかれないように宣伝行為を行う「ステルスマーケティング」の横行 3. 特定政党への過剰な応援やネガティブキャンペーン、党首への誹謗・中傷などによる人権侵害 ・日本国民における公共の利益を最優先すべき放送電波が、外国人や特定国の利益を優先し、影響力の大きさを自制するどころか、ステルスマーケティングに用いるなど言語道断です。 ・放送局の偏向報道に対し、昨年から1年以上にわたって数十回の偏向報道デモ(数千人が参加したデモもあります)が日本の各地で開催されていますが、まったく報道されません。一方、原発やオスプレイへのデモは例え少数人数でも報道されています。 ・現状を鑑みると、放送局に自浄作用があるととても思えません。国民の声がまったく報道に反映されない状況はあまりに異常です。総務省には、この機会に免許制度について、既存の放送局に対してより厳しい審査基準を設け、利用料の引き上げ、オークション制度の導入、既存放送局の免許取り消しを含めた取り締まりを厳格化していただきたく存じます。
8	ディスカバーチャンネルなど良質でオモシロイ番組がサブで 悪質な健康番組(科学的根拠なしにむしろ人体に悪影響のある大量の水摂取やマイナスイオンの効能を喧伝するなどのオカルト的なもの)を地上波で "大量に誰にも見られる"ようにしているなど非常に疑問を感じます。 NHK やアサヒもBSのほうで地上波より遙かに良心的な番組(特にニュース番組)が多いです。 できれば、このような良質な番組の救済のためにも地上波の電波使用料金の値上げ。 もしくはもっと言えば地上波の局番を大幅に減らし3局程度に減らし悪質な番組の量を少しでも減らしていただきたいです。
9	既存テレビ局の電波使用料が安すぎると思う。 そのテレビ局の純利益に合わせた料金設定が必要だと思う。
10	儲けすぎているテレビ局に対して、原材料費にあたる電波使用料があまりにも安すぎる。 なぜ携帯電話会社が高く、テレビ局などは安いのか、意味不明。 昨今の日本のマスメディアの低すぎるモラル、放送の内容の劣化には目にする。 これを優遇することはまったく理解ができません。 電波使用料の見直しを求める。

11	公共の電波は日本国民の意識形成に極めて強い影響を持ちます。国民の意識が日本の弱体化や不健全な偏向に向かうことは絶対に許されません。そういう意味では、電波利用料の高低はあまり関係がないように思われます。国益への奉仕と中立性が公共の電波を使用する者に課せられた使命です。 では電波利用料を諸外国並みに上げたらどうか。企業にとっては利益への圧迫になるのですから、スポンサー獲得のため、国益や中立性をないがしろにする恐れが無いですか。しかも電波オークションを実施した際、新規事業者が参入しなくなる恐れもあります。つまり過度の引上げは放送のモラル崩壊をもたらすのであり、適度を指すべきであります。現行の利用料は安価過ぎることは確かであります。 但し、NHKの利用料に関しては意見が異なります。この組織は国民から放送法で視聴料金を取るのが認められているのですから、民法と同列に論ずることは出来ません。当然民法とは区別化し、国際水準に合わせた電波利用料を適用すべきです。10倍にしても宜しかろうと思います。 総務省に置かれましては、NHKの反公共性や非中立性に鑑み、厳しい処断を下されますよう、よろしくご配慮頂きますようお願い申し上げます。
12	電波は貴重な国民の財産である、現在のテレビ局の電波使用料は諸外国に比べても不当に安すぎます。不当に安すぎる電波を使用してテレビ局は不当に利益を甘受しすぎています。 テレビ局員の高額な給与を見ても明らかです。 私は電波オークションを行い、適正な電波使用料を徴収し国庫に収め財政の健全化に役立てるべきです。
13	電波使用料の値上げまたはオークション化に大賛成です。国民の限られた財産とも言える放送電波を、既存のテレビ局が独占しているという状況はおかしいと思います。放送業界に健全な競争や淘汰を促すためにも必要だと思います。
14	電波使用料は諸外国に比べ極めて安すぎる。テレビ局職員平均給与は1千万円以上であり飛びぬけて高い水準。テレビ局は経営的にゆとりがあり電波料を上げて問題ない。電波オークションを行い電波使用料を国際水準の適正額にまで値上げし、国家の歳入増加を図るべき。
15	「現在の電波使用料は諸外国に比べ極めて安すぎると思います。またテレビ局職員平均給与は1千万円以上であり日本国内の各産業の労働者の平均給与と比べ飛びぬけて高い水準です。故に各テレビ局は経営的にかなりゆとりがあり電波料を相当額上げても問題ないと思われる。私は電波オークションを行い電波使用料を国際水準の適正額にまで値上げし、同時にそれによる国家の歳入増加を図るべきだと思います。」 【同意見他1件】
16	今のテレビ局はテレビ黎明時代からの既得権益のまま、不当に安い電波料でコンテンツを流しています。電波料金はもっと上げて、その増えた歳入分を国家、国民の為に使うべきだと思います。電波料金を適正価格にする為に必要な、電波オークションもするべきではないでしょうか。ただし、外国資本はどうしても入れてはいけません。スパイ防止法を作って、日本国籍がなくなりながら、外国のために電波オークションの参入の排除のようなスパイを排除する手当も考えておく必要があると思います。
17	テレビ局の電波利用料を大幅に値上げする。 アマチュア無線など非営利無線局に対して電波利用料の廃止
18	1. 民放の電波利用料は安すぎる。民放の収益を見た場合、1桁上げるべき。 2. 地上波における既存テレビ局の独占状態は明らかに独占禁止法違反である。電波利用権の入れを実施すべき。 3. 携帯電話の利用料を下げ使用者の負担を減らすべき。
19	現在の電波使用料は諸外国に比べ極めて安すぎると思います。また、テレビ局職員の平均給与は1千万円以上であり日本国内の各産業の労働力の平均給与と比べ飛びぬけて高い水準です。電波オークションを行い電波使用料を国際水準の適正額にまで値上げし国家の歳入増加を図るべきだと思います。
20	電波オークションを導入するなり、電波使用料を上げて頂きたいです。 以前からテレビの放送内容が同じようなものも多く、向いつかなり偏向してきていると感じていました。ネットの方ではテレビの放送を録れて見ているようなものも多く見かけます。これも競争なく、スポンサーなどの意向ばかりを反映して番組を作っているせいではないかと思われる。どうか魅力ある番組作りをさせるよう行政からも何か手を打ってほしいです。
21	テレビ局職員平均給与は1千万円以上であり日本国内の各産業の労働者の平均給与と比べ飛びぬけて高い水準です。 故に各テレビ局は経営的にかなりゆとりがあり電波料を相当額上げても問題ないと思われる。私は電波オークションを行い電波使用料を国際水準の適正額にまで値上げし、同時にそれによる国家の歳入増加を図るべきだと思います。
22	現在の電波使用料は諸外国に比べ極めて安過ぎると思う。 またテレビ局職員平均給与は1千万円以上であり日本国内の各産業の労働者の平均給与と比べ飛びぬけて高い水準だ。 故に各テレビ局は経営的にかなりゆとりがあり電波料を相当額上げても問題ないと思われる。私は電波オークションを行い電波使用料を国際水準の適正額にまで値上げし、同時にそれによる国家の歳入増加を図るべきだと思う。
23	日本の電波使用料は諸外国に比べ極めて安すぎると思います。 またテレビ局職員平均給与は1千万円以上であり日本国内の各産業の労働者の平均給与と比べ飛びぬけて高い水準です。 故に各テレビ局は経営的にかなりゆとりがあり電波料を相当額上げても問題ないと思われる。私は電波オークションを行い電波使用料を国際水準の適正額にまで値上げし、同時にそれによる国家の歳入増加を図るべきだと思います。 どうぞ宜しくお願い致します。
24	放送局(NHK・民放地上波)の電波使用料を引き上げてください。 法外な利益を得ています。
25	既存のテレビ局は暴利をむさぼりすぎです。 電波利用料はオークションを行い、国際水準の適正額にまで引き上げるべきです。 それにより国の歳入増加を図るべきです。
26	NHKと民放127社の2010年度の利用料の総額は約60億円。 同年度のテレビ業界の売上総額は約2兆8157億円。テレビ業界は売上高に対し0.2%しか支払っておりません。 一方で平成23年度の電波利用料の歳入額約745億円のうち、携帯電話会社が80%近く(約590億円)を負担しています。これはユーザーが端末1台ごとに電波利用料として年間200円を支払い負担しています。電波オークションでもなんでも手段はかまいませんが、適正な負担を放送事業者には求めます。 以上、よろしく願いいたします。
27	今、電通(と博報堂)がTV業界を席巻して、独占状態であり、様々な悪影響が出ている。番組の企画を独占して、番組の低年齢化、芸の無い芸人の排出、経流、・・・、日本文化の危機と考えると心配している。 さらに、最近NHKにもその勢力を伸ばして、役員人事まで影響を与えて、経営権を完全に手中に収めている様子。 本来なら、独占禁止法で電通を解体すべきだろうが、それをしないのであれば、放送料金を大幅にあげて、放送事業者の利権を圧縮する方法もある。 特に、電通が宣伝する洗剤は、合成界面活性剤が、人体の健康と環境に重大なダメージを与えている。健康(人体)破壊と環境破壊税を合わせて徴収するのが筋だとも思う。 なお、電通は、TV・新聞のマスコミを支配している為に、これらの合成界面活性剤による健康被害や環境破壊の報道は出ない。 このようにスポンサー企業の反社会事件を表に出さないで、守ってやる事が、企業支配に繋がりが、電通を罷太らせる原因であり、電通のマスコミ支配を無くす事が、電通を正常な姿にすることであり、日本の経済活動を国民に奉仕させる活動へ向かわせる、その為の、緊急課題である。 とにかく、電通の力を削ぐ、放送電波料金政策が必要だろう。 そうしないと、政府よりも強い影響力行使して、日本政治を機能不全に陥れる危険があると、とても心配している。 極論すれば、全てのTV事業者は電通の影響下にあり、まともな報道をしていない。 全部のTV事業者を潰す料金体系を設定して貰いたい。 そうしないと、日本は、まともにならないだろう。

<p>28 電波利用については公共性に鑑み、入札制にすべきである。</p> <p>公共性については下記諸点が配慮されるべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 放送内容が「国民の資質向上により有益である。 2. 事件事故の報道のほか、見て心が和む、励まされる、向上心が生まれるような話題を一定の割合で報道する。 3. 国会等の機関の中継は編集することなく報道する。 4. 海外へ向けて、日本の真実の姿の理解に貢献できる放送に注力する。 5. 他国の放送内容と比較検証した放送白書を発表する。 	<p>33 現在の社会情勢と照らすと、テレビ関係者の収入がかなり多いと思われる。そんな中、本当に中立な監督機関もなく、下らないお笑いタレントを使った番組を制作して垂れ流しています。それらの無駄を無くし、もっと適正な電波利用料に引き上げるべきと感じております。そして、電波の利用に関してはほぼ独占状態で他の入る余地を与えないのは、明らかな独禁法違反ではないでしょうか。</p> <p>電波利用料を引き上げるのは当たり前として、きちんと入札をさせる制度を確立して頂きたいです。それには、大前提として、日本のテレビ局なので、当然外国勢力は排除していただくなくては困ります。日本の不利益になるような「嘘」も平気で放送してしまえば、かなり深刻です。もっと、一般の日本人の意見が反映される仕組みを取り入れなければならないと思います。</p> <p>日本国民はしっかりと見えています。今でさえだんだんとテレビに興味をなくしていますが、このままではテレビそのものの存在意義はなくなるかもしれません。</p> <p>そうなるのが困るならば、独りよがりな考えは捨てて、テレビ業界が真摯に取り組む様にならばと指導を下して欲しい。</p> <p>あと、それに付随して「広告税」の導入もしっかりお願いします。</p> <p>私の働く業界は、現在進行形で人員削減の嵐です。民間の会社はみな必死でやっています。テレビ関係者だけが優遇されているのはおかしいですし、その様なお金があるのであれば、電波利用料を見直し(上げて)日本国内のお金を回した方がよっぽど良いです。</p> <p>以上、宜しくお願いいたします。</p>																					
<p>29 現在の電波使用料は諸外国に比べ極めて安すぎる反面、テレビ局の職員平均給与は、国内の各産業の労働者の平均給与と比べ飛びぬけて高いのが実態です。</p> <p>そのため、報道各局は経営的にゆとりがあり、電波料を相当額上げても問題ないと考えています。電波使用料を国際水準の適正額にまで値上げし、国家の歳入増加を図るべきだと思います。また、外国番組の放送には電波料を割り課金し、もっと国内の番組を保護すべきです。</p>	<p>34 欧米のようにオークション方式にしてください。テレビ局があまりにも安すぎる。既得権益となっている</p>																					
<p>30 NHK 解体を希望いたします。</p> <p>日本のために正しい行いをなさっている政治家の方々に叩いたり韓国や中国の不都合な真実を隠蔽し、よいところだけを報道する NHK があまりにも異常過ぎます。日本人として許せないことですので解体は必須だと思います。</p> <p>また、政治家の活動を正しく伝えているテレビ局があまりないのが実情ですので、新しいテレビ局を設立していただきたいと思っています。</p> <p>日韓トンネルをつくるより一番有益のあることだと思います。</p> <p>「人権擁護法案」「東海表記問題」などを一度もテレビ局で報道されていないこと自体にも大問題です。設立されたら(願望を強く込めていますが、)是非報道して欲しいのです。</p> <p>どうか宜しくお願い致します。</p>	<p>35 平成 23 年度の電波利用料の歳入総額 740. 3 億円のうち携帯電話が支払うのはそのうちの 82% (約 590 億円) のにばかり、テレビ局は携帯電話の 1.4 倍の周波数帯域を使っているのに、テレビ局・ラジオ局は合計で 6% (約 60 億円) 特にならぬ各局は、広告費で莫大な利益をあげています。</p> <p>本来は公共性の高い放送をする義務を負っているはずですが、放送内容には問題が多く、世論のミスリードや、特定国の擁護、日本国民にデモで抗議される放送局もあるほどで、国民に不利益をもたらしていると書えると感じます。</p> <p>私はかつてアマチュア無線基地局を設置、開局しておりましたが、電波は目に見えず、申告せずに違法に発信したりと電波を使用する事もできるのです。</p> <p>しかし、電波は有限な国民共有の資源です。そんな限られた国民の財産をお借りする以上所定の手続きでルールを守る事は当たり前だと思っしています。</p> <p>公共性が高いほど、企業への負担は軽減されるべきですが、現在の民放は、公共性が極めて低く、広告費などの利益が莫大です。</p> <p>本来税収や電波使用料として、納められる莫大な金額は放送局の傘下で消化されてしまっています。税金は国民全員で支払う物です。一部の業界が納税を免れ、利益を上げている事は、国民の財布からその民放の利益分を負担しているようなものです。</p> <p>ルールを守り納税している国民にとっては、不公平感を募る内容です。</p>																					
<p>31 平成23年度電波利用料</p> <table border="1"> <tr> <td>単位百万円</td> <td>電波利用料</td> <td>営業収益</td> </tr> <tr> <td>NHK</td> <td>1867. 2</td> <td>694. 577</td> </tr> <tr> <td>日本テレビ</td> <td>419. 1</td> <td>264. 820</td> </tr> <tr> <td>TBS</td> <td>416. 1</td> <td>208. 581</td> </tr> <tr> <td>フジテレビ</td> <td>388. 1</td> <td>329. 013</td> </tr> <tr> <td>テレビ朝日</td> <td>398. 2</td> <td>205. 235</td> </tr> <tr> <td>テレビ東京</td> <td>387. 3</td> <td>91. 249</td> </tr> </table> <p>NHK (1867.2/694577)*100= 0.268825%</p> <p>日本テレビ (419.1/264820)*100= 0.158258%</p> <p>TBS (416.1/208581)*100= 0.199491%</p> <p>フジテレビ (388.1/329013)*100= 0.117959%</p> <p>テレビ朝日 (398.2/205235)*100= 0.194021%</p> <p>テレビ東京 (387.3/91249)*100= 0.424443%</p> <p>国民全体の財産である電波帯域を、ほとんどタダで使っているNHKは受信料まで取っているなんて…アメリカやイギリス等、外国はもっと徴収しています。</p> <p>日本の放送局も、同じ位徴収してもいいと思いませんか。</p>	単位百万円	電波利用料	営業収益	NHK	1867. 2	694. 577	日本テレビ	419. 1	264. 820	TBS	416. 1	208. 581	フジテレビ	388. 1	329. 013	テレビ朝日	398. 2	205. 235	テレビ東京	387. 3	91. 249	<p>36 現在の電波使用料は諸外国に比べ極めて安すぎると思います。またテレビ局職員平均給与は 1 千万円以上であり日本国内の各産業の労働者の平均給与と比べ飛びぬけて高い水準です。</p> <p>故に各テレビ局は経営的にかなりゆとりがあり電波料を相当額上げても問題ないと思われまます。私は電波オークションを行い電波使用料を国際水準の適正額にまで値上げし、同時にそれによる国家の歳入増加を図るべきだと思います</p> <p>37 電波利用料の歳入について、携帯電話は82%、テレビ・ラジオは6%であり、海外に比べて格段に安いと聞きます。電波は国民共有の財産であります。特に民放は、広告費で莫大な利益があり、その内容も日本国民を不利益な方向にもっていつております。また、電波を違法に発信することもできるとよく言われます。海外を参考にしながら適正な電波利用料を決定し、収入についても税率をかけること、放送内容を正しく監査する機関が必要だと思います。</p> <p>38 電波利用料は、放送局に対する値上げをして頂きたく意見致します。</p> <p>理由1 緊急時に使用する媒体として、携帯電話やインターネットが増加してきていること。視聴者が減っていく中で、使用料据置きや値下げは、単に悪化させるだけだと思います。視聴者が増えているならば、据置きや値下げも理解できます。放送局としての使命をまっとうして頂く為に、使用料を値上げして頂きたいです。</p> <p>理由2 放送局は、広告費がたくさん入っておりますし、NHKは国民からの受信料で成り立っている中で、平均年収は国民からかけ離れた高い給料をもらっていること、これだけの余力が放送局にあるということだと思います。安利用料のままで、放送局の資力が落ち、国民の生命の保護に関する義務が薄れる心配が視聴者としてあります。</p> <p>理由3 日本国民の生命、財産の保護に著しく寄与するはずの放送局が、現在では日本国民の為にならない番組をどんどん作成し、流し続けていること。また、政府見解とは違う放送を行って行っていること。個人が使用し広めるために電波を使用する場合は別ですが、主要放送局は、日本全体を巻き込み、様々な情報を発信するという大きな影響を与えるものだと思います。</p> <p>以上です。どうぞ宜しくお願い致します。</p>
単位百万円	電波利用料	営業収益																				
NHK	1867. 2	694. 577																				
日本テレビ	419. 1	264. 820																				
TBS	416. 1	208. 581																				
フジテレビ	388. 1	329. 013																				
テレビ朝日	398. 2	205. 235																				
テレビ東京	387. 3	91. 249																				
<p>32 なぜ「電波オークション」導入を撤回することになったのでしょうか？</p> <p>欧米のようにオークション方式にして財源にしてください。</p> <p>テレビ局の電波使用料は安すぎます。年間 50 億円くらいでしたっけ？</p> <p>それでテレビ事業は 4 兆円くらいの売上があるのでしょうか？</p> <p>使用料の使い道が 300 億円くらい地デジ対策のために使われているようですが、携帯電話 1 台 200 円の使用料を携帯電話会社から徴収されていて、その総額が大体同じくらいの金額になる筈です。</p> <p>国民から使用料をもらい、それがテレビのために使われ、テレビ事業者は微々たる使用料しか払わなくてもいいというのは納得できません。</p> <p>アメリカはアナログ放送の帯域をオークションに出したら確か 2 兆円くらいになったとかいう記事を見たことがあります。地デジ対策費はそれで間に合うではないですか？</p> <p>第一現在のテレビはロクな放送をしていません。</p> <p>教育上悪いような内容の番組が多いし、報道では偏向、虚偽と思われる放送が多く、報道して欲しいような内容のものは「放送しない自由」で報道されません。</p> <p>オークションを導入する、もしくはテレビの電波使用料金は 10 倍以上上げてほしいです。確かイギリスでは 2500 億円くらいをオークションで財源にして、放送事業料みたいなものを何百億円ももっている筈です。</p> <p>使用料のことはありませんが、地上波テレビ放送は有害と思うことが多いです。</p> <p>《放送法》 第4条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公安及び善良な風俗を害しないこと。 2. 政治的に公平であること。 3. 報道は事実をまげないですること。 4. 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 <p>とありますが、全く守られているとは思えません。</p> <p>BPO が機能しているようにも全然思えません。逆に何か問題が起きたら BPO が「軽い措置」をとり、ガス抜きしているようにしか感じません。</p> <p>「表現の自由」「言論の自由」「放送の自由」ばかりで、何か不都合なことや自社の利益や方針にそぐわないことは「放送しない自由」ばかり行使する。</p> <p>多くの国民がこのようなことを感じていると思います。</p> <p>前回の選任後に再度の安倍政権をずっと望んでおりましたが、それが実現したことをもっと喜んでます。</p> <p>現政権で、電波使用料、放送事業に関する改革を望みます。</p>	<p>39 日本における電波利用料は安すぎます。今日日本国内にあるテレビ局は安易に番組を作りすぎ、面白くない教養のかけらも無い無駄な番組を垂れ流しています。しかも、反日工作の激しい番組ばかり。局の努力もなしに低予算で番組を作り、しかも局内には朝鮮人がはびこり、反日メディアと化しています。番組の視聴率の悪さを反省することもなく、毎日をダラダラ反日番組を垂れ流してスポンサーから収入を得ています。</p> <p>もっとも電波利用料を高くし、局自体の努力無しに反日工作にかけられる局など潰れていかいけません。反日を止め視聴率を取れる番組を作れば収入も増え、電波利用料が高くても潰れる事はないでしょう。局の反省を促し、努力して良い番組を作らせるためにも電波利用料を高額にすべきです。一折多くしても良いと思います。</p> <p>40 TV 局が支払っている使用料と、電話会社の支払っている使用料との差があると認識しております。そこに差のないよう TV 局からもきちんと支払ってもらうべきではないでしょうか。</p> <p>また、NHK の電波塔が SoftBank へと引き渡されたという情報がありますが、NHK の使用しているものは国民の料金から出ている財産です。それを平等に競売にかけるならまだしも、1 社に譲り引き渡されるのは問題のないことなのではないでしょうか。</p> <p>電波を使う様々な競争関係の会社が不利にならないよう、ご配慮お願いいたします。</p>																					
<p>41 テレビ局の電波使用料安すぎると思います。テレビ局が儲かるようなシステムになってませんか？営業収益かなり高いですよ。公共の電波を使用するんだから、もっと高くてもいいと思います。</p> <p>42 コンテンツの単一化、報道に関する見解も横並び。電波利用料を高くすることで国の財政が潤うのであれば欧米以上にとっても良いと思います。今の報道はもう見るに耐えられません。偏向してならまだしもヤラセや嘘が横行しています。</p>	<p>41 テレビ局の電波使用料安すぎると思います。テレビ局が儲かるようなシステムになってませんか？営業収益かなり高いですよ。公共の電波を使用するんだから、もっと高くてもいいと思います。</p> <p>42 コンテンツの単一化、報道に関する見解も横並び。電波利用料を高くすることで国の財政が潤うのであれば欧米以上にとっても良いと思います。今の報道はもう見るに耐えられません。偏向してならまだしもヤラセや嘘が横行しています。</p>																					

43	<p>現在の電波使用料はテレビ局の負担が異様に少なく、携帯電話会社を通じて大部分が国民に転嫁されている由々しき事が繰り返している。</p> <p>また、近年TVにおける偏向報道、報道の自主規制は著しく、TV局は事実ではなく放送局が見せたい、信じ込ませたい情報のみを送り続けるプロパガンダ機関に置かれている。</p> <p>TV局の電波使用料分担割合を大幅に増やし、同時に放送免許制度もオークション制に移行するべきである。</p> <p>なお、近年は民間以上にNHKの偏向、事実歪曲報道が酷く、もはや国営の名を与えるべきではないレベルに陥っている。</p> <p>このような状態が続き、国民に多大な不利益を与えているNHKは、もはや一定額の受信料を受け続けるに値しない。</p> <p>一度国民投票規模で、NHKの放送内容が国営放送として正当であるか？</p> <p>今の受信料を払うべき価値があるのか広く意見を募集してほしい。</p> <p>もしくはNHKの国営放送という立場を取り消し、民営化することを強く求める</p>
44	<p>現在の放送事業は、実態として放送法の第1条の一、三、第4条の二、三、四などが平然と踏みしめられた無法状態である。</p> <p>しかるに行政はこの状態の打開の為の何等の方策も実行していない。</p> <p>その為に国民の利益、所謂、民主国家、国民主権国家に於ける公益、公共の福利はいずれも達成されていない。</p> <p>それ故に、今回の改正に際し、電波料の金額を10倍に値上げし、それを原資として放送内容を監視し、国民の代表により審査する機関を設立すべきである。</p> <p>国民の代表の選定は裁判員や検察審査会と同様で良い。</p> <p>また、その際、放送法違反の捏造報道については、重くこれを罰するシステムも新たに法として成立させるべきである。</p> <p>以上</p>
45	<p>現在、電波使用料を国民がほとんど負担し、テレビ局がわずかに負担していないのは明らかに不公平です。テレビ局が電波使用料全てを負担すべきです。特に最近テレビ局は偏向、反日報道ばかりしているため、国民がはらうのは我慢なりません。電波使用料をオークション制度にするべきだと思います。</p>
46	<p>今、電通 (& 博報堂)がTV業界を席巻して、独占状態であり、様々な悪影響が出ている。</p> <p>番組の企画を独占して、番組の低年齢化、芸の無い芸人の排出、韓流、・・・、日本文化の危機と言えど心配している。</p> <p>さらに、最近ではNHKにもその勢力を伸ばして、役員人事まで影響を与えて、経営件を完全に手中に収めている様子。</p> <p>本来なら、独占禁止法で電通を解体すべきだろうが、それをしないのであれば、放送料金を大幅にあげて、放送業界の利権を圧縮する方法もある。</p> <p>特に、電通が宣伝する洗剤は、合成界面活性剤が、人体の健康と環境に重大なダメージを与えている。</p> <p>健康(人体)破壊と環境破壊を合わせて、特に最近テレビ局は偏向、反日報道ばかりしているため、国民の代表により審査する機関を設立すべきである。特に最近テレビ局は偏向、反日報道ばかりしているため、国民がはらうのは我慢なりません。電波使用料をオークション制度にするべきだと思います。</p> <p>健康(人体)破壊と環境破壊を合わせて、特に最近テレビ局は偏向、反日報道ばかりしているため、国民の代表により審査する機関を設立すべきである。特に最近テレビ局は偏向、反日報道ばかりしているため、国民がはらうのは我慢なりません。電波使用料をオークション制度にするべきだと思います。</p> <p>健康(人体)破壊と環境破壊を合わせて、特に最近テレビ局は偏向、反日報道ばかりしているため、国民の代表により審査する機関を設立すべきである。特に最近テレビ局は偏向、反日報道ばかりしているため、国民がはらうのは我慢なりません。電波使用料をオークション制度にするべきだと思います。</p> <p>健康(人体)破壊と環境破壊を合わせて、特に最近テレビ局は偏向、反日報道ばかりしているため、国民の代表により審査する機関を設立すべきである。特に最近テレビ局は偏向、反日報道ばかりしているため、国民がはらうのは我慢なりません。電波使用料をオークション制度にするべきだと思います。</p>
47	<p>TV局の使用料が安すぎます。</p> <p>ある意味独占してぼろ儲けできてるんですから、その分高い使用料払うべきです</p>
48	<p>日本は電波使用料が安すぎます。</p> <p>日本の放送局は安い料金で不動産業や通販業などを手がけ、宣伝広告で巨額な利益を得ています。</p> <p>使用料の大幅な負担増をお願いします。</p> <p>あとNHKは国営権を廃止してください。</p> <p>国営でありながら、日本国民のための放送をしていません。</p> <p>国民のための放送をしていないのに強制的に料金を徴収されるのは納得いきません。</p> <p>放送免許はオークション制にして下さい。</p>
49	<p>現在の電波使用料は携帯電話会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度です。</p> <p>偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を求めます。</p> <p>また、在日犯罪者を通名で日本人のように報道するNHKの国営権廃止、放送免許のオークション制など厳正化もお願いします。</p> <p>NHKは本当に目に及ぶものがあると思っています。</p> <p>中山成彬議員の動画削除や東日本震災追悼式での諸外国の献花シーンのカット、教育TVの高校講座(朝鮮史)の捏造など、どう考えても日本の国営放送とは思いたい現状です。</p> <p>もう受信料を払う価値も無いと感じます。</p> <p>早急な改善を願っています。</p>
50	<p>偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増額を希望します。現在電波使用料は携帯電話会社を通じて八割を我々が負担しています。TV局は二割程度です。また、偏向報道をして私物化しているNHK民営化、放送免許のオークション制など厳正化を希望します。TV局に電波使用料負担増額を希望します。</p>
51	<p>既存放送局の公益性強化。</p> <p>電波使用料の大幅な値上げを希望します。</p> <p>世論誘導形の放送を禁止すべきです。</p> <p>NHKは、国営放送局にして下さい。</p>
52	<p>携帯電話会社に比べ、テレビ局の電波使用料負担が軽すぎる。そもそも、日本のテレビ局の電波使用料負担は海外に比べて低すぎるので、外国並みの負担に引き上げるべきである。</p>
53	<p>現在の電波使用料は携帯電話会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度です。こんなことはすくは正すべきです。</p> <p>偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。割合を逆にすると、国民負担をなくしてください。</p> <p>また、ついでに偏向報道のNHK民営化、受信料負担廃止。</p> <p>放送免許のオークション制希望。</p> <p>【同意見他1件】</p>
54	<p>現在の電波使用料は携帯電話会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度。こんなことはすくは正すべき。</p> <p>偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。割合を逆にすると、国民負担をなくしてください。</p>

55	<p>現在の電波利用料金は携帯電話が普及する以前の状態を想定しており、携帯電話利用者による費用負担の著しい不利益が発生しています。またテレビ等の通信業者に対しては非常に厚遇されており、費用負担の不公平が著しくなっております。またインターネットの爆発的な拡大に伴い、テレビ等の既存メディアの視聴が大幅に減少しており、逆にインターネットの利用の急拡大により、携帯電話の回線が混雑する状況に至っております。</p> <p>現在の電波料金負担割合、利用効率を考えた場合、テレビ等の利用者が減少している帯域に関しては、利用料金をあげることにより、テレビ局等の再編成を促し、携帯電話各社には帯域を拡げ、利用者の利便性をあげることが必須と考えます。</p> <p>災害発生時の広報に関しては、既存メディアの広報性、速報性がすぐれますが、東日本大震災における携帯電話の役割を考えてみても、安否確認に関しては携帯電話の方がすぐれており、また組織の連絡方式に関してもSNSの存在が広く認識されました。</p> <p>上記を考えてみると、各地方も含めてテレビ等のデジタル化により複数局の存在も不要となり、帯域を有効利用するために、電波のオークション制度の導入が望まれます。またテレビ局に関しては、地上局以外にも、BS、CS等の手段があり、地上波に固執する必要はないと考えます。但し利用者の便益を考慮すれば、現在のNHKに該当する公共的(はなはだ疑問ではあるが)な放送局は必要である。</p> <p>今回はオークション制度の導入のための良い機会であり、是非導入の判断をしてほしいと考えます。</p> <p>以上</p>
56	<p>公平負担が実質不可能なNHK受信料を廃止し、有料放送化するが、政府直轄の無料放送とし、不公平感を解消する。</p> <p>民放を含め、放送内容の国民による審査制度を設定し、内容の適正化を図る。また国益に合わない内容を放送した局の免許を取り消し、運営者を再公募する。</p> <p>パチンコ等、公序良俗に反する企業のCMを放送しない。</p> <p>以上により、国民が納得する使用料負担にして頂きたい。</p>
57	<p>現在の電波使用料は携帯電話会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度です。こんなことはすくは正すべきです。</p> <p>偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。割合を逆にすると、国民負担をなくしてください。</p> <p>また、ついでに偏向報道のNHK民営化、受信料負担廃止。</p> <p>放送免許のオークション制希望</p> <p>【同意見他53件】</p>
58	<p>現在の電波使用料は携帯電話会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度です。</p> <p>偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を求めます。</p> <p>また、ついでに偏向報道のNHK民営化、放送免許のオークション制など厳正化も求めたいです。</p>
59	<p>現存するテレビ局は、既得権益として固定化されている恩恵に胡坐をかいて放送法を逸脱する内容を公共電波に垂れ流し続けていると感じます。番組内容の低俗化や政治的偏向は言うに及ばず、特定の人物や団体にとって都合な事を「報道しない自由」の行使と、反社会的業種のスポンサーの氾濫は目に余るものがあります。下請け孫請けの制作会社の過剰層給ぶりと相反して、放送業界自体の高給は知られた事であり、民間業者の待遇に口を挟むつもりはありませんが、公器でありながら特定勢力の支配の影が及びぶ状態でも民をミソリしている現状です。そのためには、厳しい罰則ならびに高額な電波使用料は必死であると考えます。電波というものは諸外国では安全保障の一部という扱いであり、外国人や特定勢力の影響を受けてはならないのです。我が国も知らず知らずのうちに電波によって国を蝕まれていようと思われ、空恐ろしく感じている次第です。</p> <p>【同意見他3件】</p>
60	<p>現在の電波使用料は携帯電話会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度です。こんなことはすくは正すべきです。</p> <p>偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料の大幅負担増を求めます。割合を逆にすると、国民負担をなくしてください。</p> <p>また、ついでに偏向報道のNHK民営化、受信料負担廃止。放送免許のオークション制希望</p>
61	<p>テレビ局の負担する電波使用料が安すぎると感じます。反日番組しか制作せず、その番組すらも下請けに作らせ、自分達は大したこともせず高い給料だけもらってテレビ局など要りません。電波オークションなどで自由に参加できるようにすると、国益に反する番組制作をするならペナルティーとして電波使用料を上げるなど対策を立ててください。少なくとも国民の負担を減らすようにしてほしいです。</p>
62	<p>現在の電波使用料は携帯電話会社を通じて八割を日本国民が負担しており、TV局は二割程度です。平気で偏向報道を繰り返す反日メディアが二割と許せん。TV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。メディア側がすべて負担し、国民負担をなくしてください。</p> <p>また、ついでに偏向報道の反日NHKの解体、民営化、受信料負担廃止と、電波オークション制の導入、クロスオーナーシップの廃止を求めます。</p> <p>反日メディアの淘汰のために、改善をお願いします。</p>
63	<p>現在の電波使用料の改正</p> <p>携帯電話会社を通じて八割を利用者が負担。しかしTV局は二割程度です</p> <p>そして放送局員の給与は平均よりもかなり上です。</p> <p>父が放送局に勤めていたのでわかります。以前はより良い報道に努めていたのに最近では国民から離脱された偏向報道ばかりです。どこかに配慮した国民をだますことばかりです。視聴率も低下し国民からも見放されたTV局の電波使用料負担増を大幅に求めます。</p> <p>また、隣国より偏向報道のNHK民営化をも求めます。受信料負担廃止。国営だから時間を掛け丁寧に番組作りをしていたのが、最近では手抜きが多いですし、国民が求める正しい報道を歪曲することが多いので、そんな放送局に義務のように支払わなくてはいけい納得ができません。</p> <p>放送免許のオークション制希望</p>
64	<p>現在、TVやラジオの電波を利用して各放送局は、巨大な自ビルを持ち、その社員たちの年収や、番組に携わる者(コメンテーターや芸能人含む)のギャラも、一般サラリーマンや公務員とは比べものにならない高額になっているのが現状です。</p> <p>それだけでなく、公共の電波を利用して「放送法第4条」には違反する、「公正性」に欠ける番組作り、報道を行っています。</p> <p>理解できないのは、なぜか「日本を蔑める」そしてなぜか中国と韓国という、限定された国を上げるような報道が目にとります。</p> <p>これは、NHKにしても同じです。</p> <p>このような状況で、電波利用料を上げる事は必然であり、本来であれば、電波利用を許可すべきではないのではと考えています。</p> <p>電波利用料に加え、放送法違反をした場合の罰則(罰金含む)もきちんと規定して頂きたいです。</p>
65	<p>偏向報道を繰り返すNHKの民営化を希望します。</p> <p>国民に受信料負担をさせるならばNHKの職員は公務員待遇とすべし。</p> <p>放送免許のオークション制希望</p>
66	<p>現在の電波使用料は携帯電話会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度です。激安電波で暴利をむさぼる規制産業・テレビ業界は、自分たちに不利になる激安電波使用料のことは報道せずに既得権益を謳歌しています。</p> <p>TV局に電波使用料大幅負担増を求めます。国民負担をなくしてください。</p> <p>また、偏向報道のNHK改革で受信料負担を廃止してください。</p> <p>受信料制度は、テレビ普及を旨とした放送法制定当時の遺物で、現在の社会情勢にそぐわなくなっています。</p> <p>NHKは受信料をもらいながら、好き勝手に偏向報道を繰り返し、反日国家の中国・北朝鮮の扇を持つ番組ばかりを通して、日本の国益になる情報など流しません。</p> <p>良識ある国民からは、とっくに足はなされてます。</p> <p>放送免許のオークション制も希望いたします！</p>
67	<p>現在の電波使用料は携帯電話会社を通じて八割を私達日本人が負担しており、TV局は二割程度です。こんな事はすくは正すべきです。</p> <p>偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。</p> <p>割合を逆にすると、国民負担をなくして下さい。</p> <p>そして、偏向報道のNHK民営化、受信料負担廃止を切望します。</p> <p>放送免許のオークション制希望します。</p>

68	電波使用料金が諸外国と比べ異常に安いということを最近知りました。あんなに収入のある企業が、国民の財産を使いながら優遇され低料金であるのは納得いきません。 収入に見合った使用料金を支払うべきです。 最近の偏向報道、ステマ流し、偏ったコメントターの発言などを見たり聞いたりしていると、どこの国民の財産を使わせてもらっているのかと不信感でいっぱいになります。 テレビマスコミへの変な優遇はやめましょう。 莫大な収入に見合った金額を請求しましょう。 電波使用料はアメリカ、イギリスなど先進国並みに正当な料金を支払ってほしいです、国民としては、マスコミの横暴を許さないで下さい。
69	現在の電波使用料は携帯会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度です。こんなことはすぐ是正すべきです。偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。割合を逆にするか、国民負担をなくしてください。また、偏向報道のNHK民営化、受信料負担増を希望します。放送免許のオークション制希望!
70	現在の利用料は安すぎる。公共の電波を悪用して、反日売国捏造報道が蔓延し、プロパガンダ放送が日常化、また特定企業や商品の宣伝にも使用されている。悪質な謝罪などへのペナルティも、「注意」レベルに留まっており、同じ事が何度も繰り返されている。現状を打破する為にも、まずは欧米並みの利用料にすべきであると考え
71	現在の電波使用料は携帯会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度です。 こんなことはすぐ是正すべきです。 偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。 割合を逆にするか、国民負担をなくしてください。 また、ついでに偏向報道のNHKは受信料廃止してほしい。 嘘ばかりだから全然見てないのにお金払うなんて納得いかないです。
72	現在の電波使用料は携帯会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度です。 こんなことはすぐ是正すべきです。 偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。 割合を逆にするか、国民負担をなくしてください。 ・NHK解体について 偏向報道のNHKを完全民営化にしてください。 反日ドキュメンタリーを海外に売り出しているような公共放送は日本にありません。 子会社をたくさん抱えて収益もあるので受信料負担廃止。 ・日本国の尊厳をまもる国営放送を新しくつくりたい。 放送免許のオークション制希望
73	チャンネル数が増えた割に偏向された特定アジアよりの番組が多すぎる。特に何かにつけて韓国を絡めて放送するやり方にはうんざりです。洗脳?、このような報道を続ける放送局に世界でもまれにみる心安電波利用料とかあり得ないではないでしょうか。TV業界こそ規制緩和が必要、とにかく普通の、当たり前の、収入に見合うだけの、使用料にすべきです。
74	現在の電波使用料は携帯会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度です。こんなことはすぐ是正すべきです。 偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。割合を逆にするか、国民負担をなくしてください。 また、ついでに偏向報道のNHK民営化、受信料負担廃止。 放送免許のオークション制導入を希望します。 現在のTV報道にはうんざりしています。「災害時に役立つ」と主張すれば国民が納得すると思っているようですが、普段の放送で言いがかりを垂れ流しているTVが緊急時にだけきちんとした情報を報じるとは思えません。私はどのTVも全く信用していません。一番の電気の無駄遣いです。全局停波しても全く困りません。
75	電波は我々国民の財産であるにも関わらず、TV局に電波使用料が不当ともいえるくらい安すぎる。しかも嘘、捏造、報道しない自由など、あまりにもひどい。 放送免許もオークション制にするなどして、電波の公正な利用につながるようになることを希望します
76	現在の電波使用料は携帯会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度です。こんなことはすぐ是正すべきです。 偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。割合を逆にするか、国民負担をなくしてください。 おかしな制度だらけです。早急に改善して下さい。
77	●現在の電波使用料は携帯会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度です。こんなことはすぐ是正すべきです。 ●偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。割合を逆にするか、国民負担をなくしてください。 また、ついでに偏向報道のNHK民営化、受信料負担廃止。 放送免許のオークション制希望
78	NHKは韓国に買収されており、放送法違反です。 反日の意図がはっきり分かる、日本を貶め日本人を洗脳している売国放送局です。 公的援助を廃止、解散させて下さい。
79	電波オークション制導入でテレビ局の負担増をお願いします。日本国民にとっても大変貴重な電波。今のテレビ局は副業で大もうけし、貴重な電波を格安の金額で使用している。特に二コ動のようなネットテレビと大手テレビ局の電波利用料が同じくらいというのは信じられない。国民負担を少なくし、欧米並みの電波オークション制導入を希望します。テレビ局の外国資本のチェック体制も同時に見直すべき。
80	現存するテレビ局は、既得権益として固定化されている恩恵に胡坐をかいて放送法を逸脱する内容を公共電波に垂れ流し続けていると感じます。番組内容の低俗化や政治的偏向に言うに及ばず、特定の人や国にとっく都合な事を「報道しない自由」の行使と、反社会的業種のスポンサーの氾濫は目に余るものがあります。下請け孫請けの制作会社の過剰報酬ふりつと相反して、放送業界全体の高給は知られた事でもあります。民間業者の待遇に口を挟むつもりはありませんが、公器でありながら特定勢力の支配の影が及ぶ状態で国民をミスリードしている現状を正すためには、厳しい罰則ならびに高額な電波利用料は必然であると考えます。電波というものは諸外国では安全保障の一部という扱いであり、外国人や特定勢力の影響を受けたりはなりません。
81	現在の電波利用料金は携帯電話が普及する以前の状態を想定しており、携帯電話利用者には費用負担の著しい不利益が発生しています。またテレビ等の通信事業者に対しては非常に厚遇されており、費用負担の不公平が著しくなっております。またインターネットの爆発的な拡大に伴い、テレビ等の既存メディアの視聴者が大幅に減少しており、逆にインターネットの利用の急拡大により、携帯電話の回線が混雑する状況に至っております。現在の電波料金の負担割合、利用効率を再考した場合、テレビ等の利用者が減少している帯域に関しては、利用料金をあげることであり、テレビ局等の再編成を促し、携帯電話各社には帯域を広く、利用者の利便性をあげることが必要と考えます。 災害発生時の広報に関しては、既存メディアの広報性、速報性がすぐれますが、東日本震災における携帯電話の役割を考えても、安否確認に関しては携帯電話の方がすぐれており、また組織の連絡方式に関してはSNSの存在が広く認識されました。 上記を考えても、各地方も含めてテレビ等のデジタル化により複数局の存在も不要となり、帯域を有効利用するためにも、電波のオークション制度の導入が望まれます。またテレビ局に関しては、地上局以外にも、BS、CS等の手段があり、地上波に固執する必要はないと考えます。但し利用者の便益を考慮すれば、現在のNHKに該当する公共的(はなはだ疑問ではあるが)放送局は必要である。 今回はオークション制度の導入のための良い機会であり、是非導入の判断をしてほしいと考えます。 【同意見他3件】

82	本当はきちんと住所も名前もさらして意見をしたいのですが、昨今物騒な勢力の存在を知ったものだから匿名で失礼します。 NHK・・・昔はきちんと機能していた記憶もありますが、現在はどうでしょう。海外で暮らしておられる方々のお話では、まるで中韓のみの放送局のようであるそうです。 必要以上に中韓を持ち上げ、日本はまるで駄目であるかのような印象操作をしているNHK・・・日本の国営放送。そい言う、国営放送ではないとのお返事が返ってきますが、外国の方にそんなやこしいお話が通じるわけがありません。NHKの戯言です。 日本人からは強制的にお金を搾り取り、海外で垂れ流す中韓のプロパガンダ。 どうかお願いです、日本人の手による日本の為の国営放送局を新たに作りください。 日本の為にならないNHKなんて要りません。 他の放送局にしてもそうです。ここはどこかの国?と言いたくなるような放送内容・・・うんざりしています。 ですがこちらに関しては、公共の放送をしなければならぬ組織であるにもかかわらず、タレントの使用権のようなものを保持していることに問題があると思われ。自分たちに利益のあるタレントたちを必要以上に押し行為、いわゆるごり押し、ステマの原因であるのは間違いない。一部タレントを押し行為を止めさせるように、TV局にはそういう行為ができないように規制をかけるべきです。 マスコミ相手ですので、政治家の方々などはあることこのこと叩かれてしまうのでなかなか踏み込めない部分だとは思いますが、 ですが、今はネットもあります。 真実はマスコミによってのみもたらされるものではなくったのです。 そして真実を知っている者の中で、反対するような輩はいないと信じてお答えはあります。 是非、抜本的な改革をお願いします。
83	現在の電波使用料は携帯会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度です。私たちはTVをほとんど必要としておりませんが、負担割合を逆転させるべきと思います。国民負担ゼロでもいいくらいです。偏向報道まみれの民法は一つ二つふれてもいいです。中韓露の報道を繰り返すNHKについてはスキャンダル放送にして、望まない人から受信料を強奪するのをやめさせてください。放送免許のオークション制導入もお願いします。 毎日毎日くだらないこの上のない放送を続けるTV局の関係者が、懸命に働く者たちよりも高給待遇を受けているやがるのも許せません。 TVなんか要らない。
84	虚偽の報道すれば、電波利用の権利を失うのは当然である。事実を知るのは国民の権利である。事実を報道するTVのみが電波を使う権利がある。国民から強制的に金をとっているNHKは虚偽の報道や国民自衛隊のために金を使う権利はない。国民の名誉と命を奪った暴虐に対し、謝罪と賠償を済ませてから、NHKは解体しなければならぬ。NHKは詳細な会計報告を国民の前にする義務がある。民放も間接的に国民の金で運営されています。CMに使われる金はすべて商品に含まれています。国民を盲流するような番組を国民に買わせた商品から得た利益で放送するのは、暴行団が庶民から巻き上げた金で武器を買って、その武器で庶民を脅して金を巻き上げるという循環とどこが違うのか、NHKも民放も一切必要ありません。国民が切実に必要としていた放送に電波を割り当てるべきです。チャンネル稼やchannelAJERなどは有料でも見たい情報を提供してくれています。電波は国民共有の財産です。私物化は許されません。国民の願いに耳を傾けてください。
85	日本のテレビ局の電波利用料は安すぎるので、世界と同じGDP比ほどの値段にしてもよいと思います。それと、各局とも関連企業も含めて自社広告が多すぎます。どの局がどのくらい自社広告をしているかの統計をとって、広告税を課するなり、電波利用料に上乗せして、自社広告を減らすべきです。
86	現在の電波使用料は携帯会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度です。こんなことはすぐ是正すべきです。 放送免許のオークション制希望 偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。割合を逆にするか、国民負担をなくしてください。
87	NHKは国会中継、ニュース(偏向した解説は要らない)、天気予報のみで良い。我が国の立場を主張する国際放送をNHKにさせるべき。 渋谷の放送センターの中にある中国のCCTVの日本支店は追い出せ。共産党独裁国の国営放送の支社が民主主義国である我が国の公営放送であるNHKの中にあるのは大問題。娯楽番組は民営化。
88	電波は公共の財産でありながら、他国と比較して非常に低価格で既存メディアに割り当てられており、電波を利用することによる対面としては不当に廉価であると考えます。 日本のGDP等の経済水準から考え、現在の10倍でもまだ安いのではないのでしょうか。 是非、オークションシステムを導入し、既存メディアに限らず広く利用を促進する施策を行うべきと考えます。 そのほうが、電波利用が活性化され、既得権益にかいたような既存メディアの姿勢も公共財を利用させてもらっているという考えに変わるのではないのでしょうか。
89	電波使用料について、現在の使用料は海外メディアと比較しても安すぎます。グローバル好きなテレビメディアは海外メディア並の使用料を支払うべきです。反日・煽情報道ばかりしているテレビは暴利を稼ぎ過ぎです。適正な電波使金額に見直しをお願いします。
90	●現在の電波使用料は携帯会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度です。こんなことはすぐ是正すべきです。 ●偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。割合を逆にするか、国民負担をなくしてください。 また、ついでに偏向報道のNHK民営化、受信料負担廃止。 放送免許のオークション制希望
91	電波使用料を値上げしてください。テレビだけ安い使用料で優遇されているのはおかしいと思えます。海外並みの適正な使用料に改正を希望します。
92	電波の利用料について、料金を大幅に値上げる方向で考えていただきたいです。 消費税をあげなければならぬほどに、今の日本は余裕がありません、値上げできれば税金として国の収入になりますよね。 テレビ局が困ると言う事は、経営状態から見てもなさそうなので、第一段階として今の10倍くらいにしたらえららと思えます。
93	偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。割合を逆にするか、国民負担をなくしてください。 また、ついでに偏向報道のNHK民営化、受信料負担増。 放送免許のオークション制希望 【同意見他2件】
94	テレビ局は電波利用料をもっと払うべき。
95	現在の電波使用料は携帯会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度です。こんなことはすぐ是正すべきです。 偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。割合を逆にするか、国民負担をなくしてください。 また、ついでに偏向報道のNHK完全国有化、受信料負担増。 放送免許のオークション制希望
96	電波利用料はもっと高くいいと思います。今は安すぎる。放送局を無駄に優遇するのは国民として納得がいけないです。日本の国益を毀損するような放送内容が多すぎる。

97	電波料八割を国民が負担はおかしな話です。偏向報道が目にあまるテレビ局に負担させるべきです。テレビ局を甘やかさないでください。 あとNHKの民放化を強く希望します。	114	そもそも一般の日本人が「電波利用料」をどれくらい知っていますか？でも国民的議論をふまえて、というのは無理です。マスコミがそのことを取り上げる訳がありませんから。見直しするのが当たり前です。見直しかけるには何が必要なのですか？
98	日本のマスコミが酷い！真実を放送しないマスコミ不要！ 罰金制度などもお願いしたいです。 沖縄はもっと酷いみたいでなんとかして下さい。。	115	安い電波料で優遇されているテレビ局が、国益にならない偏向報道が行っていることに怒ります。諸外国の電波利用料を参考にし、電波利用料ををを引き上げようお願いします。または、これ以上、先に申し上げた通り、偏向報道を繰り返すようであれば免許停止にしていなければいけませんか？
99	放送法を無視し偏向報道を繰り返す全国各地で抗議デモが行われているマスコミ各社の電波利用料は安すぎます。放送法を改善し、NHK(株)化、番組審議会(株)の問題もありますのでこれ以上テレビ局の暴走を許さないようにしてください。	116	現在の電波利用料は安すぎます。 テレビ局は広く国民に影響を与えます。テレビでの宣伝効果は絶大で、テレビの影響力と集金力を考えると現在の電波利用料はあまりにも安過ぎ、不公平です。 放送電波は民放であっても国民の大切なインフラです。 一部の人間だけが、安い電波料で莫大な収益を上げている現状はおかしいと思います。
100	現在の電波使用料は、使用者が8割を負担し、放送局は2割程度。 そのくせ、年間所得は1000万以上。 仕事内容は、反日、捏造、支那大好き、朝鮮大好き、 どこの国の放送局かと思う内容です。 しかも、公共放送のNHKなどもまるっきり反日売国。 我が国日本を愛する人間が見られる放送内容なぞ、どこにもない。 自国を愛し愛う国民が見たい内容なぞ、どこにもない。 捏造しても、知らん顔。 反日しても、知らん顔。 抗議しても、知らん顔。 デモしても、知らん顔。 そのくせ、受信料は強制徴収。 引っ越したら、即、取り立てる。 こんな放送局はいらない。 NHKは解体せよ。 せめて民営化するからスクランブル化せよ。 だいたい公共放送に外国人も、しかも反日バババの朝鮮人がいるなんて、日本国以外にそんな公共放送はない！！！！ 放送免許をオークションにしてもいい。 捏造報道には一日放送停止にしてもいい。 なんらかの厳罰化がない限り、我が国の報道はどんどんシナチオン化していき！！！！ NHKなんぞに何千億も使うくらいなら、国防に使え！！！！ 税金ももたないだろ！！！！ あんな放送局、潰れてしまえ！！！！	117	平成23年度の電波利用料の歳入総額740.3億円のうち、携帯電話会社が82% (約590億円)を支払っている。テレビ局は携帯電話の1.4倍の周波数帯域を使っているにも関わらず、テレビ局・ラジオ局合わせてわずか6% (約60億円)しか支払っていない。しかも民放各局は広告費で莫大な利益をあげている。 テレビ局は本来、公共性の高い放送をする責務を負っているはずが、放送内容には問題が多く、世論のミスリードや特定国の擁護などの偏向報道が頻繁にある。日本国民にデモで抗議される放送局もあり、国民に不利益をもたらしている。 電波は有限な国民共有の資源。限られた国民の財産を利用する以上、所定の手続きでルールを守る事は当たり前前の責務である。 公共性が高いほど、企業への負担は軽減されるべきだが現在の民放は公共性が極めて低く、広告費などでの利益が莫大。テレビ局の収入は、本来税金や電波使用料として納められるべきだが、放送局の傘下で消化されてしまっている。 一部の業界が納税を免れ、利益を上げている事は、許されない。 よって、諸外国の例を参考に適正な電波使用料を決定し、収入に対してもしかるべき税率を掛け、放送内容を監査する公共機関の設立を求める。
101	韓国への偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を求めたいです。 在日犯罪者を通名で日本人のように報道するNHKの改善、または国営権廃止。放送免許のオークション制の厳正化。 震災慰霊祭より韓、国大統領の就任式の方を長く放映するNHKはおかしいと思います。	118	携帯電話会社が全体の82%近い552億円を支払っていますが、日本中のテレビ・ラジオ局合わせてもその10分の1に過ぎない54億円です。テレビ局の売上と比較すれば明らかに電波使用量は安すぎたと思います。少なくとも現在の10倍は支払ってもよいのではないのでしょうか？ 税収も増えて良いと思います。
102	私は年収150万未満の年金生活者ですが、NHK受信料(衛星契約含)は必ず払っています。ですが天気予報以外殆ど見ていません。 あまりにお粗末で程度の低い番組ばかりだからです。なのに職員員の平均給与は1700万とか。到底許すことのできない額です。こんなに高給を払えるのですから、今すぐ電波利用料を8割に上げるべきです。しれっと通名で報道する姿勢も憤慨ものです。どこの国の放送局か？と言いたくなります。	119	娯楽音楽番組などに唐突に現政権批判の政治的発言は、番組に似合わないもの番組ディレクターからの差し金発言と明らかに分かる。とても不愉快な思いをすることがある。電波は広く公開して、入札により高い税金を納める会社に免許を与えるべきだ。この娯楽音楽番組の視聴者は、自分のように出演している音楽家が好きで聞いているのに、彼の経歴からして現政権批判の政治的発言は異様だ。政治に詳しくない人は、彼の発言だからと簡単に洗脳されそうで怖い。その反体制の親玉がNHKだ。まるで韓国が支那の代弁者であり、日本に仇なすもの。 国内化して監視することを求める。さなければ完全に民営化して欲しい。 内容は知らないが、マスコミは総じて大陸と韓半島の支配下にあるか分かりませんがとても不愉快。何処の国のマスコミかと首を傾げております。
103	日本のテレビ局の電波料は、不当に安すぎると思います。 どうしてこんなに安いのか知りませんが、諸外国の電波料も参考に適正価格にすべきだと思います。	120	・平成23年度の電波利用料の歳入総額740.3億円のうち、携帯電話会社が82% (約590億円)を支払っている。テレビ局は携帯電話の1.4倍の周波数帯域を使っているにも関わらず、テレビ局・ラジオ局合わせてわずか6% (約60億円)しか支払っていない。しかも民放各局は広告費で莫大な利益をあげている。 ・テレビ局は本来、公共性の高い放送をする責務を負っているはずが、放送内容には問題が多く、世論のミスリードや特定国の擁護などの偏向報道が頻繁にある。日本国民にデモで抗議される放送局もあり、国民に不利益をもたらしていると言える。 ・電波は有限な国民共有の資源。限られた国民の財産を利用する以上、所定の手続きでルールを守る事は当たり前前の責務である。 ・公共性が高いほど、企業への負担は軽減されるべきだが現在の民放は公共性が極めて低く、広告費などでの利益が莫大。テレビ局の収入は、本来税金や電波使用料として納められるべきだが、放送局の傘下で消化されてしまっている。一部の業界が納税を免れ、利益を上げている事は、許されない。 よって、諸外国の例を参考に適正な電波使用料を決定し、収入に対してもしかるべき税率を掛け、放送内容を監査する公共機関の設立を求める。 【同意見他6件】
104	偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。割合を逆にするか、国民負担をなくしてください。 また、ついでに偏向報道のNHK民営化、受信料負担廃止。 放送免許のオークション制希望 NHK給料高すぎです。	121	絶対に見直しをすべきです。 テレビ局に今の100倍〜1000倍程度の使用量を負担させたいと思います。
105	テレビ局の電波使用料の大幅な負担を望みます。またNHKなどは、解体したほうが良い。偏向報道が酷すぎます。国益を著しく損なっています。民放テレビも偏向、捏造、公序良俗に反した番組が多すぎます。公共の電波を使用している自覚をさせるため、政府の指導もしていくべき。	122	現在の電波使用料は携帯電話会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度です。偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を求めたいです。また、偏向報道のNHK民営化、放送免許のオークション制など厳正化も求めます。
106	現在の電波使用料は安すぎです。もっともっと高くするべきです。 よろしくお願います。	123	テレビ局の電波利用料は安すぎると思います。 是非、大幅な値上げをして頂くか、欧米のように、自由競争のオークションで選ぶようにして下さい。
107	NHK、民放キー局が国に納める電波利用料は、その売上に比べても少なすぎます。 また、電波利用のオークション制を導入している先進国と比較しても非常に少ない額の利用料です。 さらに公共財である電波を使いながら、国益を損なうような偏向した放送を行うことまであり、一体どこの国の放送局なのか、と首を傾げるばかりです。 他先進国と同様程度までの利用料の引き上げ、またオークション制も併せていち早く導入すべきかと考えます。	124	また、現在NHKをはじめ、ほとんどのテレビ局は、真実を捻じ曲げた偏向報道を平然としています。NHK「ジャン・デビュー」のオープニングのような、サブリミナル効果と疑われるような悪質なものが見つかった場合、放送免許の停止も実施するようお願い致します。
108	現在の放送料は、視聴者が8割負担、放送局が2割負担、これで放送局員の年間所得は2000万円近い。NHKの平均所得は1780万円です。 これが、普通ですか？ 当たり前ですか？ 全職員の給与を合わせて、海上保安庁の予算より多いですか？ しかも、内容が捏造と反日、ですよ？ 日本という国の放送でありながら、日本が嫌い、日本が悪い、日本の為の内容じゃない、捏造しても日本を貶める。歪曲しても日本を悪者にする、正しいことは隠ぺいする。動画だって削除する。討論では都合の悪いことは一切放送しない、どんなに説明しても、すべて削除、視聴者が抗議しても、何一つ対処しない、すべて支那のため、すべて朝鮮のため、そのためなら日本から税金を取り、タダでシナチオンに見せ、海外で反日放送を流し、捏造を事実にしてようと全力を注ぐ。 これが公共放送？ どうして税金をいれるの？ そんな必要がどこにあるの？ 一日も早く潰してほしい。 一日も早く解体してほしい。 NHKなんてプロパガンダ組織だ。 そんなものは我が国日本にはいらない。 テレビなんて見たら馬鹿になる。 我が国の放送局は、見る価値が一切ない。	125	日本テレビ局の電波使用料は、外国に比べて恐ろしいほど安いです。 ほとんどが儲けであり、そのお金を使って国民を洗脳する偏向・反日報道を行っており、私たち視聴者ももう我々の境界です。 せめてアメリカ並みに引き上げて下さい。 お願いいたします。
109	電波料金の見直しについてメールいたします。テレビは安い電波料で偏向放送をしており、最近では目に余るくらいです。もっと高くしていただきたいです。よろしくお願いたします	126	電波利用料云々よりも反日報道や捏造報道をどうにかしてほしい 民放全て それとNHKがひどい 電波利用料はガンガンあげて既得権益を壊してください また外国の工作機関に乗っ取られないように工夫してほしい いまだにテレビなんか見てる人が可哀そうでならない コンテルンやCIAに利用されないようにして！！！！ 電波は国民の財産であるはず
110	・平成23年度の電波利用料の歳入総額740.3億円のうち、携帯電話会社が82% (約590億円)を支払っている。テレビ局は携帯電話の1.4倍の周波数帯域を使っているにも関わらず、テレビ局・ラジオ局合わせてわずか6% (約60億円)しか支払っていない。しかも民放各局は広告費で莫大な利益をあげている。 ・テレビ局は本来、公共性の高い放送をする責務を負っているはずが、放送内容には問題が多く、世論のミスリードや特定国の擁護などの偏向報道が頻繁にある。日本国民にデモで抗議される放送局もあり、国民に不利益をもたらしていると言える。 ・電波は有限な国民共有の資源。限られた国民の財産を利用する以上、所定の手続きでルールを守る事は当たり前前の責務である。 ・公共性が高いほど、企業への負担は軽減されるべきだが現在の民放は公共性が極めて低く、広告費などでの利益が莫大。テレビ局の収入は、本来税金や電波使用料として納められるべきだが、放送局の傘下で消化されてしまっている。 一部の業界が納税を免れ、利益を上げている事は、許されない。 よって、諸外国の例を参考に適正な電波使用料を決定し、収入に対してもしかるべき税率を掛け、放送内容を監査する公共機関の設立を求める。 【同意見他1件】	127	テレビ、ラジオ放送局の電波使用料が諸外国に比べ異常に安いことを最近知りました。本来こうしたマスコミは公共性の高い内容を放送する責務を負っているはずですが、現在の放送は見聞きするものも嫌になるほどの偏向報道、偏向番組が多いです。公共性も薄く、更に広告で莫大な収入を得ている企業が、国民の財産である電波を使用するのにも必要以上の優遇を受けていることに国民は怒りを感じています。 中には、偏向報道が頻繁にあり、国民から偏向報道をやめようというデモをおこされた放送局もあります。莫大な収入のある企業であるならば、それに見合った使用料を支払うべきです。 諸外国の例を参考に適正な使用料を定め、報道しない自由を掲げて自分達には都合の悪いことは報道しない特権意識の高い放送局の態度を正してください。
111	各報道機関の電波使用料を諸外国と同等にしてください。日本の報道関係は不当に保護され過ぎていると思いません	128	莫大な利益をあげているTV局が2割程度しか負担していないのはおかしいと思います。電波利用料は、テレビ局が負担すべきです。
112	偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を求めます 偏向報道のNHK民営化、放送免許のオークション制など厳正化してください。	129	1)現状は放送局の負担が余りに少なすぎると思います。 2)放送免許のオークション制を導入してください。 3)偏向報道やサブリミナル効果を普通に行っている状態を改善してください。 4)外国人の株保有割合の規定を厳密に調査し、違反は処罰してください。 5)NHKは公共放送とはいえない状況なので民営化してください。 6)外国人社員を番組制作を制限してください。 7)番組制作者の氏名を公表するよう義務づけください。 8)苦情などについて、質問内容と返答を公開義務付けてください。 9)CMの内容を倫理的にもっと厳格にしてください。
113	テレビ局は、公共性の高い放送をする責務を負っているはずが、現在のテレビ局はNHKを含めて、放送内容には問題が多く、世論のミスリードや特定国の擁護などの偏向報道が頻繁にある。日本国民にデモで抗議される放送局もあり、国民に不利益をもたらしている。 こんなテレビ局に不当に安い電波料で放送させるなど、日本国民の利益の侵害にしかならない。せめて英国なみの電波料を課すべきである。		

<p>161 現在の電波使用料は携帯会社を通じて8割を国民が負担しており、TV局は2割程度です。偏向報道を繰り返し、国民に正しい情報を伝えないTV局が安価な電波使用料しか負担していないのは納得できません。こんなことは正す必要があります。TV局の大幅な負担増を求めます。割合を逆にすれば、国民負担をなくして下さい。また、偏向報道が著しいNHKの民営化及び、受信料の負担廃止を希望します。更に、放送免許のオークション制も導入して下さい。</p>	<p>174 マスコミへの電波利用料は公共性のあるものに近いのて安くしてあることですが、本当ですか？本当であるなら、マスコミが本当に公共性のある放送をしてから電波を使用させてください。NHKですら、偏った見解の放送や、誤解を生じさせる内容、民意を捏造し誘導するような内容が多くなったと日々感じています。一般人へ多大なる影響を与える大手メディアですので、利用条件として厳しい審査をしてください。</p>
<p>162 VHF/UHF 商業放送事業者(受信料収入を上げる協会を含む)が特定の周波数帯域を長期継続的に占有していること、商業的な収益に利用していることを考えると、この種の事業者には禁止的制約的な電波使用料金を課税するのが妥当であると考えます。現状の負担額は、きわめて少く名目的(トーン)であると考えます。事業者全体で、2兆円くらいを負担してもらうのが妥当だと考えます。それでは商業放送が成り立たないという主張があった場合、周波数帯域を空けてもらう方向でお願いします</p>	<p>175 偏向報道を繰り返すテレビ局に電波使用料負担増を求めます。割合を逆にすれば、国民負担をなくして下さい。また、ついでに偏向報道のNHK民営化、受信料負担廃止。放送免許のオークション制希望</p>
<p>163 テレビ局の電波利用料は安すぎる。売りに上げる相当の税金を徴収すべき</p>	<p>176 現在の電波使用料は携帯会社を通じて8割を我々が負担しており、TV局は2割程度です。こんなことは正す必要があります。偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。割合を逆にすれば、国民負担をなくして下さい。また、ついでに偏向報道のNHK民営化、受信料負担廃止。放送免許のオークション制希望</p>
<p>164 ・平成23年度の電波利用料の歳入総額740.3億円のうち、携帯電話会社が82%(約590億円)を支払っています。テレビ局は携帯電話の1.4倍の周波数帯域を使っているにも関わらず、テレビ局・ラジオ局合わせてわずか6%(約60億円)しか支払っていません。しかも民放各局は広告費で莫大な利益をあげています。テレビ局は本来、公共性の高い放送をする責務を負っているはずが、放送内容には問題が多く、世論のミスリードや特定国の擁護などの偏向報道が頻発にあります。日本国民にデモで抗議される放送局もあり、国民に不利益をもたらしていると言えます。電波は有限な国民共有の資源です。限られた国民の財産を利用する以上、所定の手続きでルールを守る事は当たり前の責務です。・公共性が高いほど、企業への負担は軽減されるべきなのですが、現在の民放は公共性が極めて低く、広告費などの利益が莫大です。テレビ局の収入は、本来税金や電波使用料として納められるべきなのですが、放送局の傘下で消化されてしまっています。一部の業界が納税を免れ、利益を上げている事は、許されません。よって、諸外国の例を参考に適正な電波使用料を決定し、収入に対してもしかるべき税率を掛け、放送内容を監査する公共機関の設立を求めます。</p>	<p>177 現在の電波使用料は携帯会社を通じて国民が8割負担、それに対し、放送法違反を繰り返し偏向報道が多いテレビ局は2割程度です。これは絶対に正すべきです。連日のデモが示すとおり、日本国民のマスコミ不信は止まる所を知りません。印象操作と世論誘導、反日的な番組制作しかないのですから、そのようなマスコミが国民の信頼を得られる筈もなく、ゆえにテレビ局に大幅な電波使用料負担増を求め、国民負担を無くすべきだと考えるのは当然であり、日本国民の怒りもまた当然です。電波使用料のみならず、偏向報道を繰り返し、反日プロパガンダ番組を制作してそれを海外に垂れ流す悪行に動もNHKの民営化、受信料負担廃止、放送免許のオークション制希望します</p>
<p>165 フジテレビの横領？問題で年収2400万円というのが気になりました。大企業だし年収が多いのはいいとしても、公共性の高い情報が昨今多く見られるのはめづりごとく感じます。風の噂ですが、電波使用量が安いから調子に乗っているという話も聞きます。是非とも適切な処置をお願いします。</p>	<p>178 偏向報道を繰り返すTV局の電波使用料が携帯会社を通じて8割を国民が負担していることを知りました。是正を要求いたします。NHKにいたっては、国民から強制的に受信料を徴収しているにも関わらず、偏向報道や洗脳番組多すぎます。NHK民営化、受信料負担廃止及び放送免許のオークション制を希望いたします。</p>
<p>166 8割を携帯が負担し、テレビは安すぎるという話をよく聞きます。テレビ局の職員は、一般社員等と比べて驚くほどの高給取りだということもよく聞きます。そこでテレビ局を優遇する必要があるのでしょうか？番組の内容も公共性が高いものも多く、私企業として経営努力をしようという見えず、嫌なら視るなどというような傲慢な発言も耳にします。電波は国民の財産です。テレビ局だけを優遇する明確な理由など存在しない昨今、時代遅れの施策は早急に改めてもらいたいと考えます。</p>	<p>179 ぜひ電波使用料の見直しをして頂きたいです。今の電波使用料の内訳では8割が携帯電話からということ放送局が不当に安い電波使用料で利益を得ていると思います。広告費などで莫大な利益が出ているにも関わらずその使用料が安すぎます。公益性を考慮して安くしているならば今の放送局はその公益性をはたしているでしょう。日本の放送局なら日本の国益にかなう放送をするべきなのに、国益を害する偏向報道を繰り返す真実を報道しない、「報道しない権利」まで使っているのです。この問題は根深いと思います。デモをかけられている放送局もありそれとも知らずです。広告の規制もズルズル甘くなって以前はあり得なかった「チンコのCMも午前中から見せられ大変不愉快です。日本人を愚弄した某携帯電話会社のCMには我慢の限界です。電波は国民の財産であると思います。その国民の財産を利用するからには国民の益になる放送をするのは義務であると思います。それが出来ない放送局は免許剥奪すべきです。すみやかに電波使用料を見直し対価に見合う金額を要求してほしいものです。</p>
<p>167 テレビ局は本来、公共性の高い放送をする責務を負っているはずが、放送内容には問題が多く、世論のミスリードや特定国の擁護などの偏向報道が頻発にあります。日本国民にデモで抗議される放送局もあり、国民に不利益をもたらしている。現在の民放は公共性が極めて低く、広告費などの利益が莫大。テレビ局の収入は、本来税金や電波使用料として納められるべきだが、放送局の傘下で消化されてしまっている。一部の業界が納税を免れ、利益を上げている事は、許されない。よって、諸外国の例を参考に適正な電波使用料を決定し、収入に対してもしかるべき税率を掛け、放送内容を監査する公共機関の設立を求めます。</p>	<p>180 テレビ局側の電波利用料金は携帯電話利用料より相当安いですね。公共性さえあれば、電波の電波利用料金のほうが安くたっていいのが妥当だと思います。テレビ局側は偏った放送しかしていかなく、NHKなんかは何処の国の放送局だ！と思える内容しかだしていません。こんなにお金を払うなんて嫌です。それも強制的に。もういらぬです。こんなテレビ局。</p>
<p>168 現状、公共の利益をさげるので審判に動む各民放テレビ局や強制的に利用料を徴収しコスト意識の薄いNHKの姿勢を考えると諸外国に比べ利用料が格段に低く、既得権益化が著しいテレビの電波使用料に関してはオークションor大幅な値上げが妥当と考えます。</p>	<p>181 テレビ局の格安な公共電波使用料を是正するため使用虚金のオークション制を求めます。広告会社の電通の独占状態を是正するため、一種一業者制を求めます。マスコミメディアの偏向報道は正すため、クロスオーナーシップ制を制限・禁止するよう求めます。近年偏向報道がひどいNHKの解体を求めます。</p>
<p>169 値上げ希望。何故なら今の電波使用料は安すぎるから。例：国の放送事業歳出費は2百数十億円に及ぶのに、テレビ局が38億円(2007年度)しか払わずこれを見て明らかにおかしい！是非正願します。</p>	<p>182 テレビ局は本来、公共性の高い放送をする責務を負っているはずが、放送内容には問題が多く、世論のミスリードや特定国の擁護などの偏向報道が頻発にあります。日本国民にデモで抗議される放送局もあり、国民に不利益をもたらしていると言えます。・電波は有限な国民共有の資源。限られた国民の財産を利用する以上、所定の手続きでルールを守る事は当たり前の責務である。・公共性が高いほど、企業への負担は軽減されるべきだが現在の民放は公共性が極めて低く、広告費などの利益が莫大。テレビ局の収入は、本来税金や電波使用料として納められるべきだが放送局の傘下で消化されてしまっている。一部の業界が納税を免れ、利益を上げている事は、許されません。よって、諸外国の例を参考に適正な電波使用料を決定し、収入に対してもしかるべき税率を掛け、放送内容を監査する公共機関の設立、早期に「電波の自由化」を求めます。</p>
<p>170 テレビ局の電波使用量は安く提供されているにも関わらず、最近のテレビ番組は公共性が低いと感じます。東日本大震災時にも一審現地に必要な情報がテレビからはもたらされず、インターネットのSNSやML、ツイッタ―によってもたらされました。偏向報道もひどく、正規の報道でもいじめによる自殺などセンセーショナルなものを繰り返し報道し、若年者の自殺をさらに増加させた社会に対する悪影響も多岐に渡ります。テレビの視聴率は年々下っており、その根本的な理由はテレビ番組の内容にあるにも関わらず一向に内容の見直しも行われないまま予算の低下によってさらに質の低いテレビの局も似たような内容の番組ばかりになってきています。極めつけは自分達の金儲けのために番組を捏造する始末です。このような公共性の低いテレビ局には電波使用量をもっと厳格に設定すべきだと思います。</p>	<p>183 現在はメディアの電波使用料が安すぎます。そのくせ、自社の商品を電波を使って宣伝し放題、濡れ手に粟の金儲けし放題、あまりにもおかしなことはありませんか？自社の関連事業(メディアが主催する有料イベントなど)が番組内で頻りに宣伝されることもあります。あいつた手法は合法的なんでしょうか？特に最近情報は伝達すると言うより、自分たちの意見を押し付けるための偏向報道や洗脳番組、ステルスマーケティングが多すぎると感じます。その割には、番組制作費は途中でどこかに消えてしまい、製作現場に届くのはほんのわずかで聞いたことがあります。(水戸黄門など)諸外国を参考に、事業の大きさに見合った電波使用料を設定(引き上げて)してください。できれば、金の流れもしっかりと調べて欲しい。よろしくお願します。</p>
<p>171 現在の電波使用料は携帯会社を通じて8割を我々が負担しており、TV局は2割程度です。こんなことは正す必要があります。偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。割合を逆にすれば、国民負担をなくして下さい。また、ついでに偏向報道のNHK民営化、受信料負担廃止。放送免許のオークション制希望。ですので、現在はテレビは全く見なくなりました。</p>	<p>184 特に、職員の犯罪率が民間企業の50倍なのに、給与は4倍という異常な厚遇が誰からも咎められることなく放置されたまま、日本中立を装いつつ、民意を聞き分け離れた権力者による強い番組ばかりを垂れ流し、都合の悪い動画は勝手に削除し、視聴者の意見にもろくに耳をささずあけく審判員や広報までもがウェブ上で汚い言葉で視聴者に反論するなどの、腐敗した組織である公共放送局NHKの国営権廃止、放送免許のオークション制などの厳正化を強く求めます。</p>
<p>172 (1)平成23年度の電波利用料の歳入総額740.3億円のうち、携帯電話会社が82%(約590億円)も支払っており、携帯電話料金の高止まりの要因のひとつとなっている。(2)一方、放送(テレビ局)は携帯電話の1.4倍の周波数帯域を使っているにも関わらず、テレビ局・ラジオ局合わせてわずか6%(約60億円)しか支払っていない。(3)電波は公共財であり、公共性が高いほど、企業への負担は軽減されるべきだが携帯電話会社も公共性の高い事業であり、倒産の危機がある。その点ではテレビ局となら変わらない。なのに、テレビ局・ラジオ局合わせてわずか6%というのは不当に低いと言える。(4)さらに、テレビ局は公平性の高い放送をする責務を負っているはずが、視聴率を重視するにあまり、やらせや偏向報道が問題が多く、世論のミスリードや特定国の擁護などの偏向報道が頻発にあります。日本国民にデモで抗議される放送局もあり、国民に決して利益をもたらしているとは言えない状態である。(5)よって、諸外国の例を参考に適正な電波使用料を決定し、収入に対してもしかるべき税率を掛けるべきである。(6)また放送内容を監査する公共機関の設立、あるいは特に報道内容については著作権のフェアユース化を認めるべきである。</p> <p>173 電波利用料は諸外国の電波利用料を参考に適正な価格に引き上げべきだと思います。現在の日本のテレビ放送局は、国費で優遇するだけの公共性を持ち合わせておらず、国益に貢献していないのに、電波利用料金が安過ぎると思います。根拠は以下のとおりです。平成23年度の電波利用料の歳入総額は740.3億円。テレビ局は携帯電話の1.4倍の周波数帯域を使っているにも関わらず、テレビ局・ラジオ局合わせてわずか6%(約60億円)しか支払っていない。携帯電話会社が82%(約590億円)を支払っている。これは明らかに公平性に欠けています。あと、企業に対する国費での優遇は、公共性の高さが大前提です。特に民放各局は広告費で莫大な利益をあげているにも関わらず、収入に対してしかるべき税率がかけられていないのはおかしいです。広告税を導入する検討もあつたほうがいいと思いますが、まずは電波利用料を適正な価格に引き上げることから始めるべきではないでしょうか。あと、放送法第四条に罰則を設けて欲しいです。現状では、放送局が放送法に抵触する内容を放送した場合も罰則がありません。これはおかしいです。報道する自由など、放送法を盾に好き放題できる状態では、健全なメディアが育ちません。一国民としてこれは大変不安に思っています。今の日本のテレビ局は国費で優遇するだけの価値はないと思います。</p>	

184 テレビ局が現在どうなっているかは、総務省もすでにご存じと思います。日本のテレビでありながら、日本人のための放送がまっくされていません。必要な情報も時には「報道しない自由」を振りかざして情報を隠蔽しております。最近では中山成彬議員の「従軍慰安婦」についての国会での動画がNHKによって削除されました。昼間の国会中継を見られる人間は限られております。仮にも公共放送といふものに国民から視聴料をとっている放送局としてはあるまじき行為です。そして民放テレビ局も中韓に比べて都合の悪いニュースは軽く流し、日本にとって不利なニュースのみピックアップして過度も流したりしております。現政権へのアンチぶりも見ていて気分が悪くなるばかりです。フジテレビなど、外国人持ち株の割合も春の時期だけ、ごまかしておりますがとくに違反の域に達しております。このように、反日を繰り返すマスメディアに対しては資金源を断つに限ります。現在の電波利用料はとにかか安すぎます。ちなみに外国の電波利用料は以下の通りです。

フランス	380 億円 (電波利用料の代わりに映画産業振興税を徴収)	イギリス	840 億円 (うち放送事業免許料 538 億円)
アメリカ	4600 億円 (放送局の免許等、電波オークションの収入)	韓国	350 億円 (電波利用料の代わりに広告税を徴収)

日本の各テレビ局の営業収益ランキングとテレビ局が国に支払っている電波利用料 (平成18年) - 新しい資料はテレビ局が公表していません。
http://www.taro.go.jp/2008/02/post-363.php

営業収益	電波利用料
NHK 6756億円	12億円
フジテレビ 3779億円	3億1800万円
日本テレビ 2886億円	3億1700万円
東京放送 2774億円	3億1800万円
テレビ朝日 2277億円	3億1800万円
テレビ東京 1112億円	3億1700万円
朝日放送 741億円	1000万円
関西テレビ 724億円	1000万円
毎日放送 695億円	1000万円
読売テレビ 669億円	1000万円 (以下、地方局省略)

このように収入が多いため、マスコミ関連の年収は日本ではありえないほど高給になっています。ちゃんとの日本にのびにた、きちんと仕事をしていていながらこんなに高給でもいいのです。ですが、日本の総務大臣より高いNHKの会長など、月に2回ほど国会に顔を出さずして3000万円超えの年収なのです。

電波利用料は現在の100倍でも海外より安い、収入からみたら100倍でも充分払える金額です。マスコミの反日行為の資金源を断つ意味でもできるだけ高く設定して下さい。気がついた国民は非常に怒っています。

最後にこれは要望ですが、政府公認のテレビ局を開設して下さい。チャンネル増のようにきちんと日本の現況と向き合っているテレビ局を作して下さい。日本が現在、どれほどの危機にあるか、テレビ局が伝えないので一般の国民は相変わらずお花畑状態です。既存のテレビ局はすでに中韓のプロパガンダの道具でしかありません。このままでは選挙で安倍政権が倒されるのではないかとほんとうに不安です。安倍政権が長期政権になるためにマスコミ改革は絶対に避けて通れない道だと思います。

185 テレビ業界が負担する電波利用料が安すぎます。NHKの電波利用料は、事業収入に対して0.29%しかありません。民放も同様です。偏向報道を繰り返すテレビに、良識ある国民はもう期待しておりません。悪徳テレビ業界の暴力は許せません。電波オークション制にしてください。日本人の多くは、テレビ業界の激安電波の現状を知りません。電波利用料のほとんどを携帯会社が払っている事実を知ったら、多くの人が改革を望むと思います。

186 テレビ局の電波利用料についてネット情報を探すれば、日本の場合には破格の安値であると思われ。テレビ局間でも28億ありますが、アメリカやイギリス並に徴収したら1000億円はくだらない、との話も目撃されました。日本では公共のために利用してもらいうる格安で分け与えているとの建前らしいですけども、ここ最近のTV番組、特にNHKなどの報道には疑問を感じざるを得ません。放送法第4条にある、政治的に公平で事実を曲げないとのルールが厳守されているように見えなからです。NHKの高額な給与も問題視されている昨今、あまりに安過ぎると思いきやテレビ局の電波利用料を大々的に是正すべきと考えます。

187 偏向報道を止めてください。電波利用料負担増を大幅に求めます。国民負担をなくしてください。また、ついでに偏向報道のNHK民営化を希望します。

188 自分たちの利益誘導のための偏向報道が激しいテレビ局は電波利用料をもっと負担するべきだと思います。利益を誘導しているのだから、その分は個人事業部分として支払うのは当然の原理だと思います。

189 国益に反し嘘を流しているマスコミテレビ局の、電波利用料は安すぎるとも思います。もっと利用料を上げてほしいです。

190 現在の電波利用料は携帯会社を通じて八割、TV局は二割程度です。TV局はスポンサーからの莫大な広告料を得て異常なほどの利益率をあげています。また、電通による韓国コンテンツがあたりも流行しているような偏向報道を繰り返すTV局に電波利用料負担増を求めます。また、在日犯罪者を通名で日本人のように報道するNHKの国営権廃止すべきです。今後、放送免許に関して厳正なる放送内容を国でチェックした上でオークション制など厳正な検査を検討して欲しい。

191 特にテレビ局の電波利用料を大幅に上げべきです。安い利用料で独占状態であり、公平中立な報道もできていません。また、新規参入しにくい状態も改善すべきです。

192 最近テレビの偏向報道が酷すぎます。テレビ局は、公共の電波を何だと思っているのでしょうか。電波利用料が安い為、好き勝手に出来るのかは分かりませんが、諸外国の電波利用料を参考に適正な価格に引き上げるべきだと思います。

193 平成23年度の電波利用料の歳入総額740.3億円のうち、携帯電話会社が82% (約590億円)を支払っています。テレビ局は携帯電話の1.4倍の周波数帯域を使っているにも関わらず、テレビ局・ラジオ局合わせてわずか6% (約60億円)しか支払っていません。しかも民放各局は広告費で莫大な利益をあげています。テレビ局は本来、公共性の高い放送をする責務を負っているはずが、放送内容には問題が多く、世論のミスリードや特定国の擁護などの偏向報道が頻繁にある。日本国民にデモで抗議される放送局もあり、国民に不利益をもたらしているとも言えます。電波は有限な国民共有の資源。限られた国民の財産を利用する以上、所定の手続きでルールを守る事は当たり前前の責務であります。公共性が高いほど、企業への負担は軽減されるべきだが現在の民放は公共性が極めて低く、広告費などの利益が莫大。テレビ局の収入は、本来税金や電波利用料として納められるべきだが、放送局の傘下で消化されてしまっている。一部の業界が納税を免れ、利益を上げている事は、許されない。よって、諸外国の例を参考に適正な電波利用料を決定し、収入に対してもしめるべき税率を掛け、放送内容を監査する公共機関の設立を求めます。

194 1.現在の電波利用料は携帯会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度です。こんなことはすぐ是正すべきです。偏向報道を繰り返すTV局に電波利用料負担増を大幅に求めます。割合を逆にするか、国民負担をなくしてください。また、ついでに偏向報道のNHK民営化、受信料負担廃止。放送免許のオークション制希望

2.0時での国歌歌放映に関して NHK が準国営の報道局と率先してやれば、他にやる局も出て来ないと思う。

3.今の報道姿勢は例えば日本に関しては嘘でも垂れ流すのに、アメリカ・ロシア・中国・韓国・北朝鮮の日本人に知られると都合の悪い情報は流さないのは問題であると思う。

195 電波利用料のTV局負担をもっとあげるべき。超一流企業であるにしても、公共の電波を格安で利用している会社であるのに、職員給与が高すぎる。また利用料の値上げによつてますますスポンサー企業に回るTV局が出てくるであろうから、視聴者から不適切な放送が続いていると指摘のある会社の免許をはく奪し、オークションにかけられるようにすべき。免許制で新規参入が難しいことに胡坐をかいて偏向報道や自社の利益となるような放送ばかりしている局が多すぎる。NHKも含め、放送局のあり方を根本から見直さなければなりません。

196 ・平成23年度の電波利用料の歳入総額740.3億円のうち、携帯電話会社が82% (約590億円)を支払っている。テレビ局は携帯電話の1.4倍の周波数帯域を使っているにも関わらず、テレビ局・ラジオ局合わせてわずか6% (約60億円)しか支払っていません。しかも民放各局は広告費で莫大な利益をあげています。

・テレビ局は本来、公共性の高い放送をする責務を負っているはずだが、放送内容には問題が多く、世論の誘導や特定国の擁護などの偏向報道、ましてやわが国をだましていると思えない放送等が頻繁に見受けられる。日本国民にデモで抗議される放送局もあり、国民に不利益をもたらしているとも言える。

・電波は有限な国民共有の資源。限られた国民の財産を利用する以上、所定の手続きでルールを守る事は当たり前前の責務である。

・公共性が高いほど、企業への負担は軽減されるべきだが現在の民放は公共性が極めて低く、広告費などの利益が莫大。テレビ局の収入は、本来税金や電波利用料として納められるべきだが、放送局の傘下で消化されてしまっている。一部の業界が納税を免れ、利益を上げている事は、許されない。

よって、諸外国の例を参考に適正な電波利用料を決定し、収入に対してもしめるべき税率を掛け、放送内容を監査する公共機関の設立を求めます。

197 現在の電波利用料は携帯会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度です。こんなことはすぐ是正すべきです。偏向報道を繰り返すTV局に電波利用料負担増を大幅に求めます。割合を逆にするか、国民負担をなくしてください。また、ついでに偏向報道のNHK民営化、受信料負担廃止。放送免許のオークション制希望します。【同意見他1件】

198 誰がどう見ても安すぎる。国民の財産を勝手に安売りしないでほしい。外国レベルまで上げてほしい。国民からはテレビの偏向への不満が出ている。格安の使用料からすると国民からは不満。こんなにかかないことはない。マスコミは利権化している。職員の給与の高さが国民に不満の原因で維持されているなんておかしい。

199 安い電波利用料で優遇されているテレビが偏向報道ばかりで、国民の財産である電波を著しく損ねて悪影響を及ぼしているテレビ局は放送権を剥奪するべき。今後は電波利用料を外国と同様に偏向報道に敵いないレベルに課すべきです。

200 現在の電波利用料は携帯会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度です。こんなことはすぐ是正すべきです。偏向報道を繰り返すTV局に電波利用料負担増を大幅に求めます。割合を逆にするか、国民負担をなくしてください。放送免許のオークション制の導入の検討も合わせてお願い致します。

201 日本の電波利用料は外国に比べて極端に安いとよく聞きます。日本の経済規模から考えて、公正とは思えません。経済効果に貢献した利用料を払うべきです。使用料とは直接関係ありませんが、NHKの公共放送としてのありかたに大きな疑問を感じます。国会を全て放送しないのに、受信料の徴収にばかり熱心で公共サービスの反省も全く感じられません。ぜひそちらの改革もお願いします！

202 総務省の皆様、お疲れ様です。いつもありがとうございます。さて、現在の電波利用料は携帯会社を通じて八割を国民が負担しており、テレビ局側の負担は二割程度であると聞きました。これは異常であり、すぐ是正されるべきであると思います。昨今、テレビ局をはじめとするマスメディアの偏向報道が酷いと話題になっております。先の衆議院選挙でも、安倍総理に対する「偏向」は、総理自身の不潔まで膨らまして政権担当能力が無いかの如く陰謀するとう、誹謗中傷、果ては犯罪にも等しいような報道であつたと感じています。彼らのこのような報道姿勢は、「自分のこのよりのいいことを報道したい」とか、悪いことは報道してでも報道する」という、真に自分勝手な誇り高ぶった理屈によるものと思われ。このような偏向報道を繰り返すTV局には、「国民の財産である電波を無償で使わせてもらっている」ということを強烈に自覚させる必要があると考えます。彼らTV局に対し、欧米並みの大額な電波利用料負担を望みます。さらに公共放送であるNHKは従業員の給与がかなり高額であることもわかっております。国民から受信料を受領しておきながら、特定国(韓国等)に対する過度な配慮ばかり繰り返しているNHKは、国民から偏向報道をやめよとの声があつても一向に改善しません(在日韓国人の犯罪者について、他局は本名を報道したのにNHKのみ通名で押し通した)「竹島の日」に、竹島に関する放送は数分だが、韓国大統領の就任式は二時間近く生放送など、このような「報道を繰り返す放送局は公共放送とは言えない。ましてや」国民が受信料を支払って放送していただく必要もありません。NHKに対しては解体して民営化するか、スクランブル放送化して欲しい。国民の怒りは相当なまっています。総務省の皆様、是非電波利用料の大幅値上げとNHK解体を真っ先にお願いします。

203 電波利用料の見直しに関する検討会様以下のイケゲンに賛成し提出致します。

・平成23年度の電波利用料の歳入総額740.3億円のうち、携帯電話会社が82% (約590億円)を支払っている。テレビ局は携帯電話の1.4倍の周波数帯域を使っているにも関わらず、テレビ局・ラジオ局合わせてわずか6% (約60億円)しか支払っていません。しかも民放各局は広告費で莫大な利益をあげています。

・テレビ局は本来、公共性の高い放送をする責務を負っているはずが、放送内容には問題が多く、世論のミスリードや特定国の擁護などの偏向報道が頻繁にある。日本国民にデモで抗議される放送局もあり、国民に不利益をもたらしているとも言えます。

・電波は有限な国民共有の資源。限られた国民の財産を利用する以上、所定の手続きでルールを守る事は当たり前前の責務である。

・公共性が高いほど、企業への負担は軽減されるべきだが現在の民放は公共性が極めて低く、広告費などの利益が莫大。テレビ局の収入は、本来税金や電波利用料として納められるべきだが、放送局の傘下で消化されてしまっている。一部の業界が納税を免れ、利益を上げている事は、許されない。

よって、諸外国の例を参考に適正な電波利用料を決定し、収入に対してもしめるべき税率を掛け、放送内容を監査する公共機関の設立を求めます。

204 ・平成23年度の電波利用料の歳入総額740.3億円のうち、携帯電話会社が82% (約590億円)を支払っている。テレビ局は携帯電話の1.4倍の周波数帯域を使っているにも関わらず、テレビ局・ラジオ局合わせてわずか6% (約60億円)しか支払っていません。しかも民放各局は広告費で莫大な利益をあげています。

・テレビ局は本来、公共性の高い放送をする責務を負っているはずが、放送内容には問題が多く、世論のミスリードや特定国の擁護などの偏向報道が頻繁にある。日本国民にデモで抗議される放送局もあり、国民に不利益をもたらしているとも言える。

・電波は有限な国民共有の資源。限られた国民の財産を利用する以上、所定の手続きでルールを守る事は当たり前前の責務である。

・公共性が高いほど、企業への負担は軽減されるべきだが現在の民放は公共性が極めて低く、広告費などの利益が莫大。テレビ局の収入は、本来税金や電波利用料として納められるべきだが、放送局の傘下で消化されてしまっている。一部の業界が納税を免れ、利益を上げている事は、許されない。

よって、諸外国の例を参考に適正な電波利用料を決定し(凡そ概算で現在の電波利用料の10倍前後)、収入に対してもしめるべき税率を掛け、放送内容を監査する公共機関の設立を求めます。

205	電波使用料をもっとテレビ局に負担させるべきです。
206	日本は、テレビ局の電波利用料が外国に比べて非常に低いと言われています。低い電波利用料にも関わらず、多大な広告料を収益源にテレビ局社員は高い年収をもらっています。くだらない番組や偏向報道ばかり垂れ流し、まさにテレビは百害あって一利なしです。電波利用料を適正に徴収し、さらにはひどい番組を垂れ流すテレビ局には電波を利用させないなどの規制も求めます。
207	平成 23 年度の電波使用料の歳入総額約 740 億円のうち携帯電話会社が約 590 億円、つまり 82%を支払っており、テレビ局とラジオ局は合わせてもわずか 6%しか払っていないようです。NHK は国民から強制的に高い受信料をとりながら国益に利用する放送をすることが特定の国を擁護するような異常な番組を放送しています。民放各局は広告費や副業で莫大な利益を上げています。もっと電波料を値上げして税金も適正に徴収してください。そもそも日本の放送局は外国に比べて寡占状態、独占状態です。独占禁止法になぞ引かからないのか不思議です。電波オークション制度を導入して、チャンネル数も増やして国民が見たい放送局を選ぶように制度を変えて下さい。
208	テレビ局は電波使用料を国民に押し付けず、テレビ局がもっと負担するのが当然だと思います。
209	公共財における適切な移譲価格とは、やはり入札に依ってのみ決められる物だと思えます。公共工事だって基本は入札制度です、事業者の適正審査は必要ですから公開入札が適切だと思います。 ましてNHKは強制的に料金を徴収するので、入札価格と公開と同時にスクランブル化も実施すべきです。 一方で昨今は番組と紛らわしいステルスマーケティングも目立ちます。入札価格の元を取らんが為にステマばかり詰め込まれるのも面倒ですので、デジタル技術ならできる現在の放送内容の区分を明示すべきです。少なくとも放送されているのが本筋なのか、CMなのか、通販番組なのか、報道なのか、は明示すべきだと思います。特に報道番組は出来るだけデジタルレバドを防止する為に B-CAS を含めた全てのガードを外すべきだと思います。 現在の制度では電波と言う公共財を根拠も無い単価で払い下げる形で流用しており、悪徳の温床と見られても致し方ないと思えます。
210	各テレビ局の政治報道では、「物価だけが上がっている」と安倍政権を一方的に批判しています。これは原発が停止していることに大きく起因していると思えます。無関係ではないはずですが、にもかかわらず、この点をかためた報道がなされているところを見たことがありません。 「悪用操作」「偏向報道」時には「捏造」までも平気でやってくるテレビ業界が国民の大切な財産である電波を悪用しているのを見つめて見過ごしているのもしょくか。 電波利用料は大幅に引き上げられるべきです。そのうえで、悪意に満ちた報道を続けるテレビ局には免許剥奪等の厳しい処分してください。 電波オークション制の導入も検討いただきたいと思えます。 現在の在京地上波テレビ局はほとんどが存在するにすぎません。
211	現在の電波利用料は諸外国に比べて安すぎます。その結果利用するテレビ局が驕り、昨今問題になっているような放送内容の問題が起きていくと考えます。電波利用料を大幅に引き上げ、低俗な番組や偏向報道が出来なくなるように考えてもらいたい
212	電波利用料、高すぎです。 視聴者が9割、放送局が2割、絶対におかしい。 それに、NHKの職員は平均年間所得は、1780万円。 これ、普通じゃないでしょうか？ 国家公務員だってこんなにももらっている人、そんなにもいませんよ？ しかもNHKトップの所得は総理大臣より高い3000万円。 こんな企業が、視聴者から強制的にお金を取って、しかも、国会からも税金を投入してもらう。 変じゃないですか？ おかしいでしょう？ しかも、仕事内容は、反日と売国と捏造、です。 JAPANデビューで台湾から訴訟を起こされたのに「捏造なんてしていない」と突っぱねたんですか？ フランスおよび世界各地で、「日本は悪い国だ〜、戦争を起こした悪い国だ〜、支那と朝鮮を侵略した悪い国だ〜」と、ほざいています。 歴史の事実と真逆の宣伝をして、自国を貶めて、何一つ悪びれない、それがNHKです。 しかも、職員には外国人がいる。 それが、反日国からだから、あきれてものぐさい。 世界のどこかの公共放送に、自国を敵とみなす国の人間を、雇いますか？ 異常な、異常な、我が国の放送局、NHK。 こんな放送局は、百害あって一利もありません。 一日も早く潰れてほしい。 一日も早く解体させてほしい。 NHKなんて日本にはいらんない。
213	テレビ局の電波使用料は外国に比べても安すぎます。内容は反日だし、中にいる人間も在日朝鮮人ばかりだし、とても日本の放送局としての機能を果たしていません。子供にもよくないので見せていません。日本のための放送局を作ってください。宜しくお願い致します。
214	現在の電波利用料金は携帯電話が普及する以前の状態を想定しており、携帯電話利用者に費用負担の著しい不利益が発生しています。またテレビ等の通信事業者に対しては非常に厚遇されており、費用負担の不公平が著しくなっております。 インターネットの爆発的な拡大に伴い、テレビ等の既存メディアの視聴が大幅に減少しており、逆にインターネットの利用の急拡大により、携帯電話の回線が混雑する状況に至っております。 現在の電波料金の負担割合、利用率を考えた場合、テレビ等の利用者が減少している帯域に関しては、利用料金をあげることにより、テレビ局等の再編を促し、携帯電話各社には帯域を拡大し、利用者の利便性をあげることが必要と考えます。 災害発生時の広報に関しては、既存メディアの広げられ、連係性がすぐれますが、東日本大震災における携帯電話の役割を考えてみると、莫大確認に関しては携帯電話の方がすぐれており、また組織の連絡方式についてもSNSの存在が広く認識されました。 上記を考えてみると、各地方も含めてテレビ等のデジタル化により複数局の存在も不要となり、帯域を有効利用するために、電波のオークション制度の導入が望まれます。またテレビ局に関しては、地上局以外にも、BS、CS等の手段があり、地上波に固執する必要はないと考えます。但し利用者の便益を考慮すれば、NHKに該当する公共的な放送局は必要かとも思います。 しかし、現在の NHK は偏向報道や日本を貶める番組作りが多く見られるため、改革が必要です。「気象情報」「交通情報」「国会中継」「大相撲中継」を基本とし、ほかは排除していただきたいと思えます。 今回はオークション制度の導入のための良い機会であり、是非導入の判断をしてほしいと考えます。
215	・平成 23 年度の電波利用料の歳入総額 740.3 億円のうち、携帯電話会社が 82% (約 590 億円) を支払っている。テレビ局は携帯電話の 1.4 倍の周波数帯域を使っているにも関わらず、テレビ局・ラジオ局合わせてわずか 6% (約 60 億円) しか支払っていない。しかも民放各局は広告費で莫大な利益をあげている。 ・テレビ局は本来、公共性の高い放送をする責務を負っているはずが、放送内容には問題が多く、世論のミスリードや特定国の擁護などの偏向報道が頻繁にある。日本国民に子どもを抗議される放送局もあり、国民に不利益をもたらしていると言える。 ・電波は有限な国民共有の資源。限られた国民の財産を利用する以上、所定の手續きでルールを守る事は当然の責務である。 ・公共性が高いほど、企業への負担は軽減されるべきだが 現在の民放は公共性が極めて低く、広告費などで利益が莫大。テレビ局の収入は、本来税金や電波使用料として納められるべきだが、放送局の傘下で消化されてしまっている。一部の業界が納税を免れ、利益を上げている事は、許されない。 ・よって、諸外国の例を参考に適正な電波使用料を決定し、収入に対してもしかるべき税率を掛け、放送内容を監査する公共機関の設立を求める。 コピペ文で申し訳ないですが、まったくの同意見であり、おほかた自分の言葉で書くよりもちゃんと伝わると思い使いました。よろしくおねがいします。
216	テレビ放送局の電波使用料を大幅に引き上げを希望します 現在のテレビ放送はひろく日本人を対象とした放送ではなくなっており放送内容自体に嫌悪をもたされ視聴しにくい放送がされている このような放送に電波を安く使われるのは国民の利益に反します また放送局はCMで巨額の利益をあげており 電波使用料を安く設定する必要はありません 以上の理由からテレビ局の大幅な電波利用料の値上げを希望します
217	最近のマスコミの偏向には一言わずにおれない。民放には電波使用料の適正化を望む、公共放送と称しているNHKに対しては断固として民営化を望む、一挙に民営化が無理ならスクランブル化して視聴料を自由にしてNHKを国民が望んでいるかどうか試してみればよい。


218	昨日テレビ朝日の報道番組では「安倍政権何も悩まず辺野古ありき。悩んでいるのは沖縄の人たちばかり。鳩山元総理は悩み苦しんだ」と一方的に断じていました。 テレビ朝日に限らず、日本のテレビ局は一事が万事このありさまです。いつもいつも一方的で、勝手に決めつけをし、自己完結でご満足。 最近はずいぶん「嘘」に満ちているかに気付いた人が多くなりましたが、まだまだ「テレビで言っているんだから、正しいだろう」と思いこむ人もいます。こういう人たちに向けて白々しい嘘を重ね続けているのが現在のテレビ局です。 総務省が「電波利用料の見直しに関する意見の募集」をするということは、テレビ局の在り方に疑問をお持ちの方が増えているからだと思います。 利用料の見直しと言わず、電波オークション制度を導入することを望みます。前向きなご検討をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。
219	NHK は、受信料を強制しておきながら、日本企業に不利なことばかり報道しています。日本企業の商品を差し置いて、外国の商品を宣伝するなど。所々で、ステルスマーケティングも目立ちます。例えば、映り込んだパソコンなどのメーカーを隠さないなど。そしてそのメーカーですが、韓国企業が圧倒的に多いです。 歴史問題もそうです。一方的に外国の意見ばかりを尊重し、日本人を差別します。このような放送局は解体してください。できないようなら、せめてステルスマーケティングは取り締まってください。 NHK から民法まで、どの局も捏造や偏向が多すぎます。政治関係などは、政策側が都合がよいように誘導しようとする番組ばかりです。公平性がまったくありません。 最後に最近気が付いたことなのですが、韓国籍の犯罪者が通名で報道されていました。これはその犯罪を起こしたのは日本人だと思わせる操作だと思います。日本人差別です。このように、放送局は日本人差別ばかりしています。
220	電波料が安く、絶対に使用許可を取り消されないという考えから、このような差別団体になってしまったのではないのでしょうか。 使用料をもっと高く設定するのはもちろんですが、使用許可をもっと厳しくすべきです。 外国人が所有している株の割合も、もっと下げられるべきです。今はとても高いので日本人差別を繰り返すのではないのでしょうか。 ”
221	現在の電波使用料は携帯電話会社を通じて八割を日本国民が負担しており、TV局は二割程度です。平気で偏向報道を繰り返す反日メディアが二割と許さず、TV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。メディア側がすべて負担し、国民負担をなくしてください。 また、ついでに偏向報道の反日 NHK の解体、民営化、受信料負担廃止と、電波オークション制の導入、クロスオーナーシップの廃止を求めます。 これは日本国内に、完全に外国の放送局とした反日 nhk やその他の局を放棄しておくのはおかしいです。反日メディアの淘汰のために、改善をお願いします。
222	1. 電波利用料について 最近のテレビ番組は、内容が乏しく、国民の文化教養の増進に資するとは言いがたい内容である。しかも、そのような番組を放送している電波使用料が異常に低額であることが、安直な番組作りにつながるような放送内容の低下を助長しているものと考えられる。 しかし、電波使用料を低額に保つたまま、外国(特に中国)などの資本により買収され、正しい報道がなされない状況が懸念される。 そのため、むしろ電波使用料は現状のままとし、放送内容に疑義が生じた場合は、速やかに検証を行い、責任者・製作者を厳罰に処することが出来るよう法案を修正又は作成すべきである。 マスコミ各社は口では「公正中立」をいいつつも、現実には捏造放送に明け暮れている現状を速やかに是正するために、捏造報道を修正可能な法整備を速やかに取るべきである。 2. NHKの解体について 民主党への政権交代以降、NHKの報道内容の偏向、捏造が著しい、「Japan デビュー」での捏造・裁判など、世の中に広く知られている状況である。 更に最近では、BS放送で韓国大統領の就任式を生中継するなど、特に韓国、中国の放送局かと錯覚するほどである。 NHKは民放と違い、国民の聴取料と税金で運営しているものであり、国民のための放送局であるべきなのに、この状態は極めて異常である。 先の電波使用料の箇所でも述べたとおり、放送の「公正中立」を守るためには、現在のNHKの体制では実現不可能であり、公共放送という形態を廃止し、報道・教育を中心に「国営放送」とし、全て税金で賄う事は、国策の監視を強めるべきである。 報道以外の娯楽部門は、民営化し民放と切磋琢磨すべきである。 以上意見として提出いたします。
223	本来であれば、広告費への実費相当課税や、電波株の使用権をオークションにして頂きたいところです。現在の各局に課せられている電波使用料は低過ぎますので、少なくとも、先進諸外国の電波使用料を参考にし、使用料の改訂を速やかに行ってください。収収の不足に充当する一助にしたいと思っております。 各業界で平等なるように、また、諸外国とのかねあいで、常識的な料金になるようにお願いしたいと思っております。 帯域については、テレビが真ん中の使いやすいところを占めていますが、将来的にインターネットなどがさらに普及してテレビの役割が低くれば、使いやすいところは他の重要なものに明け渡すことも必要だと思います。防災への使用も重視してください。
224	資料17ページ、歳入は携帯電話、歳出は地上デジタル放送が多くなっていますが、今や携帯電話はほとんどの人が加入していて公共性が高いと思われます。一方、テレビのほうは局によりますが視聴率が10%を割り込むなど、低くなっていきます。できれば将来的にでもこのアンバランスに感じる部分を是正してほしいと思えます。テレビにお金をかけすぎではないでしょうか。
225	NHK解体をお願いします！ 国益にもならないテレビ局を野放しにしないで厳しく審査してください。
226	現在の電波使用料は携帯電話会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度です。こんなことは許さず、正すべきです。 偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。割合を逆にするか、国民負担をなくしてください。また、ついでに偏向報道のNHK民営化、受信料負担廃止、放送免許のオークション制希望します

<p>226</p> <p>1. 電波利用料共済事務の在り方 現在の電波利用料は携帯電話会社を通じて7割以上を一般利用者が負担しており、テレビ局などの放送事業者は1割未満です。国民が納め得る基準で、適正な配分比率に是正すべきです。携帯電話は一般国民が共通して利用する重要な通信インフラですので携帯電話料金を引き下げる方向で検討してほしい。</p> <p>2. 主な検討課題以外の課題 (課題1)NHKの受信料の問題 (課題2)NHKの放送内容の問題 (課題3)NHKの受信料の徴収方法の問題</p> <p>現在の電波利用料は携帯電話会社を通じて7割以上を一般利用者が負担しており、テレビ局などの放送事業者は1割未満です。国民が納め得る基準で、適正な配分比率に是正すべきです。携帯電話は一般国民が共通して利用する重要な通信インフラですので携帯電話料金を引き下げる方向で検討してほしい。</p> <p>2. 主な検討課題以外の課題 (課題1)NHKの受信料の問題 (課題2)NHKの放送内容の問題 (課題3)NHKの受信料の徴収方法の問題</p> <p>現在の電波利用料は携帯電話会社を通じて7割以上を一般利用者が負担しており、テレビ局などの放送事業者は1割未満です。国民が納め得る基準で、適正な配分比率に是正すべきです。携帯電話は一般国民が共通して利用する重要な通信インフラですので携帯電話料金を引き下げる方向で検討してほしい。</p> <p>2. 主な検討課題以外の課題 (課題1)NHKの受信料の問題 (課題2)NHKの放送内容の問題 (課題3)NHKの受信料の徴収方法の問題</p>	<p>236</p> <p>テレビ局には、適切な電波料金をとって下さい。今のままでは安過ぎます！日本に害ばかりもたらすメディアがおかしいと多数の国民が気づき始めて怒りを心に溜めています！このままだと、国民はテレビを必要としなくなるでしょう。</p> <p>せめてテレビ局には、電波料金を上げるくらいは実行して頂きたいです！</p> <p>237</p> <p>現在、電波利用料の負担比率は携帯会社8割、テレビ局などの通信業者が2割程度ときます。つまり、携帯会社負担分の8割の一部は、携帯利用者である私たちが負担していることとなります。</p> <p>巨額の利益をあげるテレビ局こそ、電波利用料の負担を大幅にアップする方向で早急にご検討いただきたいと思ひます。</p> <p>テレビ局が諸外国に比べ極端に安価に電波を使用する一方で、下請け会社に番組制作を丸投げし低俗な番組を垂れ流し、報道しない自由を行使して国民の知るべき重要な事実を隠蔽、または事実を歪曲、捏造報道を繰り返して世論をミスリードし、国益を損ねる事態に至っていることを大変危惧しています。</p> <p>このような事態は早急に是正すべきであり、放送法の規定に厳格な罰則規定設け、更に放送免許のオークション制度を早急に導入することを希望します。</p> <p>番組の偏向問題については NHK も例外ではなく(むしろ民放より悪質)、公共放送として多くの国民が情報の拠り所としているだけに世論に与える悪影響も大きい。問題はさらに深刻です。一度、NHKは解体し、再編すべき段階に至っていると考へます。税金と受信料で成り立つNHKが国益に反する放送を繰り返すことに怒りを覚えます。</p> <p>テレビ局各社の電波使用料の大幅値上げ、オークション制度導入と放送法に罰則を設け厳格に運営されるよう指導していただきたい、よろしくお願い致します。</p> <p>追記 テレビコマーシャル(パチンコ・サラ金・創価学会などの宗教)の社会に及ぼす影響に鑑み、時間帯の制限などの規制強化も合わせてお願い致します。</p>
<p>227</p> <p>平成23年度の電波利用料の歳入総額740.3億円のうち、携帯電話会社が82%を支払っている。テレビ局は携帯電話の1.4倍の周波数帯域を使っているにも関わらず、テレビ局・ラジオ局合わせてわずか6%しか支払っていない。しかも民放各局は広告費で莫大な利益をあげている。</p> <p>テレビ局は本来、公共性の高い放送をする義務を負っているはずが、放送内容には問題が多く、世論のミスリードや特定国の擁護などの偏向報道が頻繁にある。日本国民にデモで抗議される放送局もあり、国民に不利ををもたらしていると言える。</p> <p>現在の民放は公共性が極めて低く、広告費などの利益が莫大。テレビ局の収入は、本来税金や電波利用料として納められるべきだが、単なる利潤追求のために浪費されているに過ぎない。一部の業界が納税を免れ、利益を上げている事は、許されない。</p> <p>よって、諸外国の例を参考に適正な電波使用料を決定し、収入に対してもかかるべき税率を掛け、放送内容を監査する公共機関の設立を求める。</p>	<p>238</p> <p>低い電波料で、反動的な偏向報道のし放題。</p> <p>もう看過できません。</p> <p>欧米並みの電波料にしてください。</p> <p>お願いします。</p>
<p>228</p> <p>現在の電波利用料は携帯会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度です。こんなことは是正すべきです。</p> <p>最近の地上波キー局はおバカレント・オカマ・韓国からの出稼ぎタレントなどが、B級の食品を大口開けて食べながら大騒ぎしているだけであらゆる面でモラルを崩壊させるような低俗な番組が多くこれテレビ局が優遇されるのはおかしいです。</p> <p>TV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。割合を逆にするか、国民負担をなくしてください。</p>	<p>239</p> <p>テレビ局、ラジオ局は不当に安い電波使用量で国民には納められません。これだけスマートフォン、インターネット、タブレットなど通信機器が発達し、これを日本の産業として発展させる為に通信費を下げなくてはなりません。何より、国民の財産である電波を一部の既得権で占拠するのは不公平です。</p> <p>個人が払っている通信費に比べてテレビ局、ラジオ局等も電波使用量を支払うべきです。国民の大切な財産を国民に等しく分けねばなりません。</p>
<p>229</p> <p>韓国中国による日本のTV干渉があまりにも酷いです ●偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を求めます ●在日犯罪者を通報で日本人のように報道するNHKの国営権廃止を求めます</p> <p>韓国中国に限り寄るNHKはもはや日本国のTVを名乗るべきではありませんそのNHKが強制的に電波料金を日本国民から徴収して潤うのは許せません偏向報道の局ばかりでTVに何の価値もありませんTVを見ない人が電波使用料を払う理由はありませんNHKを簡単に解約できるような法改正をお願いします</p>	<p>240</p> <p>平成23年度の電波利用料の歳入総額740.3億円のうち、携帯電話会社が82%(約590億円)を支払っている。テレビ局は携帯電話の1.4倍の周波数帯域を使っているにも関わらず、テレビ局・ラジオ局合わせてわずか6%(約60億円)しか支払っていない。しかも民放各局は広告費で莫大な利益をあげている。</p> <p>テレビ局は本来、公共性の高い放送をする義務を負っているはずが、放送内容には問題が多く、世論のミスリードや特定国の擁護などの偏向報道が頻繁にある。日本国民にデモで抗議される放送局もあり、国民に不利ををもたらしていると言える。</p> <p>●電波は有限な国民共有の資源。限られた国民の財産を利用する以上、所定の手続きでルールを守る事は当たり前前の責務である。</p> <p>●公共性が高いほど、企業への負担は軽減されるべきだが現在の民放は公共性が極めて低く、広告費などの利益が莫大。テレビ局の収入は、本来税金や電波使用料として納められるべきだが、放送局の傘下で消化されてしまっている。</p> <p>●一部の業界が納税を免れ、利益を上げている事は、許されない。</p> <p>よって、諸外国の例を参考に適正な電波使用料を決定し、収入に対してもかかるべき税率を掛け、放送内容を監査する公共機関の設立を求める。</p>
<p>230</p> <p>平成23年度の電波利用料の歳入総額740.3億円のうち、携帯電話会社が82%(約590億円)を支払っている。テレビ局は携帯電話の1.4倍の周波数帯域を使っているにも関わらず、テレビ局・ラジオ局合わせてわずか6%(約60億円)しか支払っていないと考へます。しかも民放各局は広告費で莫大な利益をあげています。</p> <p>各テレビ局社員は、同世代の一般の社会人の給与よりもかなり高い給与を与えられており、不公平感が否めません。テレビ局の仕事と言うのは、そこまで優遇されなければならない職業でしょうか？今のテレビ番組は誠にくだらない物が多く、国民のテレビ離れが顕著です。でもそれは、高給に胡坐をかいたテレビ関係者の努力不足です。質の良い番組を作れば、皆見ます(TBSドラマJIN等)。</p> <p>テレビ局は本来、公共性の高い放送をする義務を負っているはずが、放送内容には問題が多く、世論のミスリードや特定国の擁護などの偏向報道が頻繁にあるように思います。例えば、フィギュアスケートの選手と選手、なぜ、自国の選手の栄誉ある表彰式を放映せずに、日本とは関係の無い選手の表彰式を放映するのか？テレビ局に言わせれば、「選手は日本で人気があるから」との事で、実際に人気があれば何らかのCM等で使われてもよきようなのに、選手が出るCMは一切ありません。そのテレビ局は一年前夏に日本国民にデモで抗議され、多少ではありますが特定国の扱いを縮小した模様ですが、それまでに垂れ流した物は国民に不利ををもたらしていると言えるのではないのでしょうか。</p> <p>●電波は有限な国民共有の資源です。限られた国民の財産を利用する以上、所定の手続きでルールを守る事は当たり前前の責務であると思ひます。</p>	<p>241</p> <p>現在の電波利用料は携帯会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度と聞きました。</p> <p>TV局の社員は高い給与を得ているにも関わらず、モラルが低いのか各社犯罪行為で逮捕される者も多し上、放送法を守らず、不正な報道、時には捏造や印象操作をしています。その上、外国資本率が20%を超えています。</p> <p>B.P.OのメンバーはTVによく出演する面々を集めており、チェック機能が働いているとは思えません。特定のTV局だけが長年特権を享受している結果が今の現状なので、電波使用料は、即時に是正すべきです。負担率を逆転させないでほしいです。</p> <p>海外のように、放送免許のオークション制度を導入しても良いかもしれません。とにかく、国益に損なう不公平な報道をしている限り、国民負担が大きいことは納められません。</p> <p>また、最近特に目に余る偏向報道のNHKは一刻も早く民営化し、受信料負担を廃止するべきです。</p> <p>善処いただけますようお願い申し上げます。</p>
<p>231</p> <p>電波使用料を増額、電波オークションも取り、そのお金で、NHKをスクランブルされた民営化部分と国営部分にわけける。国営部分で、国会中継(全委員会完全放送)、気象予報、地震速報、地域情報(行方不明者情報、迷子動物情報)地域チャンネルを設ければよい。</p> <p>行方不明に関しては、拉致被害者情報、家族の取材、メッセージを毎日一人ずつ1年を通じて行う。拉致被害者奪還を国民の共通意識として高めゆき、ブルーボンをつけない候補者は政治家に出来ない国にする。もちろんNHK職員の大幅な人件費の改善も行う。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>	<p>242</p> <p>本来テレビ局は、公共性の高い放送をする義務を負っている筈なのに、放送内容には問題が多く見受けられます。世論のミスリードや特定国の擁護などの偏向報道が頻繁にあつて見るに堪えません。日本国民にデモで抗議される放送局もあり、国民に不利ををもたらしていると言えるのではないのでしょうか。</p> <p>また電波は有限な国民共有の資源です。限られた国民の財産を利用する以上、所定の手続きでルールを守る事は当たり前前の責務だと思ひます。</p>
<p>232</p> <p>現在の電波利用料は携帯会社を通じて八割を我々が負担しており、テレビ局は二割程度です。これは明らかに不公平であり、是正すべきです。また、偏向報道を繰り返すテレビ局に対して電波使用料の負担増大及び偏向報道に対するペナルティ(放送免許剥奪等)を可能にするような放送法の改正を強く要請します。特に、NHKは公共放送とは思えないほど偏向報道が目立ちます。そのようなところに受信料を払いたくはありませんし、公共放送を名乗る資格はないと思ひます。直ちに民営化するか、受信料の負担廃止を強く求めます。</p>	<p>243</p> <p>今や最後の既得権益の牙城である大手マスメディア。その最たるものがTVであると考へます。しかも他国に例を見ないといわれる大手新聞社とのクロスオーナーシップで国民の知る権利は全く無視され、報道の自由や言論の自由などを盾にやりやう放題、電波料の殆どは携帯電話料金を通じて国民が負担していると言ひるのは今や常識です。政治家もマスコミが怖いのかは知りませんが、そのタブーには触れようとしません。NHKの受信料も問題ですが、先ずは電波オークションなどで民放の再編が必要と考へます。東京キー局やNHK職員の年収は国民の年収を遥かに超えており、現実として大幅な料金値上げも十分可能であると思ひます。</p>
<p>233</p> <p>テレビ局の電波利用料「安すぎる」という批判 http://www.j-cast.com/2009/01/24033828.html の記事を拝見しました。偏向報道だからけなのにあつすぎると思ひます。是非とも適正な値上げを。</p> <p>【同意見他2件】</p>	<p>244</p> <p>電波利用料の値見直し是非をお願い致します。料金を高くしても良いと思ひます。近頃のテレビの報道内容は目に余る特定国擁護の偏向報道です。毎日、毎日トップニュースで報道される特定国のニュースには辟易しています。それだけでなく、国民が実際に声をあげたフジテレビ局前のデモ行進は報道されません。日本国民にとって何が大事な報道でしょうか？国民にとって知りたい報道はされています。</p> <p>テレビ局は本来、公共性の高い放送をする義務を負っているはずですが、日本の放送局ならば、日本、日本の立場にたつての報道内容であつてほしいものです。日本を庇っている報道内容は日本に不適切な報道をもたらしてはならないでしょうか。よって、テレビ局を優遇する料金は見直ししてほしいです。</p>
<p>234</p> <p>平成23年度の電波利用料の歳入総額740.3億円のうち、携帯電話会社が82%(約590億円)を支払っており、テレビ局は携帯電話の1.4倍の周波数帯域を使っているにも関わらず、テレビ局・ラジオ局を合わせてわずか6%(約60億円)しか支払っていない。しかも民放各局は広告費で莫大な利益をあげている。日本の放送局は不当に安い電波利用料により、希少な電波を独占的に利用して、不当に高い利益を得ていると言える。</p> <p>テレビ局は本来、公共性の高い放送をする義務を負っているはずが、昨今の放送内容には問題が多く、世論のミスリードや特定国の擁護などの偏向報道が頻繁にあるため、日本国民にデモで抗議される放送局も複数あり、国民に不利ををもたらしていると言える。</p> <p>電波は有限な国民共有の資源であり、限られた国民の財産を利用する以上、所定の手続きでルールを守る事は当たり前前の責務である。</p> <p>公共性が高いほど、企業への負担は軽減されるべきだが現在の民放は公共性が極めて低く、広告費などの利益が莫大。テレビ局の収入は、本来税金や電波使用料として納められるべきだが、放送局の傘下で消化されてしまっている。</p> <p>一部の業界だけが納税を免れ、利益を上げている事は許されない。</p> <p>よって、電波利用料を国際的に見て適正な水準まで増加させた上で、収入に対してもかかるべき税率を掛け、放送内容を監査する公共機関の設立を求める。</p>	<p>245</p> <p>現在の電波利用料は携帯会社を通じて八割を我々が負担しており、TV局は二割程度です。こんなことは是正すべきです。</p> <p>偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。割合を逆にするか、国民負担をなくしてください。</p>

245	<p>電波利用料、一般国民にはあまりなじみの無い言葉ですが今回パコメを送るにあたって調べてみたところ、</p> <ul style="list-style-type: none">・電波料金の70%は、携帯電話を持っている人々が毎月の携帯料金から支払っているというのが現実・対してTVは広告収入で2兆円もの利益を上げながら利用料金として支払っている金額は35億円のみ <p>という事実を知りました。これでは到底、納得できません。</p> <p>憲法において電波は国民の財産であると記載されているそうですが、テレビ局が国民の為に公正な報道をしてきているならまだしも、現在の報道番組において、公正といえる物は極僅かしかありません。</p> <p>また、wikipediaには</p> <p>2008年5月に電波利用料が総務省総合通信局にて職員のレクレーションのために電波使用料を流用していたことが国会での質問により明らかになり、「道路特定財源と同様に『特定財源』のブラックボックスの中で無駄遣いされている可能性がある」という批判を受けた。</p> <p>とあります。</p> <p>このような不透明な使い方、そして既存テレビ局の独自の電波使用を、どうかしていただきたいと思います。</p> <p>日本でも放送免許などを電波利用料による入札制に変更すれば、競争原理が働き、電波利用に対する適正な市場価格が形成され、利用料は合計2兆円以上になる、とも言われていますね。2兆円以上あれば、財政不足による消費税増税などは不要になるのでは？(インフレ時の増税を否定するものではありません)</p> <p>放送内容についても、独占状態でリベラルな偏向報道を垂れ流されたのでは、国民にとって不利益でしかありません。既存のテレビ局の放送内容の監査が必要だと思いますし、もっと保守的なテレビ局が存在してくれないと困ります。</p>	252	<p>平成23年度の電波利用料の歳入総額740.3億円のうち、携帯電話事業者が支払うのは82% (約590億円)を占めるのに対し、テレビ局・ラジオ局は合計でもたった6% (約60億円)にしかないことに愕然としております。テレビ局は携帯電話の1.4倍の周波数帯域を使っているのにあまりに不公平ではありませんか？ しかも民放各局は、広告費で莫大な利益をあげているにもかかわらず。</p> <p>電波使用は、許認可制となっており、放送事業者は、本来公共性を重んじる責務を負っているはずですが、その放送内容には問題が多すぎます。世論のミスリードや、特定国の擁護に明け暮れ、日本国民にデモで抗議される放送事業者も決してみずらしくありません。</p> <p>電波は有限な国民共有の資源です。放送事業者は、所定の手続きでルールを守れることは当たり前ですが、公共性が高い企業の負担は軽減されるべきことに異議はありません。しかし、現在の民放においては、公共性が著しくないがしるにされている反面、広告費などで莫大な利益を得ています。本来税金や電波使用料として、納められる莫大な金額が、放送事業者で、浪費されてしまっていると言ってしまう状態にあります。税金は国民全員の負担です。放送事業者が納税を免れ、利益を上げていることは、国民の財布から一部の業界の利益分を負担しているようなものです。ルールを守り納税している国民にとっては、不公平以外の何のでもありません。</p> <p>よって、電波使用料の算出方法は海外各国を参考に適正な電波使用料を決定し、収入に対しても、しかるべき税率を掛け、放送内容を監査する公共機関の設立を求めます。</p>
246	<p>「電波オークション」制度についての関連法案の提出が見送られたと聞いています。</p> <p>平成23年度の電波利用料の歳入総額740.3億円のうち、携帯電話事業者が82% (約590億円)を支払っていますが、テレビ局は携帯電話の1.4倍の周波数帯域を使っているにも関わらず、テレビ局・ラジオ局合わせてわずか6% (約60億円)しか支払っていません。しかも民放各局は広告費で莫大な利益をあげています。</p> <p>さらに、2009年度から4年間で合計約1300億円、歳入45%が地上デジタル放送への対策に投じられています。2011年7月に地デジ移行は完了しているにもかかわらず、この対策事業は山間地の電波対策や負債返済などに充てるといって継続することです。そうした費用を携帯電話の利用者が負担すべきものでしょうか？</p> <p>テレビ局は本来、公共性の高い放送をする責務を負っているはずですが、放送内容には問題が多く、世論のミスリードや特定国の擁護などの偏向報道が頻繁にあります。日本国民にデモで抗議される放送局もあり、国民に不利益をもたらしていると言えます。</p> <p>電波は有限な国民共有の資源です。限られた国民の財産を利用する以上、所定の手続きでルールを守る事は当たり前ですが、公共性が高いほど、企業への負担は軽減されるべきですが、現在の民放は公共性が極めて低く、広告費などで利益が莫大です。テレビ局の収入は、本来税金や電波使用料として納められるべきですが、放送局の傘下で消化されてしまっています。</p> <p>一部の業界が納税を免れ、利益を上げている事は、許されません。</p> <p>よって、諸外国の例を参考に適正な電波使用料を決定し、収入に対してもしかるべき税率を掛け、放送内容を監査する公共機関の設立を求めます。</p>	253	<p>電波利用料の8割を携帯電話会社が負担しているという事実を知って、驚きました。テレビ局がその大半を負担しているのだとわかっていました。</p> <p>最近、テレビの報道内容が反動的、そして煽動、煽動的で、非常に違和感があります。明らかにステルスマーケティングだと感じる報道も非常に増えてきています。またNHKをはじめとするテレビ局の社員の高い給与も、世間一般の常識からかけ離れていると感じます。(なんでもNHKの理事長の報酬は、内閣総理大臣よりも高いとか…。絶句です。)</p> <p>そもそも電波は公共性の高い、非常に重要なインフラでもあるにもかかわらず、テレビ局は、非常に偏った内容の報道を行ってたり、常識はずれの社員の厚遇ぶりで合ったりと公共性の高い会社とそぐわないことをやって居ます。</p> <p>どうかテレビ局への電波利用料の大幅引き上げのご検討をよろしくお願いします。</p> <p>そして、BPOのような同業者が自主的に作った機関ではなく、完全に業界外の独立した報道内容への監査組織を早急に作って頂きたい。</p> <p>もうテレビ局、大手マスコミのやりたい放題には、日本人の堪忍袋の緒が切れかかっています。</p>
247	<p>きちんとTV局などからも電波利用料を徴収すべきです。現状は国民が負担しているというも過言ではありません。</p>	254	<p>不当ほど安い電波料で、ジャップ18や...を認め...なんている韓国選手ばかりよいしょする、あんな偏向報道を垂れ流されてる国民の方がたまりません。できれば停波してほしいです。せめて電波料は諸外国のみならずと、自分のかいつけたコンテンツをそこまわすマスコミのテレビ局からは、税金もろくろとかけたくらいです。</p>
248	<p>見直しに賛成します。日本のテレビ局安すぎ儲けすぎです。安い電波使用料で『捏造』『印象操作』『ステマ』を繰り返しています。日本サゲ 韓国アゲの売国放送局ばかりです。海外のようにオークション制にして欲しいです。</p>	255	<p>最近のテレビ局はあまりに低俗でただ無意味な可笑しくもない笑いを垂れ流しています。テレビ業界は下請け孫請けの製作会社の過剰搾取と相反して業界本体の高給は知られつつあります。そして公器でありながら、特定勢力の支配の影が及び状況で国民をミスリードしている。この現状を正す為には厳しい罰則並みに高額な電波使用料は必然であると考えます。電波というものは諸外国では安全保障の一部として扱いだそうだし、外国人や特定勢力の影響を受けてはならないのです。我が国も知らず知らずのうちに電波によって国を蝕み込んでいるように思われ空恐ろしく感じている次第です。よって、テレビ局2割、一般国民8割という電波使用料の割合を逆にすると国民負担をなくして下さい。また、中国韓国寄りの報道・偏向報道の多いNHKの受信料負担廃止、そして民営化も求めます。</p>
249	<p>電波料は大幅に値上げしてください。</p> <p>日本の電波料は、諸外国に比べ大変低額です。日本国民の有限の財産を特定の業者に不正に安く売却しているのは問題です。電波料を引き上げて、国の税収upにつなげてください。</p> <p>また、公共性の高い放送局には放送法を逸脱した場合の罰則規定を設けてほしいです。</p>	256	<p>近年のテレビ局の報道の劣悪ぶりに違和感を覚える。そもそも電波は国民の共有財産であり、一私企業に過ぎないテレビ局が、国際的な金額と比較して法外に安い金額で電波を使用し、自社制作の映画や自社の不動産等を、電波を利用して宣伝して利益を得ることは如何なものか、電波の使用を入札制にする等しいと、不公平ではないか。電波の在り方を再考していただきたいく存じます。</p>
250	<p>・平成23年度の電波利用料の歳入総額740.3億円のうち、携帯電話事業者が82% (約590億円)を支払っている。テレビ局は携帯電話の1.4倍の周波数帯域を使っているにも関わらず、テレビ局・ラジオ局合わせてわずか6% (約60億円)しか支払っていない。しかも民放各局は広告費で莫大な利益をあげている。</p> <p>・テレビ局は本来、公共性の高い放送をする責務を負っているはずが、放送内容には問題が多く、世論のミスリードや特定国の擁護などの偏向報道が頻繁にある。</p> <p>・日本国民にデモで抗議される放送局もあり、国民に不利益をもたらしていると言える。</p> <p>・電波は有限な国民共有の資源。限られた国民の財産を利用する以上、所定の手続きでルールを守る事は当たり前ですが、公共性が高いほど、企業への負担は軽減されるべきだが現在の民放は公共性が極めて低く、広告費などの利益が莫大。テレビ局の収入は、本来税金や電波使用料として納められるべきだが、放送局の傘下で消化されてしまっている。一部の業界が納税を免れ、利益を上げている事は、許されない。</p> <p>よって、諸外国の例を参考に適正な電波使用料を決定し、収入に対してもしかるべき税率を掛け、放送内容を監査する公共機関の設立を求めます。</p>	257	<p>電波利用料の総額に対し、放送局の利用料が著しく低額になっており、日本の放送局、マスコミ、広告代理店は不当に安い電波利用料により、希少な電波を独占的に利用して、不当に高い利益を得ていると言える。電波の経済的価値と電波利用料負担のバランスがおかしいと感じています。偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。また、それに付随する広告産業から徴収する電波利用料を国際的に見て適正な水準まで増加させてもらいたいです。また、できれば偏向報道のNHK民営化、受信料負担廃止。放送免許のオークション制希望</p>
251	<p>テレビ局の偏向報道がひどく信用ならないので見なくなった。見ないテレビの電波使用料を我々が8割負担はおかしい。社会的責任を取って欲しい。なぜあんなに日本人を馬鹿にした内容を垂れ流すのか！番組によっては、海外の人連に日本人の悪いところばかりを伝えることになっている。偏向報道を繰り返すテレビ局に電波使用料の大幅負担を求めます。国民の税金が上がっていくので国民の負担を減らして欲しい。半々か、逆転してテレビ局側8割くらい。</p> <p>NHKの偏向報道もひどい。国営でもないので強制して高い料金を取るのおかしい。NHK受信料負担軽減か、民営化での受信料廃止を求めます！また、放送免許のオークション制を希望します。よろしく願います。</p>	258	<p>偏向報道を繰り返すTV局に電波使用料負担増を大幅に求めます。割合を逆にするか、国民負担をなくしてください。また、ついでに偏向報道のNHK民営化、受信料負担廃止。放送免許のオークション制希望。</p>
		259	<p>テレビ局が得ている莫大な利益に対して、(諸外国と比べても)日本の電波使用料金は安すぎる。それに加えて現在では公共の電波を使っている偏向報道が酷く、国民がメディアを信用できない状況にある。テレビCMによって広告代理店が力を持ってしまい、とても国民のための放送とはいえないことも原因のひとつではないか？日本国内の財政を考えると、メディアにかかる税率は不公平だと思われる。電波使用料金を適正価格にし、しかるべき税率をかけることを強く要求する。</p>
		260	<p>公共の電波の私有化が目に見えます。調べるとタダ同然の電波料金、報道なのか、商品宣伝か、まったくわからないニュース番組。公正とはまったく思えない、偏った、まるでプロパガンダのような内容。ネットの発達でいかに新しいは、騙されてきた。海外は電波料金がタダ同然ではありません。方や企業から高い宣伝費をもらいう。先日テレビを産した男性アナウンサーの年収は2400万円と自らのブログに書いてます。また深夜番組はもう子供に見せられる代物ではないのがあります。金儲けのためなんでもあり、おかしいですよ。いまのバリックコメントの存在を知らない多くの国民がいます。ぜひ全国的にお聞きになってください。皆さんと電波料金、放送法をお知らせすると、怒りますよ。電波料金値上げ。または利率に大賛成です。</p>
		261	<p>テレビ局は本来、公共性の高い放送をする責務を負っているはずが放送内容には問題が多く、世論のミスリードや特定国の擁護などの偏向報道が頻繁にある。日本国民にデモで抗議される放送局もあり、国民に不利益をもたらしています。「見直しに賛成します」</p>
		262	<p>テレビ局が、公益にならない目に余るほどの偏向報道を行っています。これは諸外国の電波利用料に比べ、かなりの安さから予期懸念しているのではないのでしょうか。適正な価格に引き上げるよう宜しくお願い致します。不快な報道は見たくないのです。</p>
		263	<p>諸外国に比べて日本は電波使用料が安すぎるのでせめて欧米並みまで引き上げるべきだと思います。安すぎる電波使用料で民間平均の3倍もお給料を出しているのが格差社会も助長していると思います。公務員が高い給与で...などマスコミはよく宣伝していますが、マスコミの方が2~3倍以上高いですよ？これはおかしいと思います。</p> <p>そこまで放送業界が収益を上げているのであれば、国が疲弊した民間の製造業などの大企業も次々潰れて合併している今、国にその給与の半分でも(それでもかなりの高給だと思います)還元すべきなのではないでしょうか？</p> <p>マスコミ業界だけが特別な聖域であるのはおかしいと思います。</p>
		264	<p>日本国民のマスメディア不信のひとつに、放送法違反を繰り返す各局への電波使用料国民負担への疑問があります。見たくない偏向報道をされ続けながら、それが改善される事なく今日まで来て、電波使用料は国民が8割も負担しているとの事。これはテレビ局が負うべきものです。是正すべきです。また、電波使用料のみならずNHKなどは民営化し、受信料負担も廃止。そしてマスコミ社員にも国籍条項を設けるべきです。</p>

285	<p>日本の電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価であるようです。電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権益のごとく、不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのがおかしいと思います。世界水準での値上げを検討してください。</p> <p>現在各放送局では貴重な電波を使用し、変更した内容の放送で世論を誘導したり、自らが版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用していると思うケースも多々あります。</p> <p>是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立ててもらいたいのと、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が産まれるようにして欲しいです。そして国民が望まない偏向報道などには免許の取り消しやペナルティを課することができるような仕組みを望みます。</p> <p>なお、公共放送を標榜する NHK の日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民の批難が集まっております。受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たい人だけが見られるスクランブル化の検討や放送免許事柄の見直しをお願いします。</p> <p>【同意見他 32 件】</p>	296	<p>日本の電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価であるようです。電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権益のごとく、不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのがおかしいと思います。世界水準での値上げを検討してください。</p> <p>現在各放送局では貴重な電波を使用し、変更した内容の放送で世論を誘導したり、自らが版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用していると思うケースも多々あります。</p> <p>是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立ててもらいたいのと、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が産まれるようにして欲しいです。そして国民が望まない偏向報道などには免許の取り消しやペナルティを課することができるような仕組みを望みます。</p> <p>なお、公共放送を標榜する NHK の日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民の批難が集まっております。受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たい人だけが見られるスクランブル化の検討や放送免許事柄の見直しをお願いします。</p>
286	<p>反日、歪曲、ねつ造、偏向報道を繰り返す TV 局へ電波使用料負担を増やしてほしいです。特に NHK は国民から受信料を取っているのに偏向報道がひどいので悪質だと思います。国民の負担を減らしたりなくしたりしてほしいです。</p>	297	<p>日本の電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価であるようです。電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権益のごとく、不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのがおかしいと思います。</p> <p>是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立ててもらいたいのと、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が産まれるようにして欲しいです。そして国民が望まない偏向報道などには免許の取り消しやペナルティを課することができるような仕組みを望みます。</p> <p>なお、公共放送を標榜する NHK の日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民の批難が集まっております。受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たい人だけが見られるスクランブル化の検討や放送免許事柄の見直しをお願いします。</p>
287	<p>日本の電波利用は、健全な市場競争がなく、数社の放送局が独占している状況にあります。電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権益のごとく、不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのがおかしいと思います。</p> <p>電波オークションを採用し、新規参入も可能に規制緩和、マスキンの構造改革をすべきです。また、現在各放送局では貴重な電波を使用し、変更した内容の放送で世論を誘導したり、自らが版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用していると思うケースも多々あります。そして国民が望まない偏向報道などには免許の取り消しやペナルティを課することができるような仕組みを望みます。</p> <p>なお、公共放送を標榜する NHK の日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民の批難が集まっております。受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たい人だけが見られるスクランブル化の検討や放送免許自体の見直しをお願いします。</p>	298	<p>テレビ局の電波料は、明らかに安すぎである。したがって値上げすべきである。</p>
288	<p>電波オークション制度を作ってください。他の先進国に比べて日本は安すぎます。オークション参加には、外国人の株保有が全体の 10%以下が条件。</p>	299	<p>なぜ民放各キー局の納める電波使用料は安いのでしょうか。TV 局が安い電波で高い収益を受けているのに対し携帯電話会社は高い電波使用料を払って電波を利用しているという TV 局会社と携帯電話会社の電波使用料格差、TV の優遇が見られます。このような TV 局の利権を守るために総務省と TV 局が「電波オークション反対」をいながら一方で TV 局は電波を「公共の電波」だとして行うことは偏向報道、報道しない自由と言った捻曲がった情報を毎日四六時中タレ流ししながら大儲けをしているのです。その結果、TV 局に残るは電波によって産まれた大金です。電波は国民の財産です。その電波を負担するための TV 局が支払う電波使用料はとて莫く、電波に乗せて国民に見せる報道はひどい有様です。TV 局が高給取りなのは国民の財産である電波を占領しており、その電波使用料がとて莫くたるとも徴々たるものだからです。だから TV 離れと言われても TV 局は崩壊、崩壊しませぬ。電波を非常に安い価格で仕入れるという TV の既得権益は国民に対して不愛想だと云えます。又、電波使用料を安く、と言うその利権を守りたいという TV と総務省の癒着が見えているの分かります。TV の電波使用料を安く上げ、電波利用料をオークションにしたほうが電波と言う財産の価値、それを扱う責任が大きくなります。TV 局の甘えを取り払ってほしいものです。TV 局の報道にも TV の副業(映画参入、不動産事業など)が多く見られ、電波で遊んでいると言えませんが、TV 局の電波使用料見直し、よろしく願います。</p>
289	<p>日本の電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価です。電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権益のごとく、不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのがおかしいと思います。世界水準での値上げを検討してください。</p> <p>また、現在各放送局では貴重な電波を使用し、偏向した内容の放送で世論を誘導したり、自らが版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用しているケースが多々見受けられます。</p> <p>是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立てると共に、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が産まれるようにして欲しいです。そして国民が望まない偏向報道などには免許の取り消しやペナルティを課することができるような仕組みを望みます。</p> <p>なお、公共放送を標榜する NHK の日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民の批難が集まっております。受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たい人だけが見られるスクランブル化の検討や放送免許事柄の見直しをお願いします。</p>	300	<p>テレビ局に対する電波料金が安いと思う。テレビ局に甘い対応はおかしいと感じます。偏向放送、ミスリード許しません。</p>
290	<p>電波利用料の見直しに関する意見 テレビ局の利用料が安すぎます。 オークション制度にしてください。</p>	301	<p>テレビ局の電波使用料を諸外国水準へ引き揚げるべきです。不当に安い電波使用料で偏向報道報道し国益を著しく損ね害悪にかならないテレビ局は本来放送権剥奪されても良いくらいだと思っています。</p>
291	<p>今の日本のテレビ、ラジオ、などの電波から流れる異常に不気味な情報操作は気味が悪くなります。</p> <p>もう日本国民は気付いています。</p> <p>もう今の日本に電波は無用なのです。</p> <p>電波料金が安すぎてやりたい放題で電気が無駄使いされ日本国民はその電波で不幸に見舞われている現実。不公平がダメです。電波は怖い。国民は流されやすいのを利用されないようにしてほしい。値上げは当たり前なんです。反対するはいません！！</p>	302	<p>電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価であるようです。電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権益のごとく、不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのがおかしいと思います。世界水準での値上げを検討してください。</p> <p>現在各放送局では貴重な電波を使用し、偏向した内容の放送で世論を誘導したり、自らが版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用していると思われるケースも多々あります。利用料だけでなく、放送の運用についても法改正を検討してください。</p> <p>是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立ててもらいたいのと、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が産まれるようにして欲しいです。そして国民が望まない偏向報道などには免許の取り消しやペナルティを課することができるような仕組みを望みます。</p> <p>なお、公共放送を標榜する NHK の日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民の批難が集まっております。受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たい人だけが見られるスクランブル化の検討や放送免許事柄の見直しをお願いします。</p>
292	<p>日本の電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価であるようです。電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権益のごとく、不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのがおかしいと思います。世界水準での値上げを検討してください。</p> <p>現在各放送局では貴重な電波を使用し、偏向した内容の放送で世論を誘導したり、自らが版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用していると思われるケースも多々あります。利用料だけでなく、放送の運用についても法改正を検討してください。</p> <p>是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立ててもらいたいのと、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が産まれるようにして欲しいです。そして国民が望まない偏向報道などには免許の取り消しやペナルティを課することができるような仕組みを望みます。</p> <p>なお、公共放送を標榜する NHK の日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民の批難が集まっております。受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たい人だけが見られるスクランブル化の検討や放送免許事柄の見直しをお願いします。</p>	303	<p>安すぎる電波利用料。せめて諸外国並みにしてほしい。因みに安すぎる利用料に偏向報道とか、厳しく取り締ましてほしい。</p>
293	<p>各放送局では貴重な電波を使用し、偏向した内容の放送で世論を誘導したり、自らが版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用していると思うケースも多々あります。</p> <p>是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立ててもらいたいのと、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が産まれるようにして欲しいです。</p> <p>そして国民が望まない偏向報道などには免許の取り消しやペナルティを課することができるような仕組みを望みます。</p> <p>なお、公共放送を標榜する NHK の日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民の批難が集まっております。</p>	304	<p>日本の電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価です。電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権益のごとく、不当に安い水準で現行の放送局が使用している。世界水準での値上げを検討して下さい。</p> <p>現在各放送局では貴重な電波を使用し、変更した内容の放送で世論を誘導したり、自らが版權を持つコンテンツの宣伝に使用する等、電波を悪用して居る事例が見受けられます。是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立てて下さい。</p> <p>新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が産まれる様、現放送局での専占状態を一刻も早く打破すべきです。</p> <p>国民有権者・視聴者が望まない偏向報道を実施した放送局には放送免許の即時取り消しやペナルティを課する事が出来る様な仕組みを望みます。現行の法制度を厳格に見直し頂きたい。</p> <p>尚、公共放送を標榜する NHK の日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民視聴者・有権者の批難が集まっております。受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たい人だけが見られるスクランブル化の検討や放送免許事柄の見直しを御願います。国民有権者は ISO26000 について詳細内容を把握して居る方々がたくさん居ります。大至急御検討頂きます様御願ひ申し上げます。</p>
294	<p>匿名で申し訳ございません。昨今のマスキによる偏向報道に怒りを隠せません。NHK は当然として、その他の主要 TV 局も国益にならない報道ばかり。そんな内容の放送をしているのにも関わらず、マスキの高給ぶりも怒りがこみ上げます。諸外国に比べて電波料が安すぎるとも思います。よって、電波利用料の見直しには賛成です。見直しすべきだと思います。</p>	305	<p>テレビ局に対し、もっと電波使用料をあげてください。テレビはスポンサーから高額な広告料を取り、反日放送をしています。スポンサーの意向もあるのか、反日放送をやりた放題です。しかも、電波使用料が安い、とおかしな事がまかり通っておりテレビ局は、できれば一社くらいは放送免許停止や、倒産してほしいと思います。はっきり言って、テレビ局なんてこんなにもいけませんよ。ほんとにテレビ離れは進んでいます。</p>
295	<p>日本の電波利用料は世界各国に比べてかなりの安価と聞いています。国民の財産である電波が、不当に安い水準で決まった放送局が独占しているのはおかしいです。世界水準での値上げを推進してください。</p> <p>現在各放送局では貴重な電波を使用し、偏向報道を繰り返す、その点について苦情を受けても改める様子は見受けられません。フジテレビに代表されるように、自らが版權を持つコンテンツの宣伝に使用するなど、電波を悪用する例もあります。</p> <p>電波利用料の大幅値上げと同時に電波オークションの導入を検討していただきたいと思いたいです。既存放送局は長年電波を独占利用してきたことに慢心、報道の理念を完全に失っています。まっとうな新規の放送局に参入してもらいたいです。国民を小さくした偏向報道を繰り返す局に対して免許の剥奪や、厳しい罰則を課す仕組みを確立してください。</p> <p>なお、公共放送を標榜する NHK の日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民の批難が集まっております。受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たい人だけが見られるスクランブル化の検討や放送免許事柄の見直しをお願いします。個人的には、NHK は気象情報と交通情報、国会中継だけやってくれればいいです。日本と日本人を殴め、中韓にへつらう現在の NHK は不愉快極まりない存在です。NHK に対して今年度の予算が認められてしまったことが、今でも許せません。</p>	306	<p>電波のオークション導入をお願いします。そして新しい企業にもどんどん入ってきてもらいたい。今のままの独占状態では、どのチャンネルも同じ報道、同じ内容の番組しか見れないのは国民にとって大きな損失です。もっと公共の電波の有効活用をお願いします。今のテレビは本当に見る番組がない。</p>
		307	<p>電波オークション制度導入をお願いします。</p> <p>動画で見た事があるんですが、総務省に放送局で外国人の株主比率が30%(数字は違いますが)を超えたら違法だと、問い合わせにきた一般市民に議決権行使すれば違法ではないと言ったところ聞きました。これだけ日本を殴められるおかしな番組と放送を見るにつけ、株主ごころか、放送局内部に在日的外国人がいるのは、間違いない事実だと確信しています。</p> <p>これだけ報道しない自由を謳歌されたら、国民の知る権利は侵害され、財産である公共の電波は、悪用されています。しかもCMには違法賭博であるパチンコなど、海外のテレビで馬鹿にされているのがわかっているのでしょうか。荒川静香さんのメダル授与式で天井を写すNHK、新藤大田は去年安倍総裁選で、マスキの真つ中しにいらした菅、何千万回も再生されました。マスキも各社とも偏向報道で、子音が掛掛りますが、真実を伝える側が、自身が批判の対象になれば、なぜ国民が怒っているのかの検証どころかネットウケと一括りにして、悪者低学歴低収入の負け組と決め付け、自分達の悪事は全力で隠蔽しています。一日も早く放送法を改正し、実害を逆転報道したら罰則規定を設け、放送免許剥奪をお願いします。反対する議員や官僚がいるなら、背後には利権がある苦です。日本国日本人の為の放送を取り戻して下さい。これが突破出来るか、すべてが変わる気がします。</p>
		308	<p>日本の電波利用料は諸外国に比べて格段に廉価であるようです。電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権益のごとく、不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのは納得行きません。世界水準での値上げを是非検討するべきです。</p> <p>現在各放送局では貴重な電波を使用しているにもかかわらず、偏向した内容の放送で世論を誘導したり、自らが版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用していると思うケースも多々あります。</p> <p>是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立てて頂きたいです。新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が産まれるようにする必要があります。国民が望まない偏向報道などには免許の取り消しやペナルティを課することができるような仕組みを強く望みます。</p> <p>なお、公共放送を標榜する NHK の日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民の批難が集まっております。受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たい人だけが見られるスクランブル化の検討や放送免許事柄の見直しをお願いします。</p>

332	電波利用料に関してですが、物質的なものを提供している訳ではないのに、料金が高すぎような気が致します。携帯電話会社は、頻りにコマーシャルを放映していますが、個人的にですが、消費者としては何を勧めているのかわかりませんし、タブレットを起用した莫大な宣伝費に使ってほしくありません。 趣旨が合っているか正しくわかりませんが、これを機に意見をさせて頂きました。電波利用料を、ぜひ軽減してください。よろしく願致します。	344	近年のマスコミ(NHK含む)は、嘘、捏造を平気で全国に垂れ流しており、不快極まりないです。また、自社のお金儲けのために使用しており言語道断だと思います。しかも、国民共有の財産であるはずの電波を嘘、捏造を行っているにも関わらず使用料は僅かです。この点を踏まえ電波料を見直して頂ければと思います。
333	日本の電波利用料を世界水準並みに引き上げて下さい。電波は国民の財産であるのに、既得権益のごとく不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのはおかしいと思います。 現在各放送局では国民の共有財産ともいえる貴重な電波を使用し、偏向した内容で世論を誘導したり、自社が権利を持つコンテンツの宣伝を勝手にしたりと、電波を悪用していると思われるケースが多々あります。電波を悪用した放送局に対しては、免許の取り消しや罰金などのペナルティを課することができるようなシステムを作ってほしいです。 それから電波オークションを導入し貴重な財源として役立ててもらいたいのと、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が生まれるようにしてほしいです。 尚、公共放送であるNHKの日本の放送局とは思えない姿勢の国民の非難が集まっています。受信料が既得権益となっている体制に一石を投じるためにも、見たい人だけが見えるスクランブル化の検討や放送免許の見直しをお願いします。	345	電波利用料は見直すべきであると考えます。放送局は周波数帯域に応じて、国に納める利用料をもっと増やさないでほしい。 これまで、放送局は公共性を持っているが故に優遇されてきた。しかし、現在のテレビ放送が国民にとって有益であり、社会に良い影響をもたらしているとは思えない。むしろ、そのあり様に国民は反感を感じてきている。自社の副業やイベントを無料で広告できるのであるから、年々営業利益が増えているのも当然のことであろう。ニュース番組などで盛んに既得権益を批判しているマスコミであるが、自らが真っ先に市場原理を導入し、競争にさらされるべきである。
334	電波利用料につきまして、以前から安すぎると感じております。他国と比べても破格の安さです。民法各局は広告費で莫大な利益があります。さらにその国民の財産である電波を使って、放送法違反と受け取れる報道内容等をしていると、いち視聴者として感じます。諸外国を比べて適正な電波利用料にして頂きたいです。	346	日本の電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価であるそうです。電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権益のごとく、不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのにおかしいと思います。世界水準での値上げを検討してください。 現在各放送局では貴重な電波を使用し、変更した内容の放送で世論を誘導したり、自社が版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用していると思うケースも多々あります。特にNHKとフジテレビとソフトバンクについては特にひどいものがあります。 是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立ててもらいたいのと、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が生まれるようにしてほしいです。そして国民が望まない偏向報道などには免許の取り消しやペナルティを課することができるような仕組みを望みます。
335	日本の電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価であるそうです。電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権益のごとく、不当に安い水準で、現行の放送局が使用しているのにおかしいと思います。世界水準での値上げを検討してください。 それから、現在各放送局では貴重な電波を使用し、変更した内容の放送で世論を誘導したり、自社が版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用していると思うケースも多々あります。	347	テレビ局の電波利用料は安すぎます。国民の財産である電波を利用して金儲けをしているにもかかわらず、テレビ局が支払っている金額が少なすぎます。その変わり、携帯電話会社が電波利用料をたくさん払わされており、我々の携帯料金に上乗せされていることは衆知の事実です。テレビ局はその電波を利用して自社の商売の宣伝をしております。広告費も商品に上乗せされており、消費者が払っています。おまけに広告代理店にも広告費を払わされており、重畳でテレビ局とその関係者に金を取られていることになり絶対に許しません。テレビなんて情報のソースとしては価値が無く、3局潰れてもかまわないので、電波利用料を50〜100倍にするべきです。電波を使って、馬鹿な内輪語だけか放送し無能なメディアは必要ありません。しかも、反日、中国、韓国擁護の左翼的な報道が目につきます。NHKなどは中国韓国と同じ建物の中に放送局があり、国策の情報を全て流していることも知られてます(国民には国会中継は全て流していない)。はっきり言って中国、韓国、韓国のスライム組織です。NHKは給料も1700万円と公務員の2倍以上もらっており、無駄です。国内向けに番組を減らして、ドラマなどの無駄な番組は全てやめさせるべきです。テレビの情報ソースとしての価値がほとんどないで電波オークションを行いまともな報道局に電波を与えるべきです。広告代理店は廃止して下さい。明らかにレベルの低い間違った、経済ニュースや政治報道、教育番組ばかり流して、笑えます、役に立ちません。国のためになりません。外国人の株の持ち株比率も下げるべきです。議決権のない株も含めて比率をカウントするべきです。外国企業の宣伝も中止して下さい。BPOもテレビ局の偽組織なので、外部の監視機関としての役目を果たしていません。まったく信用出来ません。
336	平成23年度の電波利用料の歳入総額7403億円のうち、携帯電話会社が82%約590億円を支払っている。テレビ局は携帯電話の1.4倍の周波数帯域を使っているにも関わらず、テレビ局・ラジオ局合わせてわずか6%（約60億円）しか支払っていない、不公平ではないでしょうか。国民の公共の電波であるはずなのに、テレビラジオ局だけの独占状態だと思います。	348	私は一般市民で電波利用料などは、余り関わりのない所で生活しているのですが、今の放送各社の反日報道の垂れ流し、反日国家の持ち上げ報道に違和感を感じております。特にNHKが日本の国家利益を損なうような報道を行っていることに憤り強く感じています。 民放でも国内で激しい反日教育を繰り返している国をあつても親日でない国、のように放送しています。こういう報道機関がなくなるように、電波利用料を考えていただきたい。 そして日本の財産でもある電波利用料をもっと適正に上げていきたいと思います。素人の意見ですが、国民の大多数の意見だと感じています。
337	日本の電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価であると感じます。電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権益のごとく、不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのにおかしいと思います。世界水準での値上げを検討してください。 その電波利用料を”日本国民のために有効に使って下さい”。現在各放送局では貴重な電波を使用し、偏向した内容の放送で世論を誘導したり、自社が版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用していると思うケースも多々あります。タレントが商品のPRを電波を使っていることも多いです。 是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立てて頂きたいです。また、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が生まれるようにしてほしいです。そして国民が望まない偏向報道などには免許の取り消しやペナルティを課することができるような仕組みをお願いします。 公共放送を標榜するNHKの日本のテレビ局とは思えない報道ぶりは目に余ります。受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為、見たい人だけが見えるスクランブル化の検討や放送免許自体の見直しをお願いします。	349	日本の電波利用料は世界各国と比べるととても廉価です。そして、日本のメディアは廉価な電波利用料を既得権益のよう使用、少ない放送局で独占していると思います。電波は国民の財産です。世界水準と同じくらい値上げを検討願います。消費税を上げるならば、既得権益からしっかりと徴収していただかないと納得できません。 最近のメディアは貴重な電波を使用して、世論を誘導する内容を報道したり、自社が版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用していると思うケースが目立ちます。 電波オークションを導入し貴重な財源として役立ててもらいたいのと、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が生まれるようにしてほしいです。そして国民が望まない偏向報道などには免許の取り消しやペナルティを課することができるような仕組みを望みます。 なお、公共放送を標榜するNHKの日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民の批難が集まっております。受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たい人だけが見えるスクランブル化の検討や放送免許事の見直しをお願いします。
338	国が税金で管理している電波で、NHKや民法各局は日本を認め、韓国を持ち上げ、日本のコンテンツを利用して大金を稼ぎながらも、大して電波利用料を払っていません。具体的には平成23年度のデータで740.3億円の歳入総額のうち、テレビ・ラジオはわずか6%（60億円）では電波のタダ乗りのようなものです。存分に値上げし、国益を阻害する報道、捏造・偏向報道には容赦ないペナルティを課すべきです。少なくとも、CMのために企業から莫大な広告費を取りながら、自分たちが著作権を得たコンテンツはタダで宣伝し、売りにあげて製作者やクリエイターには回らず、では納得がいきません。諸外国の例を参考に電波利用料だけでなく、収入に対してもしるべき税率をかけ、「公共の電波」に流すにふさわしい内容の放送を求めます。	350	よろしくお願いします。
339	日本は他国と比べて、電波使用料が破格に安すぎます。諸外国並みにするべきです。変更報道も酷く、本当に観るに耐えられません。放送内容を監査する公共機関の設立を強く求めます。	351	日本の電波利用料は、世界と比べてすごい安い水準だと聞きました。この状態が国民のための放送を行っているならば仕方ないと思えるので、実情はそうではありません。自国を認め、他国を称賛するような放送が多々見られます。そのため毎日のように、気分を悪くすることも多いです。それゆえ、このままめくくとした状態で放っておくことには反対です。諸外国の電波利用料を参考に、適正な価格に引き上げようお願いします。
340	電波利用料は、公共性が高いほど、企業への負担は軽減されるべきですが、現在の民放各社は、公共性が極めて低く、広告費などの利益が莫大です。本来税収や電波使用料として、納められる莫大な金額は放送局の傘下で消化されてしまっています。税金は国民全員で支払う物です。一部の業界が納税を免れ、利益を上げていく事は、国民の財布からその民放の利益分を負担しているようなものです。よって、電波使用料の算出方法は海外各国を参考に適正な電波使用料を決定し、収入に対しても、しかるべき税率を掛け、放送内容を監査する公共機関の設立を求めます。	352	そのほか、電波オークションの導入も検討してほしいです。そうすると色々競争しようという意気込みも生まれていよいよっといい番組を作ろうという気にもなると思います。
341	電波料の見直し(値上げ)に賛成します。また私たちが受信料を払いかつ税金で運営されている国営放送であるNHKにおいて、朝鮮半島において無料で視聴することができることに納得がいきません。そしてそれを意識してか、放送の中でも、やたらと中国と韓国をもちあげているのも許せません。NHKがそのまま改善する見込みがないのなら、こちらが受信料を払うのをやめたいので、スクランブルなどにしてもらって、受信しないという選択を日本国民に与えていただきたいと思つています。	353	今のままでは偏向報道が多すぎて、国民をバカにしているんじゃないかとさえ、感じることもありますのでどうにか改善して欲しいよう、つよく望みます。
342	表題の件について私見を述べさせていただきます。 現在我が国の電波利用料負担の割合は、携帯電話会社が8割、テレビ局会社が2割と非常に歪な状態にあります。その為もあり、NHKを含む各テレビ局会社は何よりも大層な「公」の為から遊離した電波の使い方をしております。電波利用負担の不均等の是正を図る(最低でも携帯電話会社とテレビ局会社の負担割合が同じ)と共に、テレビ局会社にその存在は「特権階級」ではなくあくまでも「公」が最も大事であることを認識させるためにも電波利用料負担の見直しは必須です。また、今日高度情報化社会となり世界で相対的に物質的な国民生活が最も豊かになった我が国においては時代錯誤の受信料徴収と国税により成り立つNHKはその役目を終えており、速やかに解体民営化、その放送設備網は国営化し民営NHK等に有償で貸し出すとともに国家における情報の伝達手段のひとつとして用いることが「日本が元気になる」ためには肝要と存じます。	354	日本の電波利用料は世界各国に比べて安いと思います。国民の財産である電波を不当に安い水準で放送局が使用しているのはおかしいと思います。世界水準での値上げを検討してください。現在各放送局は貴重な電波を利用して自社の版權をもつコンテンツ(特権階級)の宣伝に使用したり偏向報道をし悪用するケースも多々あります！電波オークションを導入し新規企業にも電波を利用するチャンスを与え競争が生まれるのが望ましいと思います。偏向報道等には免許の取り消しやペナルティを課することが出来る仕組みを作ってほしいと思います。今の放送局は酷すぎます。特にNHKは日本の放送局とは言えない。是非スクランブル化の検討が放送免許の取り消しをお願いします。
343	今のマスコミは何かおかし。日本国民は正しい公正な情報を知る権利があります。でないと日本は本当に終わります。現在各放送局では「放送しない権利」を乱用し変更した内容の放送で世論を間違った都合のいいように誘導したり、自社が版權を持つ様々なコンテンツの宣伝に使用する等、一企業が電波を悪用していると思うケースが一般レベルでも分かるくらい目立ってきています。 電波オークションを導入すれば莫大な貴重な財源を確保できます。また新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、今の既存の放送局に良い意味での競争が生まれ、既得権のゆるり浸る放送局を正して欲しいのです。 そして国民が望まない偏向報道などには免許の取り消しやペナルティを課することができるような仕組みを早急に望みます。国民もバカではありませんよ。なお、公共放送を標榜するNHKの日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民の批難が集まっております。受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たい人だけが見えるスクランブル化の検討や放送免許事の見直しをお願いします。 これが今の自民党政府に出来ないのならば、失望です。新藤さん、川口市民として切に望みます。	355	

<p>403 電波は国民の財産であるにもかかわらず、不当に安い水準で現行の放送局が使用していることはおかしいと思います。</p> <p>日本の電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価ですが、それに見合う価値が提供されているならともあれ現在各放送局では貴重な電波を使用し、偏向した内容の放送で世論を誘導したり、自社が版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用していると感じられるケースが多々あります。</p> <p>電波オークションを導入するなど、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が生まれるようにして欲しいです。</p> <p>そして国民が望まない偏向報道などには免許の取り消しやペナルティを課することができるような仕組みを望みます。</p> <p>また、公共放送を標榜するNHKを始めとする各局による「日本のテレビ局」とは思えない偏った報道姿勢が最近多々見られます。</p> <p>(某海外企業を名指しで持ち上げる番組があった、国会中継や東日本大震災関連式典の詳細を放送しない、各地日本国規模場面の複数回に渡る除外など)</p> <p>NHKは国営放送ではないにも関わらず国会で予算をつけてもらい、その一方で受信料を国民から「契約」という名の強制でせしめる体制、関連子会社の乱立と会計記録の不透明化、隠蔽、その上で重なる特定外国への偏向報道。諸局の中でも一番問題である部分が大いように感じられます。</p> <p>電波利用料に加えて、NHK自体の体制にも見直しいただければと思います。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>	<p>407 日本の電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価であるそうです。</p> <p>電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権益のごとく、不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのがおかしいと思います。</p> <p>世界水準での値上げを検討してください。</p> <p>現在各放送局では貴重な電波を使用し、偏向した内容の放送で世論を誘導したり、自社が版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用していると思うケースが多々あります。</p> <p>是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立ててもらいたいので、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が生まれるようにして欲しいです。</p> <p>そして国民が望まない偏向報道などには免許の取り消しやペナルティを課することができるような仕組みを望みます。</p> <p>なお、公共放送を標榜するNHKの日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民の批難が集まっております。</p> <p>受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たいだけが見られるスクランブル化の検討や放送免許事態の見直しをお願いします。</p>
<p>404 特定企業による超低額での電波利用がまるで当然の権利のように既成事実化している現状は、極めて公平性を欠くものです。実質的に新規参入を拒む現行制度は、公平な競争を阻害していると言わざるを得ません。</p> <p>公平性を欠くと言えば、プラチナバンドがソフトバンクに割り当てられたのは極めて不公平ではないでしょうか。大阪大学の鬼木甫名教授によると、このプラチナバンドの価値は5000億円以上との事ですが、同様の意見は多くの有識者から出されておりました。</p> <p>それにも拘わらず総務省はオークションを開催せず、虎の手のプラチナバンドをソフトバンクに差し上げてしまった。</p> <p>得られるはずの正当な対価を放棄し、特定企業に便宜を図ったも同然の「事件」は多くの国民の怒りを買いましたが、我々の声は総務省へ届いてはいないのでしょうか。</p> <p>電波が国民の共有財産であるならば、総務省はオークション放棄の理由を説明するのが筋であり、例えば法に反してはいない等々の根拠があろうとも、説明責任を果たさなければ国民に対しての背信と言わざるを得ません。</p> <p>5000億円あれば、どれだけのことが出来たでしょうか。</p> <p>過ぎってしまったことは取り返し付きませんが、公共電波の安売りは金輪際止めて頂きたいのです。</p> <p>その上で、電波の利用状況ですが、携帯電話事業者が約8割、テレビ局が約2割と聞き及びます。</p> <p>携帯電話事業者が支払っている電波利用料は、実質的には我々国民が携帯電話会社に支払っている使用料で賄われており、国民負担となっております。</p> <p>テレビ局はそれをスポンサー料で賄っており、両者とも己の懐を痛めず巨万の富を得られる仕組みは極めて不公平と言わざるを得ません。</p> <p>テレビ局に至っては朝から晩まで低俗な番組を垂れ流し続け、反動的な番組を多数制作しているばかりかスマホで反動的内容を忍ばせている事も少なくありません。</p> <p>インターネットではその証拠が動画や映像キャプチャーで無数に上がっており、もはや言い逃れ出来ない状況にありますが、テレビ局へ苦情の電話をしてもまともに取り合ってくれませんし、総務省に意見したところで何ら改善の兆しは見えて来ませんでした。</p> <p>BPOもテレビ局の傀儡のようであり、こうなって来ると、一般国民はテレビから離れるしかなくなるのが道理です。</p> <p>現在のテレビ局が墜落したのは、残念ながら放送内容の指導・監督を含め総務省が本来の役割を果たしてこなかった証左でしょう。</p> <p>墜落の理由には、得られる巨万の利益に対して支払う電波利用料があまりに少ないことが含まれているのは言うまでもありません。</p> <p>大メディアが傲慢になり偏向して行くのはある意味当然でしょう。</p>	<p>408 こういう事をやっている放送局は、電波利用料を見直すべきです！</p> 
<p>メディアを健全化するためにも適正な電波利用料の徴収は急務です。</p> <p>国民の共有財産である電波利用料は、オークション制を導入してアメリカやイギリスのようにきっちり徴収するのが筋です。</p> <p>放送免許の審査も極めて厳しく、場合によってはこれもオークション制を検討しても良いのではないのでしょうか。</p> <p>テレビの反動的な報道内容を審査し、偏向報道にはペナルティを課してください。</p> <p>最後にNHKについて。</p> <p>凶悪犯罪が増えた昨今、日本のモラルは低下したかのように考えられておりますが、これは偏向報道によるところが大きいのではないのでしょうか。</p> <p>NHKでは犯罪者の名前を通名で報じることが大変多いですが、このように日本人の犯罪と思われている事例を挙げれば枚挙に暇がありません。</p> <p>公共放送だからこそ事実誤認を避けるために実名報道するべきなのに、この点を長年指摘されている菅にも関わらずそれを止めようとしなければかりか、他局で取り上げている外国人の凶悪犯罪宇字を報じないことすらあります。</p> <p>対立のある問題については両論併記するとの原則もNHKでは蔑にきて続けております。</p> <p>ジャパンデビューの一人訴訟問題のように、偏向が過ぎて訴訟問題に発展している事例も見られる始末です。</p> <p>訴えられるのはその行いから当然ですが、驚くべきことに今では未払い、不払いに対して次々に訴訟を始めております。</p> <p>こんなことが許されて良いのでしょうか。</p> <p>偏向審判NHKに対し、総務省は国民の見ない権利を保障し、NHKのスクランブル化を行うべきです。(デジタルに移した今、即時スクランブルを実行できる事実を多くの国民が知り始めています)</p> <p>国民の知る権利を害し続けているNHKは、もはや公共放送の体を成しておらず、即刻解体するべきです。</p>	<p>409 テレビ局は公共性の高い放送をする責務があるにもかかわらず偏った放送が多い。</p> <p>近年益々激しくなっている見ている気分が悪くなるレベル。</p> <p>広告費で莫大な利益を上げているなら税金として納めるべきだと思ふ。</p> <p>テレビ局が電波使用料を納めれば、携帯電話料ももう少し安くなって庶民に還元されると思う。</p>
<p>405 日本の電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価であるそうです。</p> <p>電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権益のごとく、不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのがおかしいと思います。</p> <p>世界水準での値上げを検討してください。</p> <p>現在各放送局では貴重な電波を使用し、変更した内容の放送で世論を誘導したり、自社が版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用していると思うケースが多々あります。</p> <p>是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立ててもらいたいので、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が生まれるようにして欲しいです。</p> <p>そして国民が望まない偏向報道などには免許の取り消しやペナルティを課することができるような仕組みを望みます。</p> <p>なお、公共放送を標榜するNHKの日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民の批難が集まっております。</p> <p>受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たいだけが見られるスクランブル化の検討や放送免許事態の見直しをお願いします。</p> <p>* 反日放送局のNHKは構造改革の一環として、完全民営化し、新しく国営放送局を作ってもらいたいです。</p>	<p>410 「放送外収入」を増やすという私利私欲行為の宣伝に電波が安価に利用されています。</p> <p>日本最悪・最後の護送船団＝マスコミテレビ局電波利用権ではないでしょうか？</p> <p>政府の手厚い規制と放送免許などの許認可に守られ、長年新規参入も全くないテレビ局。</p> <p>政官および業界一団となって、仲間内で利権を独占。</p> <p>海外では常識の経済価値に見合った公共の電波の利用料をほとんど払わず、社会への還元は一切なし。</p> <p>GDPが日本の半分のイギリスで計850億円以上なのに、日本では、たった42億円という巨大な格差。</p> <p>暴利が得られているのに、放送免許などで新規参入ができない仕組みになっています。</p> <p>新規参入拒んで情報独占すれば、広告収入も独占できるしくみです。</p> <p>(結果、高止まりした広告料は商品価格に上乗せされ、全国の消費者から搾取されることとなります)</p> <p>これだけの経済大国の広告市場を大手5社で独占しています。</p> <p>それで全産業中、最高の収入。</p> <p>これほどぼろもろの寡占商売はないでしょう。</p> <p>その弊害のためには、報道の自由も喜んで捨てて強欲すぎる日本のマスコミ。(テレビ局は許認可、新聞社には再販制度で、マスコミは絶対に新規参入されない)</p> <p>日本でも放送免許などを電波利用料による札制に変更すれば、競争原理が働き、電波利用に対する適正な市場価格が形成され、利用料は合計2兆円以上になるといわれています。</p> <p>国にとってこれは消費税増税など全く不要となるはずですよ。</p>
<p>406 偏向報道を繰り返し、反日行為を繰り返しているテレビ局各社の電波利用料を高くしてください。</p>	<p>411 各テレビ局の売上から考えて、あまりにも安いので引き上げるべきです。</p> <p>各業界が不景気で苦しんでいる中、放送関係だけが不景気なぞど吹く風よという状態も異常であると思います。</p> <p>近年の偏向報道で国民に正しい情報が届かない事態の改善も行ってください。</p> <p>412 テレビ各社の総売り上げは、数兆円あるのに約34億円しか電波利用経費を計上していないことに納得できません。</p> <p>総務省は、テレビ各社から電波利用管理費だけでなく、電波使用料も徴収するべきではないでしょうか。</p> <p>413 基幹放送局が超定額で特定の電波帯を独占している。</p> <p>下らない或いは局に都合の悪い事実は報道しない自由と勝手な言い分で反日洗脳を繰り返す。</p> <p>局員たちは国民とはかけ離れた収入を得ている。</p> <p>局長はサイドビジネスで暴利を得、局長は天下りで更なる暴利を得ている。</p> <p>NHKにいたっては犯罪者扱いで受信料なるものを巻き上げる。</p> <p>現状のまま基幹放送局に公共の電波を利用させるべきではない。</p> <p>基幹放送局に唯向然の料金で独占使用させることは大問題である。</p> <p>即刻改善するべきである。</p> <p>414 テレビ局に電波使用料金を、上げて下さい！反日局ばかりが、低額の電波料金でやりたい放題の現状には、とても納得出来ません！</p> <p>そもそも、テレビ局はこんなにたくさんいらんない、と思います。節電にも貢献できますし、放送免許停止しても、いんじゃないですか？</p> <p>415 電波利用料を少なくとも世界水準以上に引き上げ下さい。</p> <p>現在の状況では既存の放送局が中韓の手に落ち、おそく改善は見込めそうにありません。</p> <p>利用料を引き上げることで経営を悪化させ、偏向報道を続ける放送局を潰してほしいです。</p> <p>そして国民のための放送局を作るために、新規参入を望む放送局に対し電波利用料を、期限付きで無料、にしてほしいです。</p> <p>日本を侮辱し偏向報道を行う放送局と、民放の場合ならスポンサーに対して、罰金および電波利用の権利はく奪などペナルティを課する事が出来るような仕組みを望みます。</p> <p>416 テレビ局が電波使用料の大半を負担すべきです。</p> <p>417 日本の電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価であるそうですがどうなのでしょう？電波は国民に益するための共有財産であると思われませんが、不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのが不当であればおかしいと思ふます。放送局の利益にはなっても視聴料などの支払のない国民にとっては高くても不利な無名のものです。</p> <p>公共の財産という意味では、世界趨勢に併せてもかわらないのであれば検討すべきではないでしょうか？</p> <p>そうすれば、消費税増税などという国民負担を少しでも減らせるのではないのですか？</p> <p>放送局が自社が版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用して利益を出していると思われる場合もあります。これは公共の財産を私的に利用している問題ある行為ではないのでしょうか？</p> <p>一般企業は広告を打つ際には多大な費用をかけることを得ません。</p> <p>それを自分の会社の放送に混ぜたりすることで利益を計上しているのは許しがたいものです。その分、きちんと国家に利益で取られているならともかく、放送局員の無駄に高い給与などになっているのは不正です。</p> <p>是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立ててもらいたいので、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が生まれるようにして欲しいです。</p> <p>また、公共放送を標榜するNHKの放送内容については疑義を持っています。公共放送であるにもかかわらず、格別の給与体系で社員が働いたり、放送内容が思想的に偏り、日本の国益を害する内容であったり、日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民の批難が集まっております。受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たいだけが見られるスクランブル化の検討や放送免許事態の見直しをお願いします。</p>

418	<p>意見申し上げます。</p> <p>公共性のある電波は、適正価格で、公正中立に使用されなければならないと思う。その由に反する偏向報道等は、免許の取り消しなどの措置も必要かと思う。</p> <p>日本の電波利用料は他国と比べても破格の安さと聞いておりますので、適正価格に値上げし、国の歳入として有効に遣っていただきたい。</p> <p>また、電波が独占状態であることも問題かと思う。</p> <p>昨今のNHKは、複数チャンネルでの番組の使いまわし、再放送が多く、放送内容も料金を支払ってまで視聴するレベルではないと思う。集められた多額の視聴料は、適正に製作費に遣われているのでしょうか？ そう云った意味での疑問のあるNHKは、スクランブル化されるべきかと思う。</p>	431	<p>先だってフジテレビを退社した、30代半ばのアナウンサーの年収が2400万であったと、自身のブログで述べています。</p> <p>また、NHK社員の平均年収が約1200万で、福利厚生費を加えると1800万近いとも言われています。</p> <p>他の放送局も同様の給料を支払っているものと思います。</p> <p>このように多額の給料を支払うことのできる財務内容であるにも関わらず、格安の放送権料しか払っていないのは、不当に優遇されている言わざるを得ません。</p> <p>また同時に、総務省は公共の電波を不当に安く使用されているという批判を受けざるを得ません。</p> <p>是非電波オークションを導入して頂きたいと思っております。</p> <p>日本のテレビの馬鹿らしさについては、海外から来た人たちも異口同音に語っています。</p> <p>公共の電波を利用しながら、日本人を馬鹿にするために、マインドコントロールをしているのではないかと疑うほどです。</p> <p>また、日本の国益を損なう偏向した内容の報道も目に余ります。</p> <p>テレビの報道を無条件で信じる国民も多数いる中で、このような偏向報道や国益を損なう報道を放置することは、今後の日本の進路を誤らすこととなります。</p> <p>特に現在のNHKの報道姿勢を放置することは、重大な国益の損失に繋がりのもとだと懸念しています。</p> <p>上記のように、電波を媒体とする日本の報道姿勢には数々の問題があり、放送権料の値上げを機会に、各放送局が自らの姿勢を省みる機会にしてほしいと願います。</p> <p>ご担当者様には、よろしくお取り計らいいただきたくお願い申し上げます。</p>
419	<p>テレビ局の電波利用料は異常に安過ぎます。高利貸しも真っ青のボロ儲け状態です。諸外国と比較すると、テレビ局の電波利用料は数千億円から数兆円のレベルに大幅に引き上げる必要があります。</p> <p>また、諸外国にならって電波オークションを導入すべきです。</p> <p>自由競争を声高に叫ぶマスコミこそ、率先して新規参入を促すべく門戸開放すべきです。最後かつ最悪の護送船団業界のマスコミには、競争原理に基づき大いに競争し、業界を浄化するべきです。</p>	432	<p>テレビ電波利用料は安すぎる。マスコミは「構造改革、利権反対、談合反対」というが実際に自分たちの特権に対しては「報道しない自由」を行使する。ニュース映像に音楽をつけて報道側の意図へ導いたり、伝えたくないものはなかったものとする。実名報道が大事というわりには犯人の国籍によって名前や国籍を隠したりする。尼崎の角田被告の写真取り違えなど大問題なのにサラッと訂正しただけだった。通りすがりの一般人を写す時も、台風などで逃げたプラスチックなどをわざと運んだり盗撮と一緒一重だと思ふ。倫理観が薄れている。これは新規参入でできない(させない)からの驕りだ。</p> <p>外国人が株を多数保有しているのもおかしい。法律違反ではないか？</p> <p>マスコミの体質を改善してほしい。</p> <p>最初の一步として、電波利用料値上げ。ぜひ値上げしてほしいです。</p>
420	<p>世界基準に合わせて調整が必要 電波オークション導入で新規参入を可能に 偏向歪曲報道に厳罰処置 電波使用禁止</p>	433	<p>世界基準に合わせて是正 電波オークションを導入 新規参入を可能に 放送法の遵守 質実なメディアは放送権制奪 昨今の偏向歪曲報道で 国民のメディア不信が加速 ネット普及でテレビ離れも 最早国民の信頼を失いつつあるメディアは消え去る</p>
421	<p>電波オークションの導入に賛成。新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が生まれるようにして欲しいです。</p>	434	<p>電波利用料は携帯電話を使用している一般国民が8割負担してテレビ局が2割負担と聞きますが、この割合を逆に、テレビ局が8割負担するべきです。テレビ局の業務自体は高給が支払われ、下請け孫請けが過労薄給とのことです。そして現在テレビ局は偏向報道を行っているところが多いと感じる。日本に無関係な韓国ニュースや中国のニュースに時間を費やしている。また、NHKもその内容が中立でなかったり報道が偏っていたりするので、これは公共放送の名に値しない。民営化すべき。</p>
422	<p>日本の電波利用料は安過ぎます。国民の資産である電波を不当な値段で独占的に使用している放送局に厳しい制限を課して下さい。電波利用料を値上げし、値上げしたお金を使って偏向報道、虚偽報道、重要情報の隠蔽をした放送局への苦情受付や調査をする政府機関を創設して下さい。そして審査の結果、問題ありと見られる放送内容について深夜帯等を使って苦情内容の告知放送を義務付けて下さい。</p> <p>税金と受信料を使う NHK をスクランブル化して下さい。受信料が高い為にテレビを捨てた人たちが多くいます。NHKのせいで国民の知る権利が侵害されています。</p>	435	<p>日本の電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価であるそうです。電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権益のごとく、不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのをおかしいと思います。</p> <p>世界水準での値上げを検討して下さい。</p> <p>現在各放送局では貴重な電波を使用し、変更した内容の放送で世論を誘導したり、自らが版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用していると思うケースも多々あります。</p> <p>是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立ててもらいたいので、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が生まれるようにして欲しいです。</p> <p>そして国民が望まない中国韓国扇風で反動的な偏向報道などには、免許の取り消しやペナルティを課すことが出来る様な仕組みをお願いします。</p> <p>国民が望まない中国韓国扇風で反動的な偏向報道などには、免許の取り消しやペナルティを課すことが出来る様な仕組みをお願いします。</p> <p>なお、公共放送を標榜する NHK の日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民の批難が集まっており、反日メディアである、中国中央電視台と韓国 KBS が本社内部にある NHK の偏向報道と嘘報道のせいで、日本国民は危機に晒されています。</p> <p>受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たい人だけがみられるスクランブル化の検討や放送免許をなくする等の見直しをお願いします。</p>
423	<p>日本の電波利用料は、不当に安い金額と考えています。故に放送局の既得権益になっていないでしょうか？ その放送局は不当に安い金額で電波を独占し、好き勝手なコンテンツを垂れ流し、世論を誘導しようとしています。また、自社コンテンツを宣伝に使用するなど、電波を悪用しています。</p> <p>日本の放送業界は最後の護送船団方式ともいえ、競争が生まれず日に日に腐って行っているのが目に見えています。</p> <p>電波オークションを導入し、新規企業にも参入できるようにしていただきたいと思えます。</p> <p>また、放送法も改正し、誤報や偏向報道に対しては罰則を設けるようにしていただきたいと思えます。</p> <p>NHK については、日本の公共放送とは思えない姿勢は断じて許しません。</p> <p>NHK は解体・再編し、ニュース、国会中継、教育コンテンツなどに特化した税金で運営される国営放送とその他に分けていただきたいと思えます。</p>	436	<p>テレビ局の既得権益は誰が守っているのですか？偏向報道をして国民の不満をかい、格安の電波料金をボロ儲けで視聴率は下がっているのに高級取り。電波使用料を諸外国並みにすることを要求します。これで国民に増税なんて誰かがテレビ局の利権を守っているからです。こういうことは許されません。</p>
424	<p>電波利用料の見直しについて。</p> <p>日本の電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価であると聞きます。電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権益のごとく、不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのをおかしいと思います。</p> <p>世界水準での値上げを検討して下さい。</p> <p>現在各放送局では貴重な電波を使用し、変更した内容の放送で世論を誘導したり、自らが版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用していると思うケースも多々あります。</p> <p>是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立ててもらいたいので、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が生まれるようにして欲しいです。</p> <p>そして国民が望まない中国韓国扇風で反動的な偏向報道などには、免許の取り消しやペナルティを課すことが出来る様な仕組みをお願いします。</p> <p>なお、公共放送を標榜する NHK の日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民の批難が集まっており、反日メディアである、中国中央電視台と韓国 KBS が本社内部にある NHK の偏向報道と嘘報道のせいで、日本国民は危機に晒されています。</p> <p>受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たい人だけがみられるスクランブル化の検討や放送免許をなくする等の見直しをお願いします。</p>	437	<p>電波利用料金の歳入と歳入のグラフから、わかるように携帯利用者からの徴収が圧倒的で、テレビ局などの放送局から歳入が少なすぎます。</p> <p>民衆などが、国の共有財産である電波を安く使って、数千円でもの売り上げを得ているのは絶対におかしいです。フジテレビは、K-POP プームに乗っており、自分の子会社であるフジパシフィック音楽出版の宣伝までしている始末。電波の私利利用が随分します。</p> <p>地上波デジタルによって、米国のように放送局が増えて選択制が広がる当初の期待が裏切られているのは、既存の放送局が安く電波を利用して沢山儲けて、そのお金でチャンネルを買い、新規参入を拒んでいるからではないでしょうか？</p> <p>また、NHK は、韓国大統領の演説を1時間にもわたって放送しました。しかも、中国中央電子台という外国のブロードバンド機関を渋谷の放送局に隠しています。どこの国の放送局かわかりません。日本の国民のみならずのものである電波を借りている放送局にあるまじき状況です。</p> <p>1000 万円を超える NHK の給料も高すぎます。とんとん電波利用料金として徴収してください。公共放送なので、本来はボランティア・無償が基本なのです。</p> <p>日本を売り、暴利を貪る放送局から、もともとと料金徴収して、あるべき電波の利用に役立ててください</p>
425	<p>日本の電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価であるそうです。電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権益のごとく、不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのをおかしいと思います。</p> <p>現在各放送局では貴重な電波を使用し、偏向した内容の放送で世論を誘導したり、自らが版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用していると思うケースも多々あります。</p> <p>是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立ててもらいたいので、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、各局がそれぞれ切磋琢磨し企業努力できる様な環境づくりを構築して欲しいです。</p> <p>そして国民が望まない偏向報道などには免許の取り消しやペナルティを課すことができるような仕組みを望みます。</p> <p>一方的に発信する内容が事実と異なっていたり、歪曲されているなどインターネットでの情報とマスコミの情報に誤差があり過ぎます。</p> <p>インターネットを使わない方にも、事実を伝えるべきです。</p> <p>なお、公共放送を標榜する NHK の日本のテレビ局とは思えない特別な偏った報道姿勢と他局と異なる変わらない公共放送局なのに NHK だけに受信料を徴収されるのは憤りを感じます。</p> <p>受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たい人だけがみられるスクランブル化の検討や放送免許をなくする等の見直し是非ともお願いします。</p>	438	<p>日本の電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価であるそうです。電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権益のごとく、不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのをおかしいと思います。</p> <p>世界水準での値上げを検討して下さい。</p> <p>現在各放送局では貴重な電波を使用し、変更した内容の放送で世論を誘導したり、自らが版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用していると思うケースも多々あります。</p> <p>是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立ててもらいたいので、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が生まれるようにして欲しいです。</p> <p>そして国民が望まない中国韓国扇風で反動的な偏向報道などには、免許の取り消しやペナルティを課すことが出来る様な仕組みをお願いします。</p> <p>国民が望まない、反日国家中国韓国扇風の反動的な偏向報道などには、免許の取り消しやペナルティを課すことが出来る様な仕組みをお願いします。</p> <p>国民が望まない、反日国家中国韓国扇風の反動的な偏向報道などには、免許の取り消しやペナルティを課すことが出来る様な仕組みをお願いします。</p> <p>国民が望まない、反日国家中国韓国扇風の反動的な偏向報道などには、免許の取り消しやペナルティを課すことが出来る様な仕組みをお願いします。</p> <p>なお、公共放送を標榜する NHK の日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民の批難が集まっており、反日メディアである、中国中央電視台と韓国 KBS が本社内部にある NHK の偏向報道と嘘報道のせいで、日本国民は危機に晒されています。</p> <p>受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たい人だけがみられるスクランブル化の検討や放送免許をなくする等の見直しをお願いします。</p>
426	<p>現在各放送局では貴重な電波を使用し、国民が望まない偏向した内容の放送で世論を誘導していると思われるケースが多々あります。</p> <p>特にNHKの偏向放送、日本国の放送局とは思えない姿勢は目にもあるものがあり、放送免許の取り消し、解体を強く望みます。</p>		
427	<p>公共の電波を利用して放送しているテレビ局はNHKも含めて反日である。日本を貶める番組ばかり作り、フィギュアスケーターの日本の宝である[]さんを侮辱し、八百長で、転んでも高い点を取る[]を褒めるゲストばかり呼ぶ番組をよく作る。日本選手が優勝しても国旗を見せなかつたり1秒だけだつたり国歌の部分をは切ってしまった。一体どこの国の放送局だと思ふ局ばかり。捏造もしようとする。そして外国人が持っているいけない株をなぜか取得している。そして社員は高給を食っている。そんなテレビ局の電波料金ははもと高くて高すぎべき。</p>		
428	<p>国民に対して有益でもない番組を垂れ流しているメディアに国民の大切な電波を特別に安く貸し出す必要はないと思います。海外の料金体系も研究して使用料の増額を希望します。</p>		
429	<p>他の先進国と比較しても、ほぼ10分の1では、日本の電波使用料はあまりに低すぎると思えます。公共放送の在り方と共に見直しを強く求めます。</p>		
430	<p>民放の電波使用料は、欧米と比べ割安と聞いている。また、携帯電話等と比較しても低く設定されている。スポンサーの広告収入で成立している民放の電波使用料は上げて国民が直接的に負担している携帯電話等に関わる使用料を下げるのが妥当と思われる。</p>		

439	<p>日本の電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価であるそうです。電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権益のごとく、不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのをおかしいと思います。世界水準での値上げを検討してください。</p> <p>現在各放送局では貴重な電波を使用し、変更した内容の放送で世論を誘導したり、自らが版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用していると思うケースも多々あります。</p> <p>是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立ててもらいたいのと、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が生まれるようにして欲しいです。そして国民が望まない偏向報道などには免許の取り消しやペナルティを課すことができるような仕組みを望みます。</p> <p>なお、公共放送を標榜するNHKの日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民の批難が集まっております。受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たい人だけが見られるスクランブル化の検討や放送免許事態の見直しをお願いします。</p> <p>公共という意味では緊急放送とニュース、告知、教育等ができればよいはずなのでそれらを切り分けて国税で賄えば良いかと思われます。</p> <p>以上、ご査読くださいますようお願いいたします。</p>	446	<p>日本の電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価であるそうです。電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権益のごとく、不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのは異常だと思います。世界水準での値上げを検討して下さい。</p> <p>現在各放送局では貴重な電波を使用し、変更した内容の放送で世論を誘導したり、自らが版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用していると思うケースが多々あります。</p> <p>是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立ててもらいたいのと、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が生まれるようにして欲しいです。そして国民が望まない中国韓国偏見で反動的な偏向報道などには、免許の取り消しやペナルティを課す事が出来る様な仕組みをお願いします。</p> <p>国民が望まない、反日国家中国韓国偏見の反動的な偏向報道などには、免許の取り消しやペナルティを課すことが出来る様な仕組みをお願いします。</p> <p>国民が望まない、反日国家中国韓国偏見の反動的な偏向報道などには、免許の取り消しやペナルティを課すことが出来る様な仕組みをお願いします。</p> <p>国民が望まない、反日国家中国韓国偏見の反動的な偏向報道などには、免許の取り消しやペナルティを課すことが出来る様な仕組みをお願いします。</p> <p>なお、公共放送を標榜するNHKの日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民の批難が集まっております。反日メディアである、中国中央電視台と韓国KBSが本社内部にあるNHKの偏向報道と嘘報道のせいで、日本国民は危機に晒されています。受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たい人だけが見られるスクランブル化の検討や放送免許をはく奪等の見直しをお願いします。</p> <p>【同意見他 20 件】</p>
440	<p>日本の電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価であるそうです。電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権益のごとく、不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのをおかしいと思います。世界水準での値上げを検討して下さい。</p> <p>現在各放送局では貴重な電波を使用し、変更した内容の放送で世論を誘導したり、自らが版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用していると思うケースが多々あります。</p> <p>是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立ててもらいたいのと、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が生まれるようにして欲しいです。そして国民が望まない中国韓国偏見で反動的な偏向報道などには、免許の取り消しやペナルティを課す事が出来る様な仕組みをお願いします。</p> <p>国民が望まない、反日国家中国韓国偏見の反動的な偏向報道などには、免許の取り消しやペナルティを課すことが出来る様な仕組みをお願いします。</p> <p>国民が望まない、反日国家中国韓国偏見の反動的な偏向報道などには、免許の取り消しやペナルティを課すことが出来る様な仕組みをお願いします。</p> <p>なお、公共放送を標榜するNHKの日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民の批難が集まっております。反日メディアである、中国中央電視台と韓国KBSが本社内部にあるNHKの偏向報道と嘘報道のせいで、日本国民は危機に晒されています。受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たい人だけが見られるスクランブル化の検討や放送免許をはく奪等の見直しをお願いします。</p> <p>【同意見他 5 件】</p>	447	<p>現在、各放送局では、国民が望まない偏向報道を行っています。そういう放送局には免許の取り消しやペナルティを課すことができるようにして下さい。</p>
441	<p>電波利用料金の歳入と歳入のグラフから、わかるように携帯利用者からの徴収が圧倒的で、テレビ局などの放送局も歳入が減少しています。</p> <p>民報などが、国の共有財産である電波を安く使って、数千億円もの売り上げを得ているのは絶対におかしいです。フジテレビは、K-POP プームに乗っかり、自分の子会社であるフジパシフィック音楽出版の宣伝までしている始末。電波の私的利用が酷すぎます。</p> <p>地上波デジタルによって、米国のように放送局が増え選択肢が広がる当初の期待が裏切られているのは、既存の放送局が安く電波を利用して沢山儲けて、そのお金でチャンネルを買い、新規参入を拒んでいるからではないでしょうか？</p> <p>また、NHK は、韓国大統領の演説を1時間にわたって放送しました。しかも、中国中央電子台という外国のプロパガンダ機関を放送局に隠しています。どこの国の放送局かわかりません。日本の国のみんなのものである電波を借りている放送局にあるべき状況です。</p> <p>1000 万円を超える NHK の給料も高すぎます。どんな電波利用料金として徴収してください。公共放送なので、本来はボランティア・無償が基本なのです。</p> <p>日本を売り、暴利を貪る放送局から、もっともっと料金を徴収して、あるべき電波の利用に役立ててください。そうすれば、携帯の利用料金も下がって、広く国民の利益になります。</p>	448	<p>競争入札方式で周波数帯の事業者を決める「電波料オークション」の制度を実施して、日本国民の財産である電波を有効活用していただけないでしょうか。</p> <p>近年のテレビ放送局(特に NHK、テレビ朝日、TBS、フジテレビ。最近では日本テレビも同様)はシナや韓国におもねっており、反日的内容の番組や報道が顕著で、日本国民の財産である電波を有効活用しているとは全く感じられません。</p> <p>このような状況を打開するためにはテレビ放送局にも競争原理を導入して、電通とテレビ局との癒着関係を改善することがひとつの方法として考えられます。</p> <p>またNHKは半官半民の中途半端な現状から、以下のいずれかに変更する必要があると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 100%官営の日本国民のための放送局とし、税金のみで運営する。 2. 100%民営の民間放送局とする。 <p>以上です。よろしくお願いたします。</p>
442	<p>日本の電波利用料は、世界各国に比べ非常に安いそうです。電波は国民の財産であるのに、既得権益のごとく不当に安い水準で現行の放送局が使用していることに疑問を感じます。世界水準での値上げを検討してください。</p>	449	<p>日本の電波利用料は世界に比べて格段に優遇されていることに驚きました。優遇されているのに、日本のテレビ局は利益にならない偏向報道を日々行っています。欧米諸国のように電波オークションを導入するのが一番良いと思います。先ずは諸外国の電波利用料を参考に適正な価格に引き上げて頂きたいと思ひます。過度な偏向報道などに対しては免許の取り消しやペナルティを課することができるような放送免許事態の見直しをお願いします。また公共放送であるNHKの偏向報道にも目にも余るものがあり、見ていないのに受信料を払わされることに腹立たしさを感ずります。見たい人だけが見られるようにスクランブル化の検討もお願いします。また既存テレビ局以外の新規企業にも電波を使用するチャンスを与えて頂きたいです。</p>
443	<p>日本の電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価であるそうです。電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権益のごとく、不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのをおかしいと思います。世界水準での値上げを検討してください。</p> <p>現在各放送局では貴重な電波を使用し、偏向した内容の放送で世論を誘導したり、自らが版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用していると思うケースも多々あります。</p> <p>是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立ててもらいたいのと、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が生まれるようにして欲しいです。そして日本国民が望まない偏向報道や放送法を守らない放送局などには免許の取り消しやペナルティを課すことができるような仕組みを望みます。</p> <p>なお、公共放送を標榜する日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民の批難が集まっております。受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たい人だけが見られるスクランブル化の検討や放送免許事態の見直しをお願いします。</p> <p>普段天下りを批判している放送局が版權を持つ子会社等に天下りをしていることや、日本国籍を持っていない人物が日本の放送局に採用されて日本を貶める放送をしていること、NHK が原簿承認で出演中止「意見変えて」と要請したことにも驚きます。</p>	450	<p>日本の電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価だと聞きました。電波は国民の財産であるにもかかわらず、不当に安い水準で既存の放送局が使用しているのはおかしいと思います。他国と比較して検討していただきたいと思ひます。また、現在各放送局では貴重な電波を使用し、自社の宣伝に使用したり、都合の悪いことは報じなかったりと、電波を悪用していると思うケースも多々あります。是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立ててもらいたいのと、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が生まれるようにして欲しいと思ひます。また、国民の受信料で経営しているNHKの放送内容も偏っていると感ずられるものも多く、スクランブル化の検討もお願いしたいと思ひます。</p>
444	<p>現在、各放送局では偏向した内容の放送で世論を誘導したり、自らが版權を持つコンテンツの宣伝に利用したりと、電波を悪用していると思うケースが多々あります。電波オークションを導入してください。新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争ができるようにしてください。</p>	451	<p>日本の電波利用料は世界各国に比べて格段に廉価であるそうです。電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権益のごとく、不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのをおかしいと思います。世界水準での値上げを検討してください。</p> <p>現在各放送局では貴重な電波を使用し、変更した内容の放送で世論を誘導したり、自らが版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用していると思うケースも多々あります。</p> <p>是非電波オークションを導入し貴重な財源として役立ててもらいたいのと、新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が生まれるようにして欲しいです。そして国民が望まない偏向報道などには免許の取り消しやペナルティを課すことができるような仕組みを望みます。</p> <p>なお、公共放送を標榜するNHKの日本のテレビ局とは思えない姿勢に国民の批難が集まっております。受信料が既得権益となっている体制に一石を投じる為にも、見たい人だけが見られるスクランブル化の検討や放送免許事態の見直し、民営化をお願いします。反日メディア淘汰のために電波オークション制の導入、クロスオーナーシップ廃止もお願いします。</p>
445	<p>電波利用料の見直しに大賛成です。見直しするべきだと思います。</p>	452	<p>NHK の、日本のテレビ局とは思えない姿勢に怒りを感じます。国民から強制的に受信料を徴収し、偏向報道を続けるNHKの存在自体も考え直す時期だと思います。NHK に税金をつぎ込むことは、やめてください。NHK は、見たい人だけが見られるスクランブル化にしてください。</p>
		453	<p>諸外国に比べ電波利用料が格段に安いと聞きますが、諸外国並みに上げるべきではないでしょうか。放送の質も維持されず、低俗な見たくもない番組、公正、公平を欠く偏向番組、宣伝ばかり垂れ流す放送局に利用料を低く設定する値打ちがあるのでしょうか。増税が将来的に実施される中、利用料を上げて、収収に充てるべきです。また、NHK が公共放送の名に恥する偏向、国益軽視番組を放送していますが、存在価値なしとみなします。スクランブル化するなり、民営化するべきです。</p>
		454	<p>日本のテレビ局・ラジオ局の電波料は、とても優遇されていると聞きました。ネットのメディアニュースでも、テラホラ記事を見かけます。それによりますと、諸外国に比べて、ものすごく安いとのこと。</p> <p>このように優遇されている状態で、日本の国益にならない偏向報道ばかり続いています。テレビ側はネットは悪だと言っていることありますがそれは、真実が報道されているのがネットのみなので国民に知られたくないという思惑が見えてしまいます。</p> <p>それでいて、広告費の収入は莫大であり普通の会社社員と比べものにならないくらいの年収ももらっている聞きます。</p> <p>そんなにお金があるのなら、もっと電波料を上げて構わないと思ひます。</p>

455	<p>柴山昌彦総務副大臣の英断により、各テレビ局の支払っている電波利用料の金額が再び、公表されました。この問題については河野太郎議員らのブログを読んだり自分でネットの記事を読んで多少勉強しましたが、あまりにも不公平で憤りを感じます。</p> <p>他の業界は熾烈なまでの競争を強いられ、中国のような突如わいてきた 15 億人もいる低賃金労働者と真っ向から勝負させられているというのに放送局はたった数社で市場独占。それも現金のような金額で。</p> <p>喻えるならば、銀座の一等地を月 1 万円で商売から安く貸してもらって商売をしているような市内のスペースをタダ同然で借りて独占しているようなもの。</p> <p>諸外国と比べても比較が馬鹿らしいほど安いと思います。過去に遡って計算して多めに電波利用料を増額して下さい。</p> <p>また、単に富の公平性だけの視点だけではありません。下劣な番組や手法も多々見られます。品性を疑うかからないような存在になっています。かなり幼稚だしバカ殿様的な勘違いもあり、つける薬はないと思われるので平均年収 800 万円ぐらいに落ち着くような削減をしてもって浮世離れした身分を剥奪すべきです。そうすれば目が覚めかもしれません。低レベルな仕事をしていただくお金を稼げてしまうというのは望落を招くだけではないでしょうか。プロとしての甘さ、殿様商売ゆえの横暴さも奇しさを誘います。</p> <p>榎博文氏の調査にもありましたが、日本は山場 CM が多すぎです。そもそも昔と比べて CM が多くなったと感じるので山場がきたら高い確率で CM に入り家族みんな怒っています。イギリスやフランスなどでは CM に対する規制も厳しくほとんどこういうのではないそうです。視聴者としてはバカにされている、ふざけていると感じるやり方です。あまりにも視聴者を蔑ろにしていると思われないでしょうか。番宣や通販も含め、強い立場を利用してやりたい放題です。本当は淘汰されるべき存在だと思いますが、それは非現実的なのでカイゼン策を講じていただければ少しは社会も良くなることでしょう。</p>
456	<p>偏向報道ばかりのテレビ局、国益を著しく損ねて害悪にしかならないのに何故国民に安い電波使用料で国民の財産である電波を使わせているのか？ 現在までのペナルティとして向こう 10 年間外国水準の 3 倍以上高且つ放送法の基準を明確且つ厳罰化し、その後諸外国水準へ引き下げ位してほしいです</p>
457	<p>日本の電波利用料は世界各国と比べて格段に廉価のようです。電波は国民の財産であるにもかかわらず、既得権のごとく、不当に安い水準で現行の放送局が使用しているのがおかしいのではないのでしょうか。世界水準での値上げを検討してください。</p> <p>現在各放送局では貴重な電波を使用し、変更した内容の放送で世論を誘導したり、自社が版權を持つコンテンツの宣伝に使用したりと、電波を悪用しているケースも多々あります。是非電波オークションを導入して貴重な財源として役立ててもらいたいです。また新規企業にも電波を使用するチャンスを与え、良い意味での競争が生まれるようにして欲しいです。そして国民が望まない偏向報道などには免許の取り消しやペナルティを課すことができるような仕組みを望みます。</p> <p>なお、公共放送を標榜する NHK には日本のテレビ局とは思えない報道姿勢に国民の批難が集まっております。受信料が既得権益となつていく体制に一石を投じる為にも、見た人だけが目に見えるスクランブル化の検討や放送免許争奪の見直しをお願いします。</p>
458	<p>日本の電波利用料金は外国に比べ安いそうですが、テレビ局がその電波を使って特定の国に偏重した報道をしているのはおかしいです。</p>
459	<p>テレビ局の電波利用料の安さは異常だと思います。他国と比べてみると一目瞭然です。政府の手厚い規制と放送免許などの許認可に守られ、長年新規参入も全くないテレビ局。ほぼ数社の独占状態で、巨額の暴利をむさぼっています。</p> <p>そしてやっていることと言えば、日本国内外勢力の反日プロパガンダへの加担。そして韓国、中国、北朝鮮のイメージアップ操作。あからさまなステルスマーケティング。</p> <p>日本国民は、みんな、気が付き始めています。まず、テレビ局の電波利用料の大幅な引き上げを望みます。</p>
460	<p>電波利用料、高すぎです。現在、8割を視聴者が、2割を放送局が、担っています。それで、職員の平均所得が1780万円？ その数字は、低いと言えませんか？！年間2000万円近い収入、ですよ？！視聴者は何のために徴収されているの？！さらに、放送内容は、反日捏造のプロパガンダ。自国を愛する内容なんて、どこにもない。支那にこびり、朝鮮に尻尾をふり、言われるがままに反日捏造報道を流しまくる。苦情電話も、関係ない。どうせ、アルバイトが嫌な思いをするだけ。中の人間は毎日糞沢三昧。社宅は豪華。別荘も福利厚生施設も、豪華絢爛。世の中の不況なんて、知ったことじゃない。自分たちには、なーんにも関係ない。何をやっても、金はある。徴収すればいい、国会がいつでも承認してくれる、やりたい放題、反日放題、捏造し放題、これが我が国が世界に誇る「NHK」です。インドでは「自国の国益に沿わない」という理由で、ビザ延長を却下された。世界で唯一外国人を雇う、NHK。自国の仮想敵国の人間を雇う、NHK。NHKは、「反日、捏造、プロパガンダ」である。”</p>
461	<p>電波利用料金の大幅値上げを！現在キー局は以下のように主に特ア3国に乗っ取られている状態です。この状態の早期改善をお願いします。</p> <p>NHK 中国共産党(主に北京派閥だが、最近では習近平体制に合わせてNHK内部も上海派閥が優勢) 読売 アメリカ(財務省) 毎日 北朝鮮(朝鮮総連) 朝日 中国共産党(主に上海派閥) 産経 フジテレビは韓国が大株主 産経はアメリカ</p> <p>各局のニュース番組の制作部は、ほとんど特ア3国に占拠されている状態。日本を利する報道はせず、特アに利益を誘導するような恣意的な情報操作が、内部の在日朝鮮人社員や左翼社員によって行われています。彼らは長年かけ様々な工作を行い、人事や報道部を掌握してきました。今は日本の危機です。官僚の方々の覚醒を求めます。</p>
462	<p>現在 電波料は異常な廉価と聞いています。しかもそれを独占し、あろうことか 公共の電波を 時局の通販の宣伝に使ひ 偏向報道に至っては 放送法違反の疑い濃厚です。野放しにしている法務省も問題。この既得権益を排除するためにも 電波オークションに移行する事(国によっては4000〜5000億の歳入)を望みます。</p>
463	<p>公共の電波を独占しながら、自分のところで作った映画の宣伝を公共の電波を使ってやるという・・・今のテレビに公共性なんてあるの？もった電波使用料を取るべき。</p> <p>TV局が支払っている電波利用料は安過ぎる。営業収益のわずか0.2%前後という破格の安さだ。国の財政が悪化している折、この安さは尋常ではない。</p> <p>日本の電波使用料の8割は、携帯電話会社が支払っていると言われる。TVと携帯電話、どちらが生活必需品かと考えると、今は携帯の方が必要だろうに。</p> <p>国の財政を改善するためにも、TV局の電波使用料は5〜10倍程度に値上げすべきだ。もちろん急に10倍は難しいだろうから、段階的に値上げし、10年後には10倍が望ましい。勿論、電波料金をオークション形式にしてもいい。いづれにしても、この安さは異常過ぎて、不公平感が強過ぎる。</p>

464	<p>最近のテレビ番組の内容がひどすぎる。きちんとしたニュースも報道せず、「報道しない自由」などとのたまわっている。不愉快だから見ない自由を行使しているが、それでは電波が無駄に使われているような気がする。きちんとした報道をするテレビ局が欲しい。NHKは報道もしないうえ、中韓びいきでサムソンのロゴだけは隠もしないインチキ公共放送のくせに、視聴者から金をとろうとするヤクザだ。</p> <p>こうしたテレビ局の横暴を少しでも減らすために、電波の公正なオークションをしてほしいと思う。テレビ局の人の年収は普通の人の何倍ももらっているのに、電波利用料が安いのは納得がいかない。</p>
465	<p>テレビ局の電波利用料「安すぎる」という批判 http://www.j-cast.com/2009/01/24033828.html ここを見ました。安すぎます。早急に値上げを是非。</p> <p>【同意見他2件】</p>
466	<p>電波オークションを導入してください 新規参入できるようにしてください 外資は入らないようにしてください ついでに、広告税も導入してください</p>
467	<p>以前から、日本のテレビ・ラジオ放送局の電波利用料は、諸外国に比べて極端に低いことが指摘されています。日本の大手放送局の電波利用料を、適正な水準にまで引き上げていただきたいと思ひます。</p> <p>そもそも大手放送局の利用料が低く抑えられているのは、その公共性や公平性を信頼し担保するためだと思うのですが、現状を見るに放送局の放送内容は「番組編集」という名の偏向報道や「国民の知る権利」を侵害する「報道しない権利」の乱用など、目に余るものがあります。また、娯楽番組の質の低下も著しく、「一億総白痴化」や国民の洗脳を目指しているのではないかとと思われるほどです。国益を害する行為も少なくありません。</p> <p>さらに、良質な番組を提供する新しい局が新規参入しようとしても、許可を受けることができず、結果インターネット等での発信を余儀なくされています。その一方で、マスコミ関係者(正社員)の給与水準は、信じられないほど高く、しかも利権や天下り、下請けイジメのオンパレード。彼らを守る理由は見あたりません。これらの主要放送局のために、一般人が多額の携帯電話料やインターネット通信料を払われ続けているのは大きな苦痛ですし、不公正だと思われまふ。</p> <p>どうぞ放送局の電波利用料を海外同様の適正水準まで上げて頂きたい、お願い申し上げます。</p>
468	<p>電波利用料の見直しに賛成です。諸外国に比べて日本の電波使用料は安すぎると思ひます。</p> <p>公正かつ淡々と事実を伝える報道が見たいです。ゴリ押しなどのない、楽しかった昔のテレビに戻りますように。</p> <p>このように意見を言える機会を与えてくださったことに感謝いたします。匿名で申し訳ございませんでした。</p>
469	<p>電波利用料の適切な見直しをお願いします。数十年前の基準で決められたものそのままのように思ひます。</p>
470	<p>現在、放送各局はほとんど電波使用料を支払っていないと聞いております。これは不公平かつ独占という問題も内在しております。オークション制にして電波使用料の適正価格徴収と放送の新規参入をはかるべきと考えます。</p>
471	<p>電波オークションを採用してほしい。電波利用料が安すぎます。その分、良質の番組を作っているのらいいけれど、お笑い芸人ばかり出る、低級な番組とか外国におもねった企画のパラエニー、不公正、不公平な内容の情報番組やニュース。電波オークションを採用すれば、少しは競争が起こって良質な番組が放送されるのでは。</p>
472	<p>あきらかに、現時点のテレビ局の電波利用料は安すぎます。改善をお願いします。</p>
473	<p>今のテレビ局は電波を独占しながら自分達が好きなように偏向したり、正しい内容を伝えようとしていません。日本国民が直接意見を伝え改善できるようなしくみをBPO以外に設置していただくとともに、電波の利用料金が諸外国に対して安いなら法定して値上げをしていただようお願いします。</p>